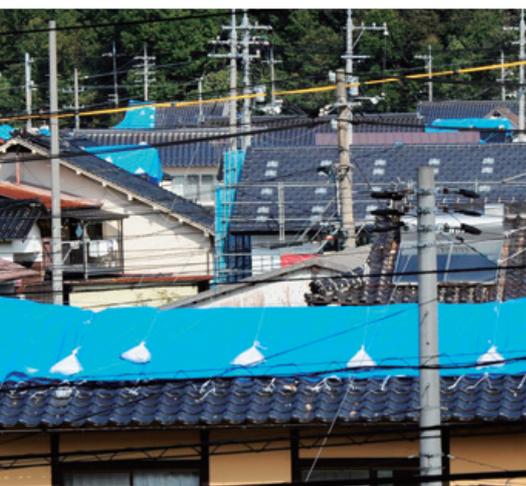


平成28年10月21日

鳥取県中部地震 記録誌



鳥取県中部地震 被害状況一覧

県内被害

市町村名	最大震度	人的被害		住家被害			非住家被害			
		負傷者（人）		全壊（棟）	半壊（棟）	一部破損（棟）	公共建物		その他	
		重傷	軽傷				全壊（棟）	半壊（棟）	全壊（棟）	半壊（棟）
鳥取市	5強		1	1	1	210				
米子市	4									
倉吉市	6弱	5	9	4	246	9,190			49	156
境港市	4	1				1				
岩美町	3		1			1				
若桜町	3									
智頭町	4									
八頭町	4									
三朝町	5強		1		7	1,111				3
湯梨浜町	6弱	1			17	1,858				
琴浦町	5弱		1		1	455				
北栄町	6弱	1	4	13	40	2,236			57	51
日吉津村	5弱					6				
大山町	4									
南部町	4									
伯耆町	4					10				
日南町	4									
日野町	4									
江府町	4									
計		8	17	18	312	15,078	0	0	106	210

資料：鳥取県被害報第100報（平成30年3月20日現在）

農林水産施設等の被害

施設区分	個所数	主な被害内容	被害額
農地（水田・畑）	180個所	水田・畑石積み崩壊、のり面崩壊、芝畑の液状化	180,970千円
農業用施設	437個所	法面・路面の亀裂、パイプラインの漏水、法面・路肩の崩壊、施設の地盤沈下。	531,016千円
共同利用施設（選果場、集荷場、加工施設、倉庫等）	22個所	建物破損、機械破損	497,554千円
林道	12路線	法面の崩落、路面の段差	41,516千円
特用林産施設（椎茸）	3個所	ほだ木の転倒、ビニールハウス破損	915千円
漁業施設	2個所	外壁一部崩落、配管の破裂	775千円
個人施設（農産物出荷調整施設、畜産施設）	73個所	施設、機械の破損	121,684千円
合計			1,374,430千円

公共土木施設被害（国土交通省・農林水産省林野庁分）

工事	都道府県工事		市町村工事	
	個所数	金額	個所数	金額
河川	5個所	158,000千円	1個所	26,000千円
海岸（その他）	1個所	50,000千円		
砂防設備	1個所	7,000千円		
道路	49個所	764,000千円	45個所	231,300千円
橋梁			3個所	9,600千円
港湾	2個所	10,000千円		
下水道	1個所	35,000千円	17個所	457,800千円
公園			1個所	450,000千円
治山施設	1個所	30,000千円		
合計	60個所	1,054,000千円	67個所	1,174,700千円

全国被害

区分		単位	鳥取県	岡山県	島根県	広島県	大阪府	兵庫県	合計
人的被害	死者	人							0
	行方不明者	人							0
	負傷者	重傷	人	8	1				
軽傷		人	17	2			1	3	23
住家被害	全壊	棟	18						18
	半壊	棟	312						312
	一部破損	棟	15,078	17					15,095
非住家被害	公共建物	棟							0
	その他	棟	316	1					317
文教施設被害	国立学校施設	校	2	1		1			4
	公立学校施設	校	65	10					75
	私立学校施設	校	16						16
	社会教育・体育・文化施設等	施設	26	3					29
農作物等	文化財等	件	28	3	2	1		1	35
	農作物等	ha	9						9
	農業用ハウス等	件	58						58
	畜舎等	件	15						15
農地・農業用施設関係	共同利用施設	件	22						22
	農地	箇所	180						180
林野関係	農業用施設等	箇所	430						430
	林地荒廃	箇所	5						5
水産関係	治山施設	箇所	1						1
	林道施設等	箇所	29						29
	特用林産施設等	件	3						3
土砂災害	共同利用施設	件	2						2
	土石流等	件	2						2
土砂災害	がけ崩れ	件	23						23

資料：消防庁被害報第38報（平成30年3月22日現在）

文部科学省被害情報第6報（平成28年11月1日現在）

農林水産省被害状況（平成29年10月16日現在）

国土交通省災害情報第11報（平成28年12月21日現在）

災害救助法の適用

鳥取県（適用日：10月21日）	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町
-----------------	------------------

※他の都道府県での適用なし

資料：内閣府被害報（平成28年12月21日現在）

被災者生活再建支援法の適用

鳥取県	倉吉市	適用基準（支援法施行令）：第1条第1号	適用日（決定日）：10月21日（12月26日）
	北栄町	適用基準（支援法施行令）：第1条第2号	適用日（決定日）：10月21日（11月28日）

※他の都道府県での適用なし

資料：内閣府（平成28年12月26日現在）

**平成28年10月21日
鳥取県中部地震記録誌**

鳥 取 県

鳥取県中部地震記録誌の発刊に寄せて

鳥取県知事 平 井 伸 治



「鳥取県中部地震」の発生から2年が過ぎました。

この記録誌は、特徴のある地震であった鳥取県中部地震の概要や被害状況、災害対応や復旧・復興に向けての取組、関係団体や住民の皆様の御体験などを記録し、振り返ることができるように編纂したものです。

近年、記録的な災害の発生が相次ぐようになっており、この度の経験や記録が、次なる災害への備えや対応の一助となれば幸いに思います。

さて、鳥取県中部地震からの復旧・復興においては、まずはできるだけ迅速に「復興」を進め旧に復すことに意を尽くし、更に、幸福を興す「福興」を目指すことを、地域一丸となって進める挑戦を続けて参りました。その中で、前例にとらわれることなく、一部損壊家屋に対する住宅再建支援や、災害ケースマネジメントによる被災者に寄り添った生活復興支援など、全国で初めての施策にも取り組み、眼前に立ちはだかる課題を一つひとつ乗り越えて参りました。

地域の皆様が心をついに力を合わせられたからこそ、鳥取県らしい人と人との絆を活かしながら、住み続けるふるさと、住み続けたいふるさとへ、また、地域の元気の創出に、更に一步、もう一步と進むことができました。「福興」から更に高みを目指す「福高」へ、次なる歩みが始まりました。皆様の御尽力、温かい御支援、御協力に心から御礼を申し上げます。

今後ともお力添え賜りますようお願い申し上げますとともに、災害のない平和なふるさととなりますよう、お祈り申し上げます。

鳥取県中部地震を鳥取県知事あいさつから振り返る

■鳥取県中部地震への災害対応について

10月21日の地震であります。実は特徴ある地震だということが最近の研究でわかってきています。ただそのメカニズムは、あの時を思い出せば私たちにはさっぱりわからなかったわけです。ただ周りを見れば、あれも壊れているこれも壊れている、とにかく避難しなければいけない、お年寄りがいる、耳の聞こえない方々などハンデキャップを負った方々もいる。そういう中でやるべきことを全力でやらなければならない。その辺の瞬発力が地域の防災力として試されるわけがあります。

今回、幸いにして死者がなかったということでございますが、あの危機の中で三朝町消防団ではばっばと的確に指示を発して、それで全体が動いた。三朝町では20人に1人が消防団員で全国で見ても非常に手厚い状況があるわけです。そういう中でこそ、行方不明の方の救出ができ、亡くなる方をくい止めたわけです。

また、支え愛マップをつくっていたところはうまくいったという話がございますし、普段から公民館に備蓄を自分たちでもされていた。食べ物のことだけでなく、いざという時に

使える工具なども置いていた。さらに日ごろから訓練をされていたものですから、訓練のすぐ後に今回の地震がきた。普段からやっていることがいざという時に本当に活かされて命を助けたり、生活の再建に向けた動きを早めることができるのもそういう地域の防災力がある地域だからであります。

地域で動くことで変われるんです。災害に立ち向かうことができるんです。何より国が来るのを待つのではなく、私たちからまず動くこと、この当たり前のことができたのが鳥取ではないかとそこは誇っていいと思います。

でもまだまだ足りません。そこで防災危機管理の条例を改正させていただきました。支え愛避難所という新しいスキームを作ってみたり、支え合いで支援する活動を応援しようとするを制度化させていただきました。大雪の時もこうしたことが私たちのふるさとではできたのであります。全国どこにも無い、一番安全なふるさとを地域の防災からつくっていければと思います。

(鳥取県中部地震1年フォーラム(平成29年10月21日(土))あいさつより)

■鳥取県中部地震からの復興について

私たちは今傷ついたこのふるさとを直すことだけで終わりではないと思っています。実は元々から人口減少などの悩みがあったり、産業をはじめ経済の活性化について課題のあった地域でありまして、今回の被災でそれがいっそう加速されることになってはいけません。したがって、マイナスをゼロにするだけでなくプラスに変えていかなければならないのだと思います。

いろんなところで住宅の修繕がいつできるかのお声を伺うわけでありまして。地域の中でも知恵を出して、例えば町内会ごとにまとまってある程度前に進められないとか、いろんなやり方があるんじゃないかと思います。また民間の住宅に限らない様々なまちづくりの再興などもあるわけでありまして。こうしたところには県としても復興活動支援センターを作ったり、特別の支援制度を作ったりということも考えてみてはどうかと思います。

ここ中部には大きな力があります。それは住民の皆さん、

企業、あるいは行政サービス、大学、そうしたところがたぶん全国でも一番近い距離でお互いに頑張っていけるところだと思います。例えば「ほっとここ」という子どものための食堂を作ろうというのが地震で頓挫していました。そこで住民の皆様が資金を出し合い、12月にオープンをするということが叶いました。さらには、お正月には多くの方々、ボランティアと一緒にお正月を楽しむような行事をされるところです。銭湯がよみがえったり、三朝の吉田ではみんなの力でお年寄りを探し出して助けたり、そうしたいろんないい話も重なりはじめているところです。先般、成人式が各地で開かれました。そういう中で、私はまたふるさとに帰ってきて役に立ちたい、そんな声がそれぞれの市や町で聞こえたところでありまして。地震がかえって私たちのふるさとを強くするのではないかと、それが私たちが目指すべき本当の復興ではないかと思っています。

(第1回鳥取県中部地震復興会議(平成29年1月13日(金))あいさつより)

■生活復興支援について

私が最近感じておりますのは大きく2つございまして、ぜひ市町村長さん等とも話をしなきゃいけないと思っております。ところでございますが、今、復興が大分進んできているのは事実であり、ブルーシートの状況を上空から1月の半ばに空撮をいたしましたところ、今も住んでおられる家では5%の家がなおブルーシートがかかっていますが、95%は取れている。こういうように進んできている一方で、ただ、なぜ残っているのかということもまた大きな課題になっていると思うところであります。

そこで、これはアメリカのハリケーン、カトリーナのときに出てきた手法であります。災害ケースマネジメントとも言われるものでありますけれども、なぜ残っているかという、それはそれぞれの家の事情があるからでありまして、それは融資の問題かもしれませんし、生活の困難を抱えておられるということかもしれませんし、直すといった場合に、もう見積もりどおりフルコースで直すのかどうか、そこの知恵までまだ回らない、こういう風にとりあえず直せば、おじいちゃん、おばあちゃん、まあ雨露がしのげますよというよう

なこともあったりするんですけど、それがわからずにいるといったような、いろんな事情があるわけでございます。ですから、それぞれの御家庭に即しながら、いろんな社会福祉の系統だとか、あるいはメンタルも含めた保健のサービスであるとか、リーガルサービスであるとか、それから建築関係の専門のアドバイスであるとか、そうしたものをチームを組んで対応する必要があるのではないだろうか、このように思ってきたところであります。

そのために、生活復興支援チームというものをつくってはどうか。我々県の方でもこのたび県議会が開かれますけれども、条例を提案して、そうした制度を全国でも初めて盛り込んでもいいんじゃないだろうか、こんなように考えているところでございます。

震災後へのまちづくり、震災復興を仕上げながら次のステージへ踏み出していく、そういう段階かなというふうに思っています。

(第4回鳥取県中部地震復興会議(平成30年2月3日(土))あいさつより)

生活復興支援へ新体制

条例改正 課題即しチーム派遣

中部地震で知事表明

鳥取県の非自治体は3日倉吉市内で開いた「第4回鳥取県中部地震復興会議」で、被災者の生活復興支援を新たな体制を設け、制度化したことに決断する考えを示した。専門チームで事務的支援を担う方針で、自治体間の連携強化を促す。住宅支援金についても申請期間を短縮する考えがあることも表明。セーフティネットの強化も示している。(宇田 浩)

住宅支援金の再延長も

鳥取県と、県のムアンパは行政や社会、生活復興支援チームで、ブルーシートは残る。金額は減少した。率井 弁護士ら専門家も構造的にアドバイス。知事は「復興は進んでいるが、このままでは社会的な課題も生じてきた。生活する上で必要となる。必要に応じて、このため、市町村などが個別訪問で家損を把握し、それぞれの課題に即した生活復興プランを作成し、支援チームを派遣する。チーム

「本年度から開始し、被災者に対して、県が提案している、建設や瓦工事業のほか、倉吉市は最も一日あたり使った費用は1万円、昨年12月末時点での住宅再受援金の未申請は461件、住宅再受援金は450万円。これについて市長は申請率の向上を求め、率井弁護士ら専門家も構造的にアドバイス。率井知事は取材に「最低でも半年、あるいは1年延長する必要がある」と述べた。

■復興の総仕上げに向かって

あれからもう2年、皆様がそれぞれの分野で大活躍をされました。こういうふうな、いわば地域のネットワークが確認をされ、それが機能し、強化をされ、きょうの日までたどり着くことができたと思います。振り返ってみますと25名の方がけがをなさいました。またり災証明、全部でおおよそ2万ぐらいのり災証明が出されています。それだけ多くの家屋被害があったということが、今回の地震の特徴でありました。

そういう意味で、関係者の方々も御商売のこともありますがけれども、どちらかというボランティアや、あるいは地域貢献の考え方で、身を粉にして働いていただきまして、県外の方の応援をいただいたりしながら取り組んでまいりました。その結果として、ブルーシートも外れかけてまいりまして、もう2年前の今ごろの発災直後のころ、ざあっと真っ青になった屋根の様子を思い出しますと、大分落ちつきの出た町並みに戻り始めたのではないかなというふうにも思います。

また、地域の商工会議所、商工会などの御協力をいただきまして、そうした被災した企業の立ち直りを支えるということも、県も補助金や融資を用意しまして進めてまいりました。今日まで大体7億ぐらいの補助が執行され、147億の融資、無利子融資が出ていくということになりました。それで、企業もそれぞれ戻り始めてきております。中には、過去のそうした被災を乗り越えて、まさに未来に向かって業容を拡大しようというところも出始めてきたところがございます。

観光など非常に傷ついたところでありましたけれども、今、お客さんは何とか取り戻した状況になっていると思います。

また、農林水産の被害も広がりました。特に選果場の被害であるとか、あるいは漁港施設の被害であるとか、また牛乳工場も一部被災をしたということもございました。このあた

りも前に向いて進み始めまして、このたびスイカなども過去最高の単価を記録するというように復調を遂げてきているところがございます。

こうして一步一步、私たちは災害対応を進めてまいりました。ただ、まだまだ届かないところがあります。それは、生活にもともと苦しみを感じていたところ、いろんな事情を抱えておられる御家庭がどうやって立ち直っていけばいいかということがいまだわからずに相談もできかねていた世帯などがありました。今、災害ケースマネジメントにより、約75世帯を対象に取り組んでいるところがございますが、こうしたこととあわせて実態調査も進めてまいりました。そういうようなことをもとにいたしまして、ほかの地域のどこにもないような、今、生活に密着した復旧対策、復興対策を進めています。今、私たちは単に戻すだけではなく、幸福を起こし、そして幸福を高めていく、そういう未来志向の復興に進んでいかなければなりません。

「ずり落ちた瓦、踏みならす人という」これは河東碧梧桐さんの句なんですけれども、河東碧梧桐さんは関東大震災のとき、東京の文京区に住んで、小石川にいたわけでありすけれども、家のほうは何とかもったようではありますが、ただライフラインのほうの課題があったということで伺っております。それで、もうあちこち崩れ落ちる中で、ちょうどこの中部のようなことだと思いますが、瓦が地面にどんどん落ちている、それを危ないので片づけもあるし踏みならしている、そんな人の姿があったということでもあります。この国はこうした地震というものが繰り返されてきています。しかしそれを乗り越えて、今の東京の町があったり、神戸の町があったりします。私たちにそのことができないはずがないわけでありす。我々なりの新しいふるさとづくりに乗り出してまいればと思います。

(第5回鳥取県中部地震復興会議(平成30年10月21日(日))あいさつより)

目次

鳥取県中部地震記録誌の発刊に寄せて

鳥取県知事 平井伸治

第1章 震災への備え ～これまでの経験と予兆～

- I 本県の地震に対する事前対策…………… 2
- II 鳥取県中部地震の背景…………… 5

第2章 震災の記録

第1節 震災の記録

- I 地震の概要…………… 8
- II 被害の状況…………… 11
- III 応急対策活動…………… 15
- IV ライフライン・インフラ応急対策…………… 26
- V 災害関連死ゼロを目指した取り組み…………… 29

第2節 被災者の住宅・生活再建支援

- I 被災建築物の応急危険度判定、被災宅地の応急危険度判定…………… 32
- II り災証明の発行…………… 34
- III 住宅再建支援制度…………… 36
- IV 支援施策の概要…………… 38
- V 災害ケースマネジメント…………… 49

第3節 地震を教訓とした取り組み ～復興を目指して～

- I 復興対策…………… 52
- II 地震を教訓とした取り組み…………… 60

第3章 震災を振り返って ～震災体験談～…………… 64

第4章 中部地震関連新聞記事…………… 102

第5章 知事記者会見録…………… 124

第1章

震災への備え ~これまでの経験と予兆~



震災への備え ～これまでの経験と予兆～

I 本県の地震に対する事前対策

鳥取県では、鳥取県西部地震【平成12年（2000年）10月】、東日本大震災【平成23年（2011年）3月】の教訓を踏まえて、地震等の自然災害の発生に備えた取り組みを行っていた。

1 鳥取県西部地震を教訓とした取り組み

(1) 鳥取県被災者生活再建制度の創設

鳥取県西部地震で実施した住宅再建支援制度を恒久化し、台風などを含む幅広い自然災害による被災地域の住宅再建を支援するため、県と市町村が共同で積み立てる「鳥取県被災者住宅再建支援基金」を創設した。被災世帯への支給額は、鳥取県西部地震の基準とほぼ同様とした。

被災者生活再建支援制度の概要

- ・ 制度創設：平成13年度
- ・ 対象災害：風水害や地震・津波などの自然災害等で全壊家屋が全県で10戸以上
- ・ 支援対象：被災住宅の新築・購入・補修
- ・ 支援額：新築・購入300万円、補修150万円
- ・ 支援要件：所得制限なし、年齢制限なし、被災程度条件なし
- ・ 基金：50億円（目途）、県・市町村が毎年2億円積立（拠出割合：各1/2）

(2) 防災センターの整備

鳥取県西部地震発生当時、県災害対策本部室と事務局の中心を務める危機管理室が別々のフロアにあったため、災害対策本部の運営が円滑ではなかった。

このため、災害対策本部の迅速な立ち上げと円滑な運営を行うため、県庁第2庁舎3階を防災センターとして整備することとし、常設の災害対策本部室の設置や災害対策本部事務局を務める防災危機管理課、消防課の各執務室を同一フロアに配置した。

災害対策本部室の概要

- ・ 整備年度：平成15年度（平成16年3月完成）
- ・ 災害対策本部室：約20m×約9m、本部長等36席、事務局36席、報道関係者16席
- ・ 主な設備：大型プロジェクタ（100インチ×2面）、映像記録機器等



完成直後（平成16年）の災害対策本部室

(3) 災害時緊急支援チームの創設

鳥取県西部地震の際に、課長級の幹部を含む職員を市町村に派遣し、市町村を支援したことが非常に有効だったことから、大規模かつ重大な災害が発生した場合、県の専門職員によるチームを編成、被災市町村に派遣し、当該市町村の災害応急対策の迅速な実施を支援することを目的に、「災害時緊急支援チーム」の制度を設けた。

災害時緊急支援チームの概要

- ・ 制度創設：平成14年11月
- ・ チーム構成：5名（事務要員2名、土木技師1名、建築技師1名、保健師1名）
 - ※職員数は被災状況や市町村の要望等に応じて適宜増減
 - 事務要員のうち1名は次長、課長級等の幹部職員で編成
- ・ 派遣期間：発生後概ね1週間程度（状況に応じて延長、交代）
- ・ 支援内容：市町村災害対策本部に対する助言や支援
初動対応の技術的支援
県や関係機関との連絡調整 など

(参考)

近年の大規模災害の教訓を踏まえ、災害発生直後から土木技師、建築技師、保健師などを中心に専門家派遣チームを編成・派遣する体制が整ってきたことから、平成30年度に「災害時緊急支援チーム」の見直しを行い、事務職員により編成される「災害時市町村支援チーム」が別途派遣される専門家派遣チームと連携して、総合的に被災市町村を支援できる体制に改めることとした。

(4) 職員災害応援隊の創設

大規模災害時には大量の人員が必要となるため、あらかじめ応援出動可能な職員を登録・組織化しておく「鳥取県職員災害応援隊」の制度を設けた。

職員災害応援隊の概要

- ・ 制度創設：平成15年4月
- ・ 隊員登録：希望職員で構成し長期的な目標は550人（平成30年12月1日現在321名）
- ・ 活動内容：市町村等が行う災害応急対策への応援活動（作業補助）

(5) 県と市町村の連携備蓄の実施

防災備蓄として県と市町村の役割分担をあらかじめ定めて

連携して備蓄を行う「県と市町村の連携備蓄」の制度を設けた。

備蓄品目については、県西部地震の被災者等のアンケートにより要求の多いものから順に選択した。

連携備蓄の概要

- ・ 制度創設：平成13年度
- ・ 役割分担：県…共通利用される大型資機材（仮設トイレなど4品目）
市町村…個人ごとに必要とされるもの（食料、簡易トイレ、毛布など20品目）

(6) 震災対策アクションプランの策定

地震による被害を減らすため、県では「鳥取県地震防災調査研究（平成17年3月報告）」の被害想定を一部見直し、東部、中部、西部でそれぞれ最大の被害が発生する地震に係る想定を基に、減災目標と計画期間を定め、目標を達成するために県、市町村、事業者、県民が協力して地震に備えた取り組みを進めていくための行動計画「鳥取県震災対策アクションプラン」を平成22年12月に策定した。

鳥取県震災対策アクションプランの概要

(1) 想定地震

No	想定地震名	解説
1	鹿野・吉岡断層	1943年鳥取地震の再来。マグニチュード7.2
2	倉吉南方の推定断層	倉吉市南方の推定断層。マグニチュード7.2
3	鳥取県西部地震断層	2000年鳥取県西部地震の再来。マグニチュード7.3

以上の他に気象庁量の津波予報の想定断層（マグニチュード7.4）による津波被害も想定

(2) 被害の概要

区分		鹿野・吉岡断層	倉吉南方の推定断層	鳥取県西部地震断層
建物被害	大破棟数	約3,000棟	約900棟	約500棟
	中破棟数	約3,500棟	約2,700棟	約1,600棟
火災被害	延焼棟数	約4,500棟	約1,300棟	約2,000棟
人的被害	死者	約730人	約60人	約90人
被害額（建物、家財等の直接被害額）		約3,289億円	約1,388億円	約988億円

※火災等の被害が一番大きいと想定される冬の18時に地震が発生した場合

(3) 計画期間 平成23年度～32年度（10年間）

(4) 減災目標 計画期間内に県内で想定される大規模地震災害による死者数80%以上減、直接被害額40%以上減

(5) 重点施策（主なもの）

- 【予防対策】住宅の耐震化、感震ブレーカーの設置（延焼想定区域）、自主防災組織の強化
- 【応急対策】医療体制の整備、食料・生活必需品の確保、応急危険度判定士の養成
- 【復旧対策】BCP（事業継続計画）の策定促進、地震保険の加入促進

(参考)

鳥取県震災対策アクションプランは、平成30年度に見直しを行い、平成31年度から40年度までの10年間の計画としている。

【主な見直し事項】

- ・ 地震津波対策の推進
- ・ 車中避難者への適切な対応
- ・ 地震防災上支障のある空き家対策
- ・ ブロック塀の倒壊防止 など

※鳥取県中部地震を教訓とした見直しについては、第2章第3節地震を教訓とした取り組み（P62）を参照。

震災への備え ～これまでの経験と予兆～

2 東日本大震災を教訓とした取り組み

(1) 津波対策の見直し

東日本大震災では、想定を越える津波により大きな被害が発生したことから、鳥取県では平成23年7月に「鳥取県津波対策検討委員会」を設置し、津波の高さや到達時間などを検討し、津波浸水予測図や被害想定を見直した。

(2) 業務継続計画の策定

東日本大震災では、災害応急対策の司令塔となるべき自治体の職員や庁舎自体が被災し、行政機能の喪失・低下、企業活動の停止・中断により、被災地住民は公的支援を速やかに得られず、また、生活の糧を得るすべを失ったままであったため、いつまでも被災者の境遇から抜け出せない状態が続き、それがさらに、企業活動の回復を遅らせる悪循環に陥ってしまうこともあった。

そのため、鳥取県においては、このような教訓を基に、平成24年6月に鳥取県版業務継続計画（BCP）策定推進に関する基本指針を策定し、住民、県、市町村、企業、医療・福祉施設などの主体が、相互にサプライチェーンで深く結びついていることを踏まえ、大規模災害発生時においても業務を継続あるいは早期に回復するための計画づくりに取り組んだ。

なお、鳥取県庁は、平成24年6月に鳥取県庁業務継続計画（BCP）を策定している。

(3) 自治体の広域応援体制の整備

東日本大震災では、多くの職員が被災した市町村においては、応急対策業務に追われ、職員の不足から、生活再建に向けたり災証明の発行等の業務などが滞ったり、避難所運営等まで手が回らない状況があり、避難所での住民対応が不十分となることがあった。

また、被災した東北地区各県に対して、本県を含む関西広域連合が支援先自治体の分担を決めるカウンターパート方式により広域支援を行い、効果を上げたことから、平成24年3月に中国5県及び中四国9県の応援協定を見直し、カウンターパート制による広域応援体制を構築した。

(4) 災害時通信手段対策

東日本大震災では、市町村役場自体の被災、電話回線の切断、携帯電話の中継基地局の損傷などにより通信手段が確保できない事態となり、被災状況や必要な救援物資などの情報伝達に支障が生じたことから、県と市町村において、衛星携帯電話を整備するとともに、平成24年6月1日からは緊急速報（エリア）メールの活用による緊急情報の配信など通信手段の確保を図った。

(5) 県及び市町村が連携した備蓄の見直し

被災地の状況を踏まえて、県及び市町村が連携した備蓄の見直しを行った。具体的には、県は仮設トイレ等大型資機材の備蓄数量を増やし、市町村はアレルギー食品等品目を増やすとともに生活物資の備蓄数量の増やすこととした。

3 防災フェスタによる啓発

平成20年度から、従来の防災関係機関による総合防災訓練の実施に代えて、県民の体験・参加ができるイベントも併せて実施する大規模な集客イベントとして、防災フェスタを実施している。これにより、総合防災訓練時代と比べて多くの県民の参画を得ることができ、県民の防災意識の啓発・向上に大きな成果があった。



防災フェスタ2017の様子

II 鳥取県中部地震の背景

鳥取県中部地域では、鳥取県中部地震発生の約1年前から群発地震が発生していた。

これらの地震活動の状況や背景について、鳥取大学大学院工学研究科の香川敬生教授、野口竜也助教の研究論文を基に整理する。

【地震の名称について】

鳥取県中部地震の名称については、気象庁により定められた名称ではなく、同庁の資料等では「鳥取県中部の地震」という名称となるが、この冊子においては「鳥取県中部地震」という名称を使用する。

1 群発地震の発生

鳥取県中部地域では、顕著な規模の地震として、昭和18年（1943年）にマグニチュード6.0及び6.2の地震が、平成14年（2002年）にマグニチュード5.5の地震が発生しているが、これらは、鳥取地震（昭和18年9月10日発生マグニチュード7.2最大震度6）、鳥取県西部地震（平成12年（2000年）10月

鳥取県中部で発生した震度2以上の地震

地震の発生日時	マグニチュード	最大震度	
平成27年(2015年)	10/17 17:53	M3.8	4
	10/18 08:30	M4.2	4
	10/18 08:36	M4.3	4
	10/18 10:21	M2.8	2
	10/18 22:52	M2.3	2
	10/19 11:14	M3.0	3
	10/19 22:57	M2.7	3
	10/28 21:58	M2.1	2
	12/14 12:51	M2.2	2
	12/14 13:44	M2.8	2
	12/14 15:01	M4.2	4
	12/14 15:04	M2.2	2
	12/16 15:37	M2.4	2
平成28年(2016年)	02/29 08:02	M2.7	2
	03/04 05:44	M2.7	2
	08/30 23:11	M2.9	2
	08/31 06:59	M2.7	2
	09/26 21:14	M3.8	2
	09/26 21:35	M3.9	2
	09/28 10:20	M3.8	2
	09/28 10:25	M3.7	2
	09/28 10:31	M3.9	3
	10/18 08:24	M2.9	2
	10/21 12:12	M4.2	4
	10/21 14:07	M6.6	6弱

資料：気象庁

6日発生マグニチュード7.3最大震度6強)の余震と考えられるものであった。

一方、昭和58年（1983年）にはマグニチュード6.2の地震が発生し、建物の破損等の被害が生じているが、この地震の震源域において、鳥取県中部地震発生の前年にあたる平成27年（2015年）にマグニチュード3.8の地震が発生し、湯梨浜町において震度4を観測した。同地点で震度4を観測する地震が同年12月末まで計4回発生し、最大マグニチュードは4.3（10月18日発生）だった。

地震活動はその後も間欠的に続いていたが、平成28年（2016年）4月以降はやや収まりを見せていた。しかし、同年8月末からマグニチュード2.9の地震を筆頭に平成27年の活動域のやや西側で新たな活動が始まり、9月末にはこれまで活動が見られなかった地域（鳥取県中部地震の震源域付近）でマグニチュード3.9を最大とする活動が見られるようになった。

鳥取県中部地震が発生した同年10月21日午後0時12分にマグニチュード4.2の地震の発生直後に本震が発生した。

2 山陰ひずみ集中帯

鳥取県を含む中国地域北部の地震活動について、近年になってGNSS（GPS）観測で明らかになった地殻ひずみの集中（山陰ひずみ集中帯）との関連が考えられている。

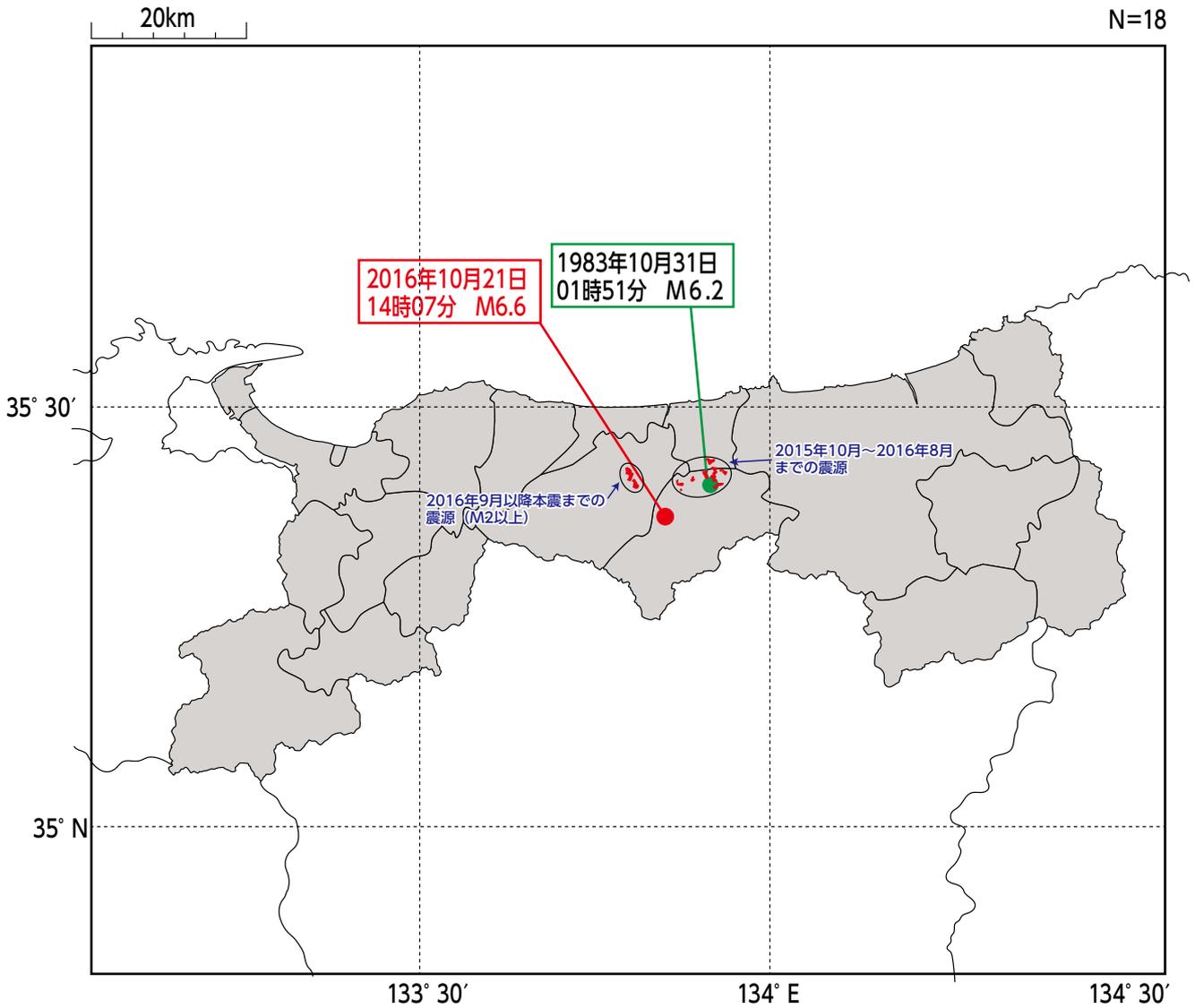
これは、山陰沿岸域のGNSS観測点が、地震活動帯を挟んだ中国山地以南の観測点に対して、1年あたり東に最大4mm程度変動しているというものであり、このような動きが500年蓄積すると2mの変動となって、マグニチュード7クラスの地震を発生させ得るだけのひずみとなる。こういったひずみの蓄積がこの地域の活発な地震活動の要因となっていると考えられている。

活発な地震活動の割に、明瞭な活断層が少ないのは、地域の断層運動が新しいこと、また、大山をはじめとする第四紀の火山活動により地震断層の痕跡が覆われてしまったことにより、地表に明瞭な痕跡を残すまでに至っていないためと考えられている。

山陰地域にはこのような地震学的な背景があり、鳥取県中部地震の発生に至ることとなった。

震災への備え ~これまでの経験と予兆~

鳥取県中部地震と群発地震等の震源域



資料：気象庁資料及び国立研究開発法人産業技術総合研究所資料より鳥取県作成

第2章

震災の記録

第1節 ● 震災の記録



I 地震の概要

平成28年10月21日午後2時7分、鳥取県中部の三朝町を震源とする鳥取県中部地震（マグニチュード6.6）が発生し、倉吉市で震度6弱を観測するなど、中国、四国、近畿地方を中心に関東地方から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱～1を観測した。

この地震では、関連死も含めて亡くなった人はいなかったが、鳥取県内で重傷8人、軽傷17人、住家全壊18棟、住家半壊312棟、一部損壊15,078棟の被害が発生した（火災は発生なし）。

1 地震の発生時刻

平成28年10月21日（金） 14時07分

2 震源地

鳥取県中部（北緯35.4度、東経133.9度）

3 震源の深さ

約10km

4 地震の規模

マグニチュード6.6

5 瞬間的な揺れの強さを示す加速度

1,494ガル（防災科学技術研究所）

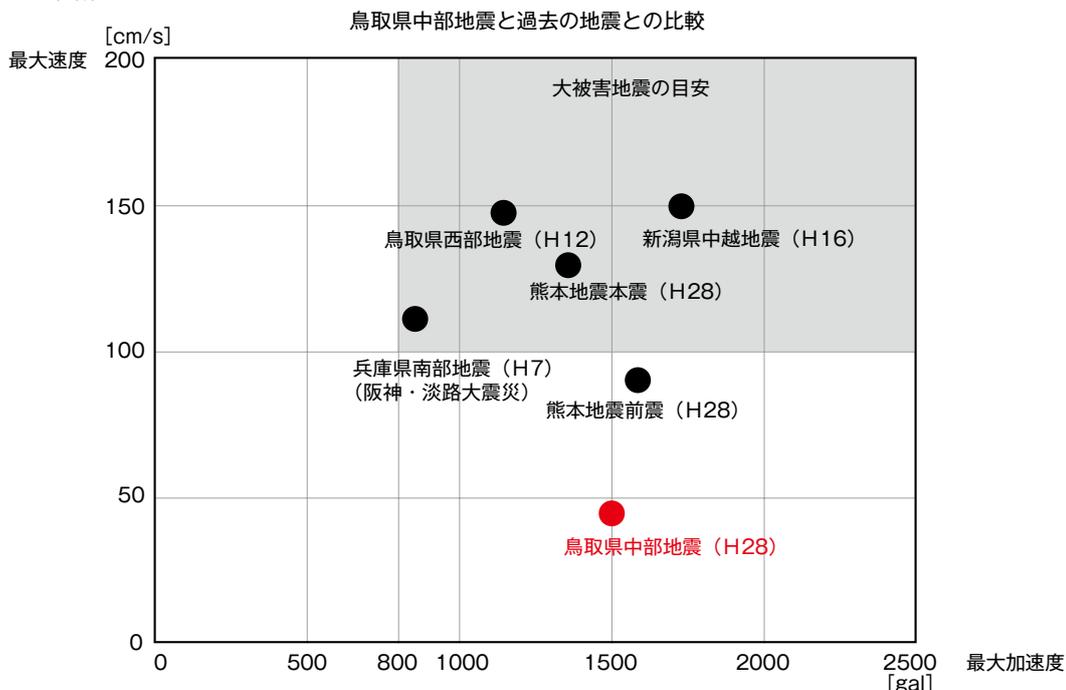
（参考）

①防災科学技術研究所 青井センター長の見解

- ・鳥取県中部地震の加速度は、熊本地震本震の1,362ガル、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の891ガルより大きな加速度であり、過去の大災害を出した内陸の地震に比べ、瞬間的な揺れの勢いが強かった割に地面が動く速度は小さかったという特徴がある。

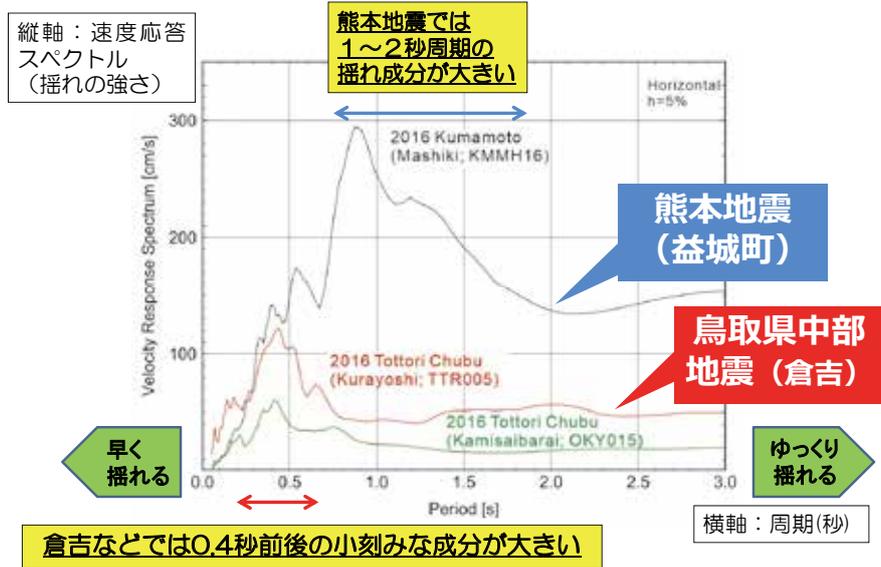
②鳥取県防災顧問 鳥取大学 香川教授の見解

- ・家屋に被害が出やすいとされる揺れの周期（0.5～3秒）の地震動が弱く、古い家屋など構造的に弱いものが被害を受けた。
- ・一方、揺れの加速度は大きく、短い周期で瞬間的に揺れたので慣性が働き、屋根瓦がずれた。（肩をつかんで揺さぶるというよりは、「張り手」をかまされたようなもの。）



資料：防災科学技術研究所資料（<http://www.hinet.bosai.go.jp/topics/tottori161021/dlDialogue.php?f=PGAV>）より鳥取県作成
 ※灰色の部分は、最大速度が100cm/s以上かつ最大加速度が800gal以上の領域で、清水建設和泉研究室主任研究員（現京都大学防災研究所 特定教授）川瀬博（平成10年）が提案した構造物に対して大きな被害が生じる目安。

鳥取県中部地震のメカニズム【揺れの成分】

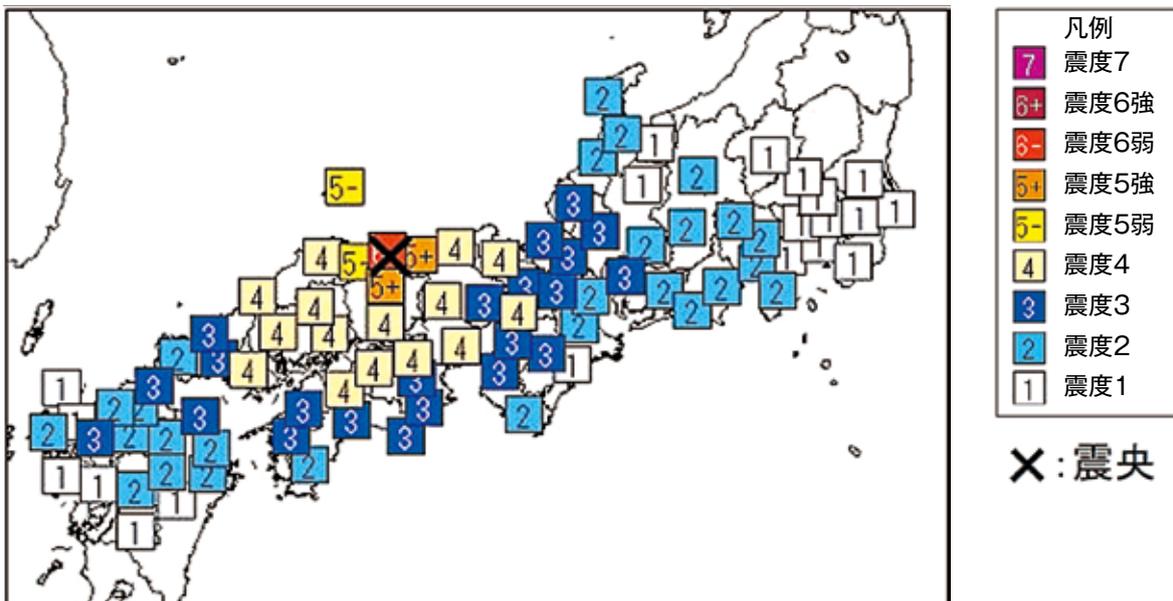


資料：東京大学地震研究所資料に鳥取県加筆

6 各都府県の最大震度

最大震度	都道府県数・内訳
震度6弱	1 鳥取県
震度5強	1 岡山県
震度5弱	1 島根県
震度4	7 京都府、大阪府、兵庫県、広島県、山口県、香川県、愛媛県
震度3	11 福井県、岐阜県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県
震度2	8 富山県、石川県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、長崎県、熊本県
震度1	7 茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、宮崎県
計	36 1都2府33県

震度分布図



震災の記録

(参考)

鳥取県防災顧問 鳥取大学大学院工学研究科 香川教授によれば、鳥取県中部地震では、地震波の中でもLg波という地球の表面（地表と地殻・マントル境界の間）を反射しながら伝わる表面波の一種で、周期6秒程度の長周期が卓越する波が発生していた。

Lg波は距離による減衰が小さく、遠くまで伝わりやすい性質を持っていることに加え、地中の堆積層の厚み、柔らかさで特定周期の地震波が増幅されるため、大阪平野や関東平野など堆積層の厚い場所で、このLg波の影響により、遠方にも関わらず特に目立った揺れになったと考えられる。

このため、大阪市阿倍野区にある日本一高いビル「あべのハルカス」では安全装置が働きエレベーターが停止するとい

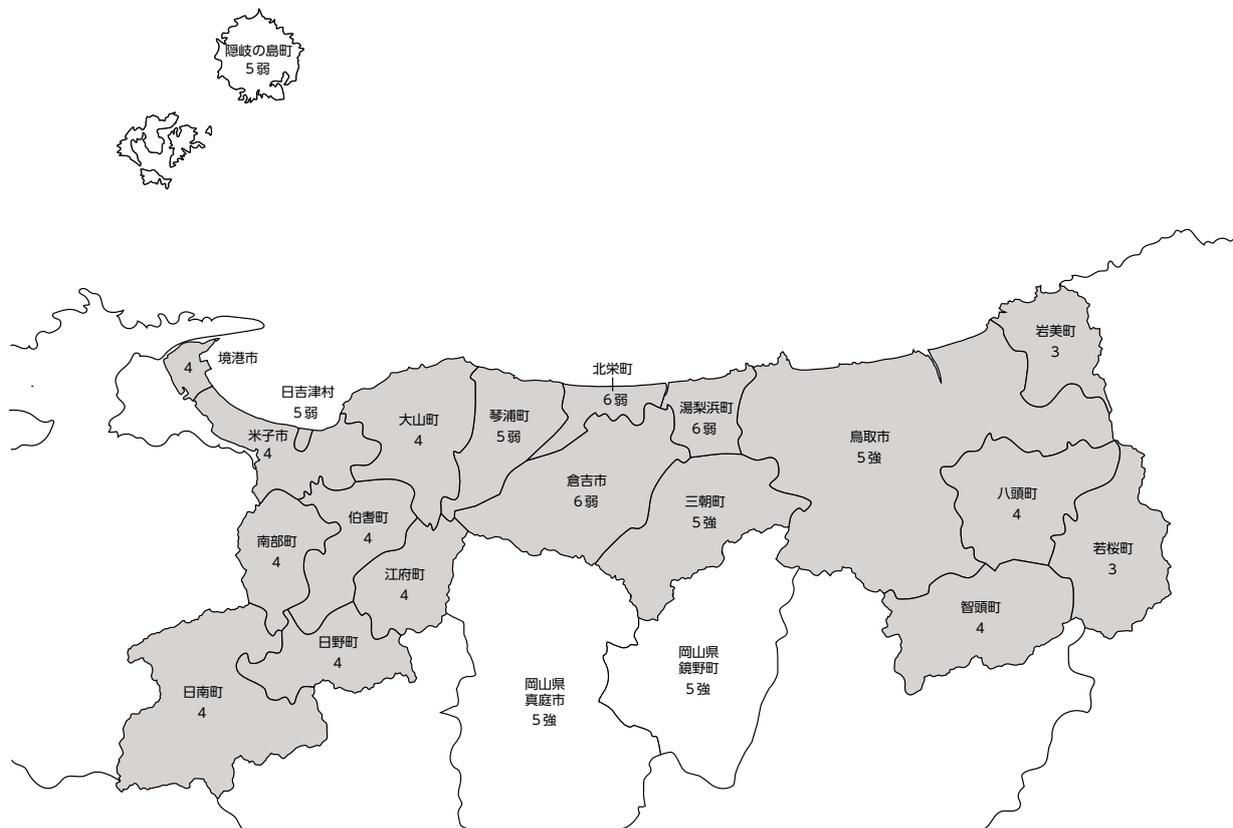
うことがあった。

Lg波は、平成12年の鳥取県西部地震でも観測されており、中国地方の震源が浅い地震で生じやすい傾向がある模様だが、これは、西南日本の地殻構造によるものと考えられている。

7 県内市町村の最大震度

最大震度	市町村数・内訳
震度6弱	3 倉吉市、湯梨浜町、北栄町
震度5強	2 三朝町、鳥取市
震度5弱	2 琴浦町、日吉津村
震度4	10 智頭町、八頭町、米子市、境港市、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
震度3	2 岩美町、若桜町

県内各市町村の震度分布図



8 主な余震

(平成28年12月31日までに観測された震度4以上のもの)

地震の発生日時と規模 (マグニチュード)			最大震度	震度4以上を観測した市町村
発生日時	規模			
10月21日	14:08	M3.7	4	倉吉市
	14:30	M4.4	4	倉吉市
	14:33	M4.4	4	倉吉市、北栄町
	14:46	M3.8	4	北栄町
	14:53	M5.0	4	鳥取市鹿野町、湯梨浜町、北栄町
	16:52	M4.1	4	倉吉市
10月29日	17:59	M4.3	4	湯梨浜町、北栄町
	13:43	M4.5	4	湯梨浜町

II 被害の状況

ここでは、人的被害、住家被害、農林水産被害、公共土木施設被害、非住家・公共建物・文教施設被害、文化財被害、崖くずれ被害の状況について記載する。(ライフライン関係の被害は、IV ライフライン・インフラ応急対策 (P26) のページを参照。)

人的被害

この地震では、幸いにも死者は出なかったが、県内8市町で25名の負傷者が発生した。

負傷原因の一覧は以下のとおりである。

区分	市町村	性別	年代	負傷程度	被災の状況
重傷	境港市	男性	10才未満	右手親指亀裂骨折	学校において校庭に避難途中、芝生に引っ掛かり転倒
		女性	90代	右腓骨骨折	自宅のタンスが倒れてきて下敷きとなり負傷
	倉吉市	女性	70代	右足捻挫	地震の揺れにより階段で足を滑らせ負傷
		女性	90代	腰、右足、右肩痛	墓石による負傷
		女性	40代	火傷(左足)	勤務中に熱湯がかかったため
		女性	40代	火傷(左胸)	勤務中に熱湯がかかったため
湯梨浜町	男性	80代	前頭部割創、腫脹、両下肢しびれ	自宅屋根修繕中に2階屋根から転落	
北栄町	女性	70代	脊椎圧迫骨折	地震発生時に転倒したため	
軽傷	鳥取市	女性	30代	やけど	地震に伴いレストランの調理場でやけど
		女性	10代	打撲	学校の教室にて机の下に隠れようとした際に頭部をぶつけたため
	倉吉市	男性	60代	めまい	不詳
		不明	10才未満	不詳	不詳
		女性	不詳	右手首、頭部切創	不詳
		男性	20代	頭部打撲	ガラスが頭部に当たったため
		男性	70代	足裏の切創	割れたガラスの踏みつけ
		女性	20代	頭部負傷	不詳
		男性	20代	頭部の切創	ガラスが頭部に落下したため
		男性	60代	肋骨にヒビ	県道工事の重機作業中に落石(小石)が脇腹に直撃
	北栄町	女性	90代	不詳	道路歩行中に電柱に体をぶつけた
		男性	80代	頭部打撲	テレビが落下し頭部に当たったため
		女性	80代	頭部裂創	入浴中壁に頭をぶつけたため
		不明	10才未満	頭部打撲	椅子から落ちてたんこぶ
琴浦町	男性	10代	頭部打撲	テレビに頭部を打ち付けたため	
三朝町	男性	60代	左足すねの切り傷	左官作業中に被災し、作業場から飛び降りた際に負傷	

住家被害

この地震では、中部5市町を中心に、10市町村で多数の家屋被害が発生し、住家の全壊は18棟(0.1%)、半壊は312棟(2.1%)、一部損壊は15,078棟(97.8%)に上った。

被害の内訳は以下のとおりだった。

住家被害(平成30年3月20日12時00分現在)

市町村名	全壊	半壊	一部損壊	計
鳥取市	1	1	210	212
倉吉市	4	246	9,190	9,440
境港市			1	1
岩美町			1	1
三朝町		7	1,111	1,118
湯梨浜町		17	1,858	1,875
琴浦町		1	455	456
北栄町	13	40	2,236	2,289
伯耆町			10	10
日吉津村			6	6
計	18	312	15,078	15,408

<参考：他の地震災害における住家被害状況>

①鳥取県西部地震(H12)

全壊435棟(2%)、半壊3,101棟(14%)、一部損壊18,544棟(84%)

②新潟県中越地震(H16)

全壊4,172棟(3%)、半壊13,810棟(11%)、一部損壊105,682棟(86%)

③熊本地震(H28)

全壊8,668棟(4%)、半壊34,716棟(17%)、一部損壊162,526棟(79%)

主な特徴として、一部損壊家屋が多いことが挙げられる。住家被害の約98%が一部損壊となり、全壊、半壊家屋数に対して、多数の一部損壊家屋が発生した。火災による住家被害がほとんど発生していない他の地震と比較しても、一部損壊

震災の記録

比率が高いことが分かる。一部損壊の中でも、棟瓦の損壊など屋根に被害を受けた家屋が多くの割合を占めた。

この要因は、次のとおり鳥取県中部地震の地震動の特性にあると分析されている。一般的な木造家屋は、固有周期が0.3秒～0.5秒程度であり、この周期の地震動に共振して初期的な被害を受ける。それによって構造が弱くなるため固有周期が長周期化し、周期0.5秒～3秒帯域の地震動により倒壊に至ると考えられている。

一方、鳥取県中部地震の地震動は、0.4秒以下の短周期のレベルは大被害を生じた地震動に匹敵しており、棟瓦の落下や壁の亀裂、崩壊などが広範囲に生じたと考えられる。一方、周期0.5秒以上の地震動が小さく倒壊に至った建造物が比較的少なくなったと思われる。(鳥取大学工学研究科 香川敬生教授著「2016年10月21日鳥取県中部の地震(M6.6)について」)



地震によって崩壊した住家

農林水産被害

農業関係被害を中心として、1,437,926千円(平成28年12月16日時点)の農林水産被害が発生した。

○農作物の被害

梨(王秋、あたご等)・柿の落果被害が発生した。

【市町】鳥取市、倉吉市、三朝町、湯梨浜町、
琴浦町、北栄町、南部町

【被害額】63,496千円 【規模】8.88ha

○農林水産施設等の被害

施設区分	個所数	主な被害内容	被害額
農地(水田・畑)	180個所	水田・畑石積み崩壊、のり面崩壊、芝畑の液化化	180,970千円
農業用施設	437個所	法面・路面の亀裂、パイプラインの漏水、法面・路肩の崩壊、施設の地盤沈下	531,016千円
共同利用施設 (選果場、集荷場、加工施設、倉庫等)	22個所	建物破損、機械破損	497,554千円
林道	12路線	法面の崩落、路面の段差	41,516千円
特用林産施設(椎茸)	3個所	ほだ木の転倒、ビニールハウス破損	915千円
漁業施設	2個所	外壁一部崩落、配管の破裂	775千円
個人施設 (農産物出荷調整施設、畜産施設)	73個所	施設、機械の破損	121,684千円
合計			1,374,430千円

公共土木施設被害

県管理施設等において60個所、1,054,000千円、市町管理施設等において67個所、1,174,700千円の被害が発生した。

公共土木施設被害(国土交通省・農林水産省林野庁分)

工事	都道府県工事		市町村工事	
	個所数	金額	個所数	金額
河川	5個所	158,000千円	1個所	26,000千円
海岸(その他)	1個所	50,000千円		
砂防設備	1個所	7,000千円		
道路	49個所	764,000千円	45個所	231,300千円
橋梁			3個所	9,600千円
港湾	2個所	10,000千円		
下水道	1個所	35,000千円	17個所	457,800千円
公園			1個所	450,000千円
治山施設	1個所	30,000千円		
合計	60個所	1,054,000千円	67個所	1,174,700千円

非住家・公共建物・文教施設被害

中部5市町を中心に全壊106棟、半壊210棟、一部損壊4,418棟の被害が発生した。

特徴的な被害として、以下のような被害が発生した。

○倉吉未来中心の被害

倉吉市未来中心では、エントランス付近の天井の崩落やホールの舞台設備損傷、建物を支える柱脚の損傷などの被害が発生した。幸いにも落下物によるけが人等はない。復旧が完了するなど、利用可能となった施設から順次利用を再開し、平成29年4月30日(日)に全館再開となった。

○学校給食センターの被害

倉吉市学校給食センターでは天井崩落により給食が作れなくなる被害が発生した。倉吉市内のほとんどの小中学校では翌週の10月24日(月)から授業が再開されたが、約1週間は

パンと牛乳のみの給食が続き、その後の11月以降は弁当を持参することとなった。平成29年4月に給食が再開するまでの約半年間にわたり学校給食に影響が生じた。

なお、県は倉吉市の代替給食提供を支援した。(詳細は、Ⅲ 応急対策活動 (P24) を参照。)



倉吉市役所では、窓ガラスが割れるなどの被害があった



永昌寺

文化財被害

多数の国重要文化財や県・市の指定文化財などに被害が発生した。

特徴的な被害として、以下のような被害が挙げられる。

○倉吉白壁土蔵群

伝統的建造物群保存地区に選定されている倉吉市の「白壁土蔵群」において、屋根瓦がずれたり漆喰壁が剥がれたりする被害が発生した。



白壁土蔵赤瓦3号館

○三徳山三仏寺

国の重要文化財に指定されている三徳山三仏寺の文殊堂を支える柱のうち2本が浮いた状態になり、さらに土台の岩に亀裂が入る被害が発生した。



三徳山文殊堂行者道



文殊堂下柱

震災の記録

文化財被害

市町村	区 分	被害物件
鳥取市	国史跡	○鳥取藩主池田家墓所
米子市	国指定重要文化財	○後藤家住宅
倉吉市	国登録文化財、国指定重要文化財、国史跡、国指定天然記念物、国登録有形民俗文化財	○打吹玉川伝統的建造物群保存地区 ○倉吉市役所本庁舎 ○子持壺形須恵器(こもちつぼがたすえき) ○脚付子持壺形須恵器(あしつきこもちつぼがたすえき) ○伯耆国分寺跡 ○法華寺畑遺跡(ほっけしばたいせき) ○波波伎神社社叢(ははきじんじゃしゃそう) ○飛龍閣(ひりゅうかく) ○小川氏庭園 ○大原廃寺塔跡 ○大社湯 ○鳥取の二十世紀梨栽培用具 ○三明寺古墳 ○山陰民具店舗兼主屋 ○旧倉吉町水源ポンプ室他1棟 ○矢城家住宅主屋
	県指定文化財、県指定史跡	○不入岡(ふにおか)の石仏 ○桑田家住宅 ○高田家住宅 ○永昌寺十三重塔(えいしょうじじゅうさんじゅうとう) ○大日寺古墓群(だいにちじこぼぐん) ○埴輪鹿(はにわしか) ○袈裟禪文銅鐸(けさたすきもんどうたく) ○阿弥大寺(あみだいじ)弥生墳丘墓群出土遺物一括 ○不入岡遺跡古墳時代竪穴住居出土遺物一括 ○長谷寺本堂及び仁王門 ○木造狛犬(こまいぬ)
	市指定文化財、市指定史跡	○永昌寺石造宝塔(えいしょうじせきぞうほうとう) ○旧牧田家住宅(主屋・付属屋) ○倉吉荒尾家墓所附位牌群(くらよしあらおけぼしょつけたりいはいぐん)
三朝町	国指定重要文化財	「三仏寺文殊堂(さんぶつじもんじゅうどう)」
	国登録文化財	「旅館大橋」
	国登録文化財	「南苑寺(なんえんじ)」
湯梨浜町	国登録文化財、国指定重要文化財、国指定名勝、国指定史跡	○尾崎家住宅 ○尾崎氏庭園 ○長瀬高浜遺跡出土埴輪 ○安楽寺 ○北山古墳
	県指定文化財	○橋津藩倉(はしづはんそう)
北栄町	国指定重要文化財	○木造千手観音立像、木造十一面観音立像
	町指定史跡	○豊田邸跡
琴浦町	国登録文化財	○転法輪寺(てんぼうりんじ)本堂
大山町	国指定重要文化財、国指定史跡	○銅造観世音菩薩立像 ○大神山神社 ○大神山神社奥宮 ○末社下山神社 ○木造阿弥陀如来及び両脇侍像 ○大山寺旧境内の石垣及び燈籠等
江府町	国登録文化財	○旧江尾発電所本館

崖くずれ被害

崖くずれの被害は以下のとおりだった。

人的被害等は生じておらず、県、市町によるブルーシート設置等の応急措置を行い、周辺住民に注意喚起を行った。

崖くずれの状況

地域名	被害内容
倉吉市住吉町	・斜面上部にクラック
北栄町米里	・斜面崩壊
鳥取市青谷町	・人家裏の法面上部にクラック
北栄町曲	・斜面崩壊 ・かけ上部にクラック発生
三朝町本泉	・斜面上部にクラック
北栄町原	・斜面崩壊
倉吉市米田町	・土砂崩落 ・斜面内にクラック
三朝町横手	・斜面崩壊
三朝町牧	・斜面崩壊

Ⅲ 応急対策活動

この地震では、鳥取県中部地域で最大震度6弱が観測されたが、鳥取県地域防災計画において、震度5強以上の地震が県内で発生した場合は災害対策本部を自動的に設置することが定められており、10月21日午後2時7分の地震発生直後に災害対策本部を設置し、災害対策本部長である知事の指揮の下、発災1時間後には第1回災害対策本部会議を開催し、応急対策に当たった。

鳥取県西部地震を受けて設けた「災害時緊急支援チーム」などによる被災市町村支援、中国地方知事会、関西広域連合、徳島県など災害時の相互応援協定を締結していた他府県による広域支援などの防災対策等によって、鳥取県西部地震を上回るスピードで応急対応を行うことができた。



中部総合事務所で応急対応を指示する平井知事

発災当日～2ヶ月目までの対応

発災直後の主な対応

- (1) 県災害対策本部の自動設置（震度5強以上）、本部会議の開催（発災1時間後）
- (2) 県消防防災ヘリが情報収集のために自動出動、兵庫県、鳥根県、岡山県に対し相互応援協定に基づく消防ヘリの出動を要請、自衛隊はヘリによる被害状況調査を実施。
- (3) 徳島県、関西広域連合からのリエゾンの受け入れ（いずれも発災当日）
- (4) 自衛隊の災害派遣（給水支援等。10/21～10/28）
- (5) 災害救助法の適用（4市町：倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町）※適用日10月21日
- (6) 災害ボランティアセンターの開設（10/22：倉吉市、湯梨浜町、北栄町、10/25：三朝町）
- (7) 平成28年度10月補正予算を専決処分（10/25）補正額：2,849百万円（一般会計）、30百万円（天神川流域下水道事業特別会計）

【事業概要(鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト)】

<被災者等への支援>

鳥取県被災者住宅再建等総合支援事業 500百万円

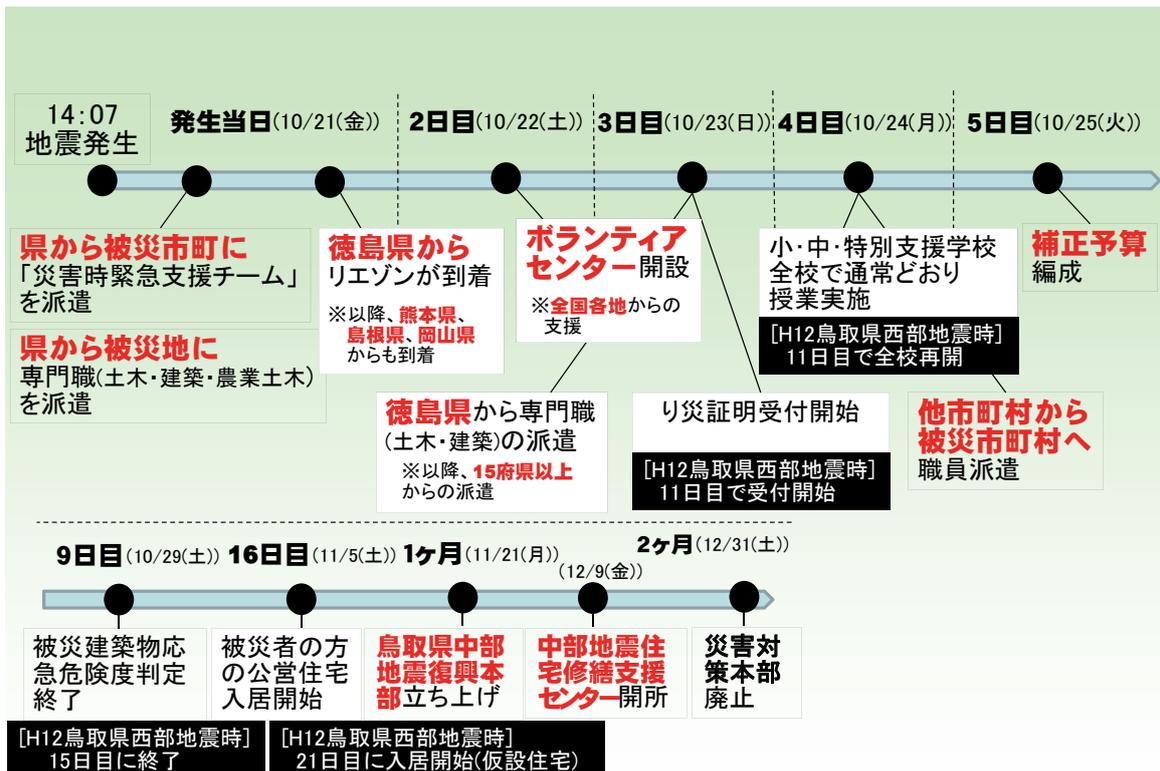
- ・住宅が被災した世帯の住宅再建及び修繕を支援する。

被災者生活応急応援事業（救助費） 411百万円

- ・被災者の救助等を行うため、避難所の設置等の応急救助や備蓄物資の補充などを実施する。

被災者生活復興支援貸付事業

*生活福祉資金利子補給事業（H29～35債務負担行為）



震災の記録

5百万円)

*災害援護資金貸付事業 150百万円

*災害援護資金利子補給事業 (H32～34債務負担行為 5百万円)

*母子父子寡婦福祉資金利子補給事業 (H29～34債務負担行為 1百万円)

- ・被災者に対して各種資金の貸付けを行う市町村や県社協に対して原資の貸し付けや利子補給を行うとともに、母子父子寡婦福祉資金の無利子貸し付けを行う。

がんばる企業を応援！特別金融支援事業 49百万円 (※融資枠50億円)

- ・施設損壊等の直接的な被害や売上げの減少など経営の安定に支障が生じることが懸念される中小企業等の資金繰りを支援する特別対策を実施する。

がんばろう！農林水産業共同利用施設復旧応援事業 100百万円

- ・被災した農業協同組合等が所有する共同利用施設の復旧に要する経費に対して助成する。

がんばろう！元気な鳥取梨応援事業 11百万円 (H29債務負担行為 2百万円)

- ・晩生梨に落果被害が発生した果樹農家を支援するため、傷の程度が軽く、販売が可能な落果果実を「訳あり品」として販売する取組を支援するとともに、果樹共済への加入が促進されるよう、新規加入する農業者の掛金を助成する。

がんばろう！農業施設等復旧支援資金応援事業 1百万円 (H29～33債務負担行為 3百万円)

- ・被災した農業者等が農業制度資金を借り入れた際、利子補給金・保証料補助を行う。

がんばろう！水産業施設等復旧支援資金応援事業 1百万円 (H29～33債務負担行為 3百万円)

- ・被災した漁協等が漁業制度資金を借り入れた際、利子補給金・保証料補助を行う。

子ども元気プロジェクト (心のケア支援事業) 5百万円

- ・児童生徒の心のケアに対応するスクールカウンセラーによる相談体制を充実する。

私立学校災害復旧費補助事業 26百万円 (H29～38債務負担行為 1百万円)

- ・被災した私立学校の教育活動を早急に回復するため、施設・設備の復旧に要する経費を支援する。

ふるさとの文化遺産復旧事業 15百万円

- ・甚大な被害を受けた国・県指定文化財の所有者が行う緊急に保存修理する事業に対して支援を行う。

伝統の公衆浴場災害復興支援事業 1百万円

- ・被災した公衆浴場施設の壁損壊等の復旧に要する経費

に対して支援を行う。

<被災市町村への支援>

被災地域応援市町村交付金 50百万円

- ・地域コミュニティの早期再建や地域活性化、住民の定住化等の確保を図るため、被災した地区公民館等の修繕、改築等を支援する市町村に対して助成を行う。

市町村資金貸付金 (中部地震被害対策資金) 制度改正 (※貸付枠10億円)

- ・鳥取県西部地震の際に創設した市町村貸付基金 (震災分) について、鳥取県中部を震源とする地震により被害を受けた市町村が応急対策、災害救助、災害復旧等の実施にあたり活用できるように制度を改める。

<風評被害対策>

元気な鳥取発信事業 90百万円

- ・風評被害による県内経済への影響を最小限に食い止めることを目的にイベントやメディア等を活用し、地震発生後も元気な鳥取県の姿を発信する。
- ・観光面での風評被害を防止するため、鳥取県の観光・宿泊施設は元気であることを緊急に情報発信し、国内外に向けて誘客宣伝等を実施する。

<公共・公用施設の復旧>

安全・安心な未来づくり県立施設復旧事業 700百万円

- ・被災した県立施設の復旧を行う。

倉吉自転車競技場災害復旧事業 2百万円

- ・被災した倉吉自転車競技場の施設・設備の復旧を支援する。

単県流域下水道事業費 30百万円

- ・地震により発生したマンホールの隆起やマンホール付近の道路陥没、マンホール内部のひび割れ等の修繕を行う。

土木防災管理費 10百万円

- ・地震に伴い早急に土砂災害危険箇所の点検が必要であるため、災害時応援業務協定にもとづき、鳥取県測量設計業協会に点検業務を委託する。

公共事業 628百万円

- ・地震により発生した道路等の公共土木施設をすみやかに復旧し、機能の回復を図るとともに、法面緊急点検や応急仮設工事並びに補助採択に向けた新規事業化調査等を行う。

<その他>

災害復興調整費 100百万円

- ・地震に係る生活再建支援、災害復旧等の事業の円滑な推進を図る。

主な対応経過

日付	内容	詳細など	
10/21(金)	地震発生	12:12 前震(震度4) 14:07 震度6弱(津波なし)	
	初動対応	14:07 県災害対策本部を設置(震度5強以上で自動設置、発災同時刻) 鳥取県の消防防災ヘリが情報収集のため自動出動(震度5弱以上) 島根県消防防災ヘリ等の支援要請 自衛隊航空機からの情報収集 火災、救助、救急事案への対応、情報収集 自衛隊と災害派遣の事前調整 災害対策本部会議の開催決定 被災市町へのリエゾン自動派遣 被災市町からの災害情報システムによる報告が始まる 鳥取県防災顧問への連絡 各実施部が情報収集と応急対策 など 15:05 県災害対策本部会議を開催 ・テレビ会議等を活用し、全市町村との情報共有や被災市町と意見交換を実施。 ・国、全国都道府県への衛星放送による配信 ※体制移行決定の12/28まで10回開催(幹事会は計7回) 救援物資の手配(食糧、水、毛布など) ・連携備蓄(市町村)や民間業者との応援協定による調達を開始 ※食糧は基本的に県が全て手配 他県からの各種支援申出に係る調整開始(食糧、ブルーシート等) 災害時緊急支援チーム派遣(倉吉市へ2隊、湯梨浜町へ1隊、北栄町へ1隊) ※保健師、土木技師、課長級以上職員など4~6人で編成。 被災市町への県職員の派遣開始 専門職(土木技師、建築技師、農業土木技師、保健師)職員、避難所運営・支援物資の配送・り災証明の受付・申請処理等の行政支援職員、家屋被害認定調査に係る行政支援職員 自衛隊の災害派遣要請(倉吉市へ給水) 他県からの支援等では不足するブルーシートの調達開始(協定締結先や広域応援等)	
	応急危険度判定	被災4市町へ被災宅地、被災建築物の応急危険度判定士を派遣	
	電気	18時頃に全面復旧 ※一時、約25,200戸が停電	
	リエゾン	関西広域連合、中国地方知事会、徳島県、中国地方整備局、自衛隊等からのリエゾンを受入れ	
10/22(土)	災害救助法	災害救助法の適用決定(倉吉市、湯梨浜町、北栄町) ※10/24三朝町に追加適用	
	ボランティアセンター	倉吉市、湯梨浜町、北栄町で立ち上げ ※10/25三朝町でも立ち上げ	
	保健師	被災4市町への保健師チームの派遣(~11/5)	
	り災証明	り災証明の受付開始 伯耆町 (10/23倉吉市、湯梨浜町 10/24北栄町、三朝町、琴浦町 等) ※り災証明の交付開始 発災後16日目(11/5)湯梨浜町	
	支援制度広報	鳥取県ホームページに「鳥取県中部地震被災地応援サイト」を開設 ※10/25には支援策パンフレットを作成、配布(11/9からは音声コードを添付)	
10/23(日)	ふるさと納税	被災地支援の寄附受付を開始	
	建物修繕等相談	「被災建物修繕等総合相談窓口」を開設、相談の開始	
	10/24(月)	学校再開	小・中・特別支援学校の全校で通常どおり授業実施
	住宅再建支援	鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会で新たな支援事業に合意	
	10/25(火)	復興予算	復興予算の専決処分(2,879百万円) ※一般会計2,849百万円、特別会計30百万円
住宅再建支援		専決処分により、住宅再建支援制度を拡充 (拡充の内容)独自制度として国制度よりも支援を拡充し、一部損壊を対象化(損害割合が10%以上20%未満は30万円、10%未満は5~1万円)	
家屋被害認定に係る市町村説明会		家屋被害認定業務に係る市町村担当者向け説明会を開催 (11/18 2回目の市町村担当者向け説明会を実施(家屋被害認定の2次調査))	
家屋被害認定		り災証明発行のための家屋被害認定業務の開始	
義援金		義援金の募集開始	
10/26(水)	風評被害対応	「元氣な鳥取発信事業」を県ホームページでPR開始	
	災害救助法に係る被災市町説明会	災害救助法適用の被災市町担当者に対する説明会を開催	
10/27(木)	復興支援	鳥取県中部地震からの復興を話し合う官民会議を開催 ※出席者:商工団体、農林水産業団体、観光団体、建設団体、医療関係、自治体(倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町、鳥取県)	
	風評被害対応	風評被害払拭・被害生産者応援トッププロモーションの実施(東京) ※10/28大阪でも実施	
10/31(月)	国への要望活動	鳥取県中部地震に係る国への要望活動を実施	
	住宅再建支援	被災世帯の住宅再建支援制度に係る市町村担当課長会議を開催 ※県被災者住宅再建支援制度の改正内容の説明等	
11/1(火)	住宅再建支援	「鳥取県中部地震住宅支援本部(本部長:くらしの安心局長)」を設置	
11/5(土)	公営住宅の提供	公営住宅への入居開始	
11/9(水)	住宅再建支援	10/31の会議に続き、住宅再建支援に係る市町村担当者会議を開催	
11/21(月)	発災1か月	鳥取県中部地震復興本部」を立ち上げ ※県災害対策本部は12/31(24:00)を以って廃止(12/28に決定)。 (損傷建物等の復旧未了、余震の可能性等から注意体制に移行)	
11/28(月)	住宅再建支援	被災者生活再建支援法の適用(北栄町) ※適用日は10/21	
12/9(金)	住宅再建支援	鳥取県中部地震住宅修繕支援センターの開所(中部建設会館内)	
12/13(火)	住宅再建支援	鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会でさらなる支援事業に合意(拡充の内容) ・小規模な賃貸住宅の所有者(家主)についても支援対象とする。 ・半壊住宅を補修せず、建設もしくは購入する場合も支援対象とする。	
12/26(月)	住宅再建支援	被災者生活再建支援法の適用(倉吉市) ※適用日は10/21	

震災の記録

知事の対応

地震発生の1時間後には、出張先から鳥取県庁に帰庁し第1回災害対策本部会議に出席。倉吉市長とテレビ会議による意見交換を行い、使用できなくなった倉吉市役所庁舎に代わって鳥取県の中部総合事務所に倉吉市の災害対策本部を設置すること、被災市町への県職員の応援派遣などを決定し、その後、中部地区の各市町を訪問し、被害状況の現地確認や各市町長との意見交換を行った。

その後も10月26日まで連日、現場に出向くなど、被災地の生の声を確認しつつ、当面の対応方針として、「暮らしをコントロールし、安心を勝ち取る」という方針を定め、迅速な被災家屋屋根へのブルーシート張り、ライフラインの早期復旧、家屋の後片付け、情報の共有による暮らしの回復、温かい食事の提供、健康管理による避難所生活の改善に取り組んだ。(第3回災害対策本部会議)



現地で被害状況を確認する平井知事

鳥取中部地震に係る主な知事視察先一覧

日	視察先・概要など
10/21 (金)	中部管内被害状況現地確認 (倉吉市内ほか)
10/22 (土)	倉吉未来中心、大岳院、白壁土蔵群、倉吉商工会議所 梨落下現場 (倉吉市服部)、国道313号、倉吉梨選果場、 家屋倒壊現場 (北栄町西園)
10/23 (日)	大山乳業 (琴浦町) モリタ製作所鳥取工場 (倉吉市) JA鳥取中央大栄支所
10/24 (月)	倉吉市災害ボランティアセンター視察 (上灘公民館) 避難所視察 (倉吉市立明倫小学校) 庁舎被害状況視察 (倉吉市役所) 東郷梨選果場視察 (湯梨浜町中興寺)
10/25 (火)	屋根瓦崩落の集落視察 (鳥取市気高町八束水) 大神山神社石垣崩落現場 (大山町大山) 大山寺国重要文化財の仏像の被害状況 (大山町大山)
10/26 (水)	赤碓港視察 (琴浦町赤碓) 青山剛昌ふるさと館視察 (北栄町弓原) 被害状況視察 (北栄町弓原) 倉吉市立学校給食センター視察 清水鳥取県瓦工業組合理事長と面談 (中部総合事務所) 中部地震からの復興を話し合う官民会議 (中部総合事務所)
10/29 (土)	政府調査団 (松本内閣府副大臣) 視察同行 倉吉未来中心・赤瓦・白壁土蔵群の視察、中部総合事務所での意見交換
11/1 (火)	震災対策企業支援ネットワーク会議出席 (倉吉商工会議所) 農事組合法人四王寺宮農組代表理事組合長 ほかと面談 (中部総合事務所)
11/3 (木)	消防防災ヘリコプター「だいせん」からの上空視察 鳥取市：気高町船磯地区周辺、青谷 倉吉市：国道313号線、白壁土蔵群、倉吉市役所周辺等 三朝町：役場周辺、温泉街、三徳山三佛寺等 湯梨浜町：尾崎家住宅等 琴浦町：八橋地区 北栄町：国道313号線、斉尾家住宅等 石井国土交通大臣の被災現場視察同行 白壁土蔵群、三徳山三仏寺、三朝温泉の視察 斎藤農林副大臣との被災現場視察における意見交換
11/6 (日)	林道若桜・江府線コンクリート擁壁の損壊、法面崩落等視察 (三朝町助谷地内)
11/9 (水)	三朝町役場 三朝町長と面談 鳥取県中部森林組合 小川代表理事組合長ほかと面談 倉吉市駄経寺町の二十世紀梨記念館、倉吉未来中心の視察 倉吉市役所 倉吉市長と面談 北条ワイン醸造所被害状況視察
11/10 (木)	北栄町役場 北栄町長と面談 湯梨浜町役場 湯梨浜町長と面談

市町村災害対策本部の設置状況

県内各市町村においても、19市町村すべてで災害対策本部が設置された。

各市町村の災害対策本部設置状況

市町村名	災害対策本部	
	設置	廃止
鳥取市	10月21日 14:07	12月31日 24:00
米子市	10月21日 14:07	11月 7日 13:00
倉吉市	10月21日 14:40	12月31日 24:00
境港市	10月21日 14:20	11月 4日 13:00
岩美町	10月21日 14:30	12月28日 9:00
若桜町	10月21日 14:26	10月22日 13:00
智頭町	10月21日 14:10	12月27日 12:00
八頭町	10月21日 14:25	1月10日 8:30
三朝町	10月21日 14:10	4月 1日 8:30
湯梨浜町	10月21日 14:10	12月31日 16:10
琴浦町	10月21日 14:30	11月 4日 17:15
北栄町	10月21日 14:07	11月21日 14:00
日吉津村	10月21日 14:15	12月28日 10:15
大山町	10月21日 14:10	1月 4日 8:30
南部町	10月21日 14:15	1月 4日 9:00
伯耆町	10月21日 14:10	12月28日 17:15
日南町	10月21日 14:20	12月27日 12:00
日野町	10月21日 14:10	11月 4日 16:00
江府町	10月21日 14:15	12月29日 12:00

住民避難の状況

地震発生直後から、住宅等に被害を受けた多くの住民が避難所に避難した。ピーク時の市町村別避難者数は、倉吉市が最も多く、次いで湯梨浜町、三朝町、北栄町が多かった。



避難所では県内外業者から提供された食料が配られた

- (1) 最大避難者数 2,980人（6市町）・・・10月21日21時
避難所最大開設数 51箇所（2市5町）・10月22日16時
- (2) 避難期間 10月21日～12月16日
避難所開設期間 10月21日～12月22日

住民避難状況の推移

市町村名	10月21日	22日					23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	21:00	7:00	11:00	13:00	16:00	20:00									
鳥取市	3 [2]	3 [1]	0 [1]	0 [0]											
倉吉市	1,921 [18]	1,921 [18]	1,921 [18]	1,039 [18]	979 [18]	1,163 [18]	1,163 [18]	505 [19]	448 [19]	413 [18]	386 [18]	386 [18]	253 [18]	248 [17]	238 [17]
三朝町	360 [7]	369 [9]	363 [10]	284 [10]	199 [10]	199 [10]	187 [10]	54 [9]	42 [2]	29 [3]	16 [3]	14 [3]	9 [2]	22 [2]	12 [2]
湯梨浜町	384 [11]	345 [11]	61 [11]	61 [11]	74 [11]	118 [11]	131 [11]	56 [10]	57 [3]	38 [3]	38 [2]	24 [2]	15 [2]	16 [2]	5 [2]
琴浦町	70 [4]	37 [4]	9 [4]	5 [4]	7 [4]	7 [4]	6 [4]	4 [4]	0 [0]						
北栄町	242 [4]	187 [4]	84 [4]	72 [3]	65 [3]	91 [3]	102 [3]	37 [3]	34 [3]	36 [3]	30 [3]	28 [3]	28 [3]	29 [3]	27 [3]
伯耆町	0 [4]	0 [4]	0 [0]												
合計	2,980 [50]	2,862 [51]	2,438 [48]	1,461 [46]	1,324 [46]	1,578 [46]	1,589 [46]	656 [45]	581 [27]	516 [27]	470 [26]	452 [26]	305 [25]	315 [24]	282 [24]

上段：避難者数（人） 下段：避難所数（箇所）

市町村名	11月1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
倉吉市	192 [17]	191 [17]	169 [17]	147 [17]	132 [17]	114 [17]	102 [17]	91 [17]	61 [7]	51 [8]	41 [7]	37 [7]	31 [7]	28 [7]	28 [7]	27 [7]	19 [7]	15 [1]	15 [1]	15 [1]	15 [1]	15 [1]	0 [1]	14 [1]	12 [1]	0 [1]	0 [1]	4 [1]	0 [1]	3 [1]
三朝町	8 [2]	4 [2]	4 [2]	0 [1]	0 [1]	0 [1]	0 [1]	0 [1]	0 [0]																					
北栄町	24 [3]	22 [2]	21 [2]	18 [1]	17 [1]	17 [1]	12 [1]	12 [1]	12 [1]	12 [1]	9 [1]	9 [1]	6 [1]	6 [1]	6 [1]	6 [1]	6 [1]	3 [1]	3 [1]	3 [1]	0 [1]	0 [0]								
合計	224 [22]	217 [21]	194 [21]	165 [19]	149 [19]	131 [19]	114 [19]	103 [19]	73 [8]	63 [9]	50 [8]	46 [8]	37 [8]	34 [8]	34 [8]	33 [8]	25 [8]	18 [2]	18 [2]	18 [2]	15 [2]	15 [1]	0 [1]	14 [1]	12 [1]	0 [1]	0 [1]	4 [1]	0 [1]	3 [1]

市町村名	12月1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
倉吉市	2 [1]	2 [1]	0 [1]	0 [1]	2 [1]	2 [1]	2 [1]	2 [1]	2 [1]	0 [1]	0 [1]	2 [1]	2 [1]	2 [1]	2 [1]	0 [1]	0 [1]	0 [1]	0 [1]	0 [1]	0 [1]	0 [0]

※ 1日に複数回の集計を行っている場合は、基本的にその日の最大の数値を計上した。

震災の記録

避難勧告等の発令状況

市町村名	区分	発令対象	発令日時	解除日時	発令事由
倉吉市	避難勧告	生竹地区 3世帯11名	10月26日 15:00	12月1日 9:00	今後、強い地震が発生した際に配水塔が倒壊する恐れがあるため。
三朝町	避難勧告	三朝地区 1世帯2名	10月28日 9:00	12月27日 11:00	地震により地盤が極めて不安定であること。また、対象地域に接する斜面に亀裂が入っており、降雨・余震による地滑りで家屋崩壊の危険性があるため。
	避難勧告	牧地区 1世帯1名	10月28日 9:00	12月27日 15:00	地震により地盤が極めて不安定であること。また、対象地域に接する斜面に亀裂が入っており、降雨・余震による地滑りで家屋崩壊の危険性があるため。
合計				5世帯14名	

物資調達

県及び各市町村の連携備蓄や県内外業者からの調達等により、被災市町の避難所へ食事(弁当や備蓄食、離乳食)、飲料水、毛布などの物資を提供した。

発災当日は、夕食まで短時間であったので、県及び市町村で県内業者からおにぎりやパン等を調達するとともに、不足する場合に備えて市町村で備蓄していたアルファ化米などを多めに提供したほか、湯梨浜町の要請によって離乳食の提供を行った。

発災翌日以降は、県が一括して弁当等の調達を行い、温かい食事のニーズに応えるため、10月30日の朝食からカップ味噌汁やスープなども調達した。

毛布は、被災市町の備蓄に加えて、発災当日から県内市町村備蓄の300枚、県備蓄の3,000枚を提供し、避難者3,000人に対して1人あたり2枚以上を配布できるよう手配を行った。

また、気温の低下に伴い倉吉市から避難所で使用するストーブの要請を受けて、発災翌日から48台(予備を含む。)を県で調達して支援を行ったほか、避難所の環境整備のため、間仕切り段ボール2,250枚、段ボールベッド180床を県で調達し、倉吉市、湯梨浜町、北栄町に提供した。

被災家屋の屋根の修繕等に使用するブルーシートについてのニーズも大きく、県・市町村の備蓄、事業者からの調達に加えて、徳島県、熊本県、関西広域連合、中国地方知事会、中国地方整備局等からも支援を受けて、ブルーシート約4万4千枚及び固定用ロープや土のうを供給した。

鳥取県職員の応援派遣・他県職員等の応援受け入れ

「災害時緊急支援チーム」の派遣

鳥取県西部地震の際の教訓により制度化した次長級・課長級の職員(リーダー)、土木技師、建築技師、保健師、事務要員の1チーム5名で構成する支援チームを発災当日から被災市町村に派遣し、市町村の災害応急対策の実施を支援した。

【派遣状況(10月21日～)】

- ・倉吉市：東部地区から5名、西部地区から5名
- ・湯梨浜町：東部地区から6名
- ・北栄町：西部地区から5名

情報連絡員(リエゾン)の派遣

倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町、琴浦町に県職員による情報連絡員(リエゾン)を発災当日から11月21日まで継続して派遣し、情報収集、県・市町村災害対策本部等の連絡調整等を行った。

専門職職員(土木技師、建築技師、農業土木技師、保健師等)の派遣

発災当初の初動4日間(10月21日～24日)を中心として、県の専門職職員を被災市町村に派遣し、災害応急対応に当たった技術的な支援を行った。

【派遣状況】

土木技師：宅地危険度判定士3名、技術的な支援のための職員2名を発災当日から派遣。10月22日から11月4日にかけて延べ251名を派遣した。

※この他、市町村有公共土木施設の復旧に向けた技術的支援やアドバイスを土木技師等により実施。

建築技師：応急危険度判定士として、建築士を発災当日から6名派遣(派遣翌日から判定開始)。10月22日から29日にかけて延べ39名を派遣した。

農業土木技師：重要ため池等の点検のため、24名を発災翌日から派遣。10月22日から11月15日にかけて延べ52名を派遣した。

保健師：10月22日から23日にかけて16名/日を派遣。10月22日から11月5日にかけて延べ96名を派遣した。

スクールカウンセラー（SC）：10月24日から13名を中部地区の学校に派遣、面談等を実施。平成29年3月までの間に小中学校17校、高等学校4校、特別支援学校1校で計386回、2,576時間のカウンセリング等を実施した。

避難所運営等への支援

中部地区に勤務又は居住する県職員を中心に発災当日は約60名を派遣し、避難所運営や物資の輸送等の業務を支援。

発災翌日以降もピーク時は1日50名規模で11月30日まで派遣を継続した。

また、現地で県職員の人員配置調整に当たるため総務部行財政改革局職員3名を派遣した。

【具体的な業務】

- ・他県から提供を受けたブルーシートの役場への搬送、受入の補助
- ・避難所への毛布や備蓄品等の物資輸送、避難所の受付等の補助 など

他府県職員等の応援受入れ

災害時の相互応援協定等に基づき、中国地方知事会、四国知事会、関西広域連合及び徳島県など15府県以上から応援職員の派遣を受け、被災建物・宅地の応急危険度判定、家屋被害認定調査、避難所運営支援、保健師による被災者支援などの支援をいただいた。

特に、被害認定業務に係る応援職員について、県内での必要人数の確保が困難であったため、10月24日（発災から3日後）から、広域応援協定等に基づく支援の要請と受入調整を開始した。

被災市町も不慣れで業務スケジュールや受入条件なども手さぐりであり、市町の事情も異なる中でできるだけ早い完了を目指して、県が応援元団体の派遣可能人数の取りまとめや被災市町への割り当て等の各種調整等を行った。

なお、県が派遣調整を行わず、被災市町が個別の応援協定等により独自に支援を受けたものもある。（三朝町：茨城県大洗町、滋賀県多賀町から、北栄町：滋賀県湖南市、東京都港区からなど）

人的支援の状況(派遣者数まとめ)

◆派遣状況(10/21~11/18)

【被災市町への応援職員の派遣人数(団体別)】

派遣元	派遣人数 (内訳)					
	1日平均	延べ人数	倉吉市	湯梨浜町	北栄町	三朝町
計	114.1	3,310	1,753	589	560	408
鳥取県	41.3	1,197	712	198	262	25
知事会・関西広域等	50.0	1,451	726	284	181	280
県内市町村	22.8	662	315	107	117	123

- 県職員は、避難所運営業務、支援物資の輸送、り災証明等の窓口業務等に従事(専門職は下記)。
- り災証明に係る現地調査業務については、関西広域連合等に広域応援を要請。
- り災証明に係る現地調査業務以外(避難所運営業務、窓口業務やBCP(非常時優先の通常業務の継続)に必要な人員等)については、市長会、町村会を通じて市町村職員の応援を要請(予防接種、国保、介護、税、出納等)。

☆上記以外に、専門職の県職員を派遣：438名(延べ人数)
 ・応急危険度判定(建物) 39名(10/22~10/29) ・応急危険度判定(土地) 251名(10/21~11/4)
 ・保健師 96名(10/22~11/2) ・農業土木 52名(10/22~11/15)

ボランティアの対応

地震発生の翌日（10月22日）には、鳥取県社会福祉協議会が「災害救援ボランティアセンター支援本部」を設置するとともに、倉吉市、湯梨浜町、北栄町では「災害ボランティアセンター」が設置（三朝町では10月25日に設置）され、県内外からのボランティアの受付、活動あっせんが行われた。

平成29年3月31日に被災市町全ての災害ボランティアセンターが閉所するまでに、合計5,392人のボランティアを受け付けた。

主なボランティアのニーズは、屋根のブルーシート張りが全体の約65%で最も多く、屋内の片づけ（倒れた家具の移動や立て直し、散乱した食器整理）や屋外の片づけ（落ちた瓦や壁材などの運び出し）などであった。



ボランティアによる屋内片付け

震災の記録

災害ボランティアセンター等開設状況

市町村等	名称	設置主体	開設日	備考
県社協	災害対策本部	—	10月21日	
	災害救援ボランティアセンター支援本部	—	10月22日	3月31日閉所
倉吉市	倉吉市災害ボランティアセンター	市社協	10月22日 (ボラ受入は24日から)	3月31日閉所
湯梨浜町	湯梨浜町災害ボランティアセンター	町社協	10月22日	11月5日閉所
北栄町	北栄町災害ボランティアセンター	町社協	10月22日	11月11日閉所
三朝町	三朝町生活支援愛センター	町社協	10月25日	12月28日閉所

災害ボランティアセンター活動状況（平成29年3月31日現在）

市町村等	ボランティア人数（人）	ニーズ件数（件）
倉吉市	県内	2,361 ブルーシート張り 1,086
	県外	2,188 ブルーシート以外 740
	小計	4,549 小計 1,826
湯梨浜町	県内	184 ブルーシート張り 160
	県外	34 ブルーシート以外 45
	小計	218 小計 205
北栄町	県内	474 ブルーシート張り 276
	県外	68 ブルーシート以外 59
	小計	542 小計 335
三朝町	県内	76 ブルーシート張り 30
	県外	7 ブルーシート以外 36
	小計	83 小計 66
合計	県内	3,095 ブルーシート張り 1,552
	県外(39都道府県)	2,297 ブルーシート以外 880
	計	5,392 小計 2,432

DMATの対応

鳥取県中部地震においては、発災直後に鳥取県庁に医療救護対策本部、DMAT対策本部が設置されるとともに、10月21日14時20分に全国のDMATに対して待機要請が行われた。

その後、10月21日から23日にかけて、県内の延べ4チームが鳥取県知事の要請に基づいて派遣され、県の保健師チーム

DMATの活動状況

日時	内容
10月21日	14:07 発災
	14:07 医療救護対策本部自動設置
	14:20 DMAT待機養成
	16:06 鳥取DMAT以外の待機解除
	16:05 県立中央病院・鳥取大学医学部附属病院に対してDMAT派遣要請（各病院1隊ずつ） (参集拠点：県立厚生病院活動拠点本部)
	16:46 県立中央病院のDMATが出発
	17:00 鳥取大学医学部附属病院DMATが出発
	18:10 県立中央病院・鳥取赤十字病院に対してDMAT二次隊派遣要請（各病院1隊ずつ） (参集拠点：県立厚生病院活動拠点本部)
	18:30 鳥取赤十字病院のDMAT二次隊が出発
18:57 県立中央病院のDMAT二次隊が出発	
10月22日	DMATチームと保健師チームが避難所を巡回 (湯梨浜町：県立中央病院チーム、倉吉市：鳥取赤十字病院チーム)
10月23日	DMATチームと保健師チームが避難所を巡回 (県立中央病院チーム)

と避難所を巡回して、避難者の体調チェック、健康相談、診療などの活動を行った。

※災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）は、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

消防の対応

鳥取県中部地震に係る消防の対応については、その被害状況などから消防庁への緊急消防援助隊の要請は行わず、「鳥取県下広域消防相互応援協定」及び「鳥取県中部ふるさと広域・津山圏域消防組合消防相互応援協定」、「鳥取県中部ふるさと広域・真庭市消防相互応援協定」に基づく応援隊の派遣等を受けた。

また、10月21日14時40分に鳥取県知事から消防庁長官に広域航空消防応援による防災ヘリコプターの出動を要請したほか、鳥取県と鳥根県、徳島県との相互応援協定に基づき両県の防災ヘリコプターの応援を受けた。

《県下相互応援協定による応援》

- ・鳥取県内の2消防本部（東部広域行政管理組合消防局・鳥取県西部広域行政管理組合から合計10隊41名）が、鳥取県中部ふるさと広域連合消防局管内で消防活動支援（転院搬送等）を実施。（10月21日）

《県境相互応援協定による応援》

- ・岡山県の2消防本部（津山圏域消防組合消防本部・真庭市消防局から合計4隊15名）が、鳥取県中部ふるさと広域連合消防局管内で消防活動支援（転院搬送）を実施。（10月21日）

《広域航空消防応援》

- ・鳥取県知事の要請に基づき兵庫県防災ヘリ・岡山県防災ヘリの2機が上空からの情報収集を実施。（10月21日）

《相互応援》

- ・鳥根県防災ヘリ・徳島県防災ヘリの2機が上空からの情報収集を実施。（10月21日）

自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣については、発災から20分後には派遣のための事前調整を開始し、給水支援や被災家屋屋根のブルーシート張り支援についての派遣要請を行った。

1 災害派遣の概要

- (1) 要請日時 平成28年10月21日（金）19時22分

- (2) 要請元 鳥取県知事
- (3) 要請先 陸上自衛隊第8普通科連隊長(米子)
- (4) 要請の概要 給水支援、公共施設等周辺整備(破損家屋への応急対策支援(ブルーシート張り))
- (5) 発生場所 倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町
- (6) 撤収要請日時 平成28年10月28日(金)17時00分

2 自衛隊の対応

- | | |
|---|--|
| <p>(1) 派遣部隊 陸自 第8普通科連隊(米子)、第13特科隊(日本原)、第13戦車中隊(日本原)、第13偵察隊(出雲)、第13後方支援隊(海田市)、第13旅団司令部(海田市)、第13飛行隊(防府)、中部方面航空隊(八尾)、自衛隊鳥取地方協力本部、自衛隊岡山地方協力本部、自衛隊島根地方協力本部</p> <p>海自 第23航空隊(舞鶴)、第24航空隊(小松島)、第81航空隊(岩国)</p> | <p>空自 第8航空団(築城)、小松救難隊(小松)、第3輸送航空隊(美保)</p> <p>(2) 派遣規模 人員 約110名(延べ約620名)</p> <p>車両 約15両(水トレーラー1両含む)
(延べ約140両(水トレーラー延べ19両及び5t水タンク車延べ2両含む))</p> <p>航空機 延べ13機</p> <p>その他 リエゾン人員6名、リエゾン車両3両
(リエゾン人員延べ66名、リエゾン車両延べ33両)</p> |
|---|--|

(3) 活動実績

日付	給水量(箇所数)	公共施設等周辺整備	その他
10月21日	約0.9t(1ヶ所)	—	海自・空自航空隊による航空偵察
10月22日	約12.6t(4ヶ所)	2ヶ所(三朝町)	
10月23日	約11.8t(4ヶ所)	3ヶ所(倉吉市)	
10月24日	約0.4t(2ヶ所)	1ヶ所(倉吉市)	
10月25日			陸自航空隊による航空偵察
10月26日	約0.3t(1ヶ所)	10ヶ所(北栄町、湯梨浜町)	
10月27日	約0.1t(1ヶ所)	26ヶ所(北栄町、湯梨浜町)	
10月28日	0t(1ヶ所)	14ヶ所(北栄町、湯梨浜町)	
合計	約26.1t	56ヶ所	

企業への支援

鳥取県中部地震により、施設、設備等の破損や売上げの減少などの被害を受けた県内企業に対し金融対策を実施した。

10月24日に「災害等緊急対策資金(平成28年鳥取県中部地震対応枠)」を発動し、融資枠の増額、無利息化による金利負担の軽減などの特別措置を講じた。

また、今回の地震の影響を受ける県内企業に対する資金繰りや経営に関する相談窓口を設置した。

[相談窓口] 各商工会議所、各商工会、中小企業団体中央会、(公財)鳥取県産業振興機構、鳥取県信用保証協会、鳥取県商工労働部企業支援課、中部総合事務所地域振興局中部振興課及び西部総合事務所地域振興局西部観光商工課

災害等緊急対策資金(平成28年鳥取県中部地震対応枠)の概要

融資対象者	平成28年鳥取県中部地震により経営の安定に深刻な影響が生じている中小企業者等で、次のいずれかに該当するとき ア 事業の用に供する施設、設備、製品又は原材料等の被害 イ 最近1か月間とその後2か月間を含む3か月間の売上高又は販売数量が前年同期比15%以上減少 ウ 売上高又は販売数量の急激な減少
資金の用途	運転資金、設備資金、借換資金(借換資金は運転資金又は設備資金に併せて行う場合に限る。)
融資限度額	2億8千万円
融資期間	10年(うち据置3年)以内 ※設備に係る資金は15年(うち据置3年)以内
融 資 利 率	年1.43%(最優遇金利を適用(変動金利)) 当初5年間は無利息
保 証 料 率	特例保証料率0.23~0.68%(通常0.45~1.08%) 当初5年間は0%
融 資 枠	50億円(当初枠10億円)

震災の記録

農林水産業への支援

1 がんばろう！元気な鳥取梨応援事業

鳥取県中部地震により、収穫直前の晩生梨が落果する被害が発生し、このままでは果樹農家にとって大きな収入減となるとともに、消費地への出荷量が大幅に減少することで鳥取梨のブランドが著しく損なわれることから、傷の程度が軽く、

販売が可能な落果果実を「訳あり商品」として販売する取組に対して支援を行うとともに、農家の災害に対する自己防衛策として果樹共済への加入を促進し、気象災害に強い産地づくりと果樹経営の安定化を図ることとした。

元気な鳥取梨応援事業の概要

項目	対策名	事業内容	事業主体	補助率
共済支援	果樹共済加入促進対策	農家が新規に共済加入する場合、共済掛金の助成を行う	JA、生産組織	県1/3
販売促進	元気な鳥取梨販売促進対策	○推進事業 市場関係者・消費者に対する元気な鳥取梨販売促進活動に対し支援。	JA、生産組織	県1/2
		○出荷補助事業 訳あり商品出荷促進のため、価格差補填及び出荷経費に対して支援。	JA、生産組織	県1/2

2 がんばろう！農林水産業共同利用施設復旧応援事業

鳥取県中部地震により被災した農業協同組合等が所有する共同利用施設の復旧に要する経費に対して助成を行った。

【事業主体】 農業協同組合、漁業協同組合 等

【対象施設】 農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場 等

【採択基準】 40万円以上（1箇所あたり）

【補助率】 9/10（国2/10、県3.5/10、市町3.5/10）

3 がんばろう！農業施設等復旧支援資金応援事業・水産業施設等復旧支援資金応援事業

鳥取県中部地震により被災した農業者、漁協に対して被害施設等の復旧に必要な資金を借入れた場合、借入れ後6年間に限り、金利負担と保証料負担額が0%となるよう助成を行った。

農業施設等復旧支援資金応援事業・水産業施設等復旧支援資金応援事業の概要

事業区分		実施主体	補助率
農業者	被害農業施設等復旧支援資金利子補給事業	市町村	県1/2 市町村1/2
	保証料補助事業	市町村	県10/10
漁協	漁業近代化資金等利子補給事業	市町村	県1/2 市町村1/2
	信用保証料軽減事業	市町村	県10/10

学校再開への支援

鳥取県中部地震で被災した私立学校の教育活動を早急に回復するため、施設・設備の復旧に要する経費を支援した。

【対象】 倉吉北高等学校、湯梨浜学園中学校・高等学校、鳥取看護大学、鳥取短期大学、鳥取県自動車学校、鳥取県倉吉自動車学校、鳥取県中央自動車学校、倉吉予備校

【補助率】 大学・短大・高校・中学校：2/3（公立学校施設の災害復旧と同率とする。）

各種学校：1/2

また、被災により倉吉市学校給食センターが稼働不能となったことから、中部4町や鳥取短期大学の協力を得て倉吉

市の給食提供を支援するとともに、県としても倉吉市に対して代替給食の提供経費の一部（補助率1/2）を助成した。

義援金

鳥取県中部地震により被害を受けた県民の方の復興の一助となるよう、関係者で協力して「平成28年鳥取県中部地震災害義援金」を、平成28年10月25日（火）から平成29年3月31日（金）まで募集した。

集まった義援金については、日本赤十字社鳥取県支部、社会福祉法人鳥取県共同募金会、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、NHK鳥取放送局、鳥取県で構成される「平成28年鳥取県中部地震災害義援金配分委員会」に拠出し、義援金の

配分については、義援金配分委員会において決定し、被害を受けられた県内の被災者等に配分した。

1 義援金の総額及び件数

*平成30年12月現在（平成30年度中に確定予定）
301,822,597円（7,462件）

2 義援金の使途

*平成30年12月現在（平成30年度中に確定予定）

(1) 義援金を活用した支援額 284,139,470円

ア 人的被害に対する支援

・重傷者：800,000円（8人）

イ 住家被害に対する支援

・全壊：5,100,000円（17世帯）
・大規模半壊：2,850,000円（19世帯）
・半壊：35,300,000円（353世帯）

ウ 被災者住宅修繕支援金としての支援

・240,089,470円

(2) 災害ボランティア活動振興基金 17,683,127円

※義援金総額との差額を鳥取県社会福祉協議会の「災害ボランティア活動振興基金」へ全額拠出。

鳥取県中部地震災害義援金の配分額

市町名	人的被害（人数）	住家被害（世帯数）			義援金配分額（千円）		
	重傷者 （100千円 ／人）	全壊 （300千円 ／世帯）	大規模半壊 （150千円 ／世帯）	半壊 （100千円 ／世帯）	人的・住家被害 に対する支援 （人数（世帯数） ×配分額）	被災者住宅 修繕支援金	災害ボランティア 活動振興基金
鳥取市		1		3	600	240,089	17,683
倉吉市	4	3	15	290	32,550		
境港市	1				100		
三朝町				7	700		
湯梨浜町	1			16	1,700		
琴浦町				1	100		
北栄町	2	13	4	36	8,300		
合計	8	17	19	353	44,050	240,089	17,683
						284,139	
							301,823

ふるさと納税等による「鳥取県中部地震復興がんばろう寄附」

地震発生の翌日である平成28年10月22日から、ふるさと納税による全国の皆様からの寄附の受け付けを開始。

また、企業、団体の皆様からも多くの寄附金をいただいた。

（平成31年1月末時点で、個人、企業、団体の方々からの寄附金は、約5千件、約3億4千万円超となった。）

さらに、鳥取県出身の漫画家青山剛昌先生や大相撲力士石浦関など、鳥取県ゆかりの方々からも応援メッセージをいただき、そのメッセージを活用した特別なお礼状を寄附者へ贈呈した。

震災の記録

IV ライフライン・インフラ応急対策

電話 (NTT)

ケーブルの切断や損傷等による不通及び通信サービス等への大きな影響はなかったものの、地震直後は電話がつながりにくい状態となった。

1 災害用伝言ダイヤル「171」および災害用伝言板「web171」の運用

被災者との安否確認等の手段として10月21日午後2時16分から11月4日15時まで提供された。

電話 (NTT) (災害用伝言ダイヤル)

平成28年11月1日時点

期間	録音	再生	合計
10月21日～31日	約3,400件	約3,400件	約6,400件

電話 (NTT) (災害用伝言板)

平成28年11月1日時点

期間	録音	再生	合計
10月21日～31日	約4,500件	約10,000件	約14,500件

2 特設公衆電話の設置

電話 (NTT) (特設公衆電話の設置)

自治体	避難所	住所	設置回線数	回線合計
倉吉市	上北条小学校	新田405-1	2	34
	河北小学校	海田西町1-130	3	
	西郷小学校	下余戸114	2	
	上灘小学校	上灘町136	3	
	成徳小学校	仲ノ町733	3	
	明倫小学校	余戸谷町3059	3	
	灘手小学校	尾原500	2	
	社小学校	国分寺88	3	
	北谷小学校	沢谷204	1	
	高城小学校	上福田722-2	2	
	小鴨小学校	中河原775-1	3	
	上小鴨小学校	福山30	2	
	関金小学校	関金町関金宿666	3	
山守小学校	関金町堀2163	2		
三朝町	総合文化ホール	大瀬999-2	1	1

県管理道路の交通規制状況

道路種別	路線名	規制箇所	規制理由	規制種類	規制開始日	規制解除日
国道	国道482号	三朝町福本	落石	片側交互通行	10月21日	10月22日
国道	国道313号	倉吉西IC～国道9号交差点	クラック	全面通行止め	10月21日	10月24日
県道	一般県道下見関金線	倉吉市関金町森	地震による地滑りの恐れのため	全面通行止め	10月21日	11月1日 (大型車以外)
県道	一般県道巖城上灘線	倉吉市見日町	路面等の沈下	全面通行止め	10月22日	10月23日
県道	木地山倉吉線	倉吉市塚町ホテイ堂前	建物倒れ	片側交互通行 バス通りは通行止め	10月21日	10月22日
県道	県道倉吉江北線	倉吉市巖城	クラック	全面通行止め	10月21日	10月23日
県道	主要地方道鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町三朝	舗装隆起	全面通行止め	10月21日	10月22日
県道	三朝温泉木地山線	東伯郡三朝町三朝	路面変状	全面通行止め	10月21日	10月27日
県道	鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大瀬～倉吉市大原	落石	全面通行止め	10月21日	11月2日

電気

地震直後は63,400戸余りが停電したが、10月21日夕方には全戸復旧した。

電気 (停電関係)

市町村名	停電戸数	発生日時	復旧経過	復旧日時
倉吉市 三朝町 北栄町 湯梨浜町	63,400	10月21日 14:07	15:00 倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町 (1市3町28,000戸停電) 16:00 北栄町の一部 (2,000戸停電) 17:00 北栄町の一部 (910戸停電) 17:38 倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町 (1市3町全戸復旧)	10月21日 17:38

ガス

地震により多くの感震自動遮断装置が作動した。

都市ガス

(鳥取ガス) 導管破損はなく、感震遮断装置の作動が137件あったものの、メーター復帰作業で全件において即日復帰。

(米子ガス) 導管破損はなく、感震遮断装置の作動が30件あったものの、メーター復帰作業で全件において即日復帰。

LPGガス

感震遮断装置の作動によるLPガス供給の途絶が1,883件発生。10月26日には全て復旧した。

公共土木施設

※被害件数等は、II 被害の状況 (P12) を参照

道路の被災状況 (舗装クラックや路面の段差)

北条倉吉道路 (国道313号) や県道倉吉江北線 (堤防道路) など、特に盛土区間において路面の亀裂が多数生じ、地震後相当の日数が経過した後まで被害は拡大していった。

また、橋梁・ボックスカルバートとの境界や下水道マンホールの周辺など、構造物との接続部において段差が発生し、応急復旧により通行の確保に努めた。

地震後の通行規制

地震発生後、路面の亀裂や落石の危険性等により、通行規制（全面通行止：7箇所、片側交差通行：2箇所）を行った。全面通行止を行った区間は、11月2日までに全て解除を行った。

北条倉吉道路は、オーバーレイや隙間のモルタル充填等の応急復旧を行い、地震発生から3日後の10月24日午後6時に全区間の通行止を解除した。（ただし、50kmの速度規制による。）

河川の被災状況（堤防クラック）

倉吉市及び北栄町の北条川の河川堤防にクラックが発生。被害拡大を防ぐため、立入防止措置・ブルーシートによる養生等、緊急対応を行った。

港湾施設・海岸施設の被災状況

赤碓港では物揚場のコンクリート舗装の沈下、大栄西海岸では護岸の崩壊などの施設災害が発生した。赤碓港では潜水調査、音響探査等により被災箇所の特定を行った。

斜面の崩壊状況

道路法面を含む山腹崩壊により土砂が流出、また落石による被害が多数発生し、土のう設置、ブルーシート敷設などの応急対応を実施し、必要に応じて抜本的な対策を行った。土砂災害危険箇所については、地震の翌日から（一社）鳥取県測量設計業協会や土木防災・砂防ボランティアなどの協力を得て、砂防及び急傾斜等の施設1,146箇所の緊急施設点検を6日間でを行い、破損の有無、法面、河道等の状況確認を行った。

下水道

天神川流域下水道施設では、管渠継手部から地下水が浸入したり、マンホール躯体の破損等の被害が発生し、カメラ調査などにより被害状況を調査して必要な補修を行った。

鉄道

運行状況

地震発生により、安全確認等のため運転を見合わせたのち、順次、運行を再開した。

- （智頭急行） 10月21日中に運転再開
- （若桜鉄道） 10月21日中に運転再開
- （JR） 境線、山陰本線出雲～由良、倉吉～東浜間、因美線、伯備線はいずれも10月21日中に運転再開。
- 線路の沈下のため、山陰本線倉吉～由良間で10月21日終日運転見合わせ。10月22日始発から運転再開。

※以下の特急は運行中止

- ・特急スーパーはくと9号（京都⇒鳥取）・10号（倉吉⇒京都）：運転取りやめ
- ・特急やくも17号（岡山⇒出雲市）・19号（岡山⇒出雲市）・

- 22号（出雲市⇒岡山）・24号（出雲市⇒岡山）・27号（岡山⇒出雲市）・28号（出雲市⇒岡山）：運転取りやめ
- ・スーパーおき4号（新山口⇒鳥取）：米子～鳥取間運転取りやめ
- ・スーパーまつかぜ9号（鳥取⇒益田）・10号（益田⇒鳥取）・11号（鳥取⇒米子）・12号（益田⇒鳥取）・13号（鳥取⇒米子）・14号（米子⇒鳥取）：米子～鳥取間運転取りやめ

バス

運行状況

（日本交通） 中部地区の路線バスについて、10月21日15時以降の便を順次運休し、全便運休となった。（東・西部は運行）

倉吉市新町営業所が停電するとともに窓ガラスが割れた。
倉吉市大正町車庫の隣接民家屋根崩れのため、バス車両に被害。

- （日ノ丸バス） 中部路線バス 10月21日14：45以降の出発便を運休。
- 青谷日置谷線 10月21日17時以降の便を運休
- 青谷勝部線 10月21日17時以降の便を運休
- 琴浦町営バス 10月21日14：45以降の出発便を運休
- （高速バス） 鳥取～倉吉～広島 鳥取発16：00 運休
- 倉吉～岡山 岡山発17：40 運休
- 10月22日 倉吉～岡山 全便運休（4便）

⇒10月22日の中部地域のバス運行は、日ノ丸自動車（琴浦町営バス含む）は、運休決定済の上井/三朝線、西倉吉/三朝線、三朝穴鴨線、三朝小河内線を除き、通常運行。
日本交通は全線通常運行。
⇒全路線の通常運行は10月23日からとなった。

航空

運航状況

- （米子空港）
- ・米子空港ターミナルビルの被害状況…館内照明のカバー落下、トイレのタイルにひび
- 1087便（東京⇒米子 定刻13：55着）14：30過ぎに到着
- 1089便（東京⇒米子 定刻15：20着）15：22到着
- 1088便（米子⇒東京 定刻14：30発）15：16出発
- ・その後は通常運航

V 災害関連死ゼロを目指した取組み

平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災以降、災害による直接的な被害ではなく、発災後の避難生活等を要因として亡くなる、いわゆる「災害関連死」が災害対応の課題として取り上げられるようになった。

鳥取県中部地震においては、災害関連死ゼロを目指して、避難の早期解消と被災者に安心と健康を提供することを災害対策本部の目標（平成28年10月28日第8回災害対策本部会議）として各種の応急的な取組みを行った。



避難者の足をエコー検査するスタッフ

1 安全な避難生活・在宅生活に向けての取組み

(1) 避難者の健康管理、避難所の環境整備

- ・県内外からの保健師派遣チームによる避難所巡回の実施。
- ・JRAT（大規模災害リハビリテーション支援団体協議会）によるエコノミークラス症候群や生活不活発病を防ぐための予防的な運動等の指導。
- ・鳥取県医療救護班（鳥取県医師会（中部医師会）、鳥取看護協会、鳥取県歯科医師会）が避難所巡回診察や避難所への災害支援ナースの派遣による避難者の健康管理等を実施。
- ・鳥取看護大学の教職員と学生が、倉吉市役所や避難所となった成徳小学校で「まちの保健室」を開設し、被災者への血圧の測定の呼びかけや手洗いの励行など感染症への注意喚起を実施。また、避難所を訪問し、健康状況の調査やエコノミークラス症候群にならないようアドバイスを実施。
- ・県が避難生活の留意点やエコノミークラス症候群の予防啓発などのチラシを市町を通じて避難所に配布。
- ・鳥取県感染制御地域支援ネットワークの有志による感染症対策チームが感染症や食中毒予防のための保健指導や環境整備を実施。
- ・災害時における物資供給に関する協定書に基づき、県が日段（株）に避難所運営物資（間仕切り用段ボール、段ボールベッド）の製造供給を依頼して、要望のあった市町村に配布。

避難所運営物資の供給状況

要請受付	市町名	品目及び数量	納品先
10/22（土）	倉吉市	間仕切り用段ボール：2,000枚	倉吉市スポーツセンター体育館
10/25（火）	湯梨浜町	段ボールベッド：50床 間仕切り用段ボール：160枚	湯梨浜町役場本庁舎講堂
	倉吉市	段ボールベッド：100床	倉吉市スポーツセンター体育館
10/26（水）	北栄町	段ボールベッド：30床	北栄町役場大栄庁舎
		間仕切り用段ボール：90枚	

(2) 在宅要支援者への支援

- ・県内外からの保健師派遣チームが在宅の要支援者（高齢者、障がい児・者、妊産婦、新生児等）を訪問して把握したハイリスク者を市町保健師が継続的にフォロー。

(3) 支援体制の整備

- ・地域災害医療コーディネーター会議を平成28年10月から12月にかけて3回開催し、避難所等での災害関連死等を防ぐため、関係者間で情報共有を図り、対策を検討。

場所：鳥取県中部総合事務所福祉保健局

参集機関：中部医師会、中部歯科医師会、中部薬剤師会、県立厚生病院、県中部福祉保健局、県精神保健福祉センター、中部の各市町、看護協会、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士会、栄養士会、健康運動指導士会等

目的：情報共有、今後必要となる対策及び実施体制の検討

- ・市町災害対応職員等を対象としたメンタルヘルス相談会を開催。

日時：平成28年11月21日（月）13：30～16：00

会場：鳥取県中部福祉保健局

内容：鳥取県精神保健福祉センター原田所長による面談等

対象：市町職員のうち希望者、職員健康管理及び勤務体制担当者のうち希望者

震災の記録

(4) 温泉施設の無料提供

・避難生活で疲労の蓄積している避難所宿泊者を県旅館ホテル生活衛生同業組合と連携し、温泉旅館・ホテル（はわい温泉・東郷温泉・三朝温泉・関金温泉）で宿泊又は日帰り入浴サービスを無料で提供することとした。11月2日に各避難所に利用券を配布し、11月4日から利用開始。

2 り災証明書の早期発行（詳細は第2章第2節（P34）に記載）

(1) 建物被害認定調査要員の増員配置

県建築士事務所協会、県内市町村、関西広域連合、総務省を通じて全国の自治体に応援職員の派遣を要請。

(2) 市町村事務の補助人員（行政職）の配置

被災市町村からの要請を県で随時受け付け、県市長会、県町村会に職員の派遣を要請。

(3) 市町の業務スケジュール（目標）

本格着手後、一次判定を2週間で終わらせることを目標に、必要な職員数を算定して業務体制を構築。



り災証明書の取得のため連日多くの住民が訪れていた

・業界団体を通じた住宅修繕相談のフローについて広報。窓口で、修繕に係るアドバイス、事業者団体を通じた修繕事業者の紹介等を実施。

4 災害ケースマネジメント（詳細は第2章第2節（P49）に記載）

災害ケースマネジメントシステムの導入により、各市町や関係者と連携して被災者一人ひとりの事情に寄り添った生活復興支援を行うこととした。

被災から2年が経過してなお屋根のブルーシートがなかなか取れないなど個別のケアが必要な世帯に対して、各市町やボランティア団体、建設業関係団体等の協力を得て、屋根の修繕に取り組んでいる。

平成30年10月末現在で、268の家屋にブルーシートが残っているが、そのうち住家については144であり、平成31年度に屋根修繕支援施策を拡充し、これらの世帯を支援することで、鳥取県中部地震からの復興の総仕上げを図る。



屋根の修繕活動を行うボランティア

3 住宅対策

(1) 公営住宅や借上住宅、職員住宅の提供

・県と倉吉市建築住宅課が連携して避難所を訪問し、避難者の住宅状況の確認、県の住宅支援の概要紹介等を実施。（11月11日・17日）
・「居住していた持ち家が全壊・大規模半壊・半壊であって解体することを余儀なくされた」「居住していた民間賃貸住宅の貸主が修繕を断念する等賃貸借契約が解除された」等の世帯（者）へ県営住宅、県職員住宅、国職員宿舎を提供。

(2) 住宅の迅速な修理

・中部総合事務所2号館に『被災建物修繕等総合相談窓口』開設。

第2章

震災の記録

第2節 ● 被災者の住宅・生活再建支援



被災者の住宅・生活再建支援

I 被災建築物の応急危険度判定、被災宅地の応急危険度判定

1 被災建築物の応急危険度判定

地震により被災した建築物について、2次災害を防止し住民の安全を確保するため、被災建築物危険度判定を実施した。県内での判定活動は平成12年（2000年）の鳥取県西部地震以来2度目となる。

10月21日の発災後、直ちに「鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル」に基づき県住まいまちづくり課に判定支援本部を、県中部総合事務所に判定支援支部を設置。その日のうちに倉吉市、湯梨浜町、北栄町、10月22日には三朝町から応急危険度判定士の派遣要請を受けた。

判定活動は10月22日から県職員10名で開始し、10月23日には鳥取、米子、境港市職員や災害時の相互応援協定に基づく徳島県からの応援を、10月24日以降は「鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士の召集に関する協定」に基づき、（一社）鳥取県建築士会の協力により県内民間判定士の応援を、全国被災建築物応急危険度判定協議会を通じて中四国各県から、その他中国地方整備局や宮城県からの応援により判定を行っ

た。最終的な延べ判定士数は、県内は行政職員76名、民間判定士118名、他県行政職員が256名で、累計450名となった。

今回の地震は、加速度が同年4月に起きた熊本地震本震の1.361ガルを超える1.491ガルという強いものだった。家屋に被害が出やすいとされる周期の揺れが弱く、古い家屋や蔵など、構造的に弱いものだけが選択的に被害を受け、全体的には瓦のずれや落下などの被害が最も多かった。次いで外壁や基礎の被害が多く見られるという特徴的な地震だったため、被害家屋が広範囲に点在し活動も広範囲にわたったが、関係機関及び県内外の行政職員等の協力により10月29日までの8日間という短期間で概ねの判定活動を終えることができ、その後の被害認定業務、り災証明書発行業務に速やかに移行することができた。

なお、県内外で発生するさらに大規模な地震を想定して、より多くの建築技術者に「鳥取県地震被災建築物応急危険度判定士（判定士）」へ登録するよう協力を依頼している。

〔判定活動の概要〕

- (1) 活動期間：平成28年10月21日（金）～10月29日（土）
 - (2) 判定箇所：倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町
 - (3) 調査人員：延べ450名（うち県外からの応援延べ256名）
- 平成28年12月2日 11:00時点

被災建築物の応急危険度判定体制

派遣元 都道府県	実施状況																							累計				
	10月22日		10月23日		10月24日		10月25日		10月26日		10月27日		10月28日		10月29日		行政	民間										
	合計	行政	民間	合計	行政	民間	合計	行政	民間	合計	行政	民間	合計	行政	民間	合計			行政	民間								
																	行政	民間			行政	民間	行政			民間	行政	民間
中国・四国	合計	10	0	10	15	0	15	36	4	40	43	20	63	44	21	65	47	30	77	41	22	63	34	21	55	270	118	388
	鳥取	10		10	15		15	8	4	12	9	20	29	10	21	31	7	30	37	7	22	29	10	21	31	76	118	194
	島根			0			0	6		6	6		6	6		6			0			0			0	18	0	18
	岡山			0			0	10		10	10		10	10		10	10		10	10		10	14		14	64	0	64
	広島			0			0	10		10	10		10	10		10	10		10	10		10	10		10	60	0	60
	山口			0			0			0	4		4	4		4	4		4			0			0	12	0	12
	香川			0			0			0	2		2	2		2	2		2			0			0	6	0	6
	愛媛			0			0	2		2	2		2	2		2	12		12	12		12			0	30	0	30
高知			0			0			0			0			0	2		2	2		2			0	4	0	4	
知事間調整	徳島			0	2	0	2	6	0	6	16	0	16	16	0	16	10	0	10			0			0	50	0	50
	宮城			0			0			0	10		10	10		10	10		10			0			0	30	0	30
中国地整(TEC)			0			0	4		4	4		4	4		4			0			0			0	12	0	12	
計	10	0	10	17	0	17	46	4	50	63	20	83	64	21	85	57	30	87	41	22	63	34	21	55	332	118	450	

被災建築物の応急危険度判定結果

	判定 件数	判定結果			参加 判定士数
		危険	要注意	調査済	
倉吉市	510	100	295	115	90
三朝町	1,748	67	315	1,366	107
湯梨浜町	720	20	98	602	57
北栄町	4,333	106	501	3,726	196
計	7,311	293	1,209	5,809	450



判定ステッカーの貼り付け

2 被災宅地の応急危険度判定

地震により被災した宅地について、2次災害を防止し住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を実施した。県内での判定活動は平成12年の鳥取県西部地震以来2度目となる。

地震発生直後、被災市町では公共施設の被災や避難所業務等の対応に追われており、県となかなか連絡がとれず、宅地被害の状況が正確に把握できなかった。このため、被災当日に県職員判定士による先遣隊を現地へ派遣して宅地被害の情報収集を行うとともに、被災市町に代わって県が被災宅地危険度判定実施本部の立ち上げ・運営を行った。

判定実施エリアは、先遣隊からの情報を基に、宅地被害が大きかった倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町の1市3町とし、実施本部は中部総合事務所講堂に設置。同年4月に発生した平成28年熊本地震での活動経験を活かして迅速に判定体制を整え、地震発生の翌日10月22日より判定活動に着手した。

活動初期段階では宅地被害の全容が把握できず、想定判定件数を約1万件と推計（判定活動着手後、日を追う毎に徐々に宅地被害の全容が判明していき、最終的には約5千件に修正）。県職員の判定士のみでは不足することが明らかであったことから、県内市町村及び民間判定士のほか、当時、被災宅地危険度判定連絡協議会の中国・四国ブロック幹事であった岡山県を通じて、中国・四国の各県・政令市に判定士の応援派遣を要請した。

判定活動には県内外の判定士延べ621人・日の判定士が参加し、計4,898件の宅地を判定。地震発生から8日後には当初予定していた宅地の判定を終了し、その他判定の要請の

あった宅地についても14日後の11月4日までに全ての判定を終えた。

判定結果は青判定が大多数を占めており判定対象エリアが過大であった印象を受けるが、これは住民の方の安心や、避難所から安全な住宅への早期帰宅のため、一見被害程度の小さい宅地であっても悉皆的に調査を行った結果である。

〔判定活動の概要〕

- (1) 活動期間：平成28年10月21日（金）～11月4日（金）
※発災から8日後の10月29日（土）には、予定していたエリアの判定を完了。
10月30日（日）～11月4日（金）は各市町より追加要請を受けた箇所の判定を随時実施。
- (2) 判定箇所：倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町
- (3) 調査人員：延べ621名（うち県外からの応援延べ287名）



判定活動状況（倉吉市福光）

被災宅地の応急危険度判定結果

	判定 件数	判定結果			
		赤 (危険宅地)	黄 (要注意宅地)	青 (調査済宅地)	青 (簡易判定※)
倉吉市	553	113	158	88	194
北栄町	2,000	22	104	127	1,747
湯梨浜町	724	10	27	17	670
三朝町	1,603	83	99	86	1,335
小計	4,880	228	388	318	3,946
農漁業施設	18	0	1	4	13
合計	4,898	228	389	322	3,959

※簡易判定＝目視により安全であると確認できる宅地に適用する判定

被災宅地の応急危険度判定体制

	班	延べ人数				合計
		鳥取県	県内市町村	県外自治体 (※)	県内民間	
10月22日 ～ 11月4日	201	251	74	287	9	621

※島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、広島市、岡山市ほか

被災者の住宅・生活再建支援

Ⅱ り災証明の発行

1 り災証明の発行と被災した建築物の被害認定調査

市町村では、被災した建築物（主に住家）について、被害認定調査（災害により被災した建築物の「被害の程度（全壊、半壊等）」を認定するための調査）を行い、り災証明を発行した。り災証明は、住宅再建のための支援をはじめ、税金や授業料などの減免、補助金や貸付金の交付、見舞金の支給など、様々な手続において被害の程度を証明するために幅広く活用されるもので、鳥取県中部地震でも多くのり災証明が発行された。

なお、鳥取県中部地震では鳥取県被災者住宅再建支援制度の拡充により、り災証明により証明される被害の程度に「一部損壊」の区分が加わることとなった。

被害認定調査に関しては、調査が開始されるのと並行して、10月25日には被害認定調査に係る市町村担当職員向けの説明会を開催し、調査方法のノウハウ、資機材の事前準備や調査

計画の作成、派遣受入体制の整備などについての習熟を図った。

また、11月18日には、2次調査（外観目視調査である1次調査で不服のあった被災者の申請に基づき、建物の内部調査を含めた詳細な調査）に対応するため、同様に市町村担当職員向けの説明会を開催した。説明会では、2次調査によって1次調査より判定結果が必ずしも重くなるものではない点について被災者に十分に説明を行うことや、判定結果が軽くなった場合でも2次調査の結果を採用すること、調査時間の短縮が見込まれる県版の調査票を使用することについて、県下で統一した運用をしたい旨、市町村に提案した。

実際の調査業務については、中国・四国地方や関西広域連合を構成する府県市を中心に数多くの応援職員の応援を受けながら迅速に進めることができた。

り災証明に関する発行状況調（鳥取県中部地震に係るもの）

市町村名	交付対象数	住家被害に係るもの				住家被害以外のもの				交付数合計
		全壊	半壊	一部破損	小計	全壊	半壊	一部破損	小計	
鳥取市	226	1	3	243	247			10	10	257
米子市	46			43	43			3	3	46
倉吉市	11,461	5	322	9,971	10,298	42	108	1,989	2,139	12,437
境港市	12			12	12					12
岩美町	1			1	1					1
三朝町	1,334		7	1,154	1,161		3	170	173	1,334
湯梨浜町	1,892		11	1,759	1,770			122	122	1,892
琴浦町	456		1	455	456					456
北栄町	2,779	13	40	2,236	2,289	57	51	382	490	2,779
日吉津村	6			6	6					6
大山町	10			10	10					10
南部町	1			1	1					1
伯耆町	13			10	10			3	3	13
合計	18,237	19	384	15,901	16,304	99	162	2,679	2,940	19,244

※「交付対象数」は、り災証明書を交付した対象の数を記載している。

（1つの建物について、提出先が異なる等の理由で3枚のり災証明書を交付した場合、交付対象数は「1」、交付数は「3」）

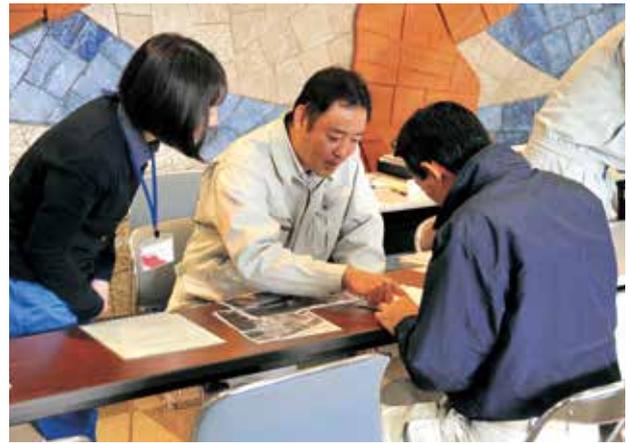
※上記に無被害の発行数は含まない。

→無被害166件：倉吉市（131件）、北栄町（35件（住家12件、非住家23件））

他県からの応援状況

団体名等	延べ人数
中国地方 計	376
島根県	76
岡山県	100
山口県	100
広島県	100
四国地方 計	393
愛媛県	46
高知県	46
香川県	72
徳島県	229
合 計	1,586

団体名等	延べ人数
関西広域連合 計	537
滋賀県	30
三重県	80
兵庫県	157
大阪府	60
和歌山県	91
奈良県	50
京都府	40
神戸市	4
堺市	10
大阪市	10
京都市	5
その他 計	280
宮城県	40
多賀町（滋賀県）	30
大洗町（茨城県）	30
港区（東京都）	28
湖南市（滋賀県）	152



職員に手引きされながら必要書類に記入する住民

〔被害認定調査業務の概要〕

- (1) 実施期間：平成28年10月23日(日)～12月16日(金)
※他府県からの応援を受けて実施した期間。
- (2) 県外からの応援：延べ1,586名
- (3) 派遣先：倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町

※1 府県応援分は、政令市を除く府県内市町村からの応援を含む。
※2 「その他」の応援分は、市町村間の個別協定や個別調整による。

被災証明書の申請の手続きをする被災者。23日、湯梨浜町役場

写真手に被災者次々

倉吉と湯梨浜 罹災証明受け付け開始

鳥取県中部地震で、被災が大きかった倉吉市と湯梨浜町は23日までに、公的な支援制度の適用を受ける際に必要となる「罹災証明書」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。

倉吉市では、被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。

湯梨浜町では、被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。

湯梨浜町役場では、被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。

倉吉市では、被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。

湯梨浜町では、被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。

湯梨浜町役場では、被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。被災者からの申請を受けて市町村が被害を調査し、「全壊」の申請の受け付けを始めた。

被災者の住宅・生活再建支援

Ⅲ 住宅再建支援制度

1 鳥取県被災者住宅再建支援制度の概要

(1) 制度創設の経緯

「鳥取県被災者住宅再建支援制度」は平成12年（2000年）10月6日に発生した「鳥取県西部地震」（マグニチュード7.3、最大震度6強）での災害復興対応の経験を踏まえ、将来発生する可能性のある大規模な自然災害への円滑な対応を図るため、平成13年7月に「鳥取県被災者住宅再建支援条例」を制定し制度化。財源は県と市町村が共同で積み立てる基金により運用されている。その後、国の被災者生活再建支援制度の住宅本体への支援拡充に応じた制度内容の見直しや鳥取県中部地震対応における支援対象の拡充等を経て、現在に至っている。

鳥取県被災者住宅再建支援制度の経緯	
平成12年10月06日…	鳥取県西部地震発生
平成12年10月17日…	県と市町村による住宅復興補助の実施を発表
平成13年07月06日…	「鳥取県被災者住宅再建支援条例」施行 → 恒久的な支援制度の創設
平成19年12月14日…	「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」施行 → 住宅本体の建設・購入・補修経費も支援対象に
平成20年03月28日…	鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正 → 国制度の拡充に応じた支援対象および額の見直し
平成24年10月19日…	鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正 → ゲリラ豪雨や竜巻等の局地災害に対する対応拡充
平成28年10月21日…	鳥取県中部地震発生
平成28年10月24日…	被災度合いの小さな家屋被害等への支援拡充を決定
平成29年12月26日…	鳥取県被災者住宅再建支援条例の改正 → 中部地震対応で拡充した支援内容等の恒久化

<支援内容>

○建設・購入

- ・全壊 : 3,000千円 (2,250千円)
- ・大規模半壊 : 2,500千円 (1,875千円)

○補修

- ・全壊 : 2,000千円 (1,500千円)
- ・大規模半壊 : 1,500千円 (1,125千円)
- ・半壊 : 上限1,000千円 (上限750千円)

※ () 内は単身世帯への給付金額

※全壊および大規模半壊への支援は、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない場合に適用

被災世帯への支援内容および国制度との比較						
> 県制度は国の被災者生活再建支援制度で支援の対象とならない部分を補充。 > 半壊被害の補修も支援対象。						
区分	住宅の再建方法	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	対象経費
国制度	建設・購入	3,000 (2,250)	2,500 (1,875)	-	-	使途不同
	補修	2,000 (1,500)	1,500 (1,125)	-	-	
	賃借	1,500 (1,125)	1,000 (750)	-	-	
県制度	建設・購入	3,000 (2,250)	2,500 (1,875)	-	-	住宅の建設・購入又は補修に要する費用に限る
	補修	2,000 (1,500)	1,500 (1,125)	1,000 (750)	-	

1) 金額は千円。金額欄の上段は複数世帯、下段 () 内は単身世帯への支給額。
 2) 県制度における全壊、大規模半壊への支援は、国制度で対象とならない災害の場合に適用。
 3) 半壊への給付金については、実行経費と比較し、何れが低い額とする。

太枠内が県制度 ※鳥取県中部地震発災前

(2) 対象となる災害の要件

制度の対象となるのは、異常な自然現象（暴風・豪雨・豪雪・地震等）により生じた、次のいずれかに該当する災害である。

- ① 全県で10世帯以上の住宅が全壊したもの
- ② 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊したもの
- ③ 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊したもの
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生したもので、知事が市町村と協議して指定したもの

(3) 支援内容（鳥取県中部地震発生前時点）

制度による具体的な支援の内容は、「被災住宅の所有者等」が、「住宅の建設・購入、補修を行う場合に要する経費」に対し、「住宅の損傷程度や世帯人数に応じて支援を行う」ものとなっている。

(4) 制度の特徴

制度の主な特徴として、以下の要素が挙げられる。

- ① 給付金の使途が、住宅再建に係る経費に限定されていること。
- ② 住宅の再建は、被災した同一市町村内に限定されていること。
- ③ 国の被災者生活再建支援制度の対象とならない「半壊」被害も支援の対象であること。

①②については、「被災者が生活基盤として中核をなす住宅の再建を速やかに行い、地域の活力を失うことなく、力強い復興を推進して被災前の活力を取り戻し、地域の維持・再生に資する」という制度創設の趣旨を色濃く反映したものであり、使途を限定しない生活再建資金の支援ではなく、被災後も引き続き住み慣れた地域に安心して住み続けていただくことを念頭に置いている。

また③については、制度創設のきっかけとなった平成12年

の「鳥取県西部地震」の際に、全壊・半壊の認定にこだわらず、全ての被災住家を対象として再建支援したことがベースとなっており、以降、国制度による支援が住宅本体に拡充された現在においても継続され、国制度を補完している。

2 鳥取県中部地震での対応

(1) 支援制度の拡充

鳥取県被災者住宅再建支援制度では、従来から国の被災者生活再建支援制度の対象とならない「半壊」被害についても支援の対象としていたが、半壊に至らない「比較的被災度合いの小さな被害が圧倒的多数を占める」鳥取県中部地震の特徴に即し、「一部損壊」被害についても全国で初めて支援対象とすることとし、損害基準判定が10%以上の被害には上限30万円、同10%未満の被害には被災程度に応じて1～5万円の支援金の給付を実施した。また被災した市町村からの要望を受け、平成28年12月には「半壊」被害世帯が新たに建設・購入による再建を行う場合や、被災した賃貸住宅の再建・補修についても支援対象とすることとした。

(2) 制度拡充の成果と改善点

支援制度の拡充により、被災された多くの方にお喜びいただいたことは言うまでもないが、その他の成果として、支援対象が「一部損壊」被害まで広がり、全ての被災者が支援を受けられるようになったことで、結果として住家の被害認定における第2次調査の申請数が抑えられるという効果があったと考えている。また被災市町からは“被災者の中で不公平感や疎外感が生まれず良かった”という声をいただいている。

一方、鳥取県中部地震を受けて、新たに創設した「被災者住宅修繕支援金」については、損害基準判定が10%未満の場合の給付金額を1%刻みに区分けしたため、業務が煩雑になり、住家の被害認定や災証明書の発行等を担う市町村の業務量が増加した。その後の制度改正において、1%刻みによる区分けは行わず、支援内容を一律（県からは2万円を支援）とする改善を図った。

鳥取県中部地震の被災世帯への支援内容						
住宅再建の方法	世帯人数	住宅被害程度と支援額 (金額:千円)				
		全壊 (※1)	大規模半壊 (※1)	半壊 (※2)	一部損壊	
					損害基準判定 10%以上(※2)	損害基準判定 10%未満(※3)
建設・購入	複数	3,000	2,500	上限 1,000	—	—
	単数	2,250	1,875	上限 750	—	—
補修	複数	2,000	1,500	上限 1,000	上限 300	10~50
	単数	1,500	1,125	上限 750	—	—

※1 全壊及び大規模半壊への支援は、国制度で対象とならない災害の場合に適用。
 ※2 半壊および損害基準判定が10%以上の一部損壊への給付金については、実行経費と比較し、何れか低い額とする。
 ※3 一部損壊のうち損害基準判定が10%未満の世帯には、被害の度合いに応じて1～5万円の「被災者住宅修繕支援金」(使途不問)を給付。

太枠内が鳥取県中部地震対応における拡充内容



被災者の住宅・生活再建支援

IV 支援施策の概要

県及び市町では、この地震で被害を受けられた方が、一日も早く生活の再建が行えるよう様々な支援を実施したが、それらの支援施策の内容や問い合わせ先を取りまとめたパンフレットを作成し、鳥取県中部総合事務所、中部地区の市町で配布するとともに、県のホームページにおいてダウンロードできるようにし、支援施策を有効に活用してもらうための周知に努めた。

鳥取県中部地震で被災されたみなさまへ

鳥取県の緊急支援施策

～鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト～

平成 28 年 11 月 24 日発行 第 4 版



平成 28 年 10 月 21 日午後 2 時 7 分頃、鳥取県中部を震源とする地震により、県内中部地域を中心に多くの被害が生じました。
県及び市町では、この地震で被害を受けられた方が、一日も早く生活の再建が行えるよう様々な支援を実施しています。
被災されたみなさまがこれらの支援施策を有効に活用していただけるよう、その内容や問い合わせ先を取りまとめたので、どうぞお気軽にご相談ください。



目の不自由な方のための音声コード



●総合相談窓口

市町名	窓口	連絡先	相談時間
倉吉市	被害住宅総合相談窓口	0858-27-0515	9:00～19:00
三朝町	代表受付	0858-43-1111	8:30～17:15
湯梨浜町	総務課防災対策係	0858-35-3111	8:30～17:15
北栄町	総務課情報防災室	0858-37-3111	8:30～17:15
琴浦町	総務課防災係	0858-52-2111	8:30～17:15

●被災建物修繕等総合相談窓口

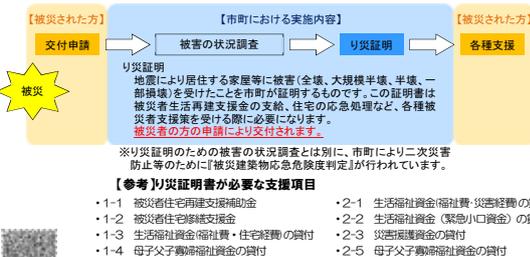
…建物修繕に関する各種組合を紹介します。

窓口	連絡先	相談時間
鳥取県中部総合事務所 二号館2階	0858-23-3139	9:00～17:00

●り災証明の相談窓口

市町名	窓口	連絡先	相談時間
倉吉市	被害住宅総合相談窓口	0858-27-0515	9:00～17:00
三朝町	町民税務課	0858-43-3505	9:00～17:00
湯梨浜町	町民課	0858-35-3117	8:30～17:15
北栄町	税務課	0858-37-5865	8:30～17:15
琴浦町	総務課防災係	0858-52-2111	8:30～17:15

【参考】り災証明



●公営住宅の相談窓口

県・市町名	窓口	連絡先	相談時間
鳥取県	住まいまちづくり課	0857-26-7399	8:30～17:15
倉吉市	建築住宅課	0858-22-8175	8:30～17:15
三朝町	建設水道課	0858-43-3502	8:30～17:00
湯梨浜町	町民課	0858-35-5318	8:30～17:15
北栄町	住民生活課	0858-37-5866	8:30～17:15
琴浦町	建設課	0858-55-7805	8:30～17:15

●災害ゴミの相談窓口

市町名	窓口	連絡先	相談時間
倉吉市	環境課	（電話）0858-22-8168 （FAX）0858-22-8136	8:30～17:00
三朝町	町民税務課	（電話）0858-43-3505 （FAX）0858-43-0647	8:30～17:00
湯梨浜町	町民課	（電話）0858-35-5318 （FAX）0858-35-5350	8:30～17:15
北栄町	住民生活課	（電話）0858-37-5866 （FAX）0858-37-5339	8:30～17:15
琴浦町	町民生活課	（電話）0858-52-1703 （FAX）0858-49-0000	8:30～17:15

●外国語で相談できる窓口

相談機関		連絡先	
公益財団法人 鳥取県国際交流財団	本所	電話 0857-31-5951	FAX 0857-31-5952
	倉吉事務所	電話 0858-23-5931	FAX 0858-23-5932

●地震保険に関する相談窓口

窓口の名称	連絡先	相談時間
日本損害保険協会そんぽADRセンター	0570-022808 082-553-5201	9:15～17:00 （平日のみ）

●鳥取県中部地震総合支援相談窓口

※お問い合わせ先が分からない場合やお困りの場合はこちらへご連絡ください。

窓口の場所	連絡先	相談時間
中部総合事務所本館1階中部地域振興局 （※個室対応も可能）	0858-23-3983	9:00～17:00 （土日祝日含む）

士業の方々による無料相談

●鳥取県司法書士会

項目・相談内容等	相談内容	連絡先
相続、不動産などに関する相談	○無料法律相談（電話） 毎週月曜日～金曜日 13時から16時まで当番司法書士が電話で相談にお応えします。（祝祭日を除く） ・不動産の相続、贈与、売買等の登記手続に関する相談、遺言、高齢者の財産管理に関する相談 ・少額訴訟、各種裁判手続に関する相談 ・クレジット、サラ金問題、債務整理等に関する相談 ・成年後見制度等に関する相談 ※局番は0857（鳥取市局番）ですが、県内どこからおかけになっても最低通話料金のみでお話できます。県下全域の担当司法書士が相談に応じます。 ○無料法律相談（面談） 鳥取県東中部の各会場にて、1か月1回を目途に無料の面談相談会を開催します。原則として事前予約制にしておりまして、下記の予約電話番号にてご予約をお願いします。 ・予約電話番号：0857-24-7024 ・受付時間：9時～17時（土日、祝祭日を除く） 中部地区相談会（倉吉市・東伯郡エリア） ・開催日時：12月27日（火）16時～18時 ・開催場所：倉吉市文化活動センター（リフレプラザ：倉吉市住吉町77-1） ・内容：不動産に関する登記、会社に関する登記、相続問題、成年後見、借金・多重債務問題、その他司法書士業務全般	電話：0857-27-4165 電話：0857-27-4166 電話：0857-27-4168 電話：0857-27-4160

●鳥取県社会保険労務士会

項目	相談内容	連絡先
労働・雇用年金の相談	総合労働相談、年金相談	電話：0858-48-9171 受付：9時～16時（土日、祝祭日を除く）

●中国税理士会税金相談センター

項目	相談内容	連絡先
税金の相談	所得税・法人税・消費税・相続税等税に関する相談	電話：0120-927-370 受付：9時～16時（土日、祝祭日を除く）



●公益財団法人鳥取県不動産鑑定士協会

項目	相談内容	連絡先
土地価格に関する相談	土地価格に関する相談（近隣価格の参考提示、土地価格の精推など）	電話：0857-29-3074 受付：9時半～15時半（毎週月・水・金のみ）

●鳥取県弁護士会

項目	相談内容	連絡先
あらゆる法律相談	○不動産賃貸借に関する相談（退去、賃料負担、修繕等に関する紛争） ・相続関係（妨害排除・損害賠償） ・労働問題、住宅、車のローン等 ・中小企業支援等に関するあらゆる法律相談 ・二重ローン問題に関する相談 ○無料法律相談（面談） 平日および土曜日に弁護士が面談で相談にお応えします。事前予約制にしておりまして、下記の予約電話番号にてご予約をお願いします。 ・予約電話番号：0858-24-0515（受付は平日の上記業務時間内） ・開催場所（平日）：倉吉市内の法律事務所（予約の際にご案内いたします）（土曜）：法律相談センター倉吉 倉吉市築町724-15（倉吉市役所東庁舎隣2階） ・相談時間（平日）：予約の際にご案内いたします。 （土曜）：午前9時30分から正午まで ・相談内容：震災に関する法律相談全般	電話：0858-24-0515 受付：9時～17時（土日、祝祭日を除く）

●鳥取県土地家屋調査士会

項目	相談内容	連絡先
土地、建物の表示に関する登記・土地境界に関する相談	・建物の新築、増築、取壊しに関する相談 ・土地の分筆、地目変更等に関する相談 ・土地の境界に関する相談	相談専用電話 電話：0857-22-7032 受付：13時～16時（土日、祝祭日を除く）

●一般社団法人鳥取県中小企業診断士協会

項目	相談内容	連絡先
中小企業経営に関する相談	中小企業の経営に関する相談	電話：0859-32-6060 受付：9時～17時（日、祝祭日を除く）

目次

1. 住宅に関する支援 1
2. 生活に関する支援・相談 3
3. 心のケア・健康相談 6
4. 医療・福祉に関する支援 9
5. 税・授業料などの負担の軽減 14
6. 商工労働に関する支援・相談 18
7. 農林水産に関する支援 22
8. その他の支援 23

【資料】

- ① 被災した住宅を修繕したいけど、どこに相談したらいいの？
- ② 被災した住宅の建替、修繕を支援します
- ③ ご自宅に赤い紙・黄色い紙を貼られた皆様へ
- ④ 悪徳業者にお気を付けてください！

さらに詳しい内容や不明な点は、各連絡先・相談窓口にお尋ねください。



被災者の住宅・生活再建支援

1. 住宅に関する支援

項目	事業内容	連絡先
1-1	被災者住宅再建支援補助金 住宅が損壊した世帯に対して、被害の程度に応じて住宅補修経費等を支援します。 ○対象となる住宅 ○被災証明書による損害基準判定で10%以上の認定を受けた住宅 ○支援額 ・住宅を建設・購入する場合：187.5万円～300万円 ・補修する場合：30万円～200万円 ※損壊の程度、世帯人数により支援額が異なります。 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	住まいまちづくり課 電話：0857-26-7390 FAX：0857-26-8113 E-mail： sumaimachizukuri@pref.tottori.jp
1-2	被災者住宅修繕支援金 住宅が一部破損した世帯に対して、被害の程度に応じて修繕費を支援します。 ○支援額：1～5万円 ※破損の程度により支援額が異なります。 ※上記被災者住宅再建支援補助金の対象とならない世帯が対象となります。 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	住まいまちづくり課 電話：0857-26-7390 FAX：0857-26-8113 E-mail： sumaimachizukuri@pref.tottori.jp
1-3	生活福祉資金（福祉費・住宅経費）の貸付 被災により損壊した住宅の保全、補修に必要な経費についてお貸しします。 【貸付限度額】250万円 【利率】1.5%（保証人を立てる場合は無利子） ※ただし、貸付後6年間（据置期間を含む）については、鳥取県が利子補助します。 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333 福祉保健課 電話：0857-26-7859 FAX：0857-26-8116 E-mail： fukushihoken@pref.tottori.jp



1

項目	事業内容	連絡先
1-4	母子父子寡婦福祉資金の貸付 被災されたひとり親家庭の親、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別した方）が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行われる場合に、必要な資金をお貸しします。 （資金区分及び限度額） 住宅の改築、補修等住宅資金 200万円 転居等転宅資金 26万円 （利率） 6年間（据置期間を含む）は無利子 ※40歳以上の配偶者のない女性には所得制限があります。 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	中飽総合事務所福祉保健課 電話：0858-23-3141 FAX：0858-23-4803 E-mail： chubu_fukushihoken@pref.tottori.jp
1-5	住宅の支援（県営住宅等への入居） ※三次募集分 住宅（持ち家又は民間賃貸住宅）が全壊又は半壊し、長期にわたり居住できない世帯を対象に、県営住宅等を提供します。（申込期限11月下旬予定） ・入居期間 入居日から1年間 ・家賃・駐車場代・敷金 全額免除 ・連帯保証人 不要 ・共益費・光熱水費 自己負担	住まいまちづくり課 電話：0857-26-7399 FAX：0857-26-7411 E-mail： sumaimachizukuri@pref.tottori.jp



2

2. 生活に関する支援・相談

項目	事業内容	連絡先
2-1	生活福祉資金（福祉費・災害経費）の貸付 被災により損害を被った家財の購入・修繕等に必要となった経費についてお貸しします。 【貸付限度額】150万円 【利率】1.5%（保証人を立てる場合は無利子） ※ただし、貸付後6年間（据置期間を含む）については、鳥取県が利子補助します。 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333 福祉保健課 電話：0857-26-7859 FAX：0857-26-8116 E-mail： fukushihoken@pref.tottori.jp
2-2	生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付 被災により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要となる少額の経費についてお貸しします。 【貸付限度額】10万円 【利率】無利子 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333 福祉保健課 電話：0857-26-7859 FAX：0857-26-8116 E-mail： fukushihoken@pref.tottori.jp
2-3	災害復旧資金の貸付 住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、次のとおり災害復旧資金をお貸しします。 <対象>住宅の補修等 <貸付限度額> 住居が全壊された方 350万円 住居が半壊された方 250万円 家財が1/3以上の損害を受けられた方 150万円 世帯主が1か月以上の働きを失われた方 150万円 <償還期間> 10年以内（据置期間3年又は5年以内） <利率>>6年間（据置期間を含む）は無利子 ※世帯人数により所得制限があります。 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	福祉保健課 電話：0857-26-7142 FAX：0857-26-8116 E-mail： fukushihoken@pref.tottori.jp 倉吉市福祉課 電話：0858-22-8118 FAX：0858-22-7020 三朝町民務課 電話：0858-43-3505 FAX：0858-43-0647 北栄町福祉課 電話：0858-37-5852 FAX：0858-37-5339 湯梨浜町総合福祉課 電話：0858-35-5373 FAX：0858-35-5376



3

項目	事業内容	連絡先
2-4	災害ボランティアによる活動支援 瓦礫、家屋の片付けやその他のボランティアによる支援を要望する場合には、災害ボランティアを派遣し、活動を支援します。 【各市町ボランティアセンター連絡先】 ・倉吉市 電話：0858-22-9802 ・湯梨浜町 電話：0858-47-5900 0858-35-2351 ・北栄町 電話：0858-37-4522 ・三朝町 電話：0858-43-3388	※左の事業内容に記載しています。
2-5	母子父子寡婦福祉資金の貸付 被災されたひとり親家庭の親（ひとり親家庭となつて7年未満の方など）に生活資金として、次の資金をお貸しします。 （資金区分及び限度額） 生活資金 月額10,3万円（2年間に限り） （利率）6年間（据置期間を含む）は無利子 ※市町村が交付する被災証明書が必要です。	中飽総合事務所福祉保健課 電話：0858-23-3141 FAX：0858-23-4803 E-mail： chubu_fukushihoken@pref.tottori.jp
2-6	NPO等へのパソコンの寄贈 地震によりパソコンやプリンターが破損したボランティア団体・地域づくり団体・NPO法人にパソコン・プリンターを寄贈します。 ※募集期間：11月25日（金）まで ※寄贈可能なパソコン等に制限あり	（公財）とっとり県民活動活性化センター 電話：0858-24-6460 FAX：0858-24-6470 E-mail： info@tottori-katsunet
2-7	家財の必要情報と提供情報のマッチング ツイッターを活用して家財（家具・家電）を必要とする方と提供したい方との情報をマッチングする場を設定しています。 http://tottori-katsunet/news/other/kazai/	（公財）とっとり県民活動活性化センター 電話：0858-24-6460 FAX：0858-24-6470 E-mail： info@tottori-katsunet



4

項目	事業内容	連絡先
2-8 クリーニングオフ等の消費生活相談	震災に便乗した住宅の屋根などの修理工事等、悪質業者とのトラブル等の相談をお受けしますので、中部消費生活相談室に相談してください。 【電話による相談】 ・電話番号：0858-22-3000 ・受付時間 午前9時から午後6時まで（祝日のお休み） 【来所による相談】 ・場所：倉吉交流プラザ2階 ・時間：午前9時から午後6時まで ・開所日：火～日（祝日とその翌日はお休み） ※なお、当面の間、月曜日と祝日の翌日は北栄町役場北栄庁舎3階で相談をお受けします。（午前9時から午後6時まで）	くらしの安心局消費生活センター 電話：0859-34-2705 FAX:0859-34-2670 E-mail: shohiseikatsu@pref.tottori.jp
2-9 上下水道料金の減額措置について	地震による上下水道料金の減額措置が行われますので、お住まいの市町村へお尋ねください。（ただし、減額の対象、期間等は市町村により異なります。） 【連絡先】 ○倉吉市 倉吉市水道局 電話：0858-26-1031 FAX：0858-26-3242 ホームページ： http://www.city.kurayoshi.lg.jp/eyousei/div/suidou/25-copy/	※左の事業内容に記載しています。



5

3. 心のケア・健康相談

項目	事業内容	連絡先
3-1 震災・心の健康ホットライン	心身のストレスや精神的不安などで悩んでいる方々に対して、メンタルケア相談を実施しています。 相談時間 午前8時30分から午後5時15分まで 電話番号 0858-23-3147（倉吉保健所）	健康政策課 電話：0857-26-7202 FAX:0857-26-8143 E-mail: kenkouseisaku@pref.tottori.jp
3-2 子どもの心の相談窓口の設置	地震により心のケアを必要とする児童に対して、児童相談所の専用電話で心理職等に相談に応じています。	倉吉児童相談所 電話：0858-23-1141 FAX:0858-23-6367 E-mail: kurayoshijidosodan@pref.tottori.jp
3-3 男女共同参画センターよりん彩相談室	よりん彩相談員が避難生活での不安や悩みごとなどへの相談に応じています。 相談時間：午前9時から午後5時まで 相談専用ダイヤル：0858-23-3939 面接相談（予約制）：上記専用ダイヤルにて受け付けています。 面接会場：中部総合事務所 ※よりん彩は11月29日（火）より倉吉未来中心にて業務を再開する予定です。電話番号は変更ありませんが、FAX番号が以下に変更となります。 FAX：0858-23-3989	男女共同参画センター 電話：0858-23-3901 FAX:0858-23-3291 E-mail: yorinsai@pref.tottori.jp
3-4 スクールカウンセラーによる心の健康相談	災害に起因すると考えられる生徒の心身の体調について、臨床心理士等専門家が電話・訪問により相談を実施しています。 【公立小中学校等に在籍の方】 いじめ・不登校総合対策センター 電話：0857-28-2362 FAX:0857-31-3958 【県立特別支援学校に在籍の方】 特別支援教育課 電話：0857-26-7598 FAX:0857-26-8101 【県立高等学校に在籍の方】 高等学校課 電話：0857-26-7916 FAX:0857-26-0408	※左の事業内容に記載しています。



6

項目	事業内容	連絡先
3-5 教育相談電話	不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとに対して、電話相談員が相談に応じています。小さなことでもかまいませんので気軽に相談してください。 専用電話：0857-31-3956 また、心身の体調で学校を休みがちになってしまったなどの困りごとがあれば、定期的に開催している専門員による教育相談会をご活用ください。 予約電話：0857-28-2322	いじめ・不登校総合対策センター 教育相談担当 電話：0857-28-2322 FAX:0857-31-3958 E-mail: ijime-futoukou@pref.tottori.jp
3-6 妊産婦、乳幼児及び女性の健康全般に関する電話・メール相談	妊娠、出産、産後の心身の不調や不安、乳幼児の様子や育児に関する相談を専用電話やメールで助産師がお受けします。 震災以降、不安やストレスがある、体調がすぐれない、赤ちゃんや子どもの様子が普段と違うと感じる場合などご相談ください。 一般社団法人鳥取県助産師会 電話：090-7543-8206、080-6300-8732 （対応時間 月～金曜日 10:00～16:00） ※すぐ出られない場合があります。 E-mail: tori-josansi@hal.ne.jp （24時間対応） ※返信に時間がかかる場合があります。	※左の事業内容に記載しています。
3-7 助産師による面談・訪問による相談	妊産婦、乳幼児への相談について面談やご自宅への訪問による相談を希望する場合、または必要とする場合は、地域で活動する助産師が対応します。	子育て応援課 電話：0857-26-7572 FAX:0857-26-7863 E-mail: kosodate@pref.tottori.jp



7

項目	事業内容	連絡先
3-8 発達障がい（児）に関する相談窓口の設置	震災に関連して、お子様に関しての様々な問合せや相談に応じています。 ・『エール』発達障がい者支援センター ：0858-22-7208 ・県立中部療育園：0858-22-7191 ・県立皆成学園：0858-22-7188	子ども発達支援課 電話：0857-26-7865 FAX:0857-26-7863 E-mail: kodomoshien@pref.tottori.jp
3-9 リーフレット	『エール』鳥取県発達障がい者支援センターでは作成「被災時の発達障がい児・者支援について」をまとめたリーフレットを作成し、ホームページに掲載しています。	『エール』発達障がい者支援センター 電話：0858-22-7208 FAX:0858-22-7209 E-mail: yell@pref.tottori.jp
3-10 健康相談	要望のあった市町村で、保健師等による健康相談を実施しています。	健康政策課 電話：0857-26-7202 FAX:0857-26-8143 E-mail: kenkouseisaku@pref.tottori.jp



8

被災者の住宅・生活再建支援

4. 医療・福祉に関する支援

項目	事業内容	連絡先
4-1 医療機関への受診	地震により、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残りまま避難していることにより、医療機関等に提示できない場合、次のことを医療機関に伝えることで、受診が可能です。 ※氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、健康保険の場合は事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者の場合は住所（国民健康保険の被保険者については、これらに加えて組合名）	医療指導課 電話：0857-26-7189 FAX：0857-26-8168 E-mail： iryoushidou@pref.tottori.jp
	国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者が医療機関等で受診される場合の自己負担分（窓口負担）の支払いは、被害の状況によって減免等がされる場合がありますので、お住まいの市町村等へおたずねください。 ※また、国民健康保険料（税）や後期高齢者医療保険料についても、被害の状況に応じて減免措置等が講じられますので、お住まいの市町村へおたずねください。	倉吉市保険年金課 電話：0858-22-8124 FAX：0858-22-2954 三朝町子育て健康課 電話：0858-43-3520 FAX：0858-43-0647 湯梨浜町健康推進課 電話：0858-35-5372 FAX：0858-35-5376 北栄町健康推進課 電話：0858-37-5867 FAX：0858-37-5339 後期高齢者医療広域連合 電話：0858-32-1099 FAX：0858-32-1067
4-2 原子爆弾被爆者に対する医療の取扱いについて	被爆者健康手帳の提出ができない場合においても、医療機関において、被爆者健康手帳の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診することができます。 また、緊急の場合は、一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診することができます。	福祉保健課 電話：0857-26-7145 FAX：0857-26-8116 E-mail： fukushihoken@pref.tottori.jp



項目	事業内容	連絡先
4-3 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の取扱いについて	自立支援医療受給者証の提示ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診することができます。 また、緊急の場合は、受診する医療機関と自立支援医療受給者証に記載する医療機関の名称が異なる場合においても、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診することができます。 更生医療、育成医療：市町村障がい福祉担当課 倉吉市福祉保健部福祉課（更生医療） 電話：0858-22-8118 FAX：0858-22-7020 倉吉市福祉保健部子ども家庭課（育成医療） 電話：0858-22-8100 FAX：0858-22-7020 三朝町福祉課（更生医療、育成医療） 電話：0858-43-3506 FAX：0858-43-0647 湯梨浜町総合福祉課（更生医療、育成医療） 電話：0858-35-5374 FAX：0858-35-5376 琴浦町福祉あんしん課（更生医療） 電話：0858-52-1706 FAX：0858-52-1524 琴浦町民生生活課（育成医療） 電話：0858-52-1707 FAX：0858-49-0000 北栄町福祉課（更生医療、育成医療） 電話：0858-37-5852 FAX：0858-37-5339 精神通院医療：障がい福祉課 電話：0857-26-7152 FAX：0857-26-8136 E-mail：shougai-fukushi@pref.tottori.jp	※左の事業内容に記載しています。



項目	事業内容	連絡先
4-4 小児慢性特定疾病医療の取扱いについて	小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた者が、医療受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診することができます。 また、緊急の場合は、指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関でも受診することができます。	子育て応援課 電話：0857-26-7572 FAX：0857-26-7863 E-mail： kosodate@pref.tottori.jp
4-5 難病の患者に対する医療の取扱いについて	受給者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。 また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。	健康政策課 電話：0857-26-7194 FAX：0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp
4-6 特定疾患の医療費助成の取扱いについて	受給者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。 また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できます。	健康政策課 電話：0857-26-7194 FAX：0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp
4-7 肝炎治療に係る医療費助成の取扱いについて	受給者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。 また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。	健康政策課 電話：0857-26-7769 FAX：0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp
4-8 結核医療の取扱いについて	被保険者証の提出ができない場合においても、制度対象者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。 また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。	健康政策課 電話：0857-26-7857 FAX：0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp



項目	事業内容	連絡先
4-9 予防接種	避難先で定期的な予防接種を受けたい場合は、避難先の市町村に申し出ることで予防接種が受けられます。その他、予防接種に関するお問い合わせは、各市町村にご相談ください。	健康政策課 電話：0857-26-7153 FAX：0857-26-8143 E-mail： kenkouseisaku@pref.tottori.jp
4-10 障害福祉サービス等の利用負担の減免	障害福祉サービスや自立支援医療、補装具に要する経費について、所得の状況等に応じて、利用者負担を減免することが出来ます。 （※手続等は、市町村で行っていただきますので、お住まいの市町村へお問い合わせ下さい。）	市町村障がい福祉担当課 倉吉市福祉保健部福祉課 電話：0858-22-8118 FAX：0858-22-7020 三朝町福祉課 電話：0858-43-3506 FAX：0858-43-0647 湯梨浜町総合福祉課 電話：0858-35-5374 FAX：0858-35-5376 琴浦町福祉あんしん課 電話：0858-52-1706 FAX：0858-52-1524 北栄町福祉課 電話：0858-37-5852 FAX：0858-37-5339



項目	事業内容	連絡先
4-11 児童扶養手当の災害特別措置	災害により住宅・家財等の財産について、その価値の概ね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する措置があります。 (※なお、平成29年度の現況届の際に、平成28年の所得について確認を行い、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、手当の一部または全額を返還していただくことになります。)	市町村ひとり親福祉担当課 倉吉市：子ども家庭課 電話：0858-22-8120 三朝町：子育て健康課 電話：0858-43-3520 湯梨浜町：総合福祉課 電話：0858-35-5373 北栄町：福祉課 電話：0858-37-5850 琴浦町：福祉あんしん課 電話：0858-52-1715
4-12 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還の猶予	母子父子寡婦福祉資金貸付金を償還中の方が、災害により、支払期日に償還することが著しく困難になったと認められるときには、支払を猶予します。	中部総合事務所福祉保健局 電話：0858-23-3141 E-mail: chubu_fukushihoken@pref.tottori.jp



5. 税・授業料などの負担の軽減

項目	事業内容	連絡先
5-1 税の減免【県税】	○県税について次のような減免措置等が講じられます。 ・不動産取得税の減免 被災家屋やそれに替わる不動産に係る減免措置 ・個人事業税の減免 事業用資産に損害を受けた方や住宅又は家財に損害を受けた方に対する減免措置 ・申告等の書類の提出期限の延長 災害がやんだ日から2ヶ月以内の期限延長 ・徴収金の徴収猶予 全壊・半壊等の損害を受けた方の徴収猶予	鳥取県税務課 電話：0857-26-7053 FAX:0857-26-7087 E-mail: zeimu@pref.tottori.jp 倉吉市総務部税務課 電話：0858-22-8114 FAX:0858-22-1087 三朝町民税務課 電話：0858-43-3505 FAX:0858-43-0647 湯梨浜町民税務課 電話：0858-35-3116 FAX:0858-35-3122 琴浦町税務課 電話：0858-52-1702 FAX:0858-49-0000 北栄町税務課 電話：0858-37-5865 FAX:0858-37-5339
【市町村税】	○市町村税については、被害の程度に応じて減免措置等が講じられますので、お住まいの市町村へおたずねください。(ただし、減免の対象税目や適用要件は市町村により異なります。) <税目> 個人住民税、固定資産税、国民健康保険税	
【国税】	○国税については、特別措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の減免」の制度があります。 ○災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法による雑損控除の方法、災害減免法による所得税の軽減免除による方法のどちらから有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができる場合があります。 ○詳しくは、お住まいの最寄りの税務署へお尋ねください。	鳥取県税務課 電話：0857-26-7140 0857-29-7145 0857-29-7145 FAX:0857-26-8176 E-mail: jinken@pref.tottori.jp 倉吉市総務部税務課 電話：0858-22-8114 FAX:0858-22-1087 三朝町民税務課 電話：0858-43-3505 FAX:0858-43-0647 湯梨浜町民税務課 電話：0858-35-3116 FAX:0858-35-3122 琴浦町税務課 電話：0858-52-1702 FAX:0858-49-0000 北栄町税務課 電話：0858-37-5865 FAX:0858-37-5339 倉吉税務署 電話：0858-26-2721 管轄) 倉吉市 東伯郡



項目	事業内容	連絡先
5-2 入学料・入学選抜手数料の減免	非常災害により資産が著しく損なわれた方の入学料(入校料)及び入学選抜手数料を全額免除します。 <対象となる学校> ・県立高等学校 ……高等学校課 ・県立産業人材育成センター(普通課程) ……労働政策課	高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX:0857-26-0408 E-mail: koutougakkou@pref.tottori.jp 労働政策課 電話：0857-26-7222 FAX:0857-26-8169 E-mail: roudou-seisaku@pref.tottori.jp
5-3 県立学校及び私立高等学校等の授業料等の減免	○【授業料】被災により資産が著しく損なわれ、かつ、所得が一定の基準以内にある世帯に属する生徒の授業料を免除します。 ・全壊、半壊の被害：全額免除 ・上記以外の被害：半額免除 <対象となる学校> ・県立高等学校 ……高等学校課 ・私立高等学校 ……教育・学術振興課 ・私立専修学校(高等課程・技能教育施設) ……教育・学術振興課 ・私立中学校 ……教育・学術振興課 ・県立歯科衛生専門学校 ……医療政策課 ・県立鳥取看護専門学校 ……医療政策課 ・県立倉吉総合看護専門学校 ……医療政策課 ・県立産業人材育成センター(普通課程) ……労働政策課 ○【その他の納付金(施設整備費等)】上記(1)により授業料全額減免に該当する者で、月額12,000円より多い額を納付している者 月額から12,000円を控除した額 <対象となる学校> ・私立高等学校	高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX:0857-26-0408 E-mail: koutougakkou@pref.tottori.jp 教育・学術振興課 電話：0857-26-7022 FAX:0857-26-8110 E-mail: kyokugakujyutsu@pref.tottori.jp 医療政策課 電話：0857-26-7195 FAX:0857-21-3048 E-mail: iryouseisaku@pref.tottori.jp 労働政策課 電話：0857-26-7222 FAX:0857-26-8169 E-mail: roudou-seisaku@pref.tottori.jp



項目	事業内容	連絡先
5-4 奨学金等の返還猶予	奨学金の貸与を受けた方が、被災により奨学金などを返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予します。 (対象資金) ・鳥取県育英奨学金(高校等) ……人権教育課 ・鳥取県育英奨学金(大学等) ……人権教育課 ・鳥取県進学奨励資金 ……人権教育課 ・日本学生支援機構奨学金 ……奨学金返還相談センター ・鳥取県専修学校等奨学金 ……人権局 ・理学療法士等修学資金 ……医療政策課 ・看護職員修学資金 ……医療政策課 ・看護職員奨学金 ……医療政策課	人権教育課 電話：0857-26-7541 0857-29-7140 0857-29-7145 FAX:0857-26-8176 E-mail: jinkenkyouiku@pref.tottori.jp 日本学生支援機構 奨学金返還相談センター 電話：0570-666-301 人権局 電話：0857-26-7074 FAX:0857-26-8138 E-mail: jinken@pref.tottori.jp 医療政策課 電話：0857-26-7190 FAX:0857-21-3048 E-mail: iryouseisaku@pref.tottori.jp
5-5 鳥取県育英奨学金(高校等)の緊急採用	実家の被災など家計が急変したため、緊急に奨学金が必要と認められる高校生等に鳥取県育英奨学金を貸与します。	人権教育課 電話：0857-26-7541 0857-29-7145 FAX:0857-26-8176 E-mail: jinkenkyouiku@pref.tottori.jp



被災者の住宅・生活再建支援

項目	事業内容	連絡先
5-6	日本学生支援機構奨学金の緊急採用（第1種：無利子、第2種：有利子）	在学する大学・高等専門学校等へお問い合わせください。
5-7	Jasso 支援金	在学する大学・高等専門学校等へお問い合わせください。
5-8	教科書・学用品の給与	※左の事業内容に記載しています。

事業内容詳細（5-8）：
 災害により住居が全壊（焼・半壊（焼）等により、教科書、正規の教材、学用品を喪失した生徒へ教科書・学用品を給与します。
 ※教科書以外は災害救助法の適用が条件となります。（対象経費）
 ①教科書・正規の教材：現物給与
 ②学用品：5,000円を限度として現物給与
 【県立高等学校に在籍の方】
 高等学校課 電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408
 E-mail：koutougakkou@pref.tottori.jp
 【特別支援学校に在籍の方】
 特別支援教育課 電話：0857-26-7924 FAX：0857-26-8101
 E-mail：tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp
 ※市町村立小中学校生徒はお住まいの市町村へお問い合わせください。



6. 商工労働に関する支援・相談

項目	事業内容	連絡先	
6-1	災害等緊急対策資金の貸付（県内中小企業者向け）	施設・設備等の破損や売上げ減少などの被害を受けた県内中小企業者に事業資金（運転資金・設備資金）をお貸しします。 <貸付限度額> 2億8千万円 <償還期間> 10年（うち据置3年）以内 設備資金は15年（うち据置3年）以内 <利率> 1.43%。当初5年間は無利息 <信用保証料> 0.23~0.68%。 当初5年間は0%	企業支援課 電話：0857-26-7453 FAX：0857-26-8117 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.jp
6-2	復興支援のための利子補給制度（県内中堅・大企業向け）	施設・設備等の破損や売上げ減少などの被害を受けた県内中堅企業・大企業が復旧のための融資を受けられた場合に、最長5年間の利子相当額を補助します。 <補助対象> ・融資限度額2億8千万円まで、融資利率上限1.43%まで。	企業支援課 電話：0857-26-7453 FAX：0857-26-8117 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.jp



項目	事業内容	連絡先
6-3	被災した施設及び設備の現状回復のための補助金	企業支援課 電話：0857-26-7242 FAX：0857-26-8117 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.jp ※上記の他、下の申請受付先及びお近くの商工団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会）にも御相談いただけます。 （申請の受付は以下で行って下さい。）

所在地	受付先	連絡先 電話番号
倉吉市	倉吉商工会議所（倉吉市明治町 1037-11）	0858-22-2191
東伯郡	中部商工会産業支援センター（東伯郡北栄町井 38-8）	0858-36-2868
鳥取市	鳥取商工会議所（鳥取市本町 3-201）	0857-26-6666
岩美郡	東部商工会産業支援センター（鳥取市湖山町東 4-100 商工会連合会館2階）	0857-30-3009
米子市	米子商工会議所（米子市加茂町 2-204）	0859-22-5131
境港市	境港商工会議所（境港市上道町 3002）	0859-44-1111
西伯郡	西部商工会産業支援センター（西伯郡日吉津村日吉津 885-9（米子日吉津商工会日吉津支所内））	0859-37-0085
日野郡		
全域	鳥取県中小企業団体中央会（鳥取市富安 1-96）	0857-26-6671
	米子支所（米子市加茂町 2-204 商工会議所会館）	0859-34-2105
	倉吉出張所（倉吉市明治町 1037-11 商工会議所会館）	0858-22-1706



項目	事業内容	連絡先	
6-4	事業引継ぎ・事業承継に係る支援	後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の皆さまの事業引継ぎ・事業承継に係る課題に対し、解決に向けた助言、情報提供・マッチング支援を行います。	鳥取県事業引継ぎ支援センター 電話：0857-20-0072 FAX：0857-20-0241 E-mail：hkitsusug@toriton.or.jp
6-5	とっとり企業支援ネットワークによる企業支援	県内の中小企業・小規模事業者の皆さまのさまざまな経営課題に対し、支援機関・金融機関が連携して支援を行います。 ・企業支援課 電話：0857-26-7243, FAX：0857-26-8117 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.jp ・鳥取県経営サポートセンター（とっとり企業支援ネットワーク事務局） 電話：0857-20-0071, FAX：0857-20-0241 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.jp 商工会議所・商工会・中央会・信用保証協会・最寄りの金融機関でも特別相談窓口を設置しています。	※左の事業内容に記載しています。

機関名	支店名	連絡先
日本政策金融公庫	鳥取支店	0857-23-1641
日本政策金融公庫	鳥取支店	0857-22-3156
日本政策金融公庫	米子支店	0859-34-5821
商工組合中央金庫	鳥取支店	0857-22-3171
商工組合中央金庫	米子支店	0859-34-2711
鳥取県信用保証協会		0857-26-6631
鳥取商工会議所		0857-26-6666
米子商工会議所		0859-22-5131
倉吉商工会議所		0858-22-2191
境港商工会議所		0859-44-1111
鳥取県商工会連合会		0857-31-5555
瀬野浜商工会		0858-32-0864
三朝町商工会		0858-43-3131
北栄町商工会		0858-37-4057
琴浦町商工会		0858-52-2178
鳥取県中小企業団体中央会		0857-26-6671
鳥取県よろず支援拠点		0857-31-5555



項目	事業内容	連絡先
6-6 労働者及び事業主の相談窓口	地震による雇用の不安や悩みなどに中小企業労働相談所（みなくる）の相談員が対応します。 ・相談時間：平日午前9時30分から午後6時まで ・みなくる鳥取：0857-25-3000 ・みなくる倉吉：0858-23-6131 ・みなくる米子：0859-31-8785	労働政策課 電話：0857-26-7222 FAX：0857-26-8169 E-mail： roudou-seisaku@pref.tottori.jp
6-7 労働条件、安全衛生、労災補償等に関する特別相談窓口	特別相談窓口では、以下の相談等をお受けしています。 ○地震発生による事業活動への影響による休業、賃金不払、解雇等の労働条件や労務管理 ○復旧作業・工事における労働者の健康・安全 ○地震発生時に従事していた作業や復旧作業・工事において被災した場合の労災補償給付等	鳥取労働局 電話：0857-22-7000 0857-29-1709 0857-29-1703 鳥取労働基準監督署 電話：0857-24-3245 0857-24-3211 米子労働基準監督署 電話：0859-34-2263 0859-34-2231 倉吉労働基準監督署 電話：0858-22-5640 0858-22-6274
6-8 雇用保険給付の特例措置	1 ハローワークへ来所できない求職者の方々の失業の認定日の取扱いについて 雇用保険失業給付を受給している方が、災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。 2 災害救助法適用時における支援策について 災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な雇職を余剰なくされた方に、雇用保険失業給付の基本手当を支給します。	ハローワーク鳥取 電話：0857-23-2021 ハローワーク倉吉 電話：0858-23-8609 ハローワーク米子 電話：0859-33-3911 ハローワーク米子根高出張所 電話：0859-72-0065



7. 農林水産に関する支援

項目	事業内容	連絡先
7-1 農業施設等復旧資金の利子補給及び保証料補助	農業用施設等の復旧のための融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、利子補給及び保証料補助を行い、負担の軽減を行います。 <対象資金> 農業近代化資金、農林漁業施設資金 <未償金利> 借入れ後6年に限り0% <信用保証料> 上記資金について借入れ後6年間に限り0%	経営支援課 電話：0857-26-7260 FAX：0857-26-7294 E-mail： keieishien@pref.tottori.jp
7-2 農地・農業用施設の災害復旧事業に係る助成	被災した農地・農業用施設の復旧に対し、1箇所当たり40万円以上のものは単農事業で助成します。 ① 国庫補助事業 ・基本補助率（国）農地50%、農業用施設65% ・関係農家1戸当たり事業費により、補助率が決定。（概上指箇あり） ② 単農事業 ・補助率 各市町村が決定 ・農は農家負担を除いた額の1/2を市町村に助成。	農地・水保全課 電話：0857-26-7323 FAX：0857-26-8191 E-mail： nouchi-mizu@pref.tottori.jp
7-3 梨の販売促進への支援	市場関係者や消費者に対する元気な鳥取梨販売促進活動及び備の程度が軽く、販売が可能な落下果実「ぶらぶら商品」の出荷経費等に対して支援を行います。 出荷経費等の1/2助成	生産振興課 電話：0857-26-7414 FAX：0857-26-7294 E-mail： seisanshinkou@pref.tottori.jp
7-4 果樹共済加入促進への助成	新規に果樹共済に加入する場合、共済掛金の助成を行います。 共済掛金の1/3助成	生産振興課 電話：0857-26-7414 FAX：0857-26-7294 E-mail： seisanshinkou@pref.tottori.jp



項目	事業内容	連絡先
7-5 水産業施設等復旧支援資金	被災された漁協の復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会に助成を行うことにより、被災された漁協の金利負担と信用保証料負担の軽減を図ります。 <未償金利> 借入れ後6年に限り0% <信用保証料> 上記資金について借入れ後6年間に限り0%	水産課 電話：0857-26-7313 FAX：0857-26-8131 E-mail： suisan@pref.tottori.jp

8. その他の支援

項目	事業内容	連絡先
8-1 中山間地域共同施設の災害復旧事業に係る助成	被災した中山間地域の共同施設の復旧に対し、市町村が負担する額の一部を単農事業で助成します。 ① 単農事業 ・補助率 各市町村が決定 ・農は市町村負担額の1/2を市町村に助成。（最大30万円/件） ※中山間地域に限らず、市街地域の共同施設への適用範囲拡大について現在検討中。	技術企画課 電話：0857-26-7368 FAX：0857-26-8189 E-mail： gijutsukkaku@pref.tottori.jp



被災者の住宅・生活再建支援

被災した住宅を修繕したいけど、どこに相談したらいいの？

まずは **家を建てた工務店、大工さん** や
お近くの工務店、なじみのある業者さん など
に相談しましょう。

家を建てた工務店が分からない、相談できる業者さんがいない場合は、下記の相談窓口へどうぞ。

被災建物修繕等総合相談窓口 TEL0858-23-3139 受付時間 9:00~17:00
(鳥取県中部総合事務所2号館2階) (当面の間は土日祝日も受付)



<参考> 【県内の団体】

業種	団体名	所在地	電話番号
建物全般	(一社)鳥取県建設業協会中部支部	倉吉市東蔵城町12	0858-23-0341
木造住宅全般	(一社)鳥取県木造住宅推進協議会	鳥取市秋里1247田中工業(株)内	0857-30-0278
設備関係	(一社)鳥取県管工事業協会	鳥取市松並町2丁目160城北ビル303	0857-26-9355
	鳥取県電気工事業組合	鳥取市田島648タナカビル1F	0857-24-9213
専門業	鳥取県左官業協同組合	鳥取市緑ヶ丘3丁目14-1	0857-26-5120
	鳥取県板金工業組合	鳥取市緑ヶ丘3丁目14-5	0857-23-7988

H28.11.24作成

鳥取県庁担当課 住まいまちづくり課 TEL 0857-26-7398

【一部破損-損害基準判定10%以上の例】

1 屋根瓦全壊



2 屋根瓦中規模被災+外壁小規模被災



3 屋根瓦小規模被災+外壁中規模被災



鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト 被災した住宅の建替、修繕を支援します

10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震によりお住まいの住宅(※)に被害を受けた方が、住宅の建設・購入、補修される場合に、次のとおり支援します。
(※ 所有者又は所有者の三親等以内の親族が居住する住宅が対象。賃貸住宅は対象外。)

1 被災者住宅再建支援補助金

住宅の再建方法(建設・購入、補修)、住宅の損傷の程度や世帯人数に応じて支援します。
※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。
「一部破損」の場合は、「り災証明書」の損害基準判定(注)が10%以上20%未満の場合に限ります。
(注)損害基準判定：住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合

【支援額】

住宅再建の方法	世帯人数	損 傷 の 程 度				対 象 経 費
		全 壊	大規模半壊	半 壊	一部破損	
建設又は購入	2人以上	300万円	250万円	-	-	使途不問
	1人	225万円	187万5千円	-	-	
補 修	2人以上	200万円	150万円	上限100万円	上限30万円	全壊・大規模半壊は使途不問、半壊・一部破損は補修費に限る
	1人	150万円	112万5千円	上限75万円	上限30万円	

【申請に係る注意事項】

・半壊又は一部破損の場合の申請には、補修前後の写真や補修金額が分かる書類(契約書・領収書等)が必要な場合がありますので、紛失等しないよう御注意ください。

2 被災者住宅修繕支援金

1の「被災者住宅再建支援補助金」の要件を満たさない、損傷規模の小さい住宅の修繕を支援します。
※住宅の損傷の程度は、市町村が交付する「り災証明書」により確認します。

【支援額】

損害基準判定	支援率				
	4%超	3%超	2%超	1%超	1%以下
	4%以下	3%以下	2%以下		
支援額	5万円	4万円	3万円	2万円	1万円

【注意事項】

・申請窓口はお住まいの市町村となります。申請手続の詳細は、市町村窓口にお尋ねください。
・申請には市町村が交付する「り災証明書」が必要です。り災証明書の申請については、市町村窓口にお尋ねください。

【県庁問合せ先】 生活環境部 ぐらしの安心局 住まいまちづくり課
電話：0857-26-7390
ファクシミリ：0857-26-8113
電子メール：sumaimachizukuri@pref.tottori.jp

(平成28年11月17日 作成)



ご自宅に赤い紙・黄色い紙を貼られた皆様へ

【建築物の判定結果について】

「危険」と書かれた赤い紙は、余震が来た場合に、住宅が倒れるおそれがある場合の他に、屋根瓦や外壁の広範囲の落下により周囲に危険を及ぼすおそれがあること等もお知らせしているものです。「危険」を貼られたすべての建築物が余震以外の場合に即危険というものではありません。

また、建替ではなく補修で十分なものも多くあります。「要注意」と書かれた黄色い紙は主に瓦の落下などへの注意をお知らせしているものです。

【宅地の判定結果について】

「危険」と書かれた赤い紙は、擁壁や法面などの変状が顕著であり、余震や降雨により、住宅や一般の交通に危険を及ぼすおそれがあることをお知らせしているものです。「危険」を貼られたすべての宅地が即危険というものではありません。「要注意」と書かれた黄色い紙は、擁壁や法面などの変状が見られ、経過観察を行うなど注意が必要なことをお知らせしているものです。

いずれの場合も、色紙の注記欄でお知らせしている問題を解消することで、危険性を低減・除去することができます。

ご不明な点、ご心配な点については、下記の倉吉市役所、三朝町・湯梨浜町・北栄町各役場内の住宅相談窓口、または県の中部総合事務所内の被災建物修繕等総合相談窓口にご相談ください。

窓口	電話番号	ファクシミリ
倉吉市 建築住宅課 (住宅・宅地とも)	0858-22-8175	0858-22-8140
三朝町 危機管理課 (住宅・宅地とも)	0858-43-3513	0858-43-0647
湯梨浜町 町民課 (住宅・宅地とも)	0858-35-3117	0858-35-3097
北栄町 総務課 (住宅・宅地とも)	0858-37-3111	0858-37-5339
被災建物修繕等総合相談窓口 (中部総合事務所内) (住宅のみ)	0858-23-3139	0858-23-3139

●悪徳業者にお気を付けてください！

震災に便乗した悪質商法に注意！

地震や台風などの自然災害が起きると、全国の消費生活センターには、それに関連した様々な消費者トラブルの相談が寄せられます。

なかでも、悪質業者との震災に便乗した住宅の屋根などの修理工事に関するトラブルが多くみられます。さらには、自然災害をきっかけや口実とした義援金詐欺なども起きています。

【消費者の皆様へのアドバイス】

- ☆不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。
- 高齢者だけで過ごされる時間帯には、固定電話を留守番電話に切り替えてください。方が一、金銭を要求されても決して支払わないようにしてください。
- ☆少しでも不安を感じたら、すぐに中部消費生活相談室や警察に相談してください。

■トラブルが起こった場合だけでなく、不安なことや疑問に感じたことがありましたら、御相談ください。

中部消費生活相談室

【相談場所】 倉吉交流プラザ2階(倉吉市駄経寺町187-1)

【電話番号】 0858-22-3000

【受付時間】 午前9時から午後6時まで

【開所日】 火～日曜日(祝日とその翌日はお休みです)

※対面での相談をご希望のかたは、月曜日と祝日の翌日は、北栄町役場北条庁舎3階)で相談をお受けしています。(当面の間)

電話番号 0858-22-3000

●救急医療窓口

通常どおり診療しています。

●医療機関への受診

地震により、被保険者証(いわゆる保険証)等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることで医療機関等に提示できない場合、次のことを医療機関に伝えることで、受診が可能です。

- ※氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、健康保険の場合は事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の場合は住所をお伝えください。
- ※その他の保険については、医療機関にお尋ねください。



鳥取県ホームページ「鳥取県中部地震被災地応援サイト」もご覧ください。

鳥取県公式ホームページ「とりネット」内に「鳥取県中部地震被災地応援サイト」を開設し、被災された皆様に対する各種支援策のほか「相談窓口」「心と身体のケア」「生活情報」などに関する情報を掲載しています。

URL: <http://www.pref.tottori.lg.jp/261207.htm>

QRコード:



★自動翻訳機能により、外国語訳ができます。

★読み上げ機能により、視覚障がいがある方も利用できます。

●パソコン画面イメージ



●モバイル画面イメージ



【ホームページのお問い合わせ先】

広報課 電話: 0857-26-7755

ファクシミリ: 0857-26-8122

E-mail: kouhou@pref.tottori.jp

【関連リンク】「平成28年10月21日鳥取県中部地震について」(県危機管理局ホームページ) <http://www.pref.tottori.lg.jp/261100.htm>



被災者の住宅・生活再建支援

【裏面】平成 29 年 1 月発行追補版

鳥取県の緊急支援施策

～鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト～



◎掲載情報に変更がありました。

ページ	内容	変更前	変更後	連絡先
3 ページ	2-1 生活福祉資金(福祉費・災害経費)の貸付	※市町村が交付する り災証明書が必要です。	※市町村が交付する被災 証明書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333
	2-2 生活福祉資金(緊急小口 資金)の貸付	※市町村が交付する り災証明書が必要です。	※市町村が交付するり災 証明書または被災証明 書が必要です。	鳥取県社会福祉協議会 電話：0857-59-6333
	2-3 災害援護資金の貸付	<対象> 住宅の補修等	<対象> 生活の立て直しに要す る経費(住居・家財・塙・ 壁の修繕費、生活費等用 途に制限はありませ ん。)	福祉保健課 電話：0857-26-7142 FAX：0857-26-8116
17 ページ	5-8 教科書・学用品の給与	(追加情報) 【私立学校在籍の方】の問合せ先 教育・学術振興課 電話：0857-26-7022、FAX：0857-26-8110 E-mail：kyoikugakujyutsu@pref.tottori.jp		
	【資料】② 被災した住宅の建替、修繕 を支援します	(追加情報) 住宅再建支援制度を拡充しました。下記要旨です。 ○賃貸住宅(借家、アパートなど)への支援拡充 ・借り主が補修することとされている住宅の賃借人等への支援 ・小規模な賃貸住宅の所有者(家主)への支援 ○住宅の再建方法の拡充 半壊世帯(賃貸住宅を含む)が住宅を建設又は購入した場合も支援 対象とします。		

◎新規情報です。

中部地震住宅修繕支援センターが開所しました。

被災した住宅を修繕したいけど、どこに相談したらいいの？

まずは **家を建てた工務店、大工さん** や **お近くの工務店、なじみのある業者さん** などに相談しましょう。

家を建てた工務店が分からない、相談できる業者さんがいない場合は、下記の相談窓口へどうぞ。

(鳥取県内の建設・建築関係団体が連携して設立した窓口です。)

【中部地震住宅修繕支援センター】

電 話 0858-23-5088

場 所 倉吉市東蔵城町12(中部建設会館内)

受付時間 午前9時から午後5時まで

鳥取県庁当課 住まいまちづくり課 TEL 0857-26-7398



平成 29 年 4 月発行追補版

鳥取県の緊急支援施策

～鳥取県中部地震復興がんばろうプロジェクト～

平成 28 年 11 月 24 日発行 第 4 版 以降の改訂内容をお知らせします。

第 4 版のパンフレット及び裏面と併せてご覧ください。

◎掲載情報に変更がありました。

ページ	変更前	変更後
23 ページ	8-1 中山間地域共同 施設の災害復旧 事業に係る助成 ①単県事業 ・補助率 各市町村が決定 ・県は市町村負担額の1/2を市町村に助成 (最大30万円/件) ※中山間地域に限らず、市街地域の共同施設 への適用範囲拡大について現在検討中。	8-1 地域共同施設の 災害復旧事業に 係る助成 ①単県事業 ・補助率 各市町村が決定 ・県は市町村負担額の1/2を市町村に助成 (最大30万円/件)

※変更点：対象地域は、中山間地域に限らず、県内全域となります。

V 災害ケースマネジメント

鳥取県中部地震における住家被害は、中部1市4町を中心に15,000棟を超えた。

特に、古い住宅を中心として屋根瓦（特に土葺きの瓦）のズレや落下が多く見られたほか、外壁のひび割れ・落下、塀の倒壊等が発生した。

県は、発災2日後の10月23日に、「被災建物修繕等相談窓口」を開設、被災者の相談に対応するとともに、10月25日に専決予算により、被災した世帯の住宅再建及び修繕のための支援措置を講じた。

更に、屋根修繕を中心とした住宅修繕を推し進めるため「中部地震住宅修繕支援センター」を設立するとともに、住宅修繕が進まない要因となっていた職人不足を解消するため、県外からの職人招致を支援する「住宅修繕促進支援事業（県外職人招致支援）」を創設した。

こうした県や市町村の積極的な支援により、鳥取県中部地震発災から約1年で、ブルーシートが残る住家は被災した全戸の概ね5%にまで減少した。

しかし、発災後1年を経過してもなお、住宅修繕に着手することができない世帯があり、その多くが健康面、資金面での問題を抱えていたり、高齢者世帯で修繕の気力を失っている方々などであった。このような世帯への対応を協議するため、平成30年1月18日、知事をトップとした中部地震対策会議を開催し、鳥取県における災害ケースマネジメントの制度化が検討され、同年2月3日に開催された第4回鳥取県中部地震復興会議の場において、関係市町長等の賛同を得て、災

害ケースマネジメントの導入が決定された。

併せて、県は、「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」に災害ケースマネジメントの制度化を盛り込む条例改正案を平成30年2月定例県議会に提案、全国に先駆けて条例による恒久制度化も行われた。

※災害ケースマネジメントとは、行政や民間団体、弁護士等の専門家が協力して各世帯に応じた解決策を検討の上、支援を実施していく仕組み。平成17年にハリケーンカトリーナで被害を受けたアメリカ合衆国で初めて行われた取り組みで、国内では東日本大震災で被災した仙台市が初めて本格的に取り入れた。

鳥取県中部地震における災害ケースマネジメントは、県、市町、震災復興活動支援センター及び県弁護士会、県建築士会、県宅地建物取引業協会、日本ファイナンシャル・プランナーズ協会等の関係団体が生活復興支援チームを組み、被災者の生活復興支援を行うもので、具体的には、市町が個別訪問等により被災者の実態調査を行い、住宅面、資金面、健康面などの課題を抽出、課題に応じ生活復興支援チームを編成し、それぞれの課題に応じた生活復興プランを作成の上、専門家派遣等の支援を行い、被災者の生活復興を後押ししていく取り組みである。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（抜粋）

（被災者の生活復興支援体制の構築）

第25条の2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。



被災者の住宅・生活再建支援

災害ケースマネジメントの取組状況

倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町において、被害住家が修繕されず屋根を覆うブルーシートが外されない世帯を中心とした約1,000世帯について、県、市町、震災復興

活動支援センター((公財)とっとり県民活動活性化センター)が戸別訪問等による実態調査を実施し、困りごとを抱える世帯を抽出して必要な支援を行った。

生活復興支援実施状況（平成30年12月現在）

区分	倉吉市	三朝町	湯梨浜町	琴浦町	北栄町	合計
支援完了済み世帯	16	5	2	0	3	26
市町役場へ引継済み世帯 (既存施策により対応して 解決につなげるもの)	22	0	1	0	0	23
支援継続中世帯	19	4	6	1	9	39
合計	57	9	9	1	12	88

【実態調査】 個別訪問による実態調査を実施



【生活復興支援連絡会】

生活復興支援に係る情報共有を図るため定期的に関係者による生活復興支援連絡会を開催



【生活復興プランの検討】

実態調査の結果に基づき、関係者が集まり生活復興プランを検討



第2章

震災の記録

第3節 ● 地震を教訓とした取り組み ～福興を目指して～



地震を教訓とした取り組み ~福興を目指して~

I 復興対策

1 中部地震復興本部等の設置

県庁の各部局が一丸となり、迅速かつ強力で被災地の復旧・復興を推進するため、平成28年（2016年）11月21日に「鳥取県中部地震復興本部」を新設した。



復興本部設置



震災復興活動支援センター開所式

また、中部地震からの一日も早い復興と、震災前にも増して一層力強い地域づくりを進めるため、被災住宅の支援をはじめとする復興の取組を迅速かつ強力で展開するため、平成29年（2017年）4月1日に組織改正による知事の直轄組織として「中部地震復興本部事務局」を設置し、職員5人を配置した。

さらに、中部地震からの復興に向けた住民活動・民間活動を支援し、地域の元気づくり活動やコミュニティ・絆の強化を図り、震災前より元気な地域づくりを目指すことを目的に平成29年4月1日「震災復興活動支援センター」を設置した。

○鳥取県中部地震復興本部

設置の日	平成28年11月21日
概要	<p>【構成】 本部長：知事 副本部長：副知事、統轄監 本部長：各局長 事務局長：元気づくり推進局長 事務局：とっとり元気戦略課ほか関係課職員</p> <p>【業務】 ・迅速な復旧と、震災前にも増して地域が元気になり、住み続けたいと思える地域づくりに向けた復興対策の実施。 ・事務局長は、地域が元気となる復興施策の立案・調整・実施並びに復興本部の総合調整・運営を行う。</p>

○中部地震復興本部事務局

設置の日	平成29年4月1日
概要	<p>【事務所所在地】 中部総合事務所内</p> <p>【業務】 ・鳥取県中部地震からの復興に係る施策の総合調整に関すること ・鳥取県中部地震に係る被災住宅支援に関すること ・地域の危機対応力の向上に関すること（危機管理局消防防災課と共管）</p>

○震災復興活動支援センター

設置の日	平成29年4月1日
概要	<p>公益財団法人とっとり県民活動活性化センターに委託して実施</p> <p>【事務所所在地】 パープルタウン2階（倉吉市山根557-1）</p> <p>【業務】 ・復興等に関する相談対応 ・住民・民間活動等への伴走支援 ・復興ボランティアネットワークの形成 等</p>

鳥取県中部地震復興会議等の開催実績

回数	開催日	内容
第1回	平成29年1月13日	1.復興に向けた取り組みについて 2.今後の会議の進め方について
第2回	平成29年4月4日	1.復興に向けた現状と今後の取り組みについて 2.市町村、団体等の取り組みについて
第3回	平成29年10月12日	1.復興の概成に向けた取り組み状況について
第4回 (第7回鳥取創生チーム中部会議と合同開催)	平成30年2月3日	1.復興の概成に向けた取り組み状況について 2.平成30年度中部地震復興関係事業について 3.中部地震被災者に係る新たな生活復興支援体制の構築について 4.中市町の震災後へのふるさとづくりについて
第5回	平成30年10月21日	1.復興の総仕上げに向けた取り組み状況について 2.「福興」への動きについて
鳥取県中部地震からの復興を考える会	平成29年7月31日	復興の概成に向けた取り組みについて 1.県の取り組み状況 2.各市町の課題及び今後の取り組み

2 復興に向けた取り組み等

(1) 広報活動による復興のPR

「県政だより」に特集・連載記事を掲載したほか、県政テレビ番組、とりネット等を活用し、被害状況から、県の支援策、復興状況について切れ間なく広報を行った。また、被災者支

援情報について、新聞広告を重点的に活用して周知を図った。

さらに、メディアを活用し、広く県外に向けて被災地の復興状況を震災からの「福興」・「元気な鳥取県」として積極的に情報発信。支援の呼びかけや風評被害の防止を図った。

復興に関する広報一覧

実施時期等	タイトル等	内 容
県政だより		
平成28年12月号	特集「共に前を向いて～鳥取県中部地震からの復興を～」	被害状況、支援制度の紹介、応援メッセージ等
平成29年1月号	特集「地震に負けず、前へ～丸となって復興を実現～」	全国からの支援、三朝町消防団の取り組み等
平成29年2月号	トビックス「力を合わせて元気な鳥取に～地震を乗り越えて」	中部地震住宅修繕支援センターの紹介等
平成29年4月号	連載企画「鳥取県中部地震 みんなで復興がんばろう」	震災復興活動支援センターの紹介
平成29年5月号	特集「復興、そして福興へ」	平成29年度当初予算の概要
平成29年6月号	連載企画「鳥取県中部地震 みんなで復興がんばろう」	コナンの家 米花商店街オープン等
平成29年7月号	連載企画「鳥取県中部地震 みんなで復興がんばろう」	倉吉打吹まつりのお知らせ
平成29年8月号	連載企画「鳥取県中部地震 みんなで復興がんばろう」	被災住宅の補助金、支援金について
平成29年9月号	連載企画「鳥取県中部地震 みんなで復興がんばろう」	第21回日本ウオーキング学会鳥取大会、ゆりはま天女おもてなしウォークのお知らせ
平成29年10月号	特集「復興の歩みと福興の今」	全国からの支援状況、住宅修繕の状況、復興支援隊「縁」の取り組み等
県政テレビ番組		
平成29年1月21日	「週刊とり☆リンク」(山陰放送) 「地震から3か月、地域の絆で鳥取を元気に！」	鳥取県中部地震にかかるボランティアの取り組みを紹介
平成29年10月14日	「マルっと！とっとり」(山陰放送) 「鳥取県中部地震から1年」	震災復興活動支援センター、鳥取中部福興祭の紹介
とりネット		
平成28年10月22日	特設サイト「鳥取県中部地震被災地応援サイト」	被災者向け相談窓口、心と身体のケア、生活情報、ボランティア募集、応援メッセージ等
平成28年11月21日	特設サイト「鳥取県中部地震復興応援ポータルサイトとっとりで待っています!!」	被災地を応援いただける方々向けに様々な応援手法「旅行」「特産品・食」「寄附金・義援金」を紹介
平成29年10月13日	特設サイト「鳥取県中部地震から1年「復興」そして「福興」へ」	震災1年を迎えた、復旧・復興活動、被災地に寄せられた支援・協力等の概要を掲載
新聞広告		
平成28年11月6日	日本海新聞	全5段。鳥取県中部地震で被災されたかたへの支援制度、相談窓口の案内
平成28年11月8日	山陰中央新報	全5段。鳥取県中部地震で被災されたかたへの支援制度、相談窓口の案内
平成28年11月17日	日本海新聞、山陰中央新報	半5段。鳥取県中部地震に対する義援金・寄附金のお願い
平成28年11月20日	日本海新聞	半3段。鳥取県中部地震にかかる無料合同相談会の案内
平成28年12月8日	日本海新聞「鳥取県からのお知らせ」	鳥取県中部地震に対する義援金・寄附金のお願い
平成28年12月18日	日本海新聞	半5段。鳥取県中部地震で被災された事業者向け支援の案内
平成29年2月25日	日本海新聞	半5段。鳥取県中部地震にかかる無料合同相談会の案内
平成29年2月26日	朝日新聞、毎日新聞、読売新聞	半5段。鳥取県中部地震にかかる無料合同相談会の案内
平成29年4月15日	日本海新聞	半5段。震災復興活動支援センターの開所
平成29年5月13日	日本海新聞	半3段。鳥取県中部地震に対する義援金・寄附金のお礼
平成29年8月27日	日本海新聞	半5段。被災者住宅再建支援補助金、被災者住宅修繕支援金の申請期限の案内
平成29年9月24日	日本海新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞	半5段。被災者住宅再建支援補助金、被災者住宅修繕支援金の申請期限の案内

※その他、新聞、テレビ、雑誌や各種イベント等において、復興状況や「元気な鳥取県」の発信、観光来客の呼びかけを積極的に実施。

(2) 災害記録の保存

地震の教訓を後世に伝承するとともに、今後の防災対策に活用するため、地震に関する資料を収集するなど記録保存に取り組んだ。

鳥取県中部地震災害の記録保存

名 称	種 別	発行年月	内 容
鳥取県中部地震の記憶	冊子	平成29年10月21日	震災体験談を掲載 県から学校法人藤田学院に委託し、鳥取看護大学・鳥取短期大学の学生が被災者から聞き取り調査を行ったもの

地震を教訓とした取り組み ～復興を目指して～

(3) 観光風評被害払拭の取組

地震による県内宿泊施設のキャンセル及び観光産業に対する風評被害の払拭に向けて、県、市町村、関係団体等で情報発信等に取り組んだ。

【風評被害払拭の取組】

○元気なとっどりの発信

風評被害による県内の観光面への影響を最小限に食い止めるため、地震発生後も元気な鳥取県の姿を国内外に発信した。

ア 観光PRキャラバンの実施

- ・首都圏及び関西圏での知事トッププロモーション（首都圏）

平成28年10月27日 とっとり・おかやま新橋館（関西圏）

平成28年10月28日 JR大阪駅アトリウム広場

- ・その他にも全国各地でキャラバンを実施し、本県への誘客PRを行った。

イ メディアを活用した情報発信

新聞広告、メディアキャラバン、テレビ・ラジオ番組等でのPRにより元気なとっどりを発信し、復興を印象づけた。

ウ WEB宿泊予約サイトでのバナー広告や宿泊客によるSNSを使った情報発信等

○「とっどりで待っどりますキャンペーン」の実施（平成29年1～3月）

旅行会社が造成する県内に1泊以上宿泊する2万円以上の周遊旅行商品に対して最大1万円の割引を実施した。

※国（観光庁）の「鳥取応援プログラム」の支援1億円を活用

- ・送客実績 19,104人
- 鳥取県中部地震復興応援バス（団体バスツアー支援）（平成28年11月8日～平成29年3月31日）

県内を周遊する団体バスツアー（1台あたり20名以上）に対して支援を行った。

- ・支援額：宿泊の場合6万円／台・泊

日帰りの場合3万円／台

- ・送客実績 1,033台、35,830人

○もっとウェルカニキャンペーン（平成28年11～12月）

県内で宿泊された方に鳥取の旬のカニが毎月100名当たる蟹取県ウェルカニキャンペーンの当選数を200名に増した「もっとウェルカニキャンペーン」を実施した。

○「鳥取の肉と米を当てよう！」期間限定スタンプラリー（平成28年12月3日～平成29年2月12日）

県内観光案内所等に設置してあるスタンプを集めて応募すると鳥取和牛やお米（三朝町産）が抽選で当たるスタンプラリーを実施した。

- ・応募者数 1,345通

○市町村等の取組

- ・皆生温泉「元気です！！皆生温泉キャンペーン」（平成28年11月20日～平成29年2月28日）

皆生温泉旅館組合加盟旅館に宿泊された方に抽選で豪華景品をプレゼント（100名）

- ・三朝温泉「三朝温泉元気です！クーポン」（対象期間平成28年11月15日～平成29年1月31日）

三朝温泉の宿泊で使える10,000円割引クーポンを発行（1,620枚）

- ・はわい・東郷温泉「来てごしない！！はわい温泉・東郷温泉応援割カニ食うポン」（対象期間平成28年12月1日～平成29年2月28日）

はわい・東郷温泉の2万円以上の宿泊で使える1万円割引クーポンを発行（1,100枚）



3 鳥取県中部地震1年福興セレモニー・1年フォーラム・福興祭の開催

鳥取県中部地震から1年となる平成29年（2017年）10月21日を住民や関係団体、行政が力を合わせ「福興」に取り組む気持ちを新たにできる機会とするとともに、新たな防災の担い手として期待される女性や若者、地域住民も含めた様々な分野の人々が連携を強め、それぞれの役割を再確認し、住民一人ひとりが地域防災についての理解を深める契機とすることを目的として鳥取県中部地震1年福興セレモニー、鳥取県中部地震1年フォーラムを開催した。

(1) 鳥取県中部地震1年福興セレモニー

場所：倉吉鉄道記念館周辺

【鳥取県中部地震1年福興セレモニー】

- ・ 中部地震復興支援者への感謝状、自主防災組織知事表彰の贈呈式
- ・ 中学生による中部地震の体験発表
- ・ 幼稚園児によるパラバルーン・保育園児による合唱
- ・ 中部地震発生時間（午後2時7分）にあわせてバルーンリリース



【鳥取中部福興祭（関連イベント）】

くまモンや中部のゆるキャラ（R）が登場するステージイベント、鳥取県出身のAKB48 Team8 中野郁海さんのトークライブ、倉吉白壁土蔵群周辺に配置された「ひなびタリ」のキャラクターパネルを巡りながら散策する福興ウォークや市民によるおもてなしイベント「倉吉銀座秋まつり」などを開催。

併せて、来場者による竹とうろう作りや、倉吉白壁土蔵群周辺にとうろうを灯す「福興 光の回廊」を実施。



(2) 鳥取県中部地震1年フォーラム（地域防災力向上シンポジウムin鳥取2017）

地域住民も含めた様々な分野の人々が連携を強め、それぞれの役割を再確認し、住民一人ひとりが地域防災についての理解を深める契機とすることを目的として分科会、講演会を開催。



地震を教訓とした取り組み ～福興を目指して～

【分科会】

- ・地域防災・自主防災分科会～鳥取県らしい「支え愛」～
(会場：倉吉信用金庫うつぶき支店)
＜座長＞ 山下弘彦 (日野ボランティア・ネットワーク)
＜パネリスト＞ 金山英文 (北栄町社会福祉協議会 事務局長)、小椋満久 (倉吉市大原自治公民館 前館長)、米原諒一 (三朝町消防団長)、速水敏人 (松崎自主防災会 事務局長)
- ・避難所・避難生活支援分科会～住民避難の課題と対策～
(会場：成徳小学校)
＜座長＞ 植木芳美 (県健康政策課長)
＜パネリスト＞ 岩本善文 (倉吉市水道局長)、竹中啓子 (倉吉市保健センター 所長)、金田直二郎 (倉吉市円谷町自主防災会 防災リーダー)、杉本萌 (鳥取看護大学 学生)、三橋一久 ((一社) 鳥取県介護福祉士会長)
- ・福興分科会 ～災害を乗り越えた「福興」を目指して～
(会場：倉吉商工会議所)
＜座長＞ 蔵求康宏 ((一社) 鳥取中部観光推進機構 事務局長)
＜パネリスト＞ 白鳥孝太 (震災復興活動支援センター 主任企画員)、八渡和仁 ((社福) 和理事)、塚根智子 (倉吉市社会福祉協議会 常務理事・事務局長)、寺地政明 (鳥取中央農協梨連絡協議会 代表者)

【講演会・パネルディスカッション】

会場：成徳小学校体育館 (当時の避難所)

- ・基調講演
鳥取県中部地震や平成29年台風18号の経験を活かした自助、共助、公助による地域の防災力の向上について講演。
＜講師＞ 裕見吉晴 (鳥取大学理事兼副学長)
- ・パネルディスカッション
自助、共助、公助による地域防災力の向上などについてディスカッションを開催。
＜コーディネーター＞ 裕見 吉晴
＜パネリスト＞ 石田耕太郎 (倉吉市長)、米原諒一 (三朝町消防団長)、植木芳美 (県健康政策課長)、杉本萌 (鳥取看護大学学生)、山下弘彦 (日野ボランティア・ネットワーク)、蔵求康宏 ((一社) 鳥取中部観光推進機構 事務局長)

(3) 開催結果

【来場者数 6,400人】

- ・鳥取県中部地震1年福興セレモニー：3,000人
- ・倉吉銀座秋祭り(福興セレモニーと同一会場で同日開催) 他：3,000人 (うち福興ウオーク参加者170人)
- ・鳥取県中部地震1年フォーラム：400人 (分科会：100人、講演会・パネルディスカッション：300人)



福興祭のために来県した「くまモン」とふれあう参加者



福興祭を盛り上げる園児ら



福興祭で被災地に向けたメッセージを書く参加者

平成29年度震災復興活動特別支援事業補助金を活用したにぎわいづくりの一覧（大規模活動支援型のみ）

名称	開催日	開催場所	概要
少年少女ロボットセミナー in 倉吉 2017	7月29日（土）30日（日）	倉吉市	被災した子どもたちにロボットのメカニズムを通して、ものづくりへの興味・関心を深めるとともに生きる元気と楽しさを育み震災復興へ貢献。
震災地・県中部とくに北栄町の誇るコナンキャラクターの活用による地域の元気づくり活動		その他	コナンを軸にした動画を制作し、観光客を県内に誘導するイベントへの集客を目指した。
鳥取中部地震復興記念イベント第21回日本ウオーキング学会鳥取大会	10月14日（土）	倉吉市	中部地震からの元気を取り戻すため「ウオーキング」をテーマにさまざまな取組みや地域づくり、健康づくりの情報発信を目的として開催。
鳥取県中部地震復興コンサート	4月9日（日）	湯梨浜町	由紀さおりさん、安田祥子さんによる童謡コンサート。良質な歌・音楽に触れることで復興活動の一助とした。
三徳山御幸行列～三朝温泉大回り～	4月29日（土）	三朝町	三徳山御幸行列を三朝温泉で拡大実施し、震災復興とともに三朝町の元気を県内外に発信。
2017 The DANCE TUBE 9th	10月21日（土）	湯梨浜町	ダンスを通じて地域の活性化を図り、復興を応援し、元気と勇気を届けた。
第2回鳥取砂丘スポーツフェス017	10月14日（土）15日（日）	鳥取市	トライアスロンやストライダー大会を中心としたスポーツを通じて鳥取の魅力を県内外に発信し、復興と元気を広く発信。
ジゲフェス！鳥取は元気でやっとなります”けん”！ みんなで楽しむ！ みんなでつながろう！鳥取県！！	7月17日（月）23日（日）	倉吉市及び鳥取市	復興を促進するため、地元食材を使った料理などを通じて、地域の魅力を発信。
鳥取中部応援プロジェクト 家族でみよう！「すてきな三人組」	12月8日（金）、9日（土）	倉吉市	街づくりや復興を考える作品「すてきな三にんぐみ」を上演。
絵本ワールドinとっとり2017	11月18日（土）19日（日）	倉吉市	絵本を通じて心の復興と元気の創出を目指し、絵本の読み聞かせや参加型ワークショップなどを実施。
鳥取県中部復興交流圏基大会	9月18日（月）～20日（水）	湯梨浜町	専門棋士による実技指導と、大会参加者による交流戦を実施。専門棋士が県中部の復興状況を視察。
すいかながも健康マラソン30回大会記念・鳥取県中部地震復興イベント「ランニング教室」	6月17日（土）	北栄町	ランニングとお笑いを融合させて中部地震で被災した子どもたちを元気づけた。講師の震災の経験談で、子どもたちの防災意識を高めた。
第12回北栄砂丘まつり	8月20日（日）	北栄町	中部地震で甚大な被害を受けた会場において地域が一体となって祭を実施し復興の機運を高めた。
支え愛絆でつなぐコミュニティ「体験型避難所体験」	9月2日（土）3日（日）	鳥取市	講演会、炊き出し訓練など自主防災・ボランティア活動等の事業を通して防災意識を高めた。
鳥取県中部地震復興応援イベント 夢フェス	10月21日（土）	倉吉市	ちびっこフェスティバルと職フェスのイベントを融合して実施。消防関係者との連携により防災意識の向上を目指した。
第16回小学生交流クロスカントリーリレー大会	11月19日（日）	三朝町	小学生を対象としたミニ駅伝大会を開催し、被災地三朝から元気を発信。
鳥取県中部地震復興支援イベント「がんばらいや中部」	7月9日（日）	倉吉市	防災・減災意識を高めるためのイベント、防災ワークショップ、防災セミナーなどを実施。
鳥取県中部地震復興支援イベント 鳥取だらずプロレスin由良台場 Vol.2	9月24日（日）	北栄町	鳥取だらずプロレス、地元アーティストによる復興応援ステージ、地震パネル展などで地域を元気づけ、復興をPR。
北栄町商工会わいわいまつり	10月21日（土）	北栄町	ステージイベント、屋台、物作りなどで地域の元気と活力を広くアピール。
第1回ボランティアフェスティバル～倉吉から元気を発信！！～	11月26日（日）	倉吉市	ドキュメンタリー映画の視聴、防災・減災に関する活動発表とワークショップなどでボランティア活動を広く周知。
鳥取県中部地震復興祈念 第7回「倉吉ばえん祭」（ばえんざい）	10月22日（日）	倉吉市	中部地震復興を祈念し、鳥取県中部のにぎわい創出と地域活性化を目的として開催予定だったが、台風の影響で中止。
鳥取中部地震復興祈念イベント 鳥取中部福興祭	10月21日（土）	倉吉市	ステージイベント、セレモニー、倉吉銀座秋まつり等により、中部の元気と笑顔を全国へ発信。
震災復興 中部を元気に！ すわらじ劇園公演	平成30年2月10日（土）	倉吉市	すわらじ劇園による演劇を無料観覧していただき、復興の一助として開催。
打吹童子ばやし第26期演奏会	平成30年3月10日（土）	倉吉市	復興に向けての願いを込めて「KURAYOSHI～未来へ～」等を演奏。地元高校、中学などとコラボし元気を発信。
ととりの復興元気プロジェクト～7人の侍2018 トットりでつなぐもの～	平成30年1月13日（土）	倉吉市	復興支援活動を行っている方など7人が活動発表し、県内魅力の再発見と元気を発信。
第34回合同音楽会～子どもたちの笑顔で福興へ～	平成30年2月24日（土）	倉吉市	園児の歌や合奏、地域中学校のブラスバンドを迎え、演奏し元気と笑顔を地域の方に届けた。
触って作って学んでみよう	平成30年3月21日（水）	倉吉市	「復興は子どもの笑顔から」を合言葉に、楽しみながら大人と一緒に物づくりを体験し、元気を発信。

地震を教訓とした取り組み ～福興を目指して～

4 激励品

鳥取県中部地震後、全国各地の多くの方々から様々な応援の色紙やメッセージが寄せられた。

【色紙】

○相撲

白鵬関、石浦関、山口関（宮城野部屋）

○陸上

福島千里選手

○ゴルフ

鈴木愛選手

○ボクシング

西谷和宏選手

○アーチェリー

川中香緒里選手

○漫画家

青山剛昌氏

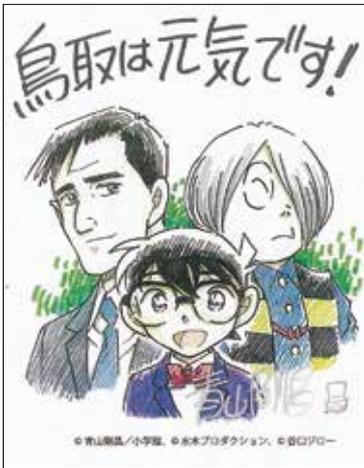
○女優

浅野温子氏

○声優

津久井教生氏（ニャンちゅうの声優）

ほか



◀青山剛昌氏



石浦関▶

【メッセージ】

○俳優・女優

辰巳琢郎氏、滝本美織氏、蓮佛美佐子氏、松本若菜氏

○小説家

林真理子氏

○音楽関係者

MALTA氏、水森かおり氏、ウルフルケイスケ氏

○アイドル・タレント等

中野郁海氏、イモトアヤコ氏、団長安田氏、上田まりえ氏

ほか



激励品

5 お礼状送付及び感謝状贈呈

(1) お礼状送付について

復旧・復興に向けて人的・物的支援をしてくださった方に対して、地震から半年後の4月に知事のお礼状を送付し、感謝の気持ちを伝えた。

お礼状送付実績

国	15
自治体	131
大学・病院	16
各団体	101
企業	166
個人	120
個人(メッセージ)	23
海外	7
合計	579 件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年10月21日に発生した鳥取県中部地震からの復旧・復興に向けまして、心温まるご厚情を賜りましたこと、心よりお礼申し上げます。

今回の地震は、鳥取県中部を震源とするマグニチュード6.6の規模で、倉吉市では最大震度6弱の揺れを観測するなど、甚大な被害が生じてもおおしくなかったのですが、広く国内外からたくさんのご支援をいただき、また、鳥取県が誇る人と人との「絆」も発揮された結果、1人の死者もなく、今日まで着実な復旧・復興を進めることができいております。

しかしながら、被災した家屋については、33年ぶりの大雪など天候の悪影響もあって修繕が完了せずブルーシートで覆われた屋根がまだ多く残っています。

また、地震に伴う風評による観光客の落ち込みを払拭し、観光地などにおける一層の賑わいの創出にも引き続き取り組む必要があるなど、復興への道のりはいまだ半ばとなっております。

新しい年度を迎え、県では、今回の地震を教訓にして、より災害に強く元気な地域づくりを進めるため、マイナスからゼロへ戻すだけでなくむしろプラスへと転じるよう、官民が連携して一層強力に取り組んでいきます。

鳥取県が「復興」から「福興」へと進んでいく姿を今後とも温かく見守っていただきますようお願い申し上げます。略儀ながら書中をもってお礼申し上げます。

敬具

平成29年4月

鳥取県知事 平井伸治

【お礼状を送付した方】

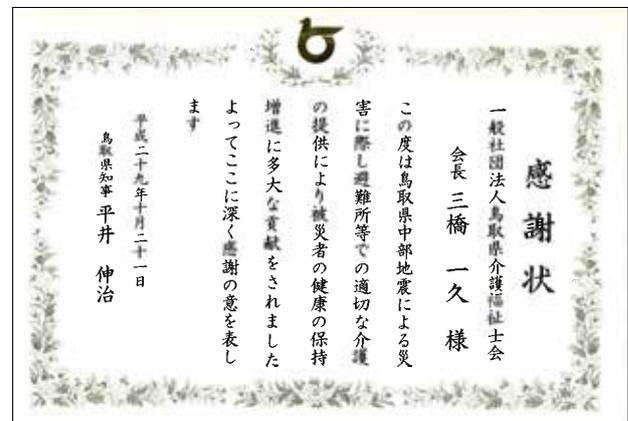
- ・住宅被害判定、炊き出し、健康指導などの人的支援をくださった方
- ・物資支援や申し出をくださった方
- ・応援メッセージなどをくださった方
- ・その他多大な支援をくださった方

(2) 感謝状贈呈について

復旧・復興に向けて人的・物的支援をいただいた方のうち、特に功績の大きい方に感謝状を贈呈した。平成29年10月21日に開催された「鳥取県中部地震1年福興セレモニー」において、96団体のうち各分野から15団体に感謝状を贈呈した。

感謝状送付実績

区 分	贈呈数	区 分	贈呈数
自衛隊	3	給食など食料提供関係	8
医療看護関係	9	通信関係	5
大学関係	2	観光関係	4
建設・土木関係	23	商工関係	12
災害廃棄物関係	3	行政	26
物資輸送関係	1	計	96団体



感謝状の一例

地震を教訓とした取り組み ~福興を目指して~

II 地震を教訓とした取り組み

鳥取県中部地震などの教訓を踏まえて、鳥取ならではの防災文化づくり、災害に強い地域づくりを目指して、各種の取り組みを行っている。

1 防災及び危機管理に関する基本条例の改正

鳥取県中部地震や平成29年（2017年）1月及び2月の豪雪の際に示された鳥取県らしい人と人との絆に基づく住民同士の支え合いの取り組み及び被災者に寄り添った災害ケースマネジメントによる支援など、県として強化すべき施策や新たな取り組みを推進するために、平成29年7月、平成30年4月に鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の改正を行った。



地図に要支援者や避難場所などの印をつけて「支え愛マップ」をつくる住民ら

防災及び危機管理に関する基本条例の改正ポイント

改正時期	項目	趣旨	改正内容
平成29年 7月	(1)「災害時支え愛活動」の推進	鳥取県中部地震の際の地域住民相互の助け合いなどのように、鳥取県らしい地域ぐるみの助け合い、支え合いの活動が災害対応として有効であったことを受け、「災害時支え愛活動」を推進する。	防災及び危機管理を行うに当たっては、地域で自主的に行われる共助の取り組みである「災害時支え愛活動」に積極的に取り組むこととし、基本的な考え方として加える。また、市町村は災害時支え愛活動が円滑に行われるよう必要な支援に努めるものとし、県も市町村に対して必要な支援を行うものとする。
	(2)「支え愛避難所」への支援	市町村が指定する避難所以外に、住民が町内会が所有・管理している集会所等で自主的に開設・運営する避難所を「支え愛避難所」として、市町村は支援に努める。	災害発生時に住民が自主的に設ける避難のための施設を「支え愛避難所」として位置づけ、住民は自主運営に努めること、市町村長は、支え愛避難所の開設を確認した場合には、その安全性等を確認するとともに必要な支援を行うよう努めるものとする。
	(3) 自家用車等に避難した被災者の健康面への配慮	鳥取県中部地震の際に車中避難者を確認しており、車中避難者の健康リスクを軽減するため、市町村は避難所情報の提供や良好な環境の避難所の提供に努める。	市町村長は、車中避難者等の身体的又は精神的な負担を軽減する取り組みに努めるものとする。
	(4) 避難行動要支援者の避難支援体制づくりを地域ぐるみで促進	避難行動要支援者の支援体制づくりを一層推進するため、支援関係者間の名簿情報の共有や個別支援計画の作成を促進するとともに、地域住民が主体となって進める「支え愛マップづくり」等の取組を推進する。	市町村長は、避難行動要支援者名簿の支援関係者への提供について避難行動要支援者本人の同意を得、又は当該市町村の条例に公益上の必要があると認められた場合の提供手続き等の特別の定めを設けることにより、避難行動要支援者に関する情報を支援関係者と共有するとともに、避難行動要支援者ごとに支援のための計画を作成するよう努めるものとする。 支援関係者は支え愛マップの作成を通じて、避難行動要支援者に関する情報を共有するとともに、支え愛マップを活用した防災訓練の実施に努めるものとする。
	(5) 高齢者、障がい者、外国人等多様な人の特性に配慮した対策の強化	熊本地震や鳥取県中部地震においても、高齢者、障がい者、外国人等の特に配慮を要する者（要配慮者）に対する避難情報の伝達や、避難所の生活環境の整備について課題があったことを踏まえ、要配慮者に配慮することを防災及び危機管理の基本的な考え方に盛り込む。	知事及び市町村長は、高齢者、障がい者、外国人等多様な人の特性に配慮して、避難情報の伝達や、避難所の生活環境の整備等防災及び危機管理に関する取組に努めることとする。
	(6) 地域の防災リーダーの一層の活用	災害時に地域の防災リーダーが十分に活動できるよう、平常時から地域の防災リーダーが地域住民への防災知識の普及、自主防災組織の育成支援などに積極的に取り組むことができる環境を整えるよう配慮する。	市町村長は、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保に加え、その者が地域の防災力を高めるために十分に活動できる環境の整備について特に配慮するものとする。
	(7) 建築物の非構造部材の耐震性の確保	東日本大震災や熊本地震、鳥取県中部地震では、避難所に予定されていた学校の体育館や不特定多数の者が利用するホールなどで、天井材や照明器具などの構造体以外の部材（非構造部材）の落下の被害が多数発生したことから、構造体以外の部材等の耐震性の確保についても必要な措置を講じるよう努める。	知事及び市町村長は、その管理する施設のうち不特定多数の者が利用するものについて、非構造部材のうち法令上義務付けのないものの耐震性の確保及び向上について必要な措置を講じるよう努めるものとする。
平成30年 4月	災害ケースマネジメントの制度化	鳥取県中部地震の際に導入した、被災者一人一人に寄り添い、それぞれの具体の状況を把握して支援計画を立て、施策をパッケージングにして支援を実施していく生活復興支援の仕組み（災害ケースマネジメント）を今後の災害時にも行えるよう制度化。	県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

2 地域防災計画の修正

鳥取県中部地震の他、平成28年6月に発生した熊本地震、29年度に地域防災計画の見直しを行った。
平成29年1月及び2月の豪雪に係る教訓等を踏まえて、平成

地域防災計画の主な見直し事項（鳥取中部地震の教訓を踏まえたもの）

項目	概要								
(1) 広域防災拠点の指定	<p>広域防災拠点に必要な機能である「広域応援受入機能」、「救援物資の中継・配分機能」について、熊本地震等の教訓も踏まえた代替性の確保、アクセシビリティ向上等の観点から複数施設の確保、機能の分散、配置のバランスを考慮した体制を整える。</p> <p>(ア) 中核的な広域応援受入拠点 緊急消防援助隊や自衛隊等が選定しているベースキャンプ候補地の中から、施設規模、ハザード情報などを勘案し、下表の施設を中核的な広域応援受入拠点として指定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部圏域</td> <td>コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク</td> </tr> <tr> <td>中部圏域</td> <td>東郷湖はわい臨海公園南谷地区及びその周辺施設（注1）</td> </tr> <tr> <td>西部圏域</td> <td>とっとり花回廊</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 旧健康増進センター、湯梨浜町有の羽合野球場及びトレーニングセンター (注2) 上記の中核的な広域応援受入拠点が被災し使用できない場合に備えた予備の施設を、公立大学法人公立鳥取環境大学（東部圏域）、倉吉市関金総合運動公園（中部圏域）、どらドラパーク米子（西部圏域）とする。</p> <p>(イ) 災害時物流拠点 救援物資の中継・配分機能（物流機能）を確保するため、以下の選定方針に基づき、民間物流事業者のトラックターミナル、営業倉庫及び「災害時における農業協同組合保有施設等の使用に関する協定」に基づき使用可能なJAの選果場等（選果場、集荷場やライスセンターなど）を、災害時物流拠点として指定する。 (災害時物流拠点の選定方針) ・施設の規模や立地等を踏まえて、その時々候補施設の被災状況、災害の状況に応じ使用する施設を選定できるよう複数施設を指定する。（大規模災害に備え、県外の適した施設の把握も進める） (鳥取県地域防災計画 災害予防編（共通）第2部 組織体制計画 第1章 防災体制の整備)</p>	圏域	施設名	東部圏域	コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク	中部圏域	東郷湖はわい臨海公園南谷地区及びその周辺施設（注1）	西部圏域	とっとり花回廊
圏域	施設名								
東部圏域	コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク								
中部圏域	東郷湖はわい臨海公園南谷地区及びその周辺施設（注1）								
西部圏域	とっとり花回廊								
(2) 「要配慮者等の安全確保計画」の章を新設	<p>高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者（要配慮者）に対する安全確保の取組や避難行動要支援者の避難支援対策を、福祉・防災の両面から一層推進していくため、現行計画（避難体制の整備）では不足する予防対策の内容を補充・再整理し、新たな章（要配慮者等の安全確保計画）として取りまとめる（要配慮者の多様な特性に配慮した情報伝達や避難所の生活環境の整備、福祉避難所の確保や早期開設に向けた取組など）。 (鳥取県地域防災計画 災害予防編（共通）第5部 避難対策計画 第2章 要配慮者等の安全確保計画)</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>3 要配慮者へ配慮した取り組みの推進</p> <p>(1) 県、市町村は、気象情報や避難に関する情報等が、要配慮者の多様な特性に配慮し、確実に伝達されるよう体制の整備を行う。（後略）</p> <p>(2) 市町村は、鳥取県公衆衛生活動チーム、鳥取県災害時福祉支援チーム及びこころのケアチーム等の受入体制を整備するなど、福祉・医療等の関係者と連携、協力して、要配慮者の多様な特性に配慮し、避難所等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。（後略）</p> <p>4 福祉避難所等の確保</p> <p>(1) 市町村は、一般の避難所では生活困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努めるものとする。（後略）</p> <p>(2) 県は、市町村が行う福祉避難所の整備や運営に必要な支援体制の整備やマニュアルの提示等により、災害時の早期開設及び良好な運営に向けた取り組みに協力するものとする。（後略）</p> </td> </tr> </table>	<p>3 要配慮者へ配慮した取り組みの推進</p> <p>(1) 県、市町村は、気象情報や避難に関する情報等が、要配慮者の多様な特性に配慮し、確実に伝達されるよう体制の整備を行う。（後略）</p> <p>(2) 市町村は、鳥取県公衆衛生活動チーム、鳥取県災害時福祉支援チーム及びこころのケアチーム等の受入体制を整備するなど、福祉・医療等の関係者と連携、協力して、要配慮者の多様な特性に配慮し、避難所等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。（後略）</p> <p>4 福祉避難所等の確保</p> <p>(1) 市町村は、一般の避難所では生活困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努めるものとする。（後略）</p> <p>(2) 県は、市町村が行う福祉避難所の整備や運営に必要な支援体制の整備やマニュアルの提示等により、災害時の早期開設及び良好な運営に向けた取り組みに協力するものとする。（後略）</p>							
<p>3 要配慮者へ配慮した取り組みの推進</p> <p>(1) 県、市町村は、気象情報や避難に関する情報等が、要配慮者の多様な特性に配慮し、確実に伝達されるよう体制の整備を行う。（後略）</p> <p>(2) 市町村は、鳥取県公衆衛生活動チーム、鳥取県災害時福祉支援チーム及びこころのケアチーム等の受入体制を整備するなど、福祉・医療等の関係者と連携、協力して、要配慮者の多様な特性に配慮し、避難所等の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。（後略）</p> <p>4 福祉避難所等の確保</p> <p>(1) 市町村は、一般の避難所では生活困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定するとともに、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努めるものとする。（後略）</p> <p>(2) 県は、市町村が行う福祉避難所の整備や運営に必要な支援体制の整備やマニュアルの提示等により、災害時の早期開設及び良好な運営に向けた取り組みに協力するものとする。（後略）</p>									
(3) 公共施設の非構造部材の耐震化	<p>建築基準法に基づき、大規模空間を持つ建築物の管理者等は、建築基準法等に基づき、適切な天井等の非構造部材の崩落対策を実施することを明記する。</p> <p>また、防災基本計画や改正鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例等を踏まえ、県及び市町村は、公共施設のうち、特に災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めることを明記する。 (鳥取県地域防災計画 震災対策編 第1部 災害予防計画 第4章 耐震化の推進)</p>								

3 新たな災害時協力の締結

災害時に避難所で使用する段ボールベッドなどの段ボール製品の調達を迅速に行うため、西日本段ボール工業組合と新たな災害時応援協定を締結した。

また、大規模災害時の救援物資の中継・配分のための拠点（物流拠点）について、代替性の確保、アクセシビリティ向上等の観点から複数確保、機能分散、配置のバランスに考慮した体制を整備するため、民間物流事業者のトラックターミナルを

確保することや物流専門家の自動派遣を平成9年に締結したトラック協会との協定の内容に追加するとともに、営業倉庫

協定締結一覧

協定締結日	協定締結先	協定内容等
平成30年1月16日	西日本段ボール工業組合	段ボール関連製品の調達
平成30年3月30日	一般社団法人鳥取県トラック協会 鳥取県倉庫協会	物資の輸送、保管、物流専門家の派遣等

地震を教訓とした取り組み ～福興を目指して～

の確保等についても協力を得るため倉庫協会も含めた協定に改訂した。

4 備蓄物資の増強

鳥取県中部地震においては、瓦屋根の応急補修用としてブルーシートが大量に必要となったことを受け、県と市町村の備蓄に関する連携体制を見直し、従前のグランドシートとしての用途に加えて、防水性を有する規格・仕様を標準としたほか、大きさについては用途や状況により必要サイズが変わることが想定されるため、3.6×5.4mを参考標準とした。備蓄数量も市町村が備蓄している11,000枚から21,000枚に増強を図ることとし、県と市町村で5,000枚ずつを新たに備蓄す

ることとした。

5 鳥取県震災対策アクションプランの見直し

従来のアクションプラン（第1章P3参照）は、平成16年度に完了した被害想定調査の結果に基づき作成されていたが、平成30年12月に見直しが完了した新たな被害想定調査では、前回予測よりも全体的に震度が大きくなっていることや、液状化による被害住宅が多くなることが見込まれるため、最新の被害想定調査結果に基づいて見直しを行うとともに、鳥取県中部地震、熊本地震、大阪府北部地震などの教訓を踏まえた見直しも行った。

鳥取県震災対策アクションプランの見直し概要

(1) 想定地震				
No	想定地震名	解説		
1	鹿野・吉岡断層	1943年鳥取地震の再来。マグニチュード7.4		
2	倉吉南方の推定断層	倉吉市南方の推定断層。マグニチュード7.3		
3	鳥取県西部地震断層	2000年鳥取県西部地震の再来。マグニチュード7.3		
以上の他にF55断層（マグニチュード8.1）による被害も想定				
(2) 被害の概要				
	区分	鹿野・吉岡断層	倉吉南方の推定断層	鳥取県西部地震断層
建物被害	全壊棟数	約9,710棟	約5,350棟	約5,370棟
	半壊棟数	約20,170棟	約11,030棟	約18,210棟
火災被害	焼失棟数	約7,200棟	約1,200棟	約4,400棟
人的被害	死者	約630人	約260人	約200人
被害額（建物、家財等の直接被害額）		約9,926億円	約3,965億円	約6,844億円
※火災等の被害が一番大きいと想定される冬の18時に地震が発生した場合				
(3) 計画期間	平成31年度～40年度（10年間）			
(4) 減災目標	計画期間内に県内で想定される大規模地震災害による死者数80%以上減、直接被害額40%以上減			
(5) 重点施策（主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> 【予防対策】住宅の耐震化、感震ブレーカーの設置（延焼想定区域）、自主防災組織の強化 【応急対策】医療体制の確保、食料・生活必需品、応急復旧資材の確保、避難所環境の整備 【復旧対策】BCP（事業継続計画）の策定促進、地震保険の加入促進 			
(6) 新たに追加した施策	<ul style="list-style-type: none"> 【鳥取県中部地震の教訓に基づくもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支え愛避難所への適切な支援（自主運営する避難所への市町村の支援） ・ 災害ケースマネジメントによる被災者支援 など 【熊本地震の教訓に基づくもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車中避難者への適切な対応 【津波防災地域づくり法制定に基づくもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期避難を進めるための津波災害警戒区域の設定 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震防災上支障のある空き家対策 ・ ため池等土地改良施設の耐震化 			
(7) 取組を拡充する施策	<ul style="list-style-type: none"> 【大阪北部地震の教訓に基づくもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック塀の倒壊防止（危険なブロック塀の撤去・改修の推進） 【熊本地震・鳥取県中部地震等の教訓に基づくもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非構造部材も含めた避難所の耐震化 ・ 支え愛マップづくりの推進 ・ 広域防災拠点の整備 ・ 避難所環境の整備 ・ 停電対策用資機材の整備 など 【その他】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団の充実強化（指標に女性消防団員数を追加） など 			

第3章

震災を振り返って ～震災体験談～

執筆者一覧

鳥取県危機管理局長（当時）	城平 守朗
鳥取県生活環境部くらしの安心局長（当時）	酒嶋 優
鳥取県中部総合事務所長（当時）	西山 信一
鳥取県中部地震復興本部事務局長	西尾 浩一
倉吉市長	石田耕太郎
倉吉市総務部防災安全課長（当時）	吉川 仁彦
北栄町総務課情報防災室長（当時）	中原 浩二
倉吉市水道局工務課長	原田 学
鳥取県中部ふるさと広域連合消防局警防課 課長補佐	北井 晃
鳥取県警倉吉警察署警備課長（当時）	菊本 栄治
鳥取大学工学部附属地域安全工学センター教授	香川 敬生
国土交通省倉吉河川国道事務所 副所長（当時）	伊藤 健
陸上自衛隊第8普通科連隊長兼ねて米子駐屯地司令（当時）	福岡 和博
鳥取中央農業協同組合梨連絡協議会 代表	寺地 政明
倉吉商工会議所 専務理事	佐々木敬宗
一般社団法人鳥取県中部観光推進機構 事務局長	蔵求 康宏
倉吉市保健センター 主幹	塚根 律子
三朝町健康福祉課 主任保健師	安田真紀子
医療法人清生会 谷口病院 理事長	谷口 宗弘
倉吉市社会福祉協議会 常務理事	塚根 智子
復興支援隊「縁」代表	柿本 利彦
日野ボランティア・ネットワーク	森本 智喜
鳥取看護大学 学長	近田 敬子
鳥取大学工学部附属地域安全工学センター教授	太田 隆夫
倉吉市教育委員会事務局 学校給食センター所長	高間 直樹
倉吉市立上北条小学校 校長	藤井 仁志
北栄町立大栄中学校 校長	松浦 靖明
元大原自治公民館長	小椋 満久
倉吉市宮川町2丁目自主防災会	山田武津男
北栄町国坂浜自治会長兼自主防災本部長	山信 幸朝
三朝町消防団 団長	米原 諒一
「松崎名物」三八市実行委員会 委員長	野口智恵子
西谷技術コンサルタント(株) 設計部 部長	河本 達郎
一般社団法人鳥取県中部建設業協会 会長	井木 敏晴
県指定文化財所有者	桑田東之夫
鳥取県中部福興祭実行委員会 委員長	小林 健治

震災を振り返って ～震災体験談～



鳥取県危機管理局長（当時）

城平 守朗

鳥取県西部地震及び被災地支援の経験等を活かして

鳥取県では、災害対応をより迅速に、よりの確に、より効果的に行うことができるよう実災害や訓練を通じて、P D C Aサイクルによる見直しを積み重ねてきました。鳥取県中部地震において、その効果が発揮できた事例をご紹介します。当時は振り返りたいと思います。

多大なご支援をいただいた国、全国の自治体、関係機関・団体、ボランティア等の皆さま、精一杯の対応をした鳥取県、市町村・防災関係機関等の同志の皆さまに、この場をお借りして改めて心からお礼申し上げます。

被災された皆さまには、改めて心よりお見舞いを申し上げますとともに、対応がご期待に沿えなかったところについては、心よりお詫び申し上げます。

今後もP D C Aサイクルで見直しが行われ、有事に際して自助・共助・公助の総合力がより発揮されますよう大いに期待するとともに、中部地域の復興・福興を心から祈念申し上げます。

【災害対策本部会議の早期開催等】

災害対応で先手を打つためには、トップが出席して対策の意思決定をする災害対策本部会議を、早期に開催することが求められています。

平時から、大規模災害では被害情報が集まらなくてもいち早く（地震発生から1時間以内に）開催することを平井知事と相談していました。また、本県では、大規模災害発生時に各部局に事実上一任されている対応（自衛隊災害派遣調整、緊急消防援助隊派遣調整、甚大被害を見込んでの災害救助法の適用など）があり、それぞれがその対応を行った上で、この会議に臨むことによって、全体として迅速な対応に繋がったと思います。

【鳥取県職員の早期派遣】

大規模災害への対応は、被災市町村の職員だけでは、十分な対応ができないため、それを応援する県職員等の早期派遣

が求められています。

被災して大混乱している市町村からの応援要請を待って、それから職員を招集して現地へ移動させようとする、相当の時間を要することは明らかです。今回、あらかじめ県中部総合事務所に約60名の県職員を集結待機させて、要請があり次第、直ちに現地で活動を開始できるよう手配しました。また、鳥取県西部地震を教訓として被災市町村の初動のマネジメント等を支援するために整備した「災害時緊急支援チーム」をプッシュ型で派遣しました。本県では、東日本大震災、熊本地震等の支援をした経験等から、`空振り覚悟、で迅速に被災市町村の人的支援をする必要性が共通認識されており、県職員の早期派遣に繋がりました。

【早期の住宅再建】

被災された皆さまが、一日も早く日常生活を取り戻されるためには、早期の住宅再建が求められます。

地震における住宅再建には、①応急危険度判定→②家屋被害認定→③り災証明発行→④行政の支援策→⑤被災者による再建→etc.と多くの手順が必要です。特に、り災証明発行までには相当の時間を要しますので、期間短縮のために、多数の要員の早期派遣を全国にお願いし、地震発生当日には応急危険度判定を開始する等、早期対応に繋がりました。また、被災者の皆さまに、住宅再建に関する支援の内容等を早くお知らせするため、5日目には、被災者生活再建支援法の適用は不明でしたが、「被災者住宅再建支援基金」（※西部地震を教訓に県と市町村が協調して積立てたもの）の活用を含めた独自の住宅再建支援策等を決定し、県の復興予算が知事専決され、その支援策等のパンフレットの配布を開始しました。

災害対策本部会議の衛星放送による全国への情報発信、全国自治体等からの迅速なりエゾン派遣や支援申出、過去に支援を受けられた自治体からの職員派遣、被災市町村の早期受け入れ態勢整備、災害救助法の1日目適用決定、県ホームページ「中部地震被災地応援サイト」の2日目開設、etc.もこれらの取り組みを促進させ、全体として早期の住宅再建に繋がったと思います。



鳥取県生活環境部くらしの安心局長（当時）

酒 嶋 優

震災を振り返って

平成28年10月21日14時過ぎ、鳥取県中部地震が発生した。公務で倉吉市におられ、直ちに中部地域の被災状況を確認された平井知事から、被災者住宅再建支援制度を所管する当時くらしの安心局長の私に、“制度の適用の検討”及び“半壊に至らない屋根を中心とした住宅被害が多いため、支援対象に一部損壊を加える検討”を行うよう電話により指示があった。

直ちに担当である住まいまちづくり課の職員と共に、制度の適用及び一部損壊を対象とするための手続きの確認、支援内容案と支援内容案により必要となる予算などの検討を始めた。鳥取県被災者住宅再建支援制度は、県と市町村が拠出する基金を活用した、半壊など国の被災者生活再建支援法の対象とならない部分を補完する本県独自のもので、創設以来、制度の適用は初めてのことであった。

地震発生3日後の10月24日には、制度の適用及び支援対象の拡大のため知事と市町村長の代表者で構成する鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会が開催され、“中部地震を制度が適用となる自然災害に指定すること”及び“損壊割合が10%以上20%未満の住宅の補修に30万円の限度に支援すること”が了解された。

さらに、地震発生4日後の10月25日には、被災者住宅再建支援事業を含む災害復旧のための予算について知事から議会に説明、同日、専決処分がなされ、速やかな復旧に向けての予算が準備された。この予算には住宅の損壊割合が10%未満の世帯への1万円から5万円の修繕支援金も含まれていた。

このほか地震に係る住宅対策については、被災者に対して県営住宅・県職員住宅の提供、建設・建築関係団体により設置された「中部地震住宅修繕支援センター」の運営支援、住宅修繕のために県外から職人の招致を行う職人組合等への支援など、知事の指示のもと被災現場の声を受け止めながら県としてできる限りの対応を行えたものと考えている。

平成29年11月議会では被災者住宅再建支援について、市町村の了解をいただき一部損壊等への支援を恒久化する条例改正も行われ、平成30年度から基金への積み立ても再開された。

良好な住宅環境の維持確保は、人々が健全な生活していく上で欠かせないことである。災害がいつどこで起きるか分からない中、不幸にして災害に遭遇した場合でも、速やかに再建・修繕するための支援制度があるということは、人々の不安を少しでも拭い去る上でその役割は大きいと考える。災害が多発する我が国において、国の制度として、さらに支援の拡充を図っていく必要があると考える。

震災を振り返って ～震災体験談～



鳥取県中部総合事務所長（当時）

西山 信一

初動期の応急対策

鳥取県中部地震の発生から約2年半が過ぎましたが、発災後も強い余震が続く中、被災地の県災害対策本部中部支部長として、応急対策、復旧対策に取り組んだ強烈な体験を忘れることはありません。時間経過とともに様々な対策に取り組みましたが、職員の皆さんに感謝しつつ、初動期の印象深い事柄に触れたいと思います。

1 県災害対策中部支部の設置と応急対策

倉吉市庁舎の被害により、発災から4日間、市は災害対策本部を中部総合事務所に設置されました。県中部支部の災害対策室の隣に、市の対策本部と自衛隊の連絡本部が配置され、市にとってはご不便だったでしょうが、初動の重要時期に濃密に連携することができました。また、中部総合事務所は、全局が同じ敷地内にあり、一丸となって対策を進める上でとても効率的でした。

そして、県内外から官民を問わず、多くの人的・物的支援をいただき、迅速に応急対策が進みました。これまで構築された関係機関との協力協定や災害支援ネットワークが機能し、大きな力となりました。昼夜をいわず御尽力いただいた関係者の皆さまに改めて厚くお礼申し上げます。

1万5千件を超える災証明申請があった住宅被害をはじめ、農林・商工や観光関係、文化財、公共インフラなど、大きな被害を受けましたが、人命に係る被害がなかったのは幸いです。

2 ブルーシート張りと屋根修理早期化

ブルーシート不足が解消した後は、シート張りの支援要望が大量に寄せられました。シート張りは容易な作業でなく、無理をお願いして県内の多くの建設関係事業所等にご協力をいただきました。私がブルーシート統括官と呼ぶこととなった増田会計総務課長は、窓口としてボランティアセンターなど現地調整に奮闘されました。

そして、次は屋根修理早期化の対応が求められ、県中部建設業協会井木会長や県瓦工事業組合清水会長をはじめ、関係

団体の英断によって住宅修繕支援センターが組織され、大きな前進が図られました。

3 平時の備えの重要性

振り返ってみると、平時の備えが大事だと感じています。私が中部総合事務所に赴任した平成26年、災害対策室は常設でなく、都度、小会議室にテレビ会議システムをセッティングしていました。常設の災害対策室を整備する必要があると思い、防災担当の林原補佐と相談しながら、別館の中会議室を常設の災害対策室とし、隣の大会議室は、大規模災害時に本部となる想定で通信回線等を整備しました。このような事前準備が出来ていなければ、初動対応が円滑に進まなかったと思います。



中部総合事務所災害対策室の様子



鳥取県中部地震復興本部事務局長

西尾 浩一

鳥取県版災害ケースマネジメント（生活復興支援）で被災者に寄り添った対応を

平成30年2月に関係市町の詳細を得てスタートした鳥取県版災害ケースマネジメントは、第1段階の実態調査がなかなか進まなかった。鳥取県中部地震で被災され、被災証明を受けていながら支援制度への申請をされていなかったり、ブルーシートがかかったままだったりする世帯が1,000世帯近く中部管内にはあったが、該当世帯がどのようなお困りごとを抱えていらっしゃるかを把握する実態調査が済まなければ、その先の段階には進めない。

実態調査は市町が実施することになっており、平成30年3月末には終了させるというのが、制度スタート時の目論見だったが、4月末になっても進捗率は、29.2%（対象世帯974世帯中284世帯完了）と極めて低調であった。

発災から1年半近く経過し、通常の勤務モードになった市町は実態調査に専属で職員を配置できる状況ではない。県職員が実態調査に全面的に協力・参画することが、5月上旬に開催された鳥取県中部地震復興本部チーム会議で確認された。県も調査に参画したことも功を奏し、ようやく6月末には実態調査がほぼ終了した（対象世帯974世帯中965世帯完了）。

次の段階となる生活復興プランは、市町・県・震災復興活動支援センターが中心となって57件（平成31年3月1日現在）作成した。また、生活復興プランを踏まえての生活復興支援チームの派遣は51件（平成31年3月1日現在）に上っているが、過半の案件が修繕見積り取り直しや工法の検討などで復興本部事務局職員（建築士）が対応した。謝金をお支払いしての専門家派遣は弁護士、ファイナンシャルプランナーなどの3件のみである。

都道府県レベルでの取り組みは全国初ということで、県外からの取材も多く、先進地である宮城県のマスコミからもお問い合わせをいただいているのは光栄なことであるが、すべ

てがうまく進んでいるわけではない。明らかに支援が必要と思われる世帯に訪問しても、支援を拒否されてしまえばその先には進めない。また、生活復興プランの策定にあたっては、関係機関が被災者の方の個人情報を持ち寄って提供可能な行政サービスについて検討することが必要であるが、個人情報の提供について、市町の事務方の抵抗感が強い場面も散見される。

被災者のお困りごとを的確に把握し、提供できる行政サービスが漏れなく提供できているか、お困りごとを解決するための専門家の派遣ができるか、といった観点で、少し長いスパンで被災者に寄り添う取り組みを、今後とも市町と連携をしながら進めていきたい。

震災を振り返って ～震災体験談～

倉吉市長

石田 耕太郎

鳥取県中部地震を振り返って

震度6弱のあの大きな揺れに見舞われた平成28年10月21日（金）午後2時7分、決して忘れることのできない出来事の始まりでした。

その時私は、内閣府主催の催しに出席のため倉吉未来中心の2階セミナールームにいましたが、職員とともに急いで市役所を目指しました。未来中心の階段から玄関にかけて天井からの落下物が散乱していましたが、幸い人通りがなく、けが人等もなく、一安心。道路は停電により信号が消えたため少し渋滞していましたが、何とか市役所にたどり着きました。

市役所は、ガラスが割れて悲惨な状況であり、職員は駐車場に避難していました。これも幸い大きなけがをした者はなく、まずは胸をなでおろしました。

しかし、庁舎には入れません。どこに災害対策本部を設置するか。いろいろ検討する中で、知事からの提案もあり、県の総合事務所を活用させていただくことにしました。これには助かりました。結果的には、県との連携という面ではプラスもありました。

まずは、被害状況の把握と、避難所の開設。避難所は小学校の体育館をベースに考えましたが、被災しているところもあり、確認をしながらの作業となりました。職員の配置、毛布や水などの備蓄物資の調達や配布、ライフラインの確認、応急復旧作業の要請、夕食の手配、などなど、やることは山ほどあります。人員は全く足りません。本当に県にはお世話になりました。ただただ感謝の一言です。

夕食（朝食も）も含めて、物資をどれだけ調達すればいいのか全く見通しがつきません。避難される方は、時間を追ってどんどん増えていく（最終的には2千人を超えた。）。どこでピークになるかわかりません。雨の予報もある中、ブルーシートも足りません。被災された皆さまには大変ご迷惑をおかけ致しました。この間、本当に多くの企業、団体、個人の皆さまから多大なご支援をいただきました。深く感謝を申し上げます。

時間が経過する中で、少しずつ被害の様子が判明してきました。この地震の特徴として屋根の損傷（瓦のずれ）が多く、全壊に至るようなものはごく一部でありました。逆に言うと、既存の制度の対象になるものがごく一部に限られるということで、知事のご判断もあり、一部損壊に対し支援するという新たな支援制度がスタートすることになりました。県には、このほかにも、現場の状況に合わせて、様々な新しい制度を創設していただき、被災者の復興意欲を支えていただいたことにあらためて感謝申し上げたいと思います。

時は経ち、地震から2年以上が経過いたしました。復興は一定の進捗を示しております。市民の皆さまには、地震発生日であります10月21日に、更なる福興（福を興そう）を願い、力を合わせて福興祭を開催していただきました。

しかしながら、今なお、さまざまな事情でブルーシートがかかったままの家もあれば、外見的には直っているが中はまだ修復が済んでいないという家屋もあります。最後まで寄り添いながら、支援をしていきたいと思っています。

比較的大きな災害が少ないと言われていた倉吉ですが、このたびこうして大きな地震災害に見舞われました。災害は、地震だけではなくありません。大雪、豪雨や台風などいろいろな災害への対処を考えておく必要があります。中部地震の経験も生かして、油断せず、しっかりと防災体制をつくっていかなくてはならないと考えているところです。



災害対策本部で協議する石田市長と平井知事

倉吉市総務部防災安全課長（当時）

吉川 仁彦

覚悟を持って臨んだ災害対応

「これから長い戦いの日々がつづくのだ。覚悟しなければ・・・。」これが、私があの日平成28年10月21日（金）の午後2時7分から数秒後に考えたことであった。

1回目の大きな揺れの後に2回目の揺れがやってきた直後くらいから、市役所本庁舎4階の防災安全課のある総務部の部屋の電話が一斉に鳴り始めた。

市民からの助けを求める電話と思い、受話器を取ると東京に本社のある大手放送局からの電話であった。

矢継ぎ早に取材が開始される。1つ2つの質問に答えた後、「すみません。取り込んでいるので切ります。」と私が言い、電話の向こうからの「待ってください。あと数問・・・」との声を聞きつつ、受話器を切る。他の電話も鳴りっぱなしである。次の電話を取ると、「〇〇放送ですが・・・」との声。「すみませんが切ります。」と言って電話を切る。その繰り返しは何回か行われた。

その後、防災行政無線の放送室に向かう。係長が放送室のドアを開けようとしているが、中に倒れた物があり苦勞している様子である。私もドアを押し、放送室の中に無理矢理入ったが、中は足の踏み場も無いほど書類や綴りが散乱していた。

当日、市役所本庁舎が被災したため、本市では県の協力を得て、災害対策本部を鳥取県中部総合事務所2階の大きな会議室に設置した。

私が災害対策本部に行ったのは、薄暗くなってからであった。既に災害対策本部は設置されており、当然、市長以下、市の幹部が参集していたが、私がどうやって中部総合事務所に行ったのか思い出せない。それほど頭が混乱していたのだと思う。

災害対策本部での対策会議は、最初の数日は、配布書類を作成する時間もなく、メモを持って各部長が口頭で被害状況や対応状況を報告し、それを部下が何台も並べられたホワイトボードに記入し、対策を検討する形で行われた。

被災当日、ほとんど全ての備蓄している水やアルファ化米等を放出し、協定先の業者にも食べ物注文したが、各避難

所からは「水が無い」「食料がない」との連絡がひっきりなしに入ってきた。しかし、深夜にもなり、無いものは無かった。

その時に大手製パン会社の岡山工場から「明日の午前8時半くらいにパンを持って行きたい」との申し出があった。翌日、午前6時に電話があり、パンを持ってきたとのこと。1,500個のパンが入った箱とパンを持ってきていただいた方の顔を見た瞬間、涙がこぼれ落ちそうになった。

屋根が破損している家屋が発生しているとの予想はついていたので、県にお願いしてブルーシートをかき集めていただいた。県からは「何枚必要か」と聞かれていたが、実際、震災当日の深夜に判断に困った。「余ったときは余った時だ。」と思い、多すぎるかもとは思ったが「3,000枚お願いしたい。」と答えた。市の備蓄1,180枚と合わせれば、4,000枚を超える。

だが、最終的にはブルーシート27,000枚を配布したことから考えると、ささやかな数だったかもしれない。しかし、翌日からのブルーシート配布に使用する量である。よく県は集めてくれたと感謝するしかない。

県や他県、他市町村、多くの方、多くの企業に助けていただいた。

あの期間に行った事を書ききる事は困難であるが、ただ、これだけは言える。

「必ず朝は来る。」

この気持ちだけで市役所の全員が動いていたと思う。

もう二度と震災は体験したくない。

しかし、今後、同じことが仮に発生したら、やはり覚悟を決めねばならぬ。



倉吉市災害対策本部の様子

震災を振り返って ～震災体験談～

北栄町総務課情報防災室長（当時）

中原 浩 二

想定外への対応と準備の教訓

その瞬間、「ついに順番が回ってきてしまった」と思いました。いずれは起こるかもしれない災害、訓練ではない本番の災害。揺れが収まった後も騒がしい庁舎内でそんなことを考えながら、ある日突然に災害対応が始まりました。

発災後の応急期には、地域防災計画では想定し切れていないことが次々と発生しました。「今にも崩れそうな建物がある。何とかならないか。」「危険ですので、とにかく近づかないください。」住民から何とかしてほしいという連絡を受けても、それに答えることができない現状。その都度、最善と思われる選択をしたはずですが、被災者からすると満足できないことが多かったかもしれません。公助の力の限界を感じる場面も少なくありませんでした。

発災3日後の月曜日から役場としての通常業務も行うこととなりました。したがって災害対応は通常業務に並行して行わなければなりません。避難所運営、被害認定調査など人手が必要となる業務は少なくありません。果たして人数が確保できるだろうかという不安もありましたが、県をはじめ県内市町村、交流のあった全国の県市区町村から応援職員を派遣していただき、災害対応業務のみならず手薄になった通常業務部分にも従事していただきました。非常に感謝しています。行政以外の各種団体からもボランティア派遣がありました。また物資についても支援の申出が数多くありました。人的・物的に関わらず想像を超える多くの支援をいただきました。全国各地で災害が多発する昨今ですが、これに伴って被災地への支援をしたいという方・団体は、想像以上に多くあるのだということを感じました。この好意を受ける被災地側も受援計画などを整え、外部からの支援の力を十分に発揮できる準備をしておくことが必要だと感じました。

また、今回の災害で想定外であったことといえば、ブルーシートの必要性についてです。今回、多くのブルーシートが必要となりました。備蓄の数量だけでは全く足りませんでしたし

た。地震の規模、建物の被害程度が異なっていれば需要も変わっていたかもしれませんが、少なくとも今回の地震に関しては、被災者が一番に求め、行政として想定しきれていなかった必要なものの象徴がブルーシートであったと感じています。今回、県の的確な対応により、ある時期以降は必要な数量が不足することはありませんでしたが、想定できないことに対しても、いかに迅速かつ柔軟に対応できるかという対応力の必要性も感じたところです。

想定外が多かった一方、過去の被災地での教訓が参考となり想定どおりの対応ができたこともありました。他県の被災地では、福祉避難所の開設にあたりその対象となる要援護者とそれ以外の方の避難受け入れで混乱が生じた例がありました。本町では、福祉避難所で受け入れなければならない方が必ず出てくるとの確信のもと、発災直後の一般避難所開設と同時に福祉避難所を開設しました。また、開設情報の公表を調整しながら他県の例のような無用な混乱を生じさせなかった工夫は良かったと思います。全国で発生する災害対応の教訓はやはり自分たちの中に取り組んでいくことが必要です。

振り返れば、思い通りにならなかった場面が多かったのですが、この度の被災が北栄町だけでなく鳥取県として貴重な経験であったと言える日が訪れることを願っています。



北栄町災害対策本部の様子



倉吉市水道局工務課長

原 田 学

鳥取県中部地震における被災状況及び災害対応等について

鳥取県中部地震における水道施設の被害状況は、上水道施設の配水池等が5か所、水源地在3か所、道路内における配水管が13か所、給水管が61か所の合計73か所で、地震発生直後には市内広域で停電が発生し、水道施設への電力供給が停止したことから、送水ポンプ等が運転できない状況でした(停電は21日17時38分頃復旧)。また、橋梁添架管について上水道区域48橋、簡易水道区域34橋を点検した結果、上水道の2橋で継手部等が破損していました。

水源は地下水を利用していますが、地震による取水井の被害発生はなく、地震直後の濁水が発生していたかは不明ですが、10月24日に上水道の8か所で臨時の水質検査を行った結果として、地震前と変わりなく問題はありませんでした。ただし、地震による赤水や錆などによる濁水の発生が地震発生から数日間は続き、その後も余震の影響からか水道水にスケールが混入しているとの報告があり、2か月にわたり対応を図っています。

断水被害への対応については、地震発生直後、配水池の緊急遮断弁が作動したことから、上水道区域の大半の、約1万6千世帯で減断水が発生しました。断水被害は、施設からの配水ができない状態と、お客さまの給水装置が壊れて使用できない状態が発生しており、地震発生当日に日水協鳥取県支部へ給水支援を要請し、当日の午後7時半ごろから病院や避難所へ給水活動を行っております。給水支援は米子市をはじめ9自治体と自衛隊の皆さまにお世話になり10月25日まで支援していただきました。

配水機能としては、地震発生3時間後からポンプの送水能力と配水量、配水池の水位変動を監視しながら緊急遮断弁の開度を調整し配水を開始。地震発生翌日(22日)の昼には緊急遮断弁の開度を全開(100%)とし配水機能を回復させています。

被害を受けた施設の復旧について、応急的に対応したものが漏水箇所の修繕で、支援をいただいた2団体と、中部管工事組合にお世話になり、被災した部分の復旧と舗装の仮復旧

までをしています。この結果10月25日で漏水箇所等の復旧ができ、断水状態は供給機能としては解消した状態となりました。施設のうち、生竹配水塔(地上高18m、PCタンク、脚壁がRCコンクリート造)については、地上から3m付近で脚壁にせん断き裂による最大26mmのずれが発生し、倒壊の危険があるため同配水塔の貯水を停止し、隣接する3世帯に避難勧告を発令、同施設の復旧を検討した結果、代替機能として加圧ポンプによる配水方法に切替、同時に解体工事を実施しました。そのほかの被災した施設については、機能的には損傷がないものの、配水タンク周り全体が沈下し、そのき裂に、降雨等により二次災害が発生する可能性もあるため応急的にシートで保護し、本復旧工事を災害査定後に実施しています。

給水装置については1,106件の被害がでており、指定業者に状況を聴き取りながら作業できる業者を紹介していきま

した。震災による教訓やこれからの課題について、様々な反省点、意見がありますが、今回の経験を活かして、災害対応マニュアルを見直し、そのマニュアルに基づき訓練を行い、検証していくことが重要と考えています。

早期の復旧に向けて、特に災害の発生区域が限定的であれば、広域的に応援できる体制を整え、修理できる業者を確保するなど復旧体制を整えること、住民に的確な情報を伝えられる手段を確保し、住民と協調して防災訓練等を実施して行政側の役割を理解してもらうような機会を持つことが必要と考えます。

また、地震発生直後から職員は不眠不休で業務に従事する状況で、通常業務と災害対応業務を同時に進めるためのマンパワーが必要です。他県・他市町村から迅速かつ円滑に人的支援を受けるための体制整備を普段から整えておく必要があると考えます。

被災を受けたものは無力です。普段考えていたとしても、思うようには行動できないように思います。今回も多くの皆様に支援をいただき復旧できたと思います。

最後になりますが、改めて皆様に感謝申し上げ、報告とさせていただきます。

震災を振り返って ～震災体験談～



鳥取中部ふるさと広域連合消防局警防課 課長補佐

北井 晃

関係機関との連携の強化

平成28年10月21日（金）14時7分鳥取県中部を震源とするマグニチュード6.6震源の深さ11km、最大震度6弱を鳥取県中部地区（倉吉市、東伯郡湯梨浜町、北栄町）で観測する地震が発生しました。

地震発生時は執務中であり、気のせいが一瞬周りが静かになったように感じた瞬間、「ゴー」と音がし、同時に椅子に座っていることが出来ない程の大きな横揺れがあり、パソコン等事務機器が転倒し、事務所は足の踏み場もない状態となりました。



当消防局は発災と同時に庁舎内にある災害対策室に警防本部を設置し、第3次運用体制（消防組織全体で総力を挙げて対応）をとり、地震発生後から救急要請の119番通報が殺到、また時間の経過とともに火災・救助事案の発生が危惧されることから、上空調査・映像伝送を鳥取県消防防災航空隊へ要請し、同時に鳥取県下広域消防相互応援協定に基づく応援、及び県境消防相互応援協定に基づき必要部隊の調整を行いました。

私は、担当課として課員と警防本部運営に必要な資機材の準備を含め、傷病者の受入確保のため、災害時の医療救護マニュアルに基づき関係機関との連絡調整及び傷病者受入の情報収集を行いました。しかし情報収集に必要な機器が使用できる状態でなく、また各情報システムを閲覧することができないため、使用可能であった有線を使用し、災害拠点病院を

はじめ、重点医療機関に直接連絡をとり、情報を得ることが出来ました。連絡をとった医療機関も同様に、医療機器等が揺れにより散乱し、入院患者や外来受診者の避難誘導に追われ、これ以上の緊急対応ができない状態であることが会話の中で感じとれました。聞き取った情報については、鳥取県災害対策本部及び各消防署へ情報提供し、傷病者受入先の調整を行いました。

地震発生から1時間経過したころには、住民からの119番入電は減少し、幸いにも火災の発生はなく、要請の多くが地震の揺れに伴う崩落、落下物などが原因での受傷や避難時に転倒受傷した救急事案でした。

この度の地震を経験し、情報を得るための盲点として本来災害発生時には、総合的な情報収集・医療の提供を行うための情報システムである、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を使用し情報収集を行うことができなかったこと、また災害発生時の関係機関との連絡体制が確立されていなかったことを反省し、次年度から関係機関との合同訓練及び研修を交え相互の連携強化が図れるよう検討しているところです。今後も継続して東南海・南海地震をはじめ、近い将来発生するであろう災害に対して、鳥取県中部地震の経験を踏まえた初動体制の整備をはじめ、防災体制及び消防力の一層の充実を図り、関係機関との連携強化を行うことが、住民の安心・安全を守る消防としての責任であると強く感じました。

最後に、全国各地で相次ぎ発生した災害により、犠牲となられた多くの方々の御冥福を御祈りするとともに、一日も早い復興・復旧を心より願っています。



県下・県境応援隊集結写真

鳥取県警倉吉警察署警備課長（当時）

菊本 栄治

中部地震の所感

忘れもしない平成28年10月21日午後2時7分、突然、地の底から唸るような地鳴りとともに、激しい揺れが県中部を襲いました。当時、私は倉吉警察署警備課長であり、1年程前から小規模な地震が頻発しており、警戒感を強めていました。

当日も、「この揺れもすぐに収まるだろう。」と思っていたのですが、その揺れは収まるどころか今まで経験したことのない激しい横揺れとなり、頑丈な警察署でも倒壊するのではないかと思おそれるほどでした。この時ばかりは、普段慌てることのない課員が「こりゃいけん。」と思わず言葉を発したのを今でも鮮明に覚えています。

揺れが収まると、まず初めに課員に交番、駐在所に連絡させて情報収集を指示しました。

その後、屋上に上り倉吉市街の状況を一望しました。北の方角で黒煙が上がっているのを確認しましたが、細い筋状の煙だったので建物火災ではないと判断し、その他の視認できる範囲には一見して建物の倒壊や砂埃などは確認できず、逆に異様な静けさを感じました。

次に、警察署内の被害確認を順次行い、留置施設の破損や建物の倒壊等があれば、被疑者の移送、来訪者、署員等の避難の必要がありますが、幸いにも頑丈な建物でその必要はありませんでした。

それから倉吉警察署内に署長を長とする現地災害警備本部を大会議室に設置しました。

他の署員も次々と参集して署員が一丸となって対策本部の立ち上げを行い、迅速に情報収集や報告のできる体制を整え



倉吉警察署現地災害警備本部の様子

ました。被害情報としては甚大な人的被害情報はなかったものの交番や駐在所員に管内の被害確認を継続指示しました。北栄町地内では建物倒壊が発生との報告もありましたが、幸いにも人が居住していない蔵で、人的被害はありませんでした。反面、交通網は大きな打撃を受けました。主要な幹線道路も路面の隆起や亀裂等で通行できず、交差点では信号機が滅灯し混乱していたので、地域課員や交通課員による交通整理に従事する指示を出しました。そのような状況下、県内各署だけでなく、隣接する兵庫県警からもパトカー数台が応援に駆けつけて来ました。それまでに把握した管内状況から、緊急の救助現場や避難を要する事態が一見してなかったため、応援部隊には幹線道路での交通誘導やエリアを分配しての被害確認を要請し、兵庫県警には治安の維持のための管内パトロールに従事していただくなど支援をいただき、全国警察の繋がりに感謝しました。

その一方、避難者支援のため、各避難所へ署員を巡回させ、意見・要望を把握するとともに防犯指導を行うなど、避難者の視点に立った活動も始めました。



避難所への巡回訪問活動

今回の災害を経て、私は対策本部の要となる情報収集や手配、情報伝達、対策本部長である署長への迅速な報告、警察本部への即報及び各自治体との連携等に奔走しましたが、危機管理を担当する警備課長としては、広い視野で全体を見ながら先見的に判断し、最善の指揮が求められるということを再認識した次第です。

今後、全ての天災を回避して人々が生活することは困難です。ならば、過去の経験を糧に次にどう生かすか、平時にどんな心構えを持つべきかなど、今回自らの行動や指示が完全であったとは到底言えるものではありませんが、今回の経験を糧に都度発生する災害に対して住民の安全を第一に考えて行動しなければならぬと決意しました。

震災を振り返って ～震災体験談～



鳥取大学工学部附属地域安全工学センター教授

香川 敬生

平成28年鳥取県中部の地震に際して

地震の研究では、地震発生の仕組みと、地震で生じる強い揺れ（強震動）を対象とする、大きく2つの分野で災害軽減に向けた取り組みを行っています。鳥取県では、前者を専門とする鳥取大学名誉教授の西田良平先生と、後者が専門の私が防災顧問として連携して活動しています。

鳥取県中部では、昭和58年（1983年）にマグニチュード（以下、M）6.2の被害地震が発生しており、その震源域を中心に平成27年（2015年）10月から12月にかけて最大M4.3の群発地震活動が生じ、湯梨浜町龍島（旧東郷町役場）で震度4を4回観測しました。平成28年（2016年）に入るとこの群発地震活動は小康状態となりましたが、9月末にはこれまで活動の無かった中部の地震の震源域でも地震活動が見られるようになりました。山陰地域の過去の群発地震ではM6弱の地震を伴ったこともあり、この間の地震活動については西田先生と意見交換を継続し、一回り大きい規模の地震発生の可能性についても鳥取県への情報提供を行っていました。

そして10月21日12時12分に前震とされるM4.2の地震が発生したのですが、私は13時からの来客、西田先生はテレビ局の緊急取材があり、この地震に関する県庁との意見交換を十分に行えないまま14時7分の本震を迎えることになりました。私は、大きく揺れる直前に緊急地震速報の予報を受信し、県中部において懸念していた以上の規模で地震が発生したことを知り、地震発生予測の難しさを改めて痛感しました。

大学内で取材を受けられていた西田先生と即座に役割分担を決め、西田先生は県庁に、私は大学院生を伴って現地に入りました。幸い前年からの群発地震対応で東京大学地震研究所から複数の地震計をお借りしており、初日は倉吉市街に3点、2日目は倉吉市北部と北栄町に4点の臨時観測点を設置するとともに、被害調査を実施しました。2日目の夜には東京大学の現地調査隊から追加貸与の地震計を受け取り、3日

目からは研究室のメンバーと被害地域の震動特性解明のための調査を開始しました。これらに加えて、湯梨浜町に平成27年から設置した臨時観測点で前震、本震および直後の余震観測記録を得ることができ、鳥取県から提供頂いた震度計の観測記録をあわせた分析から、鳥取県中部の地震による揺れの特徴を解析することができました。

得られた成果は論文や報告として発信していますが、鳥取大学工学部研究科研究報告第48巻に投稿した解説が鳥取大学工学部のホームページ（<http://anzen.eng.tottori-u.ac.jp/archives/102>）で公開されていますので、ご参照いただければ幸いです。



余震観測点の設置（倉吉市役所北支所）



被災家屋周辺の地盤震動調査
（北栄町西園地区、白い箱の中に地震計）



国土交通省倉吉河川国道事務所 副所長（当時）

伊 藤 健

鳥取県 中部を震源とする地震の 国土交通省の取り組み

地震が発生した10月21日は、倉吉市にある倉吉河川国道事務所勤務をしていました。12時過ぎに北栄町で震度4の地震が発生し、施設の点検が終了したところに、14時7分に倉吉市で震度6弱の地震が発生。

全職員とも庁舎北側の駐車場に避難を行いました。また、たびたび余震が発生したため、16時までは庁舎へは戻らず、駐車場にホワイトボードを設置し、国で管理している河川・国道・砂防施設の点検指示を行うとともに、情報収集活動を行いました。

最初の異状の報告は、地震から約5分後の北条道路のコンクリート舗装の沈下の報告でした。また、事務所長から倉吉市長、湯梨浜町長、三朝町長、北栄町長へ連絡をとり、リエゾン（情報連絡員）を派遣。15時50分には、倉吉市にリエゾンが到着し活動を開始。倉吉市役所が被災しているとの情報があり、暗くなる前に照明車を倉吉市役所に派遣しました。

国土交通省の管理箇所で行き止まりが発生した箇所は、小鴨川左岸の堤防（県道倉吉江北線）のみでしたが、本箇所は、堤防にクラックが発生したため、できるだけ早期の交通解放を目指し、22日から翌朝まで夜を徹して、石灰の投入・堤防を掘削することによるクラックの状況の確認、アスファルトでクラックを塞ぐ応急復旧、学識経験者に状況を確認を頂き、クラックが交通に支障がないことを確認し、23日午後には、交通解放しました。

地方公共団体への支援では、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を派遣し、高松空港より離陸した防災ヘリによる現地調査（21日16時現地）を皮切りに、中国地方各地から国土交通省職員が被災地に参集し、67名の職員が、延べ230名・日の活動を実施しています。

TEC-FORCEの活動は、道路・河川・公共建築物の被災状況調査、橋梁・港湾施設の点検、土砂災害箇所の調査、民間住宅等の応急危険度判定と多岐に渡り、また、土のう袋

12,000袋、ブルーシート3,443枚、ロープ7,300mなどの資材について、運搬・提供を行いました。

また、倉吉河川国道事務所内に鳥取県中部地震支援対策窓口を設け、宅地地盤のクラックの対応について現地に出向き助言を行っています。

国土交通省では、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）による地方公共団体への災害支援を始めて10年となりました。これからも、大規模災害の技術的な支援等を全力で行っていきたく考えています。

震災を振り返って ～震災体験談～



陸上自衛隊第8普通科連隊長兼ねて米子駐屯地司令（当時）

福岡 和博

鳥取県中部地震回想記

本震災の発災日である平成28年10月21日は、午後1時から米子自衛隊の会議室において、主要幹部を参集し、翌11月における主要業務予定の審議を行っておりました。その審議も終盤を迎えようとした午後2時7分頃、突然激しい震動が発生し、参集者全員が机の下に身を隠し、その後、一旦揺れが落ち着いたのを見計らって直ちに作戦室に向かい、災害派遣に即応したことを昨日のように鮮明に記憶しています。この間、激しい揺れに数回見舞われ、自衛官である我々ですら真っ直ぐに走れなかったことも強く印象に残っています。その後、速やかに初動対処部隊の準備を整えましたが、被災状況に関する情報がほぼ皆無であり、部隊を何処に派遣するのが焦点となりました。隊員家族から県中部、とりわけ倉吉市近郊の被害が大きいとのわずかな情報を頼りに、当初「道の駅はわい」を前進目標として部隊を派遣し待機させました。事後、倉吉市、湯梨浜町、北栄町等に逐次部隊を投入・展開させ、約10日間に亘る災害派遣任務を肅々と遂行し無事終了しました。

本任務において我々が学んだことは、自衛官たるもの「想定外」を作ってはならないということです。我々は日々訓練を積み重ね、有事に備えておりますが、その部隊も情報が無ければ運用できません。しかしながら常に完璧な情報が得られるかと言えばそうでないのが実態です。特に災害派遣においては一刻を争う事態も多々あり、限られた情報の中で「いつ、いかに判断するか」ということを常に念頭においておくことが必要だと再認識した次第です。

他方、公的機関には限界があることも学びました。江戸時代の出羽国米沢藩主であった上杉鷹山は「三助の実践」を提唱し、藩あげての自助、共助、公助を実践し、藩を奇跡的に立て直したと言われております。この上杉鷹山の考えは現在の大規模災害にも活かされるものであり、国を構成するのは地域コミュニティであり、地域コミュニティを構成するのは個人だと思います。前述したように大規模災害発生時、我々

自衛隊はいち早く派遣準備を整えますが、被災地に辿り着いて活動するまでには所定の時間を要します。また復興活動において最も力を発揮するのは共助だと考えています。最近では近所付き合いも疎遠になりつつあり、高齢化も益々進み、単身の高齢者も増加の一途を辿っている故に、自助にも限界があり、共助の精神が求められるのだと思います。避難所生活や食事の供給、ブルーシート張り等々、自助や共助でできることも多々あるように思います。自助、共助、公助の三助のそれぞれが上手く噛み合うことで大きな被害も最小限に抑えることができるのだと確信しました。

鳥取県中部地震から3年目を迎えますが、被災された地域の方々の心の傷はまだまだ癒えぬと拝察致します。しかしながら「三助の実践」で鳥取県がより逞しく復興されますことを心より祈念申し上げます。



鳥取中央農業協同組合梨連絡協議会 代表

寺地政明

「絆」を実感した震災被害

その日は新興梨の収穫、選果も終わり、もうすぐ始まる「王秋」の収穫を前に、ラジオのお気に入りをお宝ボックスで流しながら、妻と土壌改良作業をしていた。

平成28年10月21日（金）午後2時7分。

周りの山がうなった瞬間、立って居られないくらい激しい横揺れに襲われ、果樹棚で身体を支えながら揺れが収まるのを待った。

時間にして25秒くらいだったと思うが、収穫間近の「王秋」や「あたご梨」がひとつふたつとスローモーションのように落ちるのが目に映った。

そして揺れが収まったと同時に一瞬で一気に梨が「ボン」と落下。

「何？今の。見た？嘘だろう」思わず大きな声を出したのと鳥肌が立ったのを覚えている。

平成28年の締めくくりがこれかいと思いつつ、家も心配になり帰宅を急いだ。

幸いにも私の集落では、瓦や壁が落ちたりなどの家屋の大きな被害はなく「ホッ」としたのもつかの間、選果場より連絡が・・・

余震が怖くて外にいた職員と決死の覚悟で選果場内へ。

遠目では被害がないように見えたが、壁の崩壊や選果機などすべての機械が破損し、足の踏み場もないほどに被害が発生していた。

町と県と農協本所に復旧に向けての支援をお願いすると同時に、一週間後に迫った「王秋」の選果をどうするか、落果梨をどうするかなど、連日、選果場に詰めていた。

結果的には、メーカーに努力いただき、何とか仮復旧ではあるが、一号機だけ選果できる状態にしてくれた。

10月23日、事務所に防災システム研究所の山村武彦氏（コメンテーターとしてテレビで拝見したことのある）が来られ、地震の状況を簡単に説明すると、いきなり落ちたナシを何と

かしたいと東京都港区役所の「企画経営部自治体間連携推進担当」に電話連絡。

震災被害等について支援をする「自治体間連携推進担当」とのやり取りで、落果梨を100コンテナ買い取り支援していただいた。その後、千代田区、新宿区、中央区などからも暖かい支援の声もいただいた。

また、地元の大手量販店からの声もあり、各農家で選別した落果による打てキズの軽いものを、通常の価格より高い値段で支援していただいたことは感謝の一言に尽きる。

東日本大震災の際に「絆」という言葉が多く使われたが、当時は他人事だったように思う。しかし、わが身にふりかかって初めて「絆」を実感したところである。

生産者の中には全部落果した者もいたが、梨の栽培を諦める人がいなかったのも「絆」を感じたからではないだろうか。

今、地球は活動期にあたる時期らしい。地震をはじめ、異常なまでの気象災害が地球規模で起きているのも地球が活発に活動している事らしい。

心して生きていきたい。

震災を振り返って ～震災体験談～



倉吉商工会議所 専務理事

佐々木 敬 宗

被災体験 恐怖と思考停止からの対応開始～あつてはならないが、次回への備え

前兆は10月21日発災日のお昼に、本震に先立って当地域では久々である震度4の地震に見舞われました。

比較的大きな揺れを感じたものの、この時点では被害はほとんど無く、事無きを得たという印象ではありました。が、これまでとは異なり何かしら神経質（過敏）になっていたのを今でも鮮明に覚えています。（不吉な予感）

残念ながらこのときの不安感は見事に的中し、とてつもない恐怖に加えて我が商工会議所会館が著しいダメージを受けるといふ、かつて経験したことのない揺れ方で本震が襲いかかってきました。

私は自席で執務中でしたが、身動きが取れません。（机の下には隠れましたが）少し前に配布してあったヘルメット着用などという行動も思いつきもしませんでした。

やや揺れが収まったタイミングで屋外に何とか脱出しましたが、その後も間断なく続く余震にただただ身を守るのが精いっぱい状況でした。

職員の安否確認も、気が動転しており館内の者は大丈夫だったのですが、外に出ている者の確認は遅れてしまったのが現実でした。結果、無事だったのですが大きな反省材料です。

実は当所の会館建物は築50年近く経過して老朽化も進んでおり、耐震診断でも基準を下回ったことから、間近に改修工事を予定していたところでした。

被害の全容は後日確認したのですが、玄関付近の破壊振りが著しく、もうこの建物は使えないのではないかとの見立てが発災直後の大方の見方だったと思います。

皆さま方のご理解、ご協力のおかげもあり、翌年6月までかかったものの、会館のリニューアル改修工事は見違えるほどの化粧を施し、明るく利用しやすく、しかも安全な姿で蘇りました。ありがたく思うところです。

商工会議所の大きな役割として、今回被災された地域の多くの商工業者への事業継続、復興支援へのお手伝いがありました。鳥取県の支援制度実施をはじめとした関係機関のお力を借りながら、地域で協力しながら被災前以上の状態に戻すため、当所職員も関与させていただいたものと自負しております。この経験を次のステップに繋げていければとも思うところです。

「災い転じて福となす」この言葉を借りながら、BCP計画の策定や防災意識の徹底に努めていきたいものだと自分に言い聞かせ、望みはしない不時のために備えをしてまいる所存です。



一般社団法人鳥取中部観光推進機構 事務局長

蔵 求 康 宏

地震発生直後の観光客への対応

私は倉吉駅の前にある長生堂というお土産品を販売する店舗2階に事務所を構える一般社団法人鳥取中部観光推進機構に勤めています。

平成28年10月21日（金）は、私を含め6名の職員が通常業務を行っておりました。そして14時過ぎに突然地震は発生しました。

私は奥の部屋で作業を行っており、職員とは離れておりました。建物はかなりの揺れで天井や床がたわむような揺れで、かなりの重量のあった机が揺れで動き、壁と机で挟まれるのを防いでいたのを思い出します。そして、少し揺れが落ち着いた時点で職員に大声で呼びかけましたが返事がなく、表の部屋まで移動しました。段ボールや置物が倒れ部屋を出ようにも出られない状況でしたが、何とかこじ開け表の部屋にたどり着き見た光景は、天井エアコンも外れ、書類棚なども倒れた状態で職員は外に避難した後でした。

外に出て、職員全員の安否を確認したと同時に倉吉駅へ目を向けると、駅を利用する方々、当然その中には観光客と思われる方もいらっしゃいました。その後も揺れは続き、アスファルトがまるで、海の波のように揺れ、体にも揺れは十分に伝わり、それは恐怖以外の何物でもありませんでした。

その状況が1時間程度続き、業務遂行困難と判断し当機構会長へ入電。判断を仰ぎ女性職員に関しては帰宅の指示を出し、私を含め男性職員3名が残り観光客の方々へのサポートを行いました。

J R山陰本線は運休し、交通網はほぼ停止した状態で、行き場を失っていた観光客の方にお声掛けし、移動手段と本日宿泊頂くためのお宿手配などの対応を行いました。

海外からのお客さまもいらっしゃって、英語と中国語で職員が対応を行いました。被害状況を各ホテル旅館組合事務局へ確認しつつ、以下の手配を行いました。

- 宿泊手配可能なお宿から数部屋の確保
- お客様が事前に予約されていた宿が被害で受入不可のた

め他の宿を手配

- 米子・鳥取宿泊のお客さまの移動手段確保（J R等との連携）

この対応が終わった時には午後9時を回っていました。

鳥取県中部地震が発生し、被害は軽いものではありませんでした。建物倒壊、交通網運休、一番大きかったのは風評被害でした。ただし、その状況にも諦めず、復旧・復興に向けた各機関・民間の対応の早さがあったかと思います。自らが元気を発信する方、宿泊施設及び飲食店の早期再開、鳥取中部は元気です！キャラバンなど、地域一丸となって取り組めたと感じています。

震災を振り返って ～震災体験談～

倉吉市保健センター 主幹

塚 根 律 子

鳥取県中部地震を振り返って

平成28年10月21日金曜日、地域での会議への参加中に地震が起り、会議の中止が決定すると、急いで保健センターに戻りました。しばらくして市役所本庁舎に集合の指示があり、あるだけの救急カバンと血圧計を持って本庁舎に向かい、保健師も避難所開設のスタッフとして、避難者の受け入れや健康状態の確認を実施しつつ、避難所の準備と運営に携わりました。夜間には他の職員と交代して市役所に戻り、翌日からの避難所巡回の準備や県内外からの派遣チームの受け入れ、県との連絡等を行いました。翌日には県の保健師の支援、数日後には県内外から多くの保健師チームの支援がありました。私自身、熊本地震の際に支援に行きましたが、いざ自分の地域が被災地になると何から準備してどのような活動をするのかも迷い、DMAT・JRAT・災害支援ナース・フェイズ等といった災害支援用語の内容や役割もわからぬまま活動が始まりました。

被災の翌日から18か所の避難所を保健師が分かれて巡回し、避難者の健康状況の確認、エコノミークラス症候群、感染性胃腸炎等の予防のためのチラシを作成し、巡回にあわせて配布しながら保健指導を行いました。また、避難者自らの健康管理と体調不良の早期発見のため自動血圧計・体温計を全避難所に設置し、測定方法を掲示しました。当時、県内において感染性胃腸炎、インフルエンザ等の感染症の流行があったことから、避難所内の感染症予防対策に取り組みました。そんな中で倉吉市内の保育園・こども園において感染性胃腸炎の集団発生があり、各避難所には「感染症対応セット」を配布し、避難所職員と連携して感染症予防対策を強化しました。（写真）

また、栄養士、歯科衛生士、介護予防教室のスタッフ等も避難所を巡回しながら、口の中の清潔についてや避難所での食品の扱い方、更には、簡単な運動などの個別指導や集団指導を行いました。一方、避難所以外では、主に県内外の保健師チームの協力を得て、要援護者への戸別訪問を実施しました。なお、保健センターでは震災対応業務とあわせて通常業

務も行っており、みんなが協力して業務にあたる事ができました。

災害はいつ起こるかわかりません。援護者台帳の整備と管理、備蓄物品の保管と管理、民生委員や自治公民館長等との連携など、日頃からの準備や情報を共有することの大切さなど、今回の震災対応を通して学んだ多くのことを、今後の活動に生かしていきたいと思います。

感染症対応セット



三朝町健康福祉課 主任保健師

安 田 真紀子**鳥取県中部地震に係る保健師活動
～その時、私たちは～**

10月21日金曜日、午後2時過ぎ鳥取県中部地区は大きな揺れに襲われた。庁舎内は停電し、キャビネットの上に置かれた物が至る所から落ち、役場玄関のガラスが割れて大きな音を立てた。来庁者も役場職員も突然の大きな揺れに騒然とした雰囲気に含まれていた。役場の外を見ると、町内で停電が起きていることがわかり、付近の家の瓦が落ちて道路に散乱した様子が揺れの大きさを物語っていた。

しばらくして、庁舎外にいた職員は役場に戻り、職員の安否確認を行った。その後避難所開設の準備指示があり、役場に隣接している総合文化ホールを避難所として開設した。

○避難所を担当

その後も余震は頻回に続き、夜には避難所は大勢の避難者で埋めつくされた。避難者の中には介護施設利用者や入所者もおられたことから、ベッドの確保やトイレまでの動線の確保、オムツ交換用の場所の確保、食事の用意（ご飯からお粥まで）など、介護施設職員とも連携しながら環境を整えた。また、避難所には精神障がい者や要支援者、認知症のある方などさまざまな方がおられ、個室対応が必要な方へも配慮しながら、避難者の支援に当たった。

震災翌日には三朝町立福祉センターを避難所として追加開設したため、保健師はそれぞれの場所に3交替で配置されることとなった。当時の町の保健師数は4人だったため、ローテを組むには人数が足りなかったが、県保健師の派遣を受けることができ何とかローテを組むことができた。また、県保健師の派遣を受けることにより、町保健師が地域に向向いて公民館に自主避難されている方々や車中泊をしている方の状況を把握し、健康状態のチェックやハイリスク者の情報収集を行い、ハイリスク者訪問に向けての準備を行った。

今回の地震では、けがなどの身体への被害が少なく医療的ニーズの高い方の利用はなかった。

○ハイリスク者訪問

発災から3日後、避難所は1か所に集約され、その避難所には災害支援ナースが48時間体制で派遣されたため、町保健師は地域への訪問活動へとシフトする準備が整った。自宅避難者の状態把握のため、境港市保健師2名の派遣を受け、町保健師と包括支援センタースタッフの9名体制で、3班に分

かれてハイリスク者の訪問を行った。「区長さんが地震後すぐに声をかけてくれた」「夜が怖くて公民館で皆で過ごした」「息子や娘が泊りに来てくれる」「料理を多めに作って、近所に配った」など、地域での支え合いやつながりを感じることができた。

○外部の支援でありがたかったこと

県保健師、境港市の保健師、災害支援ナースの派遣は非常にありがたかった。保健師の数が少ない本町においては、震災直後は避難所に配属され、地域に出かけることができない状況の中で、避難所のスタッフとして健康状態のチェックをしていただいたり、訪問スタッフとして、町民の声に耳を傾けていただいた。また、県の保健師には統括保健師のサポートやマスコミ対応といった様々な調整をしていただき、ありがたかった。

○今後も大切にしたいこと

震災を経験し、避難所での対応やハイリスク者訪問を通して、「顔が分かる、家族が分かる、地域が分かる」ということが大切であり、そのためには日々の保健師活動の中で「訪問」が最も大切だと感じた。名前を聞いて顔が浮かび、どんな暮らしをしているのか家族の状態が分かり、緊急時は誰に聞いたら分かるのかなどといった情報を日頃から得ておくことで、緊急時は大きな強みになる。今回の震災は、平時の保健師活動を見直すきっかけになった。

○今後の課題

避難所に配属後、地区訪問にシフトする際に、ハイリスク者の選定をスピーディーに行う必要があり、大変だった。緊急時に慌てなくて済むように平時からハイリスク者の名簿を整理しておき、保健師と地域包括支援センタースタッフとで情報共有を行っておく必要がある。

また、自分たちにできる事として、地域の課題を明確に捉えておくこと、地域の人材や資源を把握しておくなど、有事の際に必要な情報を日頃からスタッフ間で共通認識できる保健活動が重要と感じる。



三朝町健康福祉課健康
対策係の保健師3名
(左端が安田保健師)

震災を振り返って ～震災体験談～



医療法人清生会 谷口病院 理事長

谷口 宗弘

鳥取県中部地震 透析施設としての被災体験

地震から2年以上が経過し当時の記憶がおぼろになるこの頃、記憶を新たにすることで将来必ず起こる大災害を減災することは、地域医療を守る者として当然の義務であると考えられる。

平成28年10月21日（金）14時7分という時間帯は、大方の透析患者さんは治療終盤となり、一部は返血回収に取り掛かった所であった。また、金曜日は夕方から始まる夜間透析の準備もあるため、職員にとっては忙しい時間帯でもあった。激しい揺れで何秒間か停電したが、天井からの落下物や機器の転倒、RO水精製装置、監視装置などに損害はなかった。過去の災害の教訓による防災対策を実行していたことと、皆が訓練通りに行動できたのは誇らしいことであった。また停電後、直ちに起動した自家発電で照明や空調は勿論、医療機器などの稼働も可能であった。14時10分には院内に佐伯病院長を本部長とする災害対策本部が立ち上がり、被害情報の収集と対応を行い、ある程度の目途がついてから院外への情報発信（EMIS、透析関連災害情報ネットワークなど）に当たった。

情報が整理されるにつれ、予想以上の建物被害が判明し、余震も続くことから、外来の休診と全ての透析終了を決定。透析患者さんを病院内の安全な区画に誘導し、家族などの迎えを待つことにした。同時に夜間透析患者さんの安否確認、通院支援の手配を開始した。15時13分、通常電力復旧。断水はあるものの予備タンクは満水であったことと、水道局から給水手配できるとの連絡を受けたことで夜間透析の受け入れを決定。予定されていた手術や処置は延期し、入院患者さんについては、断水や濁水で安全に食事が提供できないことから、DMATの協力を得て患者さんの選定と転院を開始し、空いた病床は透析通院困難者の収容に当てることにした。

各方面の献身的な努力により、翌日10月22日にはライフラインは回復して診療機能はほぼ回復、10月24日には清掃、一

部の建物調査・修理はあるものの、通常の診療体制に復旧できた。

以下に今回の被災体験から得られた課題を示す。

■患者と職員の把握

平素から状況を把握し複数の連絡方法を確保しているか。

■情報の収集と発信

確保した通信手段に平素から習熟しているか。

■移動手段の確保

いざという時に自治体、福祉事業者、市民の協力が得られるか。

■災害から機器を保護

揺れや冠水を予想した作りや配置になっているか。

■電力と飲水の確保

十分な容量の自家発電と貯水タンクで発災から3日間自立できるか。

■円滑な補給

燃料や水の供給が行える取り決めや手段を整備しているか。

■病院外との連携

行政、医療福祉機関、患者、市民等と定期的に訓練しているか。

■支援組織の活用

JHAT、DMAT等の受援マニュアル作りと訓練を行っているか。

■目的を持った訓練

自病院の社会的価値からどの機能を守るか明確になっているか。

最後に、今回の地震は壊滅的というほどではなかったが、多くの教訓を残した。自院で可能なことは自分たちで(自助)、それでも手に余る事柄については共助、公助と、社会全体で三助を実践することこそが肝心であると考えられる。

倉吉市社会福祉協議会 常務理事

塚 根 智 子

災害ボランティアセンターの運営に携わって

10月21日、大きな揺れに近隣住民の方々が倉吉市社会福祉協議会事務局のある倉吉福祉センターに避難して来られ、休んでいただく体制を整えたころ、倉吉市から災害ボランティアセンター開設の要請を受けました。設置場所や活動内容等を協議し、深夜、市の災害対策本部に向向いて、翌日の設置に向けて協議し、準備にかかりました。22日、県や県社協、日野ボランティアネットワーク、市の協力のもと、上灘公民館に最初のセンターを開設し、23日から市民の方々の相談受付を開始しました。

8時30分開所にもかかわらず、7時過ぎには依頼の電話が鳴り始め、そのほとんどが屋根にブルーシートを張ってほしいというものでした。屋根の傷みはその後の復旧に大きく影響します。予定していなかったブルーシート張りでしたが、経験豊富なチームが広島から駆けつけてくださっていたこと、地元の塗装業のグループがすぐに声をかけてくださったことから、市民の方たちの最大の不安を取り除くことが大切だと判断し、細心の注意を払って取り組むことにしました。翌年3月末までの約5か月間、北は北海道から南は沖縄まで延4,500人を超えるボランティアの力を借りて、屋内外の片づけやがれきの撤去などを合わせ市民から依頼を受けた1,320件を完了しました。

ボランティアセンターのスタッフは延1,804人、県内外の社協職員、企業や大学、防災士会、民生児童委員やボランティア団体、施設、日赤の方々など多くのご支援をいただきました。すべてが初めての経験であり、運営は他地域の被災経験を活かしていただきスタートしましたが、相談内容や市民の状況、ボランティアから届けられる情報等、毎日の活動から見直しを繰り返していきました。困っている方に情報が届いているだろうか、ニーズを的確に把握できているだろうかと戸別訪問を行い、安全を確保するために市民やボランティアを対象にブルーシート張りの講習会等を実施しました。

ボランティアセンターの運営に携わり、一期一会の人たちが『倉吉を応援したい』気持ち一つでつながっていく姿や、市民の方たちが、頻回な揺れの中での不安や恐怖、眠れぬ日々を過ごした経験をボランティアに聴いてもらい心が癒されたり、自分たちのために遠くから応援に来て助けてくれる、そんな姿に疲れ果てている心や身体に元気が出たりと、人の力のすばらしさや人と人がかかわることの大切さを改めて知るところとなりました。

被災から2年、現在、時間の経過とともに現れてくる課題に対応しています。この災害を貴重な経験として、本会の運営や地域づくりに活かしていきたいと思います。



2か所目のセンター「まちかどステーション」でボランティアやスタッフの皆さんと
(前列中央が塚根常務)

震災を振り返って ～震災体験談～



復興支援隊「縁」代表

柿本利彦

被災された方々に寄り添いながら

今までたくさんの方に助けられて来たことから今度は人のために何かしたいと思い、40歳を過ぎたあたりから被災地に行きボランティア活動をするようになりました。そんな折、平成28年10月21日に鳥取県中部地震が発生しました。発災当初は倉吉市の災害ボランティアセンターを通してボランティア活動にあたっていましたが、翌年の3月末に災害ボランティアセンターが閉所され、今まで通りに活動することができなくなりました。確かにその時点では災害ボランティアセンターで受け付けたニーズは無くなっていましたが、実際にはまだお困りの方が数多くいらっしゃいましたので、なんとかしたいと思いその年の5月に今の団体を立ち上げました。

現在32名が在籍していますが、主立ったメンバーは倉吉市の災害ボランティアセンターで共に活動してきた仲間たちで構成されています。そういったご縁もあり団体名を「復興支援隊 縁（えにし）」としました。また、活動先のお宅のかたとのご縁も大切にしたいという想いが同時に込められています。

活動内容としては屋根のブルーシート張りを主に行っていますが、その他にも災害とは関係のない庭の手入れや家屋の片付けなども行っています。また、「見守り活動」といって、これは主に一人暮らしをされているお年寄りのお宅を対象に、一度活動した後に日を改めてその後の様子をお聞きしたり、話し相手をして少しでもご不安が軽減されることを目的とした活動も行っています。団体を立ち上げた当初はブルーシート張りだけを行っていましたが、高齢者世帯の割合が高いことから屋根以外でもお困りになっていることがたくさんあると分かりましたので、少しでもお役に立てればと思ひ多岐にわたりお手伝いさせていただいています。

また、平成30年4月からは新たな取り組みとして「修繕」を行っています。業者による一般的な修繕方法は屋根の老朽化を理由に破損していない箇所も含めた全ての瓦の葺き替え

を勧めるものが多く、修繕したくても経済的に難しいお宅は泣き寝入りするしかないといった状況でしたので、震災後、自らの手で自宅の修繕を行った経緯もあり、我々のできる範囲ではありますが「修繕」して屋根からブルーシートを取り外す活動も行っています。

発災から2年以上経った今でも先の見えない生活を強いられている方が数多くいらっしゃいますので、これからも「できるときにできることを」の合い言葉で仲間たちと共に被災された方に寄り添いながら活動して行きたいと思います。





日野ボランティア・ネットワーク

森本智喜

鳥取県中部地震被災者支援活動の体験をとおして

平成12年（2000年）の鳥取県西部地震をきっかけとして、これまで全国各地の大規模災害被災地において被災者支援活動に関わり、また、その経験から平常時は地域の防災や福祉の取組みをサポートする立場にあった自分にとっても、故郷の被災は「まさか」との思いが拭えませんでした。地震発生時はたまたま倉吉市内の自宅離れの仕事場においてあの強い揺れと大きな破壊音が収まった直後から動こうとしたものの、家族の一員であり地元住民であり前述の役割を持つ自分はいったいどの立場で何から手をつけるべきか一瞬迷いました。そうするうちに、隣の保育園の園児や保育士さんたちが公園へ避難する姿が目に入ったので、そのサポートを手始めに町内を歩いて回り、自宅母屋へは立ち入らず、そのまま倉吉市社会福祉協議会（以下「市社協」）へ駆けつけました。結果的に自宅と家族のことを後回しにしたことが正しかったかどうかは現在でも疑問ですが、そうせざるをえないほど平日の日中の発災は地域内で支援（可能）者が手薄な状況であり、このことは以前からわかっていただけに悔やまれることのひとつです。

発災の翌日に一市三町で社協による災害ボランティアセンターを開設することが急に決まり、いずれの社協も未経験の中、慌ただしく始まった被災者支援活動には市内外から多くの支援者が駆けつけ、非常に勇気づけられました。倉吉市災害ボランティアセンターの運営面では、全国の災害ボランティアセンターでよく見かける顔ぶれにとどまらず、地元銀行や企業などさまざまな領域からスタッフ協力が得られ、窓口での現金収受や来訪者対応などプロの手際の良さは、他のスタッフや被災者、ボランティアにとって大きな安心を提供する存在でした。多くのさまざまな人々が出入りをする災害ボランティアセンターでは動揺や疲労の蓄積を背景に、ともしれば支援の重点や手法を巡って対立が起こるものですが、支援活動の目的を明確にし、全員で共有することに腐心しました。市内の幼い女の子が持ち寄ってくれたかわいい花に大

人の笑顔がほころぶセンターでした。

被災住民から寄せられる支援ニーズの八割がたは破損した屋根に関するものでした。これへはブルーシートを利用した雨漏り対策を軸として対応しましたが、危険な高所である程度の装備や経験が必要とされるこの活動は、一般に災害ボランティアセンターでは敬遠されてきました。そうした中、鳥取県西部地震以来、全国でもほぼ16年ぶりに同じ鳥取県内でセンターの活動として、ごく自然に開始されたことは感慨深くもありました。「社協（センター）は住民の困りごとに対応する。それが屋根であれ、何であれ。対応を可能とするためにセンターは外部との連携を積極的に行う」という基本姿勢が示されたことと思います。

地元倉吉で生まれ育って仕事もしている者としては、このたびの被災を経験して肌で感じていた以上に困難な状況にある（震災以前からあった）人々の多さに驚きました。個別に訪問してみると開設した避難所や災害ボランティアセンター、行政サービスにたどり着くことが難しい人も少なくなく、一方的な情報提供だけでは解決に結びつかない事例もたくさん見えています。発災から2年以上が経ち、その後も全国各地で頻発した大規模災害に県内でも関心が薄まっていることや関係者の間でも「すでに過ぎ去ったこと」と捉えられている雰囲気を感じています。目立たなくなってきたものの震災の影響は今なお継続中であり、何より発災以前から存在した住民の困難や地域課題に気がついたことで直接的な被害のみに囚われることなく、住民同士の気かけ合い、助け合いを軸とした平常時も災害時も安心して暮らすことのできる地域を作ることについて、これからも取り組みを続けたい、そのことがまた次への備えともなるとの気持ちを強くしています。

震災を振り返って ～震災体験談～

鳥取看護大学 学長

近田 敬子

鳥取県中部地震時における鳥取看護大学の取り組み

大学の第一義的使命は、学生と教職員の避難と安否確認である。次いで、地元看護大学としては地域への支援活動となるが、その必要性を判断する情報が乏しい中での活動となるため、大学は組織の一員として災害対策本部と連携して、支援に入る方針で臨んだ。

1 初動体制づくり

看護者にとって有事の際の支援は、当然の職務であるが、現地の災害対策本部の混乱は予想されたので、状況に詳しい教員を本学の窓口担当者と定め、大学の体制を対策本部に伝え、担当者は情報の交換やニーズ把握に努めて、活動方針を立案した。なお、大学は発災3日後に通常授業を開始し、支援活動は大学用務の間を縫っての取り組みであった。

2 初期避難所への支援

避難所支援には、多方面から援助者が入ると予想した。しかし、他県からの組織的な派遣は、発災直後の一兩日の支援は無理である。早くとも、1～2日のタイムラグが生じる。その空隙を埋めるのが地元の者になると考え、発災当日の夜に窓口担当者が災害対策本部に出向き、支援の必要な避難所と人数の情報を把握した。

その情報を元に、翌日早朝より3か所に5名の教員が避難所に入った。環境の実態把握・衣食住の状況・感染予防・エコノミー症候群予防・不安の軽減などを念頭において臨んだ。この際に、無意識にも聴診器や血圧計などを持参していた。避難所によって現象はさまざまであるが、支援者は血圧等を測りながら、恐怖体験を共有し、不安の表出を意図して活動した。同時に、感染予防やエコノミー症候群予防に関する配慮は当然であった。

3 災害ボランティアセンターでの健康相談と環境整備

発災3日目に災害ボランティアセンターから支援要請が入った。主な活動は、多方面から駆けつけてきているボランティア等への健康チェックと健康指導であった。要は、支援者支援という立場での活動である。交代制で10月25日から10日間、午前午後各2名体制で、延38名の教員が環境整備とともに血圧測定や健康相談を実施した。

4 「まちの保健室」 in 倉吉市役所での開設

倉吉市役所での「まちの保健室」開催は、震災直後に学生からの申し出に端を発している。倉吉市とは日頃から関係性があったので、奔走いただき、り災証明の申請に来られる市民をはじめとして、災害対応で超多忙な職員を対象に、学生と教員で「まちの保健室」を2日間実施した。余震が続いている中で、実感的に血圧の高い人も多く、被災状況と生活に関する話のじっくり聴く場面もあり、少しでも休息をとり、感染予防に留意する指導に心がけた。治療に繋げることも多々あった。なお、隣接している避難所に移動して、キャラバンを組み血圧測定や健康相談に向いた。開催そのものについては、メディアにも取り上げられ、感謝の声が大きかった。

5 2週間後の避難所への感染予防支援

11月1日、鳥取県中部総合事務所福祉保健局から、住民向け感染予防に関する講義と実地指導の依頼が入った。「避難所における感染症予防アセスメント報告会」を受けて、依頼されたものである。『現在、感染症は発生していないが、いったんウイルスが入ると感染拡大を起こすおそれがある』というアセスメントがなされた結果である。避難所開設から2週間近くのタイムラグが生じており、緊急を要したため教員14名で7か所に一斉に入り、感染症予防の啓蒙活動を実施した。リーフレット作成や講話などを準備して臨んだ。

6 戸別訪問活動

発災5か月後に、災害ボランティアセンターからの要請で、学生と教員のペアで被災者の自宅に訪問した。生活復興に向けて、「力を貸してほしい！」と言えず閉じこもりがちの人々への訪問であった。この年の鳥取県では2度にわたり豪雪に見舞われて、雪の中にも閉じ込められた感が加味した状況であった。活動内容は、自宅でじっくり何でも語れることができ、それを聞いてもらえる場になっていたと思われる。

7 生活復興に向けた災害看護フォーラムの開催

発災2か月後の12月に災害看護フォーラムを「みんなで語ろう生活復興にむけての知恵」と題して開催した。参加者は地域住民や自主防災活動の担い手、公民館長を含めて約290名であった。地域貢献の一つとして、これから「減災・備え」に向けて、住民と手を携えて何ができるかを考えるきっかけになったと思われる。

8 震災体験の聞き書きの活動

地震1年を経過するのを機に、「聞き書き」という手法を用いて、震災体験者に1時間程度語ってもらい、それを文章に起こし言葉をつむぐ作業をして、聞き書き集にまとめる活動に取り組んだ。聞き手は学生であるが、その編集には教員が関与した。これは、被災の記憶を風化させないよう、鳥取の人の温かみを伝える目的で企画されたものである。単なる災害の記録ではなく、震災の痛手の大きさと悲しさ・むなしさを語られるのを傾聴する場である。恐らく、ゆっくりとした語りを通して、その後、前向きな姿勢を見出されるまで、それを待つ聞き手になれば、両者ともに深い共感を体験する機会になる。

以上、鳥取看護大学の取り組みの実際を経時的に記述した。震災直後より被災地において、被災者とともに歩んでいる活動になっている。今後とも、復興期以降の長期の現象にも目を向けるのが災害看護の特徴であることを付け加えておきたい。



まちの保健室の様子



鳥取大学工学部附属地域安全工学センター教授

太田 隆夫

鳥取県中部地震における鳥取大学生のボランティア活動

鳥取県中部地震における鳥取大学生のボランティア活動のうち、工学部附属地域安全工学センターが支援し、主として工学部および工学研究科の学生が参加した活動について記述する。

まず、地震が発生した平成28年10月21日(金)の翌週月曜(24日)に、地域連携担当理事、地域安全工学センター、生活支援課、社会貢献課で震災への対応体制を検討し、被災した市町(倉吉市、北栄町、三朝町、湯梨浜町)に開設された災害ボランティアセンター(以下、VCと表記)でのニーズ調査、学内での学生ボランティア支援体制の構築を行うことを確認した。

25日には、地域安全工学センターに所属する教員(3名)が、上記のVCにおいてニーズ調査を行い、倉吉市と三朝町のVCで学生ボランティアの受け入れが可能であることを確認し、特に倉吉市VCからは、数名の学生コーディネータが常駐してボランティア活動を行うとともに、大学側との連絡も担ってほしいとの要請を受けた。

これらに対応するため、倉吉市VCの学生コーディネータと三朝町VCへの先遣隊として、工学部および工学研究科(社会開発システム工学科、土木工学科、社会基盤工学専攻)の学生数名ずつを派遣すること、また、鳥取大学として学生ボランティアの登録制度と、ボランティア活動による授業欠席への配慮やボランティア保険加入等の支援体制を整えることとした。

26日には学生4名、教員1名が参加して倉吉市VCで打ち合わせを行い、27日から学生がボランティア兼コーディネータとして活動を開始することが決まった。27日以降、倉吉市VCへは教員の送迎により毎日2～4名の学生が通い、ボランティア派遣先の地図作成と被害状況の記入作業、被災地域での状況確認や要望の聞き取りなどの活動を行った。

また、三朝町VCでは、27日に先遣隊として学生2名と教員1名が瓦礫撤去等の作業を行い、10月30日、31日、11月3

日に同様の活動を行った。この後、ニーズの減少に伴い、同町VCへのボランティア派遣を終了した。

10月27日から11月16日までの3週間、倉吉市VCへは途切れることなく学生ボランティアが参加し、参加延べ人数は70名となった(社会開発システム工学科、土木工学科、社会システム土木系学科、社会基盤工学専攻の合計)。この後の倉吉市VCにおけるボランティア活動は、鳥取県中部地震を契機に結成された学生ボランティアグループ(工学部、地域学部、農学部の学生が参加)に引き継がれ、ボランティア登録した学生も含めて、週末を中心に平成29年3月のVC閉所まで活動を継続した。



学生ボランティアの活動の様子

震災を振り返って ～震災体験談～

倉吉市教育委員会事務局 学校給食センター所長

高 間 直 樹

倉吉市学校給食センターの被害状況とその後の給食対応

平成28年10月21日の給食を提供し、学校から戻ってきた食器、食缶などの洗浄業務を行っていた午後2時7分に震度6弱の地震が発生しました。けが人が出なかったことは不幸中の幸いでしたが、その後5か月余りの間、復旧工事のため学校給食センターは業務を停止することになりました。

【主な被害状況】

- ・調理場内及び洗浄室内の天井板、側面壁板等が多数落下
- ・上記落下による調理器具（調理台・シンク）の一部破損など



学校給食センターでは、市内の小学校13校、中学校5校分の副食調理（4,200食／日）を行っていましたが、調理ができなくなったため、発災当初はパンと牛乳、補助食品の簡易給食で対応しました。また、11月1日より家庭から弁当を持参していただくことになりましたが、鳥取県内をはじめ全国から温かい支援をいただいたことで、週5回だった弁当の回数が、平成29年2月以降は週2回程度になりました。

3月17日に復旧工事が完了し、4月11日から給食再開となりましたが、子どもたちからは、普段当たり前だと思って食べていた給食が、実は当たり前ではないことに気づかされたなど、給食支援に対する感謝の声が数多く聞かれました。

学校給食センターでも、復旧までの温かい支援への感謝を忘れず、再スタートという気持ちを職員全員で共有し、日々安全・安心な給食を子どもたちに届けているところです。

最後になりますが、平成28年度の倉吉市学校給食週間行事「給食標語の部」で最優秀賞を受賞した作品を紹介します。

～平成28年度「給食標語の部」最優秀作品～
大地揺れ やっと気づいた ありがたき
命のバトン いただきます

【鳥取県中部地震後の給食対応】

日 時	対 応 者	内 容
平成28年10月24日	学校給食センター	パンと牛乳を提供
平成28年10月25日	学校給食センター	パン、牛乳、支援物資(おにぎり)を提供
平成28年10月26日～ 平成28年10月31日	学校給食センター	簡易給食(パン、牛乳、ゼリーなどの支援物資を含む補助食品)を提供
平成28年11月14日～	中部地区4町の給食センター	4町の給食センターで調理された汁物などを加えた支援給食(パン、牛乳、補助食品)を提供
平成28年12月8日～	学校給食センター	鳥取短期大学の調理施設を借り受け、パン、牛乳に、この施設で調理した汁物などを加えた簡易給食を提供
平成29年1月16日～	市内民間事業者	ごはん、牛乳に、市内民間事業者からの副食を加えた簡易給食を提供
平成29年2月1日～	市外民間事業者	ごはん、牛乳に、市外民間事業者からの副食を加えた簡易給食を提供

※上記以外にも、保護者やNPO法人などから炊き出し応援などをいただいた。



倉吉市立上北条小学校 校長

藤井 仁志

鳥取県中部地震を体験して

鳥取県中部地震が発生して早2年が経過します。現在も時々、夜中に地鳴りと共に震度1・2程度の地震がある度に当時のことが思い出されます。中部地震が発生した平成28年10月21日は、教頭・教務らと共に稲刈りのためのはで足づくりに学校田で作業をしていました。

14時7分、突然、震度6弱、M6.6の大地震が発生しました。田んぼに立ってられないほどの大きな揺れで、周りの民家の屋根瓦がガラガラと音を立てて崩れ落ちていました。私と教頭はあわてて学校へ戻ると、児童らは既に机の下に身を隠していました。校舎内は停電しており、校内放送は使用できず、また各階の防火扉も作動していました。余震が収まるタイミングを見計らい、教頭と二手に別れ、重い防火扉を何とか開けながら3階まで駆け上がり、肉声で校庭への避難指示を出しました。学年毎に人数確認を行い、全員無事に避難したことを確認すると、校庭で余震が収まるのを待ちました。余震は依然と続き、校庭での避難も長時間に及び冷え込んできたのでブルーシートで児童を保温しました。

その後、PTA会長と協議し、学校周辺の被害状況も聞き取りながら、保護者への引き渡しを行うことを決めました。しかし、校庭に持ち出した職員私用のタブレットで保護者へ連絡メールするも地震発生直後はインターネットが繋がらず、しばらく経って連絡メールや各担任の携帯で保護者に児童の引き取りを依頼しました。16時頃、市職員から体育館を避難所として開設する旨の依頼を受けました。

17時30分、児童全員の引き渡しが完了し、その後、管理職と教務主任の3人で避難所の対応を行いました。地震発生当夜の避難者数は、165名76世帯に上りました。その後の避難所運営は、職員数名によるローテーション対応で行い、高齢者に保健室のベッドを貸し出したり、保健室を授乳室にする等、避難者の要望に臨機応変に対応するよう心がけました。

10月26日、小学校体育館の避難所の人数が減ってきたので、小学校横の上北条地区公民館に避難所を移設しました。移設にあたっては、上学年の児童が地域の方々と協力しながら支援物資を運びました。中には6年生の女子児童がお年寄りの荷物を運んだり、手を取り寄り添ってゆっくり公民館まで一緒に歩いたりする等、心温まる姿も見受けられました。

本校は鳥取県中部地震の教訓を基に、毎年土曜授業を活用して市・学校・地域・保護者・消防署等、各関係機関と連携し、防災訓練を行っています。今年度は地域が中心となり、県危機管理局・市防災安全課、更に倉吉看護大学の学生ボランティアの方々にも協力をいただき、カレーライスの炊き出しや親子で段ボールベッド製作体験等を行いました。こうした防災訓練を積み重ねることで子どもと保護者・地域、各関係機関がお互いに顔の見える関係になれたことが大きな成果であったと思います。災害はいつ何時やって来るか分かりません。いざという時、子どもや災害弱者の方々の「いのち」を守るために県・市・学校・保護者・地域・各関係機関が連携した防災教育の推進に今後とも取り組んでいくことが大切であると思います。

震災を振り返って ～震災体験談～

北栄町立大栄中学校 校長

松浦 靖明

中部地震を振り返って

<当時の状況>

平成28年10月21日（金）14時7分、学校では5時間目の授業を開始した直後のことである。中部地区を震源とするM6.6、震度6弱の地震が発生した。数日前から震度3～4の地震が頻繁にあり、おかしいなと思っていた矢先のことである。

窓ガラスが割れたり、壁が落ちたりするような大きなダメージは認められなかったが、大きな揺れに生徒たちは恐怖心を抱き、パニック状態の生徒の姿も見られた。

地震直後は停電となり、校内放送が使用できなかったため、ハンドマイクを利用して生徒の避難誘導を指示した。指示がなかなか行き届かず、教室内の教師の判断で避難を開始する場面もあった。その日は天候が良かったため、避難訓練通り生徒は外に避難することができたが、荒天時の避難について後日検討する必要がある。

余震が続いたため、なかなか校舎に入ることができず生徒たちの体も冷えてきて、トイレに行きたい生徒、体調に変化がみられる生徒がでてきた。体育館の安全を確認したのち、余震と余震の間を見極めながらクラス単位で、教室棟の荷物を取ったあと体育館に移動して保護者の迎えを待った。

そんな中で、体育館の避難所開設が始まった。

<避難所の開設にあたって>

避難所の開設については、すべて役場職員が行った。学校職員は、全力で生徒へのケアと学校運営にあたってほしいということで、避難所開設にはかかわらなかった。

被災した生徒の中には、家の状況がひどくて片付けをしないと家庭生活を送れない生徒もおり、その生徒の家族は数日間学校の避難所で生活することとなった。避難所生活をした生徒は、2～3名であった。

<生徒の様子や学校生活では>

自分の勉強部屋であった離れが倒壊してしまい、教科書等一切取り出すことが困難な状況となった生徒がおり、町教委に連絡し迅速に教科書を手配した。

翌週から授業は通常通り実施したが、体育館が避難所となり体育の授業が実施できないため、1週間は体育の授業を行わない時間割に変更。給食は、翌週の火曜日から通常通り実施した。

1週間後、避難所が体育館から武道館に変更となったが、作業はすべて役場職員が実施。学校職員は、かかわらなくてもよい状況だった。

SC（スクールカウンセラー）と教育相談担当及び管理職が中心となり、生徒への心理的ケアをどうするか具体的に話し合い実行した。

- ・全校生徒対象に、ストレスマネジメントを実施。（心を軽くする運動）
- ・生徒たちの心の安定のため、教職員としての配慮事項をSCが作成し確認。
- ・昼休憩にゆったり過ごすことのできる特別室の開設。
- ・定期的なアンケートを実施し、SCの分析の下、緊急性の高い生徒から随時面談を実施。
- ・SCの追加配置により、常時2名のSCが生徒に対応できる環境を整備。

<避難所開設の終了>

学校の施設を利用した避難所の開設は2週間程度で閉鎖され、学校の授業への影響はほとんどなかった。

避難所の開設及び運営に、教職員が携わらない環境を配慮していただき、学校は生徒へのかかわりに集中することができた。



元大原自治公民館長

小 椋 満 久

私達の鳥取県中部地震の対応について

平成28年10月21日午後2時7分頃、震度6弱の鳥取県中部地震が発生しました。

私は当時、大原自治公民館の公民館長として地震への対応に当たりましたが、当自治会が属する西郷地区公民館では、平成24年から市の研究指定事業として「災害にも強い街づくり」に取り組み、西郷地区の各集落毎に防災マップを作成、全戸に配布していました。

当自治会ではこの防災マップを基に、各班毎に「災害時避難者確認名簿」を作成して、平成26年11月に実施した防災訓練では、この名簿を活用した訓練を実施していました。

大原地区では地区内の葬儀があれば、その該当班の各戸から2名が出てお手伝いをする慣例になっており、平素から隣近所との付き合いがあり、さまざまな情報も共有し、自助・共助が図れているため、「災害時避難者確認名簿」の作成に当たっては皆が協力的で、名簿を作成することができました。

また、大原地区の正規の避難場所は、西郷公民館又は西郷小学校まで約3～2kmと離れ、高齢者や子どもなどには遠いため、平成26年に大原地区内にある介護施設、中部森林組合と災害時における一時避難所使用に関する覚書を締結し、災害に備えました。

こうした災害への備えがあった中での、鳥取県中部地震の発生でした。

私は、過去に経験したことのないような地震に遭遇し、揺れが収まるのを待って、まず、自家用車で集落内を一巡し被災状況を確認した結果、山崩れや石垣崩れは無いが、住宅の屋根瓦が大きく崩れている家屋が集落の半数近くあることを確認、副館長等の公民館役員に連絡を取り、大原多目的センターに対策本部を設置しました。

参集できた副館長等役員と相談し、天候が下り坂気味であったことから、屋根を覆うブルーシートと土のう袋を市役所に要望するとともに、各班で「災害時避難者確認名簿」による人員確認を行った結果、全員無事であることを確認し安心しました。

その後、市役所からブルーシート及び土のう袋の配布があり、助かりました。

この度の被災対応は、各戸で対応してもらうことを基本的に考えましたが、被災家屋も多く、業者に依頼してもいつ対応できるか分からないとの情報があり、地区内から「公民館で

何とかならないか」との声もあり、役員で協議した結果、高齢者を重点としたブルーシート張り作業等のボランティアを集落内で募ることとしました。

その結果、2日間にわたり20代の若者から高齢者まで十数人の参加があり、その中には、現役の大工さんや左官屋さんがあり、その方たちの指導の下、10戸の高齢者宅の壊れた屋根のブルーシート張り作業や、それに伴う土のう造り、壊れた瓦等の跡片付け作業を実施しました。館長としては、作業中の事故がないことを祈った2日間でした。

一時避難場所として、大原多目的センター2階を整備しましたが、高齢者には、2階への上がり降りが大変であり余震も続いたことから、1階の土間にコンテナを台にして、コンパネを敷き休憩所としました。しかし、外部との仕切り扉もなく、夜間になると冷え込むようになり、余震も続くことから不安と恐怖感を抱かれていたため、災害時の一時避難所の覚書を締結していた介護施設に協力をお願いし、暖房の効いた施設で数日にわたり宿泊させて頂き、高齢者や女性の方に安心して過ごして頂くことができました。

また、女性部の方を中心に震災後数日にわたり炊き出しに協力を頂きました。地区内からも野菜等の提供もあり、おにぎり、みそ汁、漬物、トマト、キュウリ等の食事を作って頂き、協力を頂いた皆が元気に作業することができ、大変助かりました。

今回の震災では、「災害にも強い街づくり」への取組や一時避難所の覚書締結をはじめ、平成26年から毎年、地区での防災訓練に取り組んでいたことから地区住民の防災意識は高く、自助・共助の連携をとることができて大変良かったと思っています。

また、平素からの備えの重要性を、改めて再認識したところです。



地区内の被災状況

震災を振り返って ～震災体験談～



倉吉市宮川町2丁目自主防災会
鳥取県自主防災活動アドバイザー・防災士

山田 武津男

「その日」のために、自ら行動を

平成28年10月21日14時7分、マグニチュード6.6の地震が発生し、その時、西倉吉町付近を自動車で走行中、突然激しい揺れに襲われた。電柱は大きく揺れ、多くの人が家から飛び出していた。

近くに、鳥取県西部地震で大きな被害を受けた、三江の番田稲荷神社があり、安否が心配になり駆けつけると、大きな石が転がり落ちて参道を塞ぎ、石の鳥居は倒れ、地面には幾筋もの亀裂が走り、神社の窓は外れ落ちるなど大きな被害が発生していた。幸い神社の人は無事に建物の外に避難していたが、危険なため、安全確認しながら誘導して山の神社から避難した。

その後、宮川町2丁目に戻り、自治公民館を避難所として立ち上げ、夕食の炊き出しを行い、10日間公民館を避難所として開放した、その間、備蓄していた非常食とブルーシートの配布を行った。

避難所を立ち上げた後、勤務先の病院に行き、エレベーターが使用できないため、7階までの各階の病室へ職員総出で、リレーにより300人分の食事を翌日まで運んだ。

わが町は、平成12年2月に自主防災会を立ち上げました。

その、5年前に発生した阪神・淡路大震災のテレビ映像を見て大きな衝撃を受けました。それは、同時多発災害です。火災が多発し、多くの死傷者が発生し、町が壊滅状態です。被災した住民は行政に不満を訴え、行政も被災し、それらに対応しきれなく・・・、全国から届いた救援物資はすべての避難所に届くことなく山積の状態、それが、同時多発災害でした。

「その日」のために、被災者自らが行動して、消火活動、救助活動、被災者の救援、避難所の運営などを自ら行なうために、自主防災会を結成し、防災訓練や、防災資機材の整備、

備蓄食料の確保を行い、町内で発生した火災では、初期消火や炊き出しを行い、洪水警報などが発令された時は河川や町内の見回りを行ってきました。

そして、自主防災会結成16年目に「その日」がきたのです。それから、知り合いの家の片づけや、屋根のブルーシート張りを行った後、倉吉市災害ボランティアセンターで、延べ70回、ボランティア活動に参加しました。



北栄町国坂浜自治会長兼自主防災本部長

山 信 幸 朝

鳥取県中部地震発生時の対応と課題について

1 地震発生時の状況

平成28年10月21日（金）、午後2時7分地震発生。突然の轟音と共にかつて経験したことのない激震に見舞われる。食後のひと時、ミカンを食べながらテレビを見ていた最中に起こった。

すぐさま立ち上がろうとしたが、からだ全体が宙に舞い、幼少期に経験したトランポリン遊びのようであった。私の体は20cm前後の高さまで十数回、畳の上をバウンドした。

その内、地震は小康状態となり玄関先に出て放心状態であると、妻が応接間から飛び出してきた。

よく見ると2人とも裸足である。それだけ慌てていたのであろうか。

すると今度は、奇妙な「きのこ雲」の出現である。うす茶色の大きな空気の塊が北から南にゆっくりと流れて行った。今まで見たことのないなんとも表現しがたい不思議な光景であった。

2 地震発生後、自治会長（兼自主防災本部長）は住民にどう対応したか。

(1) 家族の安全確認と、住民への避難指示

放心状態だった私は、しばらくしてふと我に返り、自治会長（兼自主防災本部長）であることを自覚した。その瞬間、今何をするべきか慌てて考えた。家族（妻）の安全を確認すると、住民を一時避難所へ誘導することを考え、放送設備のある集落センターへ向かった。

住民への緊急放送は、屋根瓦の落下の恐れのない道を通って避難するよう呼びかけた。（この時、午後2時15分）

(2) 住民への避難指示

緊急放送後、急いで一時避難所へ辿り着くと、既に避難している人や続々と集まって来る人の姿があった。感心したことは、大地震にも拘らず避難者は冷静さを保ち、誰の指示も受けず各班毎に2列ずつ整列している光景である。これは年2回の防災避難訓練の成果と思ひ嬉しかった。

この時、訓練の大切さを身をもって強く認識したのである。又、いつもの訓練時のプラカードを防災備品倉庫から誰となく持ち出し、住民を整理させ人員点呼がなされていたことである。

点呼終了は午後2時45分であった。

(3) 今後の行動の指示

自主防災本部長（山信自治会長）は防災役員と協議した結果、このふれあい広場の避難者に対し今後の行動について4つの選択肢をあげて、各自の判断で行動するよう指示した。

（この時、午後3時00分）

- 選択肢1 集合しているこのふれあい広場の「ビニール製ドーム」に宿泊する。
- 選択肢2 ふれあい広場に自家用車を乗り入れ車中泊する。
- 選択肢3 北栄町指定の避難所（町ふれあい会館）へ移動し宿泊する。
- 選択肢4 安全を確認して自宅に戻る。いつでも避難所へ行けるようにしておく。

3 鳥取県中部地震を顧みて、良かったと思うこと。（備えあれば憂いなし。）

このような素早い対応ができたのは、次のような本自治会で取り組んできたことの成果であり、日々の積み重ねを今回の地震に活かすことができたことと自己評価したい。

- (1) 10年前から自主防災組織を立ち上げ各種訓練を実施してきたこと。
 - ・防災避難訓練の実施
 - ・自治会自衛消防団や中部広域湯梨浜消防署との連携
- (2) 防災用の器具格納庫を設置して、年次的に防災器具の備蓄に努めてきたこと。
 - ・避難所に保冷車を改造してヘルメット、テント、担架、救急箱等の防災器具を保管
- (3) 地震等の自然災害に備えた設備（水道設備、簡易トイレ、格納庫）を設置してきたこと。
- (4) 一時避難所に、鉄骨ビニールハウス（100人収容）を設置したこと。
- (5) 地震（災害）等に備えて、ここ10年間に亘り各種防災研修を積んできたこと。

4 鳥取県中部地震を顧みて、課題が生じたこと。

実際に発生した災害に対応する中で見えてきたいくつかの課題もあり、今後も一人でも多くの人が「防災」に関心を持ち、発災時に対応できるよう取り組んでいきたい。

- (1) 町内63自治会の公共施設を一時避難所に認定するようにして欲しい。（北栄町自治会長会地震研修）
- (2) 自然災害等の非常事態に備えて、町内自治会と北栄町との連携の強化を図りたい。

震災を振り返って ～震災体験談～



三朝町消防団 団長

米原 諒一

与えられた使命

地震発生時、私は倉吉市にある中学校で仕事をしていました。

体験したことがないような揺れの中、熊本地震のことが脳裏をよぎったことを、今でもはっきりと覚えています。その後、すぐに仕事を中断して三朝町役場へ行き、災害対策本部に加わりました。

そこで消防団に課せられた任務は「状況把握」であり、家屋被害、住民の安否確認でした。多くの団員はこのような大きな地震の活動経験は少なく地震対応のノウハウもほぼ無一中、まして発災当時は平日の昼間であったことから町外に仕事へ出かけている団員も多い状況でありましたが、限られた条件の中で多くの団員が積極的に活動してくれて、発生した当日中には家屋倒壊や人的被害の有無等、全ての集落の状況把握を終えることができました。

また、今回の地震では多くの家屋が被災し、その住民が避難されていました。このような場合、不在となった世帯へ空き巣被害が発生するおそれがありました。これを未然に防ぐため消防団では、夜間に赤色灯を点灯させた消防車両等で、集落内の見回りを行いました。余震も続いており不安を感じる住民も多い中、消防団の活動を通じて少しでも安心感を持っていただけたのであれば、これも非常に重要な活動であったと思います。

その他、町が確保したブルーシートの配布支援、行方不明者の捜索（捜索開始直後に無事発見）等の活動も行っており、地震発生から延べ14日間、531名の団員が出動しました。団員自身も被災者である中、町のため、地域のために日夜活動を続けることができたのは、団員の地域を思う気持ちと、日ごろから訓練している一人一人の努力、そして消防団員としての使命感によってできたことだと思います。

住民の生命と財産を守る消防団員は、訓練を通じ、火災や

水害、今回のような地震にも対応することが求められています。しかし、人口が少なくなっている中において、団員だけでは対応しきれない面があることも事実です。災害はいつ起こってもおかしなく、規模についても「想定外」、「何十年に一度」といった言葉に象徴されるように、大きなものとなっています。

鳥取県中部地震を経験して、このような大災害に対応するには消防団だけでなく地域全体で協力しあいながら助け合う、いわゆる「共助」の意識が非常に重要だと感じました。我々消防団員は、団員という立場の前に地域住民でもありません。さまざまな訓練を通じて得た知識や意識を地域の住民と共有して共助の体制を整えていくために、団員が居住する集落などの会合において、災害対応のための学習会を計画、提案するなどの啓発活動は今後我々に課せられる新たな使命になるものと感じています。



連日、対策本部に加わり消防団の災害対応における陣頭指揮を執った



「松崎名物」三八市実行委員会 委員長

野口 智恵子

=小さなコミュニティの大切さ=

平成28年10月21日午後2時7分、鳥取県中部を過去に経験したことがない震度6弱の揺れが襲いました。

私たちは「カフェ梅や」で10月23日（日）の三八市のイベント「鬼嫁コンテスト」開催に向けて、作戦会議をしていました。その開始直後に大きな地震が発生。まずは自分の安全確保と家族の安否確認。

そして頭に浮かんだのは、毎週火曜日に「カフェ梅や」に集う方々は大丈夫だろうか？

「梅や」の隣の97歳のおじいさんは？

向かいの一人暮らしの80代のおばあさんは？

近所の90代のおばあさんと、車椅子のご主人の介護をしておられる奥さんは？、、、 などなど、頭の中は大混乱。

そんな時真っ先に「梅や」に駆けつけてくれたのは、県外から移住してきた若者たちです。

「何かお手伝いできることはありませんか？」と心強い、安心感のある声を掛けてくれました。

若者たちの声掛けのおかげで私たちも冷静になり

- ① まずは若者たちと住民に、「梅や」の椅子を通りの広くなった場所に運んでもらい、近隣のお年寄りに座って頂きました。私は97歳のおじいさんを車椅子に乗せて、避難場所へ誘導しました。
- ② 屋根の瓦が落ちてきそうでしたので、頭を守るために避難されている方々に帽子を配り、気持ちを落ち着かせるために飲み物も配りました。
- ③ その後、もっと安全な場所である東郷湖岸へ誘導。若者たちの見守りの中、車や車椅子・徒歩で移動。

若者たちの素早い手助けのおかげで、怪我もなく避難誘導ができました。

余震がいつ起こってもおかしくない状況の中で、地域（松崎3区）で緊急会議が開催され、会議後避難マニュアルが部落放送で区民へ周知されました。

この会議の中で特に印象的だったのは、東日本大震災を体験している千葉県から移住してきた男性の言葉です。

スーパーの食料品・飲料水などの棚はからっぽ、原発の影響など不安だらけ、さらに人との繋がりもなく益々不安は募るばかりだったそうです。

中部地震では発生直後「梅や」に集う近所の人たちの顔が見えて、すごく安心で何の心配もなかったと話してくれました。

三八市復活の中で寄り処として改修された「梅や」では、毎週火曜日午前10時～正午、幅広い年代層の老若男女が集い様々な交流を楽しんでいます。高齢者の安否確認・介護予防・そして地域の人と移住者を繋ぐ大切な場所になっています。

「梅や」で培われた絆がチームワークの良さとなり、地震直後のスムーズな避難誘導に繋がりました。

改めて小さなコミュニティの存在の大切さを痛感し、今後も継続すべくがんばっていきたいと思います。



震災を振り返って ～震災体験談～



西谷技術コンサルタント(株) 設計部 部長

河本 達郎

鳥取県中部地震・緊急点検 『10月21日～22日』

平成28年10月21日 金曜日 14時7分、社屋が激しく揺れ、P C、電話、資料が跳ね落ちた。震度6弱。週末の休日を控えた平日、就業中の発災であった。

散乱する社屋から避難。出張中の者を除く全員が隣接する駐車場に集合し、安否確認を開始した。

社員が駐車場で右往左往している時、国土交通省倉吉河川国道事務所より連絡が入った。「管内の国道9号及び山陰道の法面を残らず点検する。体制が作れるか？何人出せるか？今夜、調整会議をする。」緊急法面点検の要請であった。

地震発生後1時間もたたない15時過ぎである。国土交通省の初動の早さと内容から要請の重大さが伝わってきた。

社員がおろおろしている側で、可能な限り全力でこれに協力することが決断された。駐車場で幹部が集められ、以下が伝達・確認された。

翌朝、調査の準備をして出社する事、ただし可能な限り。その日の夜、国土交通省で具体的な調査方法の説明と調整会議がある事。これを受けて具体的実施方法を指示する事。幹部は明日6時に出勤して打合せを行う事。そして、各部各課、何人参加できるか？

社屋が崩壊することがないとの判断の下、安全を確認しながら数名ずつが順番に社屋に入り必要な私物を取り、帰宅する事となった。

私は急ぎ帰宅し両親の無事を確認した。ついで家屋の被害状況、近所の無事を確認し、その夜の車中泊の準備をして再び出社した。

会社ではまだ帰宅できない者、さらにまだ出張先から帰社していない者もあった。その後、私は出張中の者の安全を確認して帰宅した。

問題は、夜の調整会議の結果をどう実施するか？体制は？安全確保は？実際、何人活動できるのか？

はたして、22日朝7時、ヘルメット・トラチョッキ姿の社

員43名が本社1号館ホールに整列した。社員の中には家屋の被災により家族を避難所に残して出社した者もあった。怒声を交えながら全員の配置と任務を指示した。調査班が次々に出発した。別に要請のあった樋門・樋管点検の調査班も出発した。そして1日かけて調査を行い、結果を速報した。最終的にこの日は48名が調査に参加した。

日を置いてその後も山陰道トンネル緊急点検、倉吉市道路橋梁緊急点検、国道9号北条バイパス道路変状調査、小鹿川斜面崩落調査に取り組んだ。

多くの者が被災した状況下、交通インフラを守るという使命感があった。みな良くやったと思う。



地震直後の社内状況



一般社団法人鳥取県中部建設業協会 会長

井木 敏 晴

鳥取県中部地震の体験談

中部地震が発生した平成28年10月21日午後、私は自社（琴浦町）で仕事をしておりましたが、かつて経験したことのない突然の強い揺れには大変驚かされました。TV報道や社員から情報は得たものの、その日、詳細についての把握はできませんでした。

翌朝、鳥取県と鳥取県建設業協会が結んでいる防災協定に従い復旧支援要請を受け、中部県土整備局の指示に従い、早朝から土のう製作の作業を開始しました。被災した家屋の屋根を覆うブルーシートを押さえるためのものです。北栄町建設業者が保有する砂山に多くの建設業者が集合し、手作業で土のうを作り、倉吉市役所・北栄町役場・湯梨浜町役場までのダンプ運搬を連日行いました。日を追うごとに被災状況が明らかになり、土のう追加の要請が次々あり、合計で約6万袋準備しました。

また、各社が保有しているブルーシートの提供と住宅屋根1000件超へのシート張りを行いました。その中でも屋根のシート張り作業は大変困難でした。危険度が高く、高所になった職人は補修工事を優先するために手が回らず、人手不足の状態であったのです。また、天候が安定しない、作業日数が限られる季節でもありました。無理を言って社長自ら屋根

に上がって作業してもらった会社もありました。

そういった中、中部地区以外の東部・西部・八頭・日野の建設業協会の方々には多くの資材支援や社員派遣をして頂き、大変ありがたかった次第です。特に日野地区の方々は平成12年10月の鳥取県西部地震での経験をもとに、統率のとれた早急な対応で作業にあたってくださいました。

今回、震災対応という初めての経験で戸惑うことも多かったのですが、災害協定締結が事前になされていたことは大きかったと思います。

被災住宅の修繕工事の要請が増加する中、住民の不安を和らげ、早期の修繕完了を目指すために、12月9日、県の支援を受けて県内の建設・建築7団体と共に「中部地震住宅修繕支援センター」立ち上げました。閉鎖されるまでの16カ月で400件以上の相談があり、微力ながら住民の方々への支援ができたのではないかと考えています。

中部地震の経験から、建設業は地域の人々の安全安心を守るという社会的責務を担っているということを改めて痛感させられました。建設業協会として今後より一層発注機関と密接な連携を取り、災害リスクを軽減できるよう日頃の備えと訓練を継続して参りたいと考えています。



作業風景



土のう製作作業

震災を振り返って ～震災体験談～

県指定文化財所有者

桑田 東之夫

鳥取県中部地震体験談

1 鳥取県中部地震における被害状況について

平成28年10月21日14時7分ごろに鳥取県中部を震源として発生した地震には驚きました。一瞬、阪神・淡路大震災、東日本大震災などでテレビに映し出された映像が浮かびました。幸いにも死者が出ず発生時間帯が火を使う時間でなかった為、火災が発生しなかったのが不幸中の幸いでした。

当家では、建物が県保護文化財、庭園が県名勝にそれぞれ指定されています。その被害状況は建物外観では屋根瓦のずれ、煙突の上部の崩壊、外壁の亀裂が生じました。また内部は障子、襖の建付けが悪くなったのですが、建物が倒壊しなただけでも、良しとしなければ。庭園では灯籠が倒れ一部破損しました。

当家が所在する倉吉市・打吹玉川伝統的建造物群保存地区（以下伝建地区）内でもブルーシートが掛かったままの家は、空き家、高齢化、などで改修の計画はなく、取り壊したいが伝建地区であるため、壊す事ができず困っている人もいます。

2 地震後の対応について

震災後は屋根にはブルーシートを張り、早急に瓦を直したので、今は一段落しています。

今後は生活に必要な室内の改修を計画的に実施する予定ですが、煙突、外壁等の修理は急いでやる必要がないので今のところ計画は白紙です。また、庭園は灯籠の倒れた部分は直ちに直した一方、灯籠の欠けた部分は住宅改修を優先するため、修繕は先になると考えています。

伝建地区で被災規模が大きかった原因は、「建物に半世紀以上」手を入れていなかった事も考えられます。定期的に修理しながら保存することが重要で、今後は通りに面した建物の表側を良くして町並みをアピールし、観光客の流れを変えることも考えています。昔は商家の町として栄えた表側の各店の商売が、再び繁盛すればいいと思っています。



倒壊した桑田氏庭園内灯籠



鳥取中部福興祭実行委員会 委員長

小林 健治

鳥取県中部地震を経験して

平成28年10月21日午後2時7分、鳥取県中部を震源とする震度6弱の地震が発生した。これまで大きな災害に見舞われていなかった鳥取県中部にとっては、大変な打撃であった。商店街のお店の商品は陳列棚から落ち、瓶は割れ、なすすべもなく呆然と見守るだけ。住宅の屋根瓦が落ち、白壁が崩れ、道路に亀裂が走り、お寺の墓石が倒れ、位牌堂のお位牌は見る影もない。神社の鳥居は崩れ、玉垣が倒れ、本殿は土台から滑り、今にも倒れそうになった。地震直後の状況を思い出すだけでも身の毛がよだつ。地震による死者が出なかったのは、不幸中の幸いであった。避難所の整備、誘導、ブルーシートの無償配布など、被災者に対する行政サイドの早い対応は我々住民にとって大いに助かったし、力をいただいた。

戦後の高度経済成長により鳥取県中部も発展してきたが、1990年代から急速に進んだ少子高齢化、都市部への人口流出、規制緩和による郊外型店舗の進出、モータリゼーション等により中心市街地の空洞化のスピードが加速されていった。この度の鳥取県中部地震がこれらの問題を一気に顕在化させたといえる。

地震発災直後から、多くのボランティアによる復興への支援が始まった。差し伸べられた支援は高齢化した住民にとって何とありがたいことであったことか。復旧・復興が進む中、我々中心市街地の商店街では、地震を忘れることなく、多くの御支援に感謝し、復旧・復興に元気に頑張っていることを、発信していこうと取り組みを始めた。これが「福興祭」の実施へと繋がっていく。

「ありがとう」、「頑張ろう」、「忘れない」を合言葉に、鳥取県、倉吉市、北栄町、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、倉吉商工会議所、JA鳥取中央、赤瓦、異業種交流プラザ、とっとり県民活動活性化センター、新日本海新聞社、中心市街地活性化協議会、特定非営利活動法人未来、倉吉銀座商店街振興組合で鳥取中部福興祭実行委員会を組織した。官民一体となった素

晴らしい組織で、もとに戻すだけが復旧・復興の終わりでないことを認識し、「マイナス」から「ゼロ」へ、そして、「ゼロ」から「プラス」へ、「復興」から福を興す「福興」へ、そして、福を高める「福高」へと皆の力が結集できたと自負している。

平井伸治鳥取県知事さんが鳥取県中部地震の発災後、被害を受けた現場を回りながら、山上憶良の「世の中を憂しとやさしと思へども飛び立ちかねつ鳥にしあらねば」の歌を念じておられたとお聞きし、改めて知事さんのお気持ちに感謝、感謝である。

皆で力を合わせて、「福高」を実現させたいものである。



鳥取中部福興祭オープニングセレモニーの様子

“復興”大空に舞う



復興への願いを込めて風船を飛ばす市民ら＝21日、鳥取県倉吉市明治町

鳥取中部地震1年、倉吉でセレモニー

鳥取県中部で最大震度6弱を観測した地震から21日で1年となった。倉吉市内では、震災を乗り越える被災地の元気を全国に発信する「復興祭」が盛大に開かれ、復興セレモニーで平井伸治県知事らが多くの支援者に感謝しながら「復興から復興」に向けての決意を表明。地震が発生した時刻に合わせ、大勢の参加者が「復興」の願いを込めた色とりどりの風船を大空に放った。

(28面に関連記事)

市緑の彫刻プロムナード公園特設ステージであったセレモニーでは、平井知事がこの1年間を総括。「地震で学び、培ったことを土台に、しっかりと未来に向かって歩んでいかなければならない」と呼び掛け、節目を契機に「幸福の復興を成し遂げていくことを誓いたい」と万喊く語った。

続いて、被災した中部5市町を代表して、石田耕太郎倉吉市長が「元に戻るだけの復興ではなく、プラスになる復興を進めていきたい」と述べ、復興の実現を約束した。

ステージでは、復興支援者への感謝状贈呈と自主防災組織の知事表彰があり、復興支援としてキンピールから寄付金130万円が贈られた。

中学生の地震体験発表や幼稚園、保育園児によるパラボルンや合唱の披露もあり、最後に参加者が「10・21」にちなんだ1021個の風船を大空に向けて飛ばし、早期の復興を祈った。

(前田雅博)

第4章

中部地震関連新聞記事

協力（五十音順）

一般社団法人共同通信社

株式会社朝日新聞社

株式会社産業経済新聞社

株式会社新日本海新聞社

株式会社毎日新聞社

株式会社読売新聞社大阪本社

鳥取中部 震度6弱

県内で6人けが

2700人避難、余震続く



震度6弱の地震が襲い、エントランス付近の天井が落ちた鳥取県東条市11日午後2時40分
鳥取県東条市駐輪場町

21日午後2時7分ごろ、鳥取県で震度6弱の地震があった。倉吉市、福船町、北栄町で震度5弱、鳥取市鹿野町、三朝町などで震度4強を記録したほか、関東から九州にかけて広い範囲で揺れを記録した。気象庁によると、震源地は鳥取県中部で、震源の深さは約11キロ。地震の規模はマグニチュード(M)6.0と推定される。津波の心配はない。その後、同県などで震度4を記録するなど、余震とみられる揺れが続いた。

鳥取県内では、福船町一建物の被害も相次ぎ、市内の小学校で避難中の児童が転倒して手を怪我する重傷、5人が軽傷を負った。21日午後4時半現在、4市町で来中心のつり天井の約2700人が避難した。福船町でも天井板(約40枚)と、愛媛県伊方町の伊予郡松山町、北栄町に



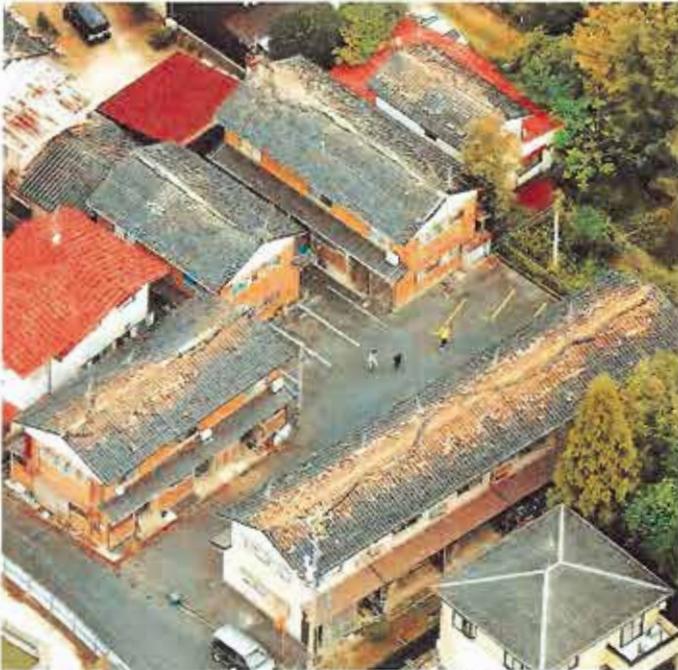
鳥取県は災害対策本部を設け、倉吉市内の一部地域で断水が続いているため、平井自治体は自衛隊に給水の災害派遣を要請。同市

災害救助法の適用を求めた。政府は、首相官邸内の危機管理センターに官邸対策室を設置。警察は災害警備本部を設けて、被害情報の収集にあたっている。

鳥取中部 震度6弱

近畿、四国も揺れ

M 6.6 5府県24人重軽傷



地震で屋根瓦が落ちた建物（21日午後4時31分、鳥取県倉吉市で、本社ヘリから）＝大久保忠可撮影

21日午後2時7分頃、鳥取県中部を震源とする地震があり、同県倉吉市や湯梨浜町、北栄町で震度6弱を観測した。気象庁によると、震源の深さは11㎞、地震の規模を示すマグニチュード(M)は6.6と推定される。揺れは広範囲に及び、京都、大阪、兵庫各府県などでも震度4を記録。読売新聞のまとめでは、鳥取県で16人、岡山、兵庫両県で各3人、大阪府、和歌山県で各1人の計24人が重軽傷を負った。鳥取県によると、同県三朝町の無職男性(86)が行方不明。同県内で全壊3棟を含む83棟の損壊が確認され、約3000人が避難しているという。(関連記事4・8・32・33面)

気象庁によると、鳥取市で震度1〜4の地震が1分間に地震が起き、北栄町や岡山県真庭市などで震度0.3回あった。県中部では、震度4を観測していた。5強、香川、愛媛各県などで昨年10月から今年20日までで震度4を観測。鳥取県でM4クラスの地震が3回、宇の青木元・地徳津波監視はその後も22日午前0時までは発生し、21日も午後0時12分、震度は今後1週間程度、



震度6弱程度の地震に注意してほしいと呼びかけた。倉吉市役所では、窓ガラスが割れるなどして業務が困難になり、同市内の県中部総合事務所に対策本部を設置。21日午後10時現在、市内の小学校など18か所に計1921人が自主避難し、湯梨浜町などでも500人以上が避難している。三朝町の男性は21日午後1時30分頃、自宅近くの畑にいたが、妻に「竹を取りに行く」と言った後、連絡が取れなくなったという。

鳥取県は、倉吉市と湯梨浜町、北栄町に災害救助法の適用を決めた。

一方、陸上自衛隊米子駐屯地は、倉吉市内で多数の世帯が断水しているとして鳥取県から災害派遣の要請を受け、21日夜、隊員約30人で給水支援活動を開始した。

JR西日本によると、停電のため山陽新幹線新大阪―博多間で運転を見合わせ、20分後に再開。JR東海によると、東海道新幹線は地震防災システムが検知したため新大阪―豊橋間で15分間運転を停止した。

中国電力によると、震度4を記録した松江市にある島根原子力発電所1、2号機(運転停止中)と、建設中の3号機のプラントに異常は確認されなかった。福井県内の原発15基(廃炉決定分を含む)、3号機が運転中の愛媛県伊方町の四国電力伊方原発にも異常はなかった。

鳥取県内で震度6弱以上の地震を観測したのは、最大震度6強で負傷者182人、全壊家屋435棟の被害が出た2000年10月6日の鳥取県西部地震以来。

鳥取県倉吉市、湯梨浜町、北栄町

震度5強 鳥取市、鳥取県三朝町、岡山県真庭市、鏡野町

震度5弱 鳥取県琴浦町、日吉津村、島根県隠岐の島町

震度4 鳥取県米子市、境港市、岡山市、岡山県津山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、赤磐市、松江市、島根県出雲市、安来市、大田市、広島市、広島県庄原市、安芸高田市、廿日市市、呉市、江田島市、竹原市、尾道市、高松市、愛媛県今治市、兵庫県豊岡市、姫路市、たつの市、南あわじ市、京都府与謝野町、大阪府四條畷市、山口県岩国市、柳井市

震度3 島根県浜田市、松山市、徳島市、神戸市、京都市、大阪市、堺市

震度2 福岡市、北九州市

鳥取中部で震度6弱



倒壊で損壊した建物＝鳥取県東郷町で
21日午後6時55分、日経一報撮影

デジタルプラス
写真特徴と動画



M 6.6 1人行方不明 20人重軽傷、300人避難

21日午後6時55分、鳥取県を中心に強い揺れが続き、県庁所在地・鳥取市、北栄町で倒壊や被害を記録した。鳥取市や山形県鶴岡市などで震度6強、若狭や四国地方でも震度5を記録し、広い範囲で強い揺れに襲われた。気象庁によると、震源は鳥取中部で、震の深さは11キロ。地震の規模を示すマグニチュード(M)は6.6と推定される。鳥取県東郷町では避難者がけがを負った。鳥取のまともでは、県内14人が重軽傷、岡山、兵庫、大阪の3府と合わせて、県外被害は約20人に達する。(鳥取県地震対策課、21日午後6時55分)

北栄町に多く、町内で住宅や店舗を営む軒数の多い鳥取市でも倒壊や被害を記録した。鳥取市や山形県鶴岡市などで震度6強、若狭や四国地方でも震度5を記録し、広い範囲で強い揺れに襲われた。気象庁によると、震源は鳥取中部で、震の深さは11キロ。地震の規模を示すマグニチュード(M)は6.6と推定される。鳥取県東郷町では避難者がけがを負った。鳥取のまともでは、県内14人が重軽傷、岡山、兵庫、大阪の3府と合わせて、県外被害は約20人に達する。(鳥取県地震対策課、21日午後6時55分)

北栄町に多く、町内で住宅や店舗を営む軒数の多い鳥取市でも倒壊や被害を記録した。鳥取市や山形県鶴岡市などで震度6強、若狭や四国地方でも震度5を記録し、広い範囲で強い揺れに襲われた。気象庁によると、震源は鳥取中部で、震の深さは11キロ。地震の規模を示すマグニチュード(M)は6.6と推定される。鳥取県東郷町では避難者がけがを負った。鳥取のまともでは、県内14人が重軽傷、岡山、兵庫、大阪の3府と合わせて、県外被害は約20人に達する。(鳥取県地震対策課、21日午後6時55分)

鳥取県東郷町で倒壊した建物。21日午後6時55分、日経一報撮影

鳥取県東郷町で倒壊した建物。21日午後6時55分、日経一報撮影

鳥取県東郷町で倒壊した建物。21日午後6時55分、日経一報撮影

MAINICHI
新毎日

10月22日(土)
2016年(平成28年)
発行所：大塚市北区西田3丁目4番5号
〒530-0251 電話：06-4345-1551
発行新聞 大塚本社

SINCE 1896
120
ANNIVERSARY
白十字

ニュースの扉

「お早よう」に四半それぞれアクセント
東大阪市 塚本浩一

日銀、物価目標先送り検討
日本シリーズきょう開幕
旧奈良監獄 重文に
秋田 高速道逆走3人死亡

30 29 23 2

スポーツ22-23
くらしナビ11-20
証券5-7・10
社説5

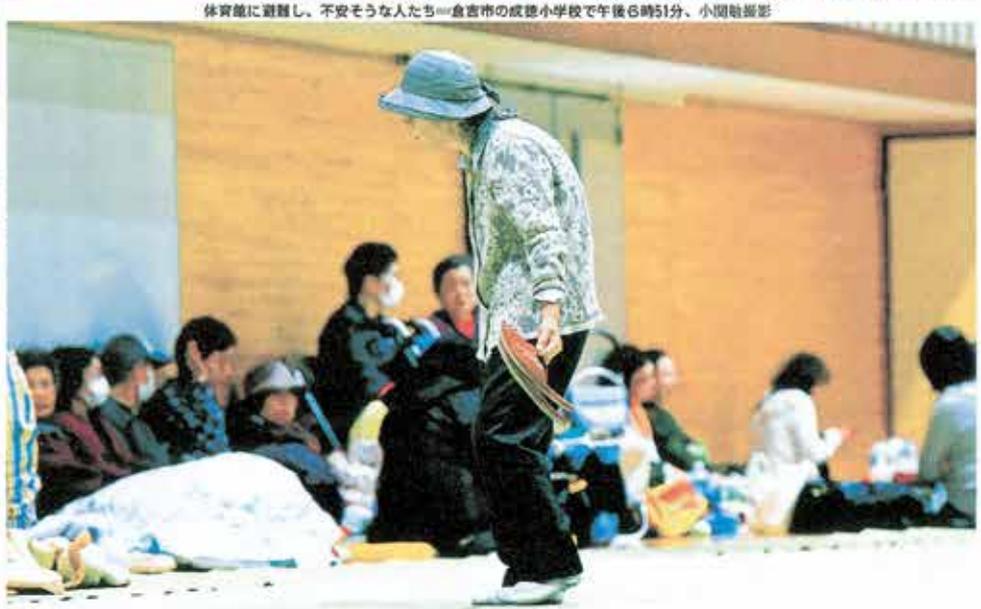
新・朝刊13
文芸12-13
みんなの広場9
読んであげて14

鳥取県東郷町で倒壊した建物。21日午後6時55分、日経一報撮影

中部地震関連新聞記事



余震が続くため、町内会のビニールハウスに避難した人たち。北米町で午後11時7分、山崎一博撮影
壁が崩れた倉吉市の白壁の土蔵。午後4時38分、寺元浩樹撮影



体育館に避難し、不安そうな人たち。倉吉市の成徳小学校で午後6時51分、小関勉撮影



白壁の街 無残

鳥取・震度6弱

写真はいずれも鳥取県で21日



強い地震で被害を受けた多目的ホール。倉吉市で午後2時40分
地震で落ちた神社の鳥居。同市で午後7時半、三浦博之撮影



避難所にテントを張って夜を明かす女性。被災地を視察に訪れた記者が「まさかの場所」があるとは思ってもいなかった。北米町で午後7時30分、山崎一博撮影



倉吉市役所に到着した県からの支援物資。午後10時17分、原田仁史撮影



震地ではたくさんのお盆が倒壊した。倉吉市で午後5時30分、原田仁史撮影

鳥取で震度6弱

西日本中心広域で揺れ

21日午後2時7分ごろ、鳥取県中部で震度6弱の地震を観測した。震源の深さは約11キロ。地震の規模を示すマグニチュード(M)は6.6と推定される。中国地方を中心に関東から九州の広い範囲で揺れが確認された。気象庁によると、揺れの激かった地域では1週間程度、最大震度6弱程度の揺れの恐れがある。

1週間 同程度の地震の恐れ



- 気象庁の青木元・地震課 被災現場長は記者会見で、この地域では、大きな地震が3面、ひびすみ集中、6面、工場一時停止、30面、150、先で、31面不安な夜



屋根瓦が崩れ、壁も倒壊していた。21日午後4時ごろ、鳥取県倉吉市。本柱橋から、川村徳子撮影

アンテナ塔に空襲警報

重軽傷者は20人

朝日新聞が各県や消防に取材したところ、22日未明までに鳥取、岡山、兵庫、大阪、和歌山の各府県で約20人の重軽傷者が報告されており、うち鳥取県内が16人。同県鳥取市では小学3年の男児が避難途中に転倒し

観測したのは、2000年10月の鳥取県西部地震(M7.3)以来、このときは震度6強を観測し、総務省消防庁によると182人が負傷、4356棟が全壊し、3101棟が半壊した。

今回震度6弱を観測したのは鳥取県の倉吉市、湯梨野町、北栄町。震度5強は鳥取市や岡山県総野町など。震度4は広島市、高松市など。大阪府の豊中市、吹田市、大阪市などで震度3、名古屋市、福岡市などで震度2、東京都心などで震度1を観測した。

鳥取市など揺れ激し、地震の関連を調べている。鳥取市災害対策本部などに、同県内では建築物の全壊4棟、一部損壊7棟の計33棟に被害が確認された。倉吉市役所本庁舎は窓ガラスが割れ破片が散

ど中部を中心に避難所が開設され、21日深夜までに約2980人が避難した。消防署は鳥取知事の災害派遣要請を受け、給水のために陸上自衛隊の部隊を倉吉市に派遣した。

中国電力によると、地震の影響で鳥取、岡山の両県で約7万7100戸が停電したが、21日夕までに復旧。鳥取県内1、2号機(松江市)は運転しておらず、建設中の3号機も含め影響はないという。JR西日本などによると、東海道・山陽新幹線も地震発生から一時、運転を見合わせた。高速道路では、岡山県内の中国自動車道などの一部区間で一時通行止めになった。

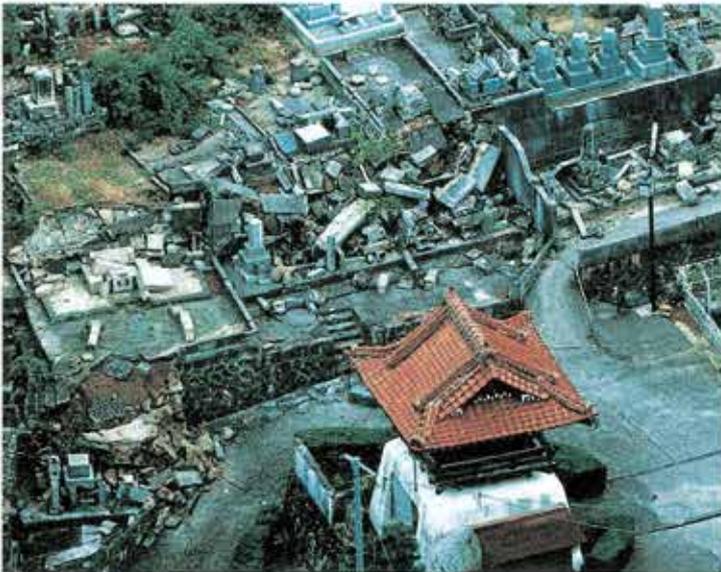
鳥取 震度6弱

11人負傷 住宅倒壊

M 6.6 7万7100戸一時停電

21日午後2時7分ごろ、鳥取県中部の倉吉市や湯梨野町、北栄町で震度6弱の地震があった。岡山県北部で震度5強、島根県鹿野でも震度5弱を記録。関東から九州にかけての広い範囲で揺れを観測した。気象庁によると、震源地は鳥取県中部で、震源の深さは約11キロ。地震の規模はマグニチュード(M)6.6と推定される。津波はない。

総務省消防庁によると、1人が軽傷を負った。鳥取県北栄町では住宅2棟が倒壊した。岡山県では、小学3年の男児が手の骨を折る重傷のほか、5人が軽傷。岡山県で1人が足の骨を折る重傷。



激しい揺れにより墓石や石塔が崩れた寺院—21日午後3時34分、鳥取県倉吉市 (本社ヘリから、宮沢宗士郎撮影)

産経WESTに動画

ひずみが蓄積企業 確認急ぐ
写真グラフ
【今後も警戒を】
余震 不安な夜
29 28 27 8 3

長岡期地震動の「階級3」だった。同気象台は「揺れの強かった地域では今後1週間ほど、震度6弱程度の地震に注意が必要」と指摘。鳥取県や岡山県で震度4を観測するなど、余震とみられる地震が続いた。

警察などによると、震度3を記録した兵庫県加古川市で女性(78)が転倒して左足を骨折したほか、大阪市や和歌山市でもそれぞれ1人が軽いけがをした。また、湯梨野町庁舎のタイル壁などが割がれ落ちる被害があった。中国電力によると、鳥取、岡山両県で延べ約7万7100戸が一時停電した。

岡山空港が滑走路を一時閉鎖。山陽新幹線の新大阪―博多間、東海道新幹線の一部で一時運転を見合わせた。JRの列車が瀬戸大橋で立ち往生し、約430人が一時閉じ込められた。岡山県内の中国自動車道や岡山自動車道の一部も通行止めとなった。

各電力会社によると、運転を停止している松江市の鳥根駅発、3号機が営業運転している愛媛県伊方町の

主な地域震度

(21日午後2時7分ごろ)



234棟損壊 重軽傷16人



前に傾入、地震で壊れた屋根にブルーシートを張る人たちが22日午前、鳥取県倉吉市元町通保社へりから

鳥取中部地震

余震160回超 なお1324人避難

鳥取県中部で最大震度6弱を記録した地震は、翌も余震とみられる揺れが断続的に続いた。県災害対策本部によると、22日午後4時までに34棟の家屋が損壊し、16人が重軽傷を負った。1市4町で1,324人が避難を強いられている。19日朝日から自治体によるボランティアの受け入れが始まり、復旧に向けた動きも本格化した。



鳥取県中部の地震による被害・避難状況 (22日午後4時現在)

人的被害 16人 (重傷2、軽傷14)

住宅被害 234棟 (全壊3、半壊2、一部破損229)

公共土木施設被害 42カ所 (河川1、砂防3、道路30、橋りょう3、その他5)

住民避難 1,324人 (倉吉979、三朝199、北栄65、湯梨浜74、草津7)

大牟田で34棟のうち、北栄町で3棟が全壊、2種が半壊、倉吉、三朝、湯梨浜の3市町を中心に2,200戸が一部損壊した。地震から一週間、被災者が倒壊する恐れを助けるため、自治体がブルーシートを配布した。被災者は屋根の上でブルーシートを敷き、家屋の残骸はほぼ復旧したが、県内のライフラインはほぼ復旧したが、県中部では広範囲にわたる被害が確認された。

受け皿となる「ボランティアセンター」も設置された。一方、県中部のホテル・旅館で宿泊予約のキャンセルが相次ぎ、観光面に影響を及ぼしている。県は、1市4町が避難所を開設し、物資の配布や避難所での生活支援を本格的に始めた。多くの企業にも影響が出ている。県中では23日昼すぎから雨が降り、見込みで、県や気象庁が土砂災害への警戒も呼び掛けている。(田村彰彦)

被害の実態次々に



避難所で支給されるおにぎりをもろう子どもら＝22日午前7時10分、鳥取県鳥取市の河北小体育館

「こんな大惨事になるとは」。鳥取県中部を震源に震度5弱を記録した地震から一夜明けた22日、次々と被害が明らかになった。崩壊する道路、崩れ落ちた民家、観光施設は損壊。被災者は崩れ落ちたガラスや壁の破片などの片付け作業に進む。避難所では配給されたおにぎりで空腹を満たす家族ら。余震が続く中、不安を抱えながら生活再建へ向かう。



道路の陥没を調べる国土交通省鳥取県川部事務所の職員＝22日午前7時1分、鳥取県北栄町千手



鳥取県鳥取市内で行われた給水作業＝22日午前（共同通信社へりから）



地震の影響で東郷池の伝統漁法「四ツ手網」の小屋が傾いた＝22日午後2時20分、鳥取県東郷池共済地



崩れた屋根にブルーシートをかける人たち＝22日午前、鳥取県北栄町



鳥取 余震160回超 避難1300人 支援本格化

鳥取県中部の倉吉市と湯梨浜町、北栄町で震度6弱を観測した地震で、県は22日、各自治体が運営する避難所などに食料や毛布などの物資の支援を本格的に始めた。6弱を観測した3市町と、三朝町などを中心に避難者数は同日午後4時時点で計1324人。一部で車中泊をした被災者もあり、県は避難状況や健康状態の把握を進める。

30面に「長周期地震動」、31面に「車中泊続く」

住宅被害は北栄町で3棟が全壊、2棟が半壊。三朝町や湯梨浜町を中心に計229棟が一部破損した。けが人は再集計した結果、重傷2人を含む計16人。近県の負傷者数は変わらず、全体で計21人になった。

鳥取地方気象台による
瓦が崩れ落ちた屋根にブルーシートを掛ける住民ら
22日午前、鳥取県倉吉市
(本社ヘリから、古殿正樹撮影)

被害状況 ※10月22日午後4時現在

負傷者	21人	
住宅被害	全壊	3棟
	半壊	2棟
	一部破損	229棟
避難者	1324人	

と、21日の震度6弱以降、22日午後6時までに震度1以上の地震は162回発生。「今後1週間ほど震度6弱程度の地震に注意が必要」と警戒を呼び掛けている。三朝町では21日の地震後、男性(86)が行方不明になっていったが、22日早朝、自宅近くで無事に保護された。

被災地では住宅の瓦が崩れる被害が相次ぎ、各自治体が被災者にブルーシートを配布。倉吉市など3市町が災害ボランティアセンターを設置した。同町のボランティアセンターでは受け付けを始めており、がれきの撤去や、屋根のブルーシート張りなどのボランティアを求めている。

「いつ帰れるのか」

前向きに考えないと…

緊急連載
その時…わがまちは
10・21鳥取中部地震
《上》



震度6弱の地震で割れた窓ガラスの破片が散乱する倉吉市役所。21日鳥取県倉吉市

見慣れた建物が軒並み姿を変えた。「家中めっちゃくちゃ」「瓦が落ち、壁はひび割れた」。被災者は口々に惨状を語る。

避難所生活は21日4日目。余震が続き、身を寄せる住民の不安やストレスも募る。「怖くつれるのか」「怖くて眠れない」。上瀬小（倉吉市）の体育館で過ごした人からそんな声が続いた。

心臓病を患う森下勝子さん（72）は同市昭和町2丁目。「は言っ、私も体が弱り、精神的にもさついが、住民が自ら前向きに考えないと復旧は始まらない」

■現場は混乱
ほとんどの被災自治体が「初動はスムーズ（倉庫止道橋梁班班長）と振り返る。しかし、現場は混乱を極めたのが実態だ。

倉吉市で火災3件発生、湯梨浜町で家庭倒壊…。飛び交う情報に、職員や警察官は振り回された。「現場で聞く話と違っ」。県防災

援の動きが広がる。家屋の被害が大きい北栄町では21日、鳥取県西部地震で被災した日野町の職員が入り、罹災証明書発行に向けた調査などで支援。同町の池田俊弘産業振興課長は「経験を生かして助けたい」とした。

■心のケア
学校は授業中だった。「訓練通りに避難し、十分な対応ができた。明倫小（倉吉市）の谷口卓人教頭の述べは、多くの学校関係者を代弁する。

「児童の引き取り先」。避難後、学校から保護者に緊急電子メールが送られた。しかし、状況が書き込まれた。

■行き場がない
停電、断水…。備後厚生病院（倉吉市）の会議室に設けた災害対策本部のホワイトボードに、次々と院内の状況が書き込まれた。

ライフラインは病院設「ウェルヴェチア」の生命線。医療機器は（倉吉市）では、全員が除外へ避難するまでが、エレベーターは動かせず、足腰の弱い患者らを人海戦術で搬送し、人工透析も一時でえなくなった。

「今日から通常の体制に戻します」。24日朝、井藤久雄院長が幹部職員ら約60人の前で「復旧」を告げた。中絶していた病院食の提供も再開するなど、平穏を取り戻しつつあるが、一方で不眠に陥る患者も少なくない。

福祉の現場にも深刻な課題を残す。入所者が、被るの映像や関係者のほとんどが車いすを対応を過ぎ、被災が突利用する障害者支援施設に付けた課題を挙げる。

雨予報 作業急ピッチ

県内外ボランティアも活躍



雨漏りの可能性がある屋根にブルーシートを張るボランティア
25日、鳥取県北栄町西園

鳥取中部地震

最大震度6弱を観測した地震に襲われた鳥取県中部では25日、強風と雨の予報に伴い、住民や県外から駆け付けたボランティアらが破損した屋根にブルーシートを張ったり、風で飛ばないよう土のうを乗せたりする作業に奔走した。一斉、高齢者や一人暮らし世帯ではシート張りの要請が相次いでいるが、行政の対応が追いつかない課題も浮上している。(取材班)

この日、被災者宅で展開、傷んだ部分を補は家族や業者が急ピッチで作業。倉吉市昭和町2丁目の主婦(67)は、知人の協力を得て自宅屋根のシートを張り直した。「風がめくれってしまった。雨が降る前に終わらせてしまわない」と話し、今にも雨が降り出しそうな曇り空を見上げた。県内外から駆け付けたボランティアも活躍した。このうち、熊本地震の被災地で住宅のシート張りなどの支援を続ける熊本県内のグループ「フキシンズ」は北栄町西園で活動を

展開、傷んだ部分を補は家族や業者が急ピッチで作業。倉吉市昭和町2丁目の主婦(67)は、知人の協力を得て自宅屋根のシートを張り直した。「風がめくれってしまった。雨が降る前に終わらせてしまわない」と話し、今にも雨が降り出しそうな曇り空を見上げた。県内外から駆け付けたボランティアも活躍した。このうち、熊本地震の被災地で住宅のシート張りなどの支援を続ける熊本県内のグループ「フキシンズ」は北栄町西園で活動を

は北栄町西園で活動を

16年前の教訓 生きた

鳥取地震 1 週間



▲ 周辺自治体などから届けられた物資(22日、鳥取県倉吉市) ※ 宇野木雄一撮影

28日で発生から1週間になった鳥取県中部の地震では、初動を巡り、2000年の鳥取県西部地震を教訓に構築された支援の仕組みが一定の機能を果たした一方で、最も大きな被害が出た倉吉市で本庁舎が一時、機能不全に陥るなど、今後の課題も浮き彫りになった。

〈本文記事1面〉

初動・備蓄連携が機能

「これで何とかしのげると、市職員から安堵の声が」。震度6弱を観測してから8時間後の21日午後8時頃、倉吉市役所近くの広場に、乾パンや毛布を積んだトラックが到着し始める。補ったのが、西部地震

「これで何とかしのげると、市職員から安堵の声が」。震度6弱を観測してから8時間後の21日午後8時頃、倉吉市役所近くの広場に、乾パンや毛布を積んだトラックが到着し始める。補ったのが、西部地震

「これで何とかしのげると、市職員から安堵の声が」。震度6弱を観測してから8時間後の21日午後8時頃、倉吉市役所近くの広場に、乾パンや毛布を積んだトラックが到着し始める。補ったのが、西部地震

震源域 ひずみ蓄積早まる

鳥取県中部で震度6弱を観測した地震の震源域では2011年の東日本大震災以降、地震を引き起こす「ひずみ」の蓄積が早まっていたことが、京都大防災研究所の西村卓也准教授(測地学)の研究で分かった。西村准教授は「東日本大震災が、今回の地震の引き金になった可能性がある」としている。

京大准教授

東日本大震災以降

鳥取県中部で震度6弱を観測した地震の震源域では2011年の東日本大震災以降、地震を引き起こす「ひずみ」の蓄積が早まっていたことが、京都大防災研究所の西村卓也准教授(測地学)の研究で分かった。西村准教授は「東日本大震災が、今回の地震の引き金になった可能性がある」としている。

要支援者情報で迅速安否確認

「支え愛マップ」効果



鳥取中部地震あす3カ月

2016年10月に鳥取県中部で最大震度6弱を観測した地震から21日で3カ月。被災地の一部では、1人暮らしの高齢者や障害者ら「要支援者」の情報を地図に記した「支え愛マップ」が、避難の際に効果を發揮していたことが県のまとめで分かった。要支援者を住民が把握して避難経路を決めたことで、迅速な安否確認と誘導につながった。県は地域主体の防災体制を強化するため新年度に事業を拡充する。

(北原雄一)

地域防災体制強化へ 県、新年度に事業拡充

■454集落が作成
支え愛マップ策定事業
は、1人暮らしの高齢者や
障害者ら要支援者の見守り
を進めるため、県が市町村
や社協と連携して12年度か
ら実施。集落には10万円が
補助され、昨年12月末まで

■経験が生きる
大きな被害を受けた倉吉
市では、221自治公民館
のうち52自治公民館でマッ
プを作っている。このうち
下田中町自治公民館では、
地震直後に役員や住民が要
支援者宅を訪ねて安否を確
認。補助金で購入した車い
すも活用し、避難所となっ
た公民館に要支援者を誘導
した。余震が続く中、数日
間は住民が要支援者に付き
添って寝泊まりするなど、
住民が協力し合って避難生
活を送ったという。

■自主防災の役割

避難訓練を重ねてきた経験が生きた。皆がごく当たり前
に動くことができた」と今
回の地震を振り返る。
同市上井の柳町自治公民
館はマップ作りの作業中だ
ったが、地震発生当時は既
に55歳以上の要支援者の所
在や状態を把握していたた
め、迅速な対応ができたとい
う。林町公民館長(68)は「す
ぐに近所の人や安否確認し
た。町内の力を結集し初動
が乗り切れたのは、マップ
作りを通じた助け合いの意識
付けができていたから」と
語る。

に県内2901集落のうち
454集落で作成を終えてい
る。
マップには、本人の了解
を得て要支援者の家族構成
や避難先などを記載。集落
内で話し合っておき、普段
は声掛けや見守り、災害時
は避難誘導する。
完成した「支え愛マップ」
を確認する林館長(中央)
ら18日、倉吉市上井の柳
町自治公民館

地域に元気 住民に笑顔

中部地震5カ月

復興応援イベント盛ん

鳥取中部地震の発生から21日
で5カ月を迎えた。一部に「応
急措置は一段落した」との声も
あるが、被災地では家屋のプ
ールシートが外せないなど、震災
の爪痕はまだまだ解消されて
いない。そんな中、民間団体や
住民組織が中心となって復興を
応援するイベントで地域を元氣
にしたり、被災者や子どもたち
を笑顔にする取り組みが続い
ている。(池田悠平)

倉吉市の観光地、白からファンや観光客を
壁土蔵群周辺は11、12
日の2日間で約890
呼び込んだ。

周辺の宿泊施設はほ
ぼ満室。観光客は買
物しながらまち歩き
を楽しみ、若者らは倉
吉の元氣な姿を見て安
心した」とSNS(会)
催し、復興への力にす



音楽配信コンテンツと連動した復興応援イベントでは、全国からのファンや観光客が街の中を回遊し、大変な賑わいを見せた。12日、倉吉市の白壁土蔵群周辺

員制交流サイト)で発
信。地震の風評被害に
悩まされた観光地を元
氣づけた。
ファンは多くは何度
も「聖地・倉吉」を訪
れており、倉吉観光マ
イス協会の牧野光昭会
長は「倉吉に『お帰
りなさい』と言えるイ
ベントとなり、うれしい。
今後も観光客増加を促
すような企画で倉吉を
盛り上げたい」と意欲
を見せる。

■自ら開催も

今年に入って、県中
部では復興を応援する
催しが各地で行われ
ている。被災者が自ら開
催し、復興への力にす

る活動もある。
倉吉市新田の上北条
小では18日、児童を熱
気球に乗せる体験会が
行われた。子どもたち
は初めての体験に歓声
を上げ、その姿を見た
家族や地域住民は気持
ちを明るくした。
米子市を拠点にする
「楽笑本舗」は被災
者を楽しませたいとの
思いから、倉吉市で、お
はなしの会」を定期的
に開催。絵本の読み聞
かせなどを通して交流
の輪を広げている。山
本博美代表は「(昨年
11月の1回目)比べ、
笑顔がどんどん増えて
いる。今後は地元有志
が主体となってイベン

トが開催できるようサポ
トしたい」と話す。
地震を受け、自治会
が中心となった自主的
な活動も見られる。北
栄町国坂浜自治会で
は、他地域の団体を招
いて合同で防災研修会
を実施している。山信
幸朝会長は「地震の際
に培われた助け合いの
気持ちが生かされ、地
域の絆がより強まっ
たと、地域力の向上
を喜ぶ。

■「復興」へ向け
復旧・復興では、公
的な支援と合わせて、
住民自らの取り組みが
欠かせない。県は4月、
倉吉市に「震災復興活
動支援センター」を開
設し、NPO法人やま
ちづくり団体などの活
動をサポートする。震
災で受けたマイナスを
ゼロに戻すだけでなく、
プラスに転じてい
取り組みが、復興を加
速させる鍵とたりそう
だ。

中部地震関連新聞記事

進まぬ再建 遠い復興

昨年10月の県中部地震で9000棟以上の住宅が被災した倉吉市で、再建費用の公的補助となる「県被災者住宅再建支援金」の交付件数が、申請の2割にとどまっていることがわかった。修復工事が完了した条件だが、業者不足に加え、1、2月の大雪で工事が遅れているのが原因だ。地震発生から21日で半年。市内には依然、屋根を覆うブルーシートが目立ち、早期復興の難しさを浮き彫りにしている。

県中部地震から半年

「平成30年3月31日」。4月中旬、倉吉市役所の相談窓口を訪ねた同市余戸谷町の吉田綱司さん(76)は、支援金申請書の工事を完了日欄に、そう書き込んだ。年度末の日付は、工事の時期や費用が「未定」であることを意味する。

木造2階建ての自宅は屋根や外壁が壊れ、基礎のコンクリートには亀裂が入った。当初は昨年度中に修復を終えるつもりだったが、地元業者は工事依頼が立て込み、順番待ちが続く。「早く直したいが、やむを得ない……。雨漏りしないのが、せてもの幸いだ」

地震では県中部を中心に約1万5000棟の住宅が被災。9割以上が損害割合20%未満の「一部損壊」だったため、県などは従来、半壊以上(損害割合20%以上)が対象

倉吉 支援金交付 申請の2割



倉吉市の住宅再建相談窓口。毎日10〜20人が訪れ、再建支援金の申請や工事を完了の報告を行っている(4月中旬、倉吉市役所)

支援金は修復工事が完了後に自治体が交付する。読売新聞の調査では、4月1日現在、被害の大きい倉吉、北栄、湯梨浜、三朝の4市町で計1380件の申請があり、うち交付済みは400件。交付率は28.9%にとどまる。

市町別では、申請数38件の三朝町で100%だったが、同146件の北栄町は76.6%、同146件の湯梨浜町は31.5%。被災数が最多の倉吉市は1063件の申請に対し、交付は214件で20.1%

業者不足、大雪 工事完了に遅れ

遅れの要因について、自治体担当者は「修繕業者や職人の不足」と「大雪」を挙げる。県中部のある瓦工業者は「冬場は大雪で屋根が上がれず、見積もり作業もできなかった。順番待ちは1000件以上。年内に終わるのは難しい」とこぼす。

また、4市町の被災件数は1万4000棟以上に上るが、同支援金と、損害割合10%未満の世帯に支給する「県被災者住宅修繕支援金」(上限5万円)の申請件数は計8475件。県は「修復工事が進まず、申請自体していない人もいる」とみる。

一方、建設業界の6団体でつくる「中部地震住宅修繕支

被災4市町の県住宅再建支援制度の利用状況

被害	申請件数(金額)	被災者への交付済み件数(金額)	交付率
倉吉市			
半壊	83件(7700万円)	9件(850万円)	10.8%
一部損壊	980件(2億9079万円)	205件(5993万円)	20.9%
北栄町			
半壊	10件(950万円)	7件(675万円)	70.0%
一部損壊	123件(3384万円)	95件(2543万円)	77.2%
湯梨浜町			
半壊	8件(476万円)	1件(100万円)	12.5%
一部損壊	138件(3208万円)	45件(1269万円)	32.6%
三朝町			
半壊	3件(252万円)	3件(252万円)	100%
一部損壊	35件(1020万円)	35件(1020万円)	100%
合計	1380件(4億6069万円)	400件(1億2702万円)	28.9%

※倉吉市と北栄町の「全壊」「大規模半壊」世帯は国の被災者生活再建支援制度を適用

援センター」(倉吉市)の担当者は「費用が予想より高額で、工事をためらうケースもある」と指摘する。

倉吉市の無職男性(85)は「見積もりでは屋根が60万円、壁が10万円かかると言われた。支援金があるとはいえずぐにらせる額ではない」と話す。この間にも、屋根のブルーシートは風で破れるなどし、2度張り替えた。

再建支援金の交付は、来年10月21日までの工事を完了した条件となっている。倉吉市防災安全課の谷本洋一主査は「住宅再建なしに復興はない。春になり、工事のペースは加速するはずで、一刻も早く進むよう、県などと連携して後押ししたい」と話している。

(岡田浩幸)

災害弱者の支援を模索

昨年10月の県中部地震で、地域が直面した課題の一つに、高齢者や障害者ら自力での避難が困難な住民への支援がある。事前に避難時の行動計画を作成していたにもかかわらず、十分に機能しなかった自治会は多い。またあの揺れに襲われたら、どう行動するか……。各地で模索が続く。

県中部地震から半年 下

今年8日夜、倉吉市大塚地区の公民館に住民30人が集まり、地震発生直後の対応について意見を交わした。

田園が広がる市北部の同地区は、住民約170人のうち半数以上が65歳以上。当時、独居の高齢者は6人おり、大規模災害時に公民館などへ一緒に避難する「協力員」を1人ずつ決め、年1回の訓練で手順を確認していた。

だが、現実には想定通りとはいかなかった。地震発生時刻は午後2時7分。住民の多くは仕事などで外出していた。その中には協力員も含まれ、高齢者の安否確認に時間を要した。

意見交換では、協力員だけでなく、近隣住民でカバールし合うことなどが提案された。公民館長の生田幸人さん(66)は「反省点を踏まえ、避

難態勢や訓練の仕方を再考したい」と語った。

日中の発生 誘導に限界



地震直後の行動を振り返る大塚地区の住民(8日、倉吉市で)

倉吉市が昨年11月に実施したアンケートでも、同じ課題が浮かび上がった。回答のあった市内の自主防災組織など168団体の半数にあたる81団体が「防災活動ができなかった」と回答。うち52団体(64%)が理由を「多くの人が仕事中でいなかった」とした。防災士の資格を持つなど活動

在宅者で防災組織 意識向上へ

の中心となる人材が不在だったケースも3割程度あったという。

市防災安全課の吉川仁彦課長は、「平日か週末か」「日中か夜間か」など状況に応じた態勢づくりを早急に進めなければならぬ」と促す。

約280世帯が暮らす同市生田地区は今年、現在ある「生田自主防災会」とは別に、定年退職者や主婦ら日中に在宅している住民で新たな組織を発足させることを決めた。災害時、高齢者宅の見回りや消火活動などに取り組むといい、同防災会の難波誠会長(68)は「防災に『共助』は不可欠。地域で災害に備える意識を高めていきたい」と話す。

行政も支援を強化する。同市は今年度から、防災士の資格取得のための研修参加費を全額負担する制度を新設。地域で防災活動のリーダーとなる人材養成を急ぐ。県も、防災士資格を持つ県民らを対象にした図上訓練などを新たに始め、個々のスキルアップを図る。

高知大地域協働学部の大槻知史准教授(地域防災)は、「高齢者ら災害弱者は近隣の教世帯で見守るという考え方が有効。そのためにも、日頃から住民同士が顔を合わせ、近況を把握しておくことが大切だ」と指摘する。(古賀愛子)

復興から 福興へ

鳥取中部地震から1年

「1年前」と風景は変
わったよ。ブルーシートは
減り、町の人に笑顔が増え
た」と、野菜や花を積載し
た荷台付き自転車をこぎな
がら話すのは「カーゴマル
シェ」として週2回、倉吉
市の明倫と成徳の2地区を
移動販売している福井恒美
さん(59)。

ヘルを鳴らし、家々に「今
日は大根の間引き菜やコシ
ヨウの葉があるよ」と声を
掛け、買物の精算をし
ながら世間話をする。もし
て「変わらぬ？」、「困っ
たことはない？」の問い掛
けは欠かさない。
同市河原町の杉山市子さ
ん(91)は「声を掛けてもら
って助かる。昼間でも、近
所の人もめったに見かけな
いから心強い」とうれしそ
う。

■将来の不安

昨年10月21日午後2時7
分、最大震度6弱の地震が

人とのつながり



復興に向けて多方面にわたって活動が広がっている(上は屋根のブルーシート張りの段取りをする復興支援隊のメンバー、下は荷台付き自転車の移動販売の様子)「コラーージュ」

課題解決立ち話から

があらわになってきた」とボランティアセンター(S
ため息をつく。「これが少
子高齢化の現実」
修繕業者の順番を待って
いるわけでもない。金銭的に
余裕があっても、子どもや
孫が戻る見込みのない高齢
者世帯は、今後の生活のた
めにお金を残しておきたい
という気持ちが強い。福井
さんは「会話からそんな思
いを感じる」と話す。
3月末、倉吉市社会福祉
協議会が開議していた災害
表、柿本利摩さん(45)が現
在、依頼を受けると、緑の代
わりサポートしていきたい」と
手に力を込める。

■求められる連携

福井さんも柿本さんも活
動を通じて実感したのはさ
まざまな機関との連携の必
要性だ。
人と会い言葉を交わして
こそ、まちに埋もれている
課題が分かる。それを自治
会や行政、地域包括支援セ
ンター、社協などにつなぎ、
解決の道を探る。

また、空き家や空き店舗
を活用するには人と人の関
係性ができてこそうまくい
くもの。福井さんは「さま
ざまな人と連携することで
点が線になり、面になる。
面になれば地域復興につな
がる。まちに立ち話や井戸
端会議をいっぱい増やした
い」と今日もカーブを走ら
せる。

対策づくり道半ば

2年目への歩み

鳥取中部地震では、地域防災リーダーの不足が浮き彫りに。公助のほか

でも比較的对応が可能な防災協力員を募って、要支援者の避難支援に充てたり、これまで班単位

「昼間の発生が不幸中の幸いだった」。倉吉市生田地区の難波誠自治公民館長(69)は、午後2時7分発生の鳥取中部地震に胸をなで下ろした。負傷者や多くの家屋損壊はあったものの、死者、火災がゼロだった地震。だから「そ今のうちに、しっかりとした防災対策を考えなければ」。地域の取り組みが始まった。

■リーダー不足

「いざという時は住民同士の助け合いが最も重要」と、難波館長は地震発生時にほとんど機能しなかった地域防災組織の強化に手をつけた。昼間でも比較的对応が可能な防災協力員を募って、要支援者の避難支援に充てたり、これまで班単位

復興から福興へ

鳥取中部地震から1年



1日に行われた避難訓練に参加した住民ら。以前より防災意識やコミュニケーションが強まった＝倉吉市生田のさんさんプラザ倉吉

「対象者だけでなく全

「情報の大切さ」

「存在を知らなかったり、一般の避難所と間違えて避難したりする人もいた」と振り返る。

■意識の見直し

被災地のブルーシートは目に見えて減っていった。防災への取り組みも盛んに行われ、この1年で住民の意識は確実に高まった。同時に安心も見え始めている。「余震もなくなり、もう大丈夫でしょ」という声も聞かれる。

「復興元年」を駆け抜けた被災地は、「福興」を目指して2年目に進んでいく。

(この連載は前田雅博、吉浦雅子、池田悠平が担当しました)

第5章

知事記者会見録



知事記者会見録

鳥取県公式ホームページ「とりネット」から、鳥取県中部地震に関する鳥取県知事の記者会見の記録について、主に政策的な項目を一部抜粋して転載しました。(県による補記後の内容としています。)

収録リスト

■知事定例記者会見（平成28年11月1日）

- 1 鳥取県中部地震の被害状況及び復旧・復興への動き
- 2 り災証明の発行
- 3 被災者住宅修繕支援金の財源及び義援金の使途
- 4 被災者住宅修繕支援金の制度設計

■知事定例記者会見（平成29年11月18日）

- 1 鳥取県中部地震から一カ月
- 2 災害復興本部の立ち上げ
- 3 住宅被害への支援、り災証明の発行状況
- 4 中部地震をから見えた今後の課題

■知事定例記者会見（平成28年1月4日）

- 1 復興元年
- 2 とっとりで待っとりますキャンペーン
- 3 鳥取県中部地震復興会議

■知事定例記者会見（平成29年1月20日）

- 1 鳥取県中部地震の検証と今後の取組
- 2 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の改正
- 3 地域防災計画の具体化に向けた取組

■知事定例記者会見（平成29年4月19日）

- 1 鳥取県中部地震から半年
- 2 鳥取県中部地震から半年を迎えての課題
- 3 鳥取県中部地震からの復興に向けて

■知事定例記者会見（平成29年10月17日）

- 1 鳥取県中部地震から一年、復興・復興に向けた歩み
- 2 鳥取県中部地震から一年
- 3 住宅再建支援金制度の期限延長
- 4 住宅再建支援基金制度の検討

■知事定例記者会見（平成30年1月18日）

- 1 鳥取県中部地震からの復興への対応
- 2 生活復興支援チームの今後の予定等

知事定例記者会見(平成28年11月1日)

1 鳥取県中部地震の被害状況及び 復旧・復興への動き

●知事

皆さま、おはようございます。去る10月21日午後2時7分、マグニチュード6.6の強い地震が鳥取県中部を震源として発生をしました。以来、県民挙げて、地域を挙げて、この復旧、復興に歩み始めたところであります。初動におきましては、さまざまな関係者が大変な状況の中で、いわば夜を徹して昼夜を分かたず作業をされたところでありまして、避難されるかたがたが3,000名にも及んだところでございました。翌朝早くに何本か私の携帯にも電話が入ってまいりましたが、地元で行方不明になっていたお年寄りを発見したという喜びの電話が、そういう中で印象的でありました。幸い人命にかかわることなく済んではおりますが、21名のけがをされたかたがいらっしゃいます。今なお200名を超える避難者がそれぞれの市町村で身を寄せておられるという状況が続いております。

被害の規模はかなり大きな規模であるといわざるを得ません。そういう中、特に住宅につきましては、昨日[10月31日]段階で8,500棟の家屋被害ということになっていますが、これはまだ増えるだろうと思います。私も災害対策の進め方として数を数えるということも確かに大事かもしれませんが、それよりは目の前にいる困った人を助けなければならない、避難所の開設であるとか、そのための資材の調達、さらには被災した道路の応急復旧、また、果実を初めとした農業被害、企業のがんばりの支援、そうしたことを優先的にさせていただいております。数字の方はまだあとからついてくる状況で、被害の棟数も増えるかと思っております。現在まで3万枚を超えるブルーシートがすでに交付済みでございます。このブルーシートの調達には熊本県の被災地の方から7,000枚も私どもの方に提供があるなど、各地の友情の支援が本当に力強く私たちのところに届きました。人的な支援としてもそうでありまして、発災直後から徳島や兵庫などヘリコプターの応援が来たり、大阪からは警察のヘリもやってきたわけでありました。DMATの受け入れをさせていただきましました。また、教育の支援、今も兵庫県の方から来ていただいている、そういう状況もあります。

このようにいたしまして、私ども地域の力、総力を挙げて取り組んでおりますし、全国のかたがたから大変な厚い人的、物的ご支援を賜りましたところでございます。そうしたご支援に心から感謝を申し上げたいと思っておりますし、必ずやこの鳥取県中部地震から復旧、復興を果たしていくことを県民とともにお誓いを申し上げたいと思っております。そういう中、どんどんと災害のフェーズ[段階]は変わってきております。これまで鳥取県西部地震など、鳥取県も地震を経験をしてまいりましたが、応急危険度判定につきましてはすでに終了をしております。以前の鳥取県西部地震ですと、宅地の[危険度]判定などひと月以上かかったものでありますけれども、1週間程度で終えることができました。その結果として292棟の危険な建物として立ち入りが制限された建物ができました。また、210[件]の危険宅地が我々の方として把握をしたところでございます。注意を呼びかけているところです。余震活動などの場合のことを考

えた上でのこういう緊急の応急危険度判定をまずさせていただいたところです。

また、リ災証明の受付につきましては、発災3日後の日曜日から受付が開始をされてきて、やり方は各市町村若干の差異はありますけれども、そうしたかたちでそれぞれのやり方でリ災証明の受付が始まっています。倉吉の場合はリ災証明の受付以前に家屋調査を登録してもらうというやり方をしております、これらを合わせますと、すでに9,000件を超えるリ災証明ないしそういう家屋調査の登録願、そんな意味でリ災証明に向けてはすでに9,000件以上が、市役所、町役場の方へ寄せられているという状況になっております。それで、恐らくこれが災害支援のボトルネックになる可能性がございます。と申しますのも、リ災証明が出て初めて、例えば税の減免措置であるとか、それから、業者への発注、業者に発注してそれですれに対する行政の支援ということもあるわけです。

税につきましては、昨日[10月31日]、県の方の税金について私どもの通達と言いますか、取扱いを、発出をさせていただきました。個人事業税の減免措置、それから不動産取得税につきましては被災の程度に応じまして20%~100%の減免をするという措置を発出したところです。こういうようなさまざまなことの対象となるためにリ災証明が必要にもなります。国税についてもそうです。そして、県としては火曜日の日にすでに私どもの方で措置を取らせていただきまして、先週、1週間前になりますが、住宅については県の市町村との共同の基金を発動することと合わせて、一部損壊のある程度、程度の小さなものについても5万円以下の支援金を出しようという、そういう制度を作ったわけです。国の住宅再建の支援も検討してもらいたいと国に要望しておりますけれども、国の方が例えその支援を行わないということになって県は市町村と共同して支援をする、そのための予算を作らせていただきました。

この予算に基づく補助を受けるためにはリ災証明ということがやはり前提にならざるを得ないのでございまして、そんな意味でもやはりこれが優先して行わなければならないところであります。市民・町民のリ災証明を早くという非常にご希望が強いところでございまして、それで、その対策をしなければいけません。また、仮設住宅にするのか、いわゆるみなし仮設と言われるような既存の住宅を活用した住宅に入居してもらう、そういう避難所後の生活です、生活づくりに着手しなければなりません。こうした住宅対策が今いま急がれると思います。それで、恐らく今月[11月]リ災証明の山場になると思っておりますし、それから来月[12月]くらいまでできれば年内に、雪が降るような前に仮の住居に入っていただくみなし仮設か、あるいは県営住宅等のそうしたところを提供する。あるいは仮設住宅が棟数として必要ならばそれを建設して入居してもらうということも急がなければなりません。

そこでまずは11月1日付けで鳥取県庁内に鳥取県中部地震住宅支援本部を立ち上げることにいたしました。リ災証明ですとか、住宅の確保、これを市町村、現場と共同してやっていくためにさまざまな隘路が生じると思います。それを機動的に対処していくために部局横断的な本部を作り、その本部長には生活環境部のくらしの安心局長を指名しまして、また現地の中部の方の県税事務所

であるとか、そうしたところ等と一緒にしまして、従来のラインとあわせてそういう総合的な対策の執行を図る部局を臨時に設置をすると、緊急に設置をするということをやらせていただくと思っています。この新組織は今日[11月1日]付けで、10名規模で発足をさせることにいたしました。また、各方面にいろいろお願いをしてきていたところでありまして、リ災証明はどうしても人材の確保が必要です。それで奈良県に参りましたときに関西広域連合に出席をいたしました。そちらの方からぜひ送らせてくれという話がありました。明日[11月2日]から関西広域連合の増強部隊が入ってくることになりました。また、政府の方にもリ災証明の早期交付を安倍晋三内閣総理大臣をはじめお願いをしたところでありまして、そちらの方での若干お声掛けもいただきながらではあります。中国地方知事会、四国知事会の方から、今、応援の要請をさせていただいておまして、これも今週中になんとか人を寄せていただくということをお願いしております。

もちろん県内の人材は活用しながら、それから従来、その前の段階から宮城県であるとか、徳島県それから三重県といったそうした重点的にうちの方からお願いをした県からも派遣していただいております。これによりまして明日[11月2日]以降、順次立ち上げていきますが、51チームのリ災証明対策チームを作りまして、市町村と共同して市町村の方で要は指揮を取ってもらうかたちになりますが、市町村の方に人材を送り込み、合計51チームでリ災証明を行っていくこととしたいと思っております。チーム的には約130名くらいを、それを増強していくということもございまして、これによって私どもの気持ちとしては、市町村によっていろいろな事情がありますが2週間~3週間程度でリ災証明を上げてしまいたい、そういうスピード感のある対策をやっていきたく思います。

前の鳥取県西部地震のときはリ災証明の発行に2カ月~3カ月時間がかかっております。また、熊本県益城町でも、政府の応援を得ながらということでありましたが30~35チームを編成をして1カ月かかっています。それで、私どもとしてはそれをさらにスピードアップするために、重点的に災害対策の人材を投入する、それで他県の応援を求める、これに踏み切りたいと思っております。これによってその後それぞれのお家において自分の家を直す、それでできれば雪に間に合えばという気持ちもございまして、そういう被災者のお気持ちにお応えをしてみたいと思っております。また、まずは県営住宅等で今募集をかけていますが、すでに30名以上のかたの応募がございまして。私どもの用意した数をオーバーすれば抽選等考えることにもなりますけれども、こうしたかたがたには避難所生活を早めに切り上げていただいて、そうした住宅に入っていただく。これは今週中に入居できるようにしたいと思います。さらに、これ雇用促進事業団の住宅がございまして。これが80戸とか、数十個単位で使えるんじゃないかと今精査をしているところもございまして、そうしたところも入居できる住宅として使用可能ではないだろうか。さらには民間のアパートなど、被災を免れているところなどをみなし仮設住宅として使う手もあるだろうと思っております。

今、倉吉市を初めとして被災地において避難所でこれからどうふうにされたいか、その希望を聞いております。それで、こういう対策はそれ

知事記者会見録

それでご本人のお気持ちに応じた対応が必要になってくると思います。そういう意味で、そうしたご希望を、集計をしながら、果たして仮設住宅を早急に立てる必要があるのか、あるいは今の既存の住宅で間に合わせて早めにそうしたところか、言わば畳の上で寝ていただけるような環境をつくるのか、そこを早めに見極める必要があるかなと思います。本日[11月1日]午後、市長さん、町長さん、被災地の皆さんと住宅対策で緊急にそうした話し合いをさせていただこうということになりました。今申し上げたような、り災証明の、我々県として用意をした案があります。それから、また市町村の方のいろんなご事情があると思います。それで、これからの仮設住宅等へ向かう方策なども含めて市町村と考え方をすり合わせをして、こうした対策を速やかに本格化させる必要があるだろうと思っております。そのことで今日[11月1日]の午後話し合いをして、これからの11月大切な月になると思いますので方向づけをしてみたいと思います。

農家の皆さんの悩みは梨でございました。一気に晩生の梨が落ちてしまった。特に王秋梨はもう収穫時期を迎えていたということでありました。幸い報道機関の皆さまにもこの被害の深刻さについてご報道いただきました。全国からも支援の話がやってきました。東京の港区などで使おうというお話であるとか、この落ちてしまった梨を売るということ、そうしたことが考えられました。それで、私どもでもそれに協力をしながら、王秋梨の販売、落ちてしまった梨の販売の促進を図ってまいりましたが、これがきちんと売れる、売れた格好になりました、お陰さまをもちまして。大体単価的に本来の値段の7割程度ぐらいの非常に配慮のあるお値段で消費者の皆さまにお買い上げをいただけたということになりました。本当に感謝を申し上げたいと思います。さらに残った梨、この手当が必要であります。この残った、地上に残った梨の選果がいよいよ東郷の選果場、被災をしましたが、昨日[10月31日]動き始めまして、これ、いよいよ販売するという段になりました。私ども産地側としては、今回被害が大きかったものですから、できるだけ有利な販売につながればいいなということで、県も販売促進の支援をしまして、今そうした有利販売の方策を産地やあるいは農業団体の方で手配をいただきつつあります。

東京の大手の百貨店であるとか、それから首都圏の有名フルーツショップであるとか、そうしたところと言わば縁起物の梨、場合によっては受験生であればかつて台風19号災害のときに落ちないりんごで有名になりましたけれども、ああいうようなこともあるのではないだろうか、今その方策を緊急に、今お話し合いをさせていただいているところでもあります。こうしたかたちでできるだけ農業被害をマイナスにはなっても食い止めて、そして、全国の皆さまのお力をいただくことで農家も、「よし、また来年生産しよう」と、そういう気持ちになっていただく、そんな方策が必要だと思えます。また、農業の選果場であるとか、カントリーエレベーター【穀物の貯蔵施設】といったような、そういう諸施設の破損箇所等の、復旧も必要でありまして、先般政府の方にも要請をさせていただきましたが、農林水産省側にも今後強く働きかけをしていかなければならないと思えます。

商工業につきましては、倉吉の商工会議所も元

の建物に戻られまして、通常の業務を始められました。信用保証協会も今N T Tの倉吉の旧の庁舎におきまして事業を再開しております。徐々にこうして中小企業の皆さまの支援体制が戻りつつあるところであります。県として中部地区でこの被災地域に立地しておられました、主力50社の緊急調査を昨日[10月31日]まで行いましたが、9割の企業さんは再開、事業再開をしておられます。ただ、その再開の中身には限定的な操業であるとか、そうしたこともあります。やはり事業場が被災をされてしまったということで、非常に深刻な課題を抱える企業さんも出てきております。私どもは先週用意をさせていただいた県の予算によりまして、無利子、無保証料による災害対策の融資をさせていただくことといたしておりますが、国の方でもこうしたことでスピーディーな対応、あるいは支援策を考えていただけないだろうかなというふうに考えておりまして、これは担当部長です、政府の方に要請に行かせることにいたしております、今後も政府への働きかけをしていきたいと思えます。

それで融資はありますけれども、ただやはり中小企業、特に中小企業で資金的に融資を借りることに躊躇される向きもあります。そういうことから、現在県として県版の経営革新制度というのを制度して持っております。それで、この県版経営革新制度の運用としてですけれども、こうした鳥取県中部地震対策枠をこのたび作らせていただいて、それで、県版経営革新のスキーム【仕組み】を使って、この災害からの立ち直りにご支援申し上げます、これを考えていきたいと思えます。これ今、現在担当部局の方に指示をさせていただいております、これ現計の予算でも対応可能になると思えますので早急に取りかかってまいりたいと思えます。今回の被害8,88ha【ヘクタール】という農地に広がりますし、また産業面でも厳しい爪痕が残る結果となりましたが、それぞれの農家や企業さんで頑張ってもらわなきゃいけないところであります、それをサポートしていく体制というのが大事であります。今日[11月1日]の午後にはこういう商工業関係でのサポートネットワーク会議【第1回震災対策企業支援ネットワーク会議】を倉吉で急遽開催をさせていただくことになり、商工団体や関連団体に集まっていたいで、そうした対策について現在用意しているもの、これを周知徹底して活用してもらおう。それから被害状況に応じた今後の施策等が必要であれば国に要求したり、あるいは我々の方で用意をしたり、こうしたことを考えていかなければならないと思っております。

観光の風評被害と言われるものにつきました。これは、昨日[10月31日]までに1万3,200泊の延べ宿泊が消えて飛んでしまったということになりました。これはキャンセルの話でありまして、さらに新規の予約等々となると本来入るべきものがあるものもございます。ですから、結構ダメージのあるかたはこの災害がなってきたということなんです。県としても10月27日には安倍晋三内閣総理大臣に対する要請活動も含めて東京でJ A T A会【一般社団法人日本旅行業協会】と言われる旅行者の会や全日本空輸株式会社【A N A】さんなど要請活動をしたり、またその翌日の28日には大阪においてキャンペーン【「とっとりで待ってり(鳥)ます」鳥取県中部地震風評被害払拭・被災生産者応援トッププロモーション】を行ったりいたしました。おかげさまで報道機関の皆さまもこうした鳥取県のがんばりを、PRも電

波や紙面にも載せていただきまして、現状、旅館さんから聞こえてきますのは、個人のキャンセルがもうどんどん減っていったものが、今その勢いが止まってきたというようなお話がおかげさまで出てきております。ただ、本来入るべき予約がまだ正直入ってきていない状況もあるということでもあります。

ただ、旅館街に観光客の姿が戻り始めているのは事実でありまして、キャンペーンを急遽打ったそうしたことでの効果は表れ始めているのかなと思います。それで、旅行者さんなどにも要請活動をした結果として、今、既に株式会社J T Bさんと株式会社日本旅行さんはそれぞれの会社で奉仕で鳥取県の支援をするということを組んでいただくことが決まりました。具体的にはお買い物券を宿泊先でされるときの買い物券であるとか、それから宿泊割引を社として独自に設定をしていただく、こういうことも進んでくるようになりました。本当にそうした業者に感謝を申し上げたいと思えます。また、J T Bさんだとか、A N Aさんだとか、そうしたところにも特別の支援を呼びかけているところでございますし、このほかにもそれぞれの旅館のサービスであるとか、何とか鳥取の元気をアピールをして、また観光のお客さまに来ていただく、そういう足が向く、そういう活動につながればなと思います。

この風評被害だけは私たちがいくら徹夜してがんばっても結果が出ないところでありまして、全国の皆さまが心を私たち被災地に向けてくださる、それで、足を向けてくださらないと、これは変わらないわけでありまして。非常に難しい災害対策の1つでありますけれども、これに今、果敢に私どももチャレンジしているところでありまして、全国のご理解とご支援をいただければと思います。政府の方には安倍総理を初め、要路の方に今、例えば「ふっこう割」といったような特別の観光風評被害対策、そういうものを考えていただけないだろうか、これをお願いしているところでありまして、いずれにいたしましても11月、12月書き入れ時でございます。政府の対策が来ないから何もしないということでは物事解決しませんので、私どもでもできる範囲のことを今取り組み始めているところでございます。

それから、義援金等で被災地の生活をされているかたがたの手元のお金というの、どうしても必要になります。ぜひ、全国の皆さまからそうした善意のお心を寄せていただければありがたいと思えます。義援金等の窓口は県内にもできておりますし、口座も日本赤十字社鳥取県支部さん等々開かれてきております。ここにいらっしゃる放送局さんの中にも、そうしたことで義援金等を開かれたところもございます。ふるさと納税の方は昨日[10月31日]までにこの被災関係で3,100万円お寄せをいただきました。400件を超える寄付をいただいているところでもあります。今後とも温かいご支援がいただけますようお願いを申し上げてまいりたいと思えます。

2 り災証明の発行

○記者

先ほど、り災証明の発行業務をこれから迅速化していくために本部を立ち上げてですね、人員も他県からの応援を得てスピード感を持って取り組むということでしたが、昨日の災害対策本部の幹事会でも市町村側から意見が出ていましたが、非

常に今回、支援金の新たな制度を作ったことで、計算が非常に複雑化して時間がかかりそうだといい、それに対する対応ということを求めていらっしやいました。これについては、今日の午後の会議で、何か、知事の方からは解決策、提示なさる予定でしょうか。

●知事

実はり災証明書については、一次判定と二次判定があります。これ、おそらく長年の災害対策の知恵の中から育まれてきたものだと思いますが、まずは建物の外観に即して、その被災の程度を判定をする、ここで被災されたかたがよしとされれば、それで、すぐにり災証明が出せることとなります。2次判定は家の中のことも含めてもう一度精密な検査をして、それで具体的な数字を弾いて何パーセントの被災というふうにしていく、その2段階の手続きになっています。それで、今回先ほど申しましたように、既に9,000を超えている申請がございまして、恐らく1万を超えてくるだろう。ですから、51チームというのは1万1,000を想定をしながら、2、3週間で上げられるようなそういう規模感でかなり大がかりに設定をさせていただいたわけでありまして。それで、このチームが滞りなく、まずは一時審査をこの2、3週間で効果を上げることが大事だと思っています。それで、もし、そこで不服があればまた2次審査の方を進めさせていただくわけでありまして、早めにもう復旧に着手したいご家族たくさんいらっしゃると思いますが、そういうところはだいたい外観で見れば皆さんも現場に出られたら分かると思いますけども、ここはこの程度の被災だというのは、想像はつくわけでありまして、そうしたことで判断ができるわけです。

それで、内閣府のマニュアルはかなり細かいマニュアルになっている面がありまして、これは市町村の自治事務でありますから、市町村側と実は昨日までその判定の仕方も調整をさせていただいております。それで、ある意味スピーディーに判定できる、そういうパターン化した判定方法というものを採用して、それで早めにり災証明に結び付けることができるように、その辺の工夫をさせていただきまして2次判定は詳細に、今、記者さんおっしゃるようなさまざまなことを含めながら判定をしていくことになるのだらうと思いますけども、まず1次判定を出させていただいて、それで急いで復旧にかかられたらいいお宅は多分多いと思いますので、まずはそうして、ザアッと2、3週間でもローラーをかけて多くのかたに災害対策に着手してもらおうと思います。ですから、そういう意味である程度実質的なスピーディーに判断できる、鳥取県独自の判定基準、パターン化した判定基準を採用しながら、1次判定に臨もうというふうに、今日また話し合いをしてみたいと思っています。

3 被災者住宅修繕支援金の財源及び義援金の使途

○記者

かなりこの被害申請の件数が増えていますが、支援金、今回新たに設けたわけですが、財源としては募金を当て込んでいるわけですが、募金ですとか、ふるさと納税ですね、膨らんでいくことで予算的には十分足りると見込んでおられるかということですね、それから他の震災等ではこの義援金を住宅のみならず、被災されたかたにお渡しするというようなこともあるわけですが、今回

そのようなことまでは想定はされていないでしょうか。

●知事

いや、そこは、まだ正直、未定の部分だと思います。まだ、集め始めたばかりですからね、先ほど申しましたように、今ふるさと納税も3,100万程度集まったばかりでありまして、これからどうなるかということですね。これは私の方の考え方として申し上げれば、今とにかくその初動で動けるようにしなきゃいけないことと、それから住民の皆さまが不安に思っておられて将来設計がたない。ですから、制度のスキーム【仕組み】をはっきりさせて、それで皆さまに自分の自宅の復旧などにかかっていたりきやすくする。その意味であえて異例だと思いますけども、先週の火曜日の段階で予算というかたちで成立をさせていただいたんです。

これ、お約束したことはお約束したことでありますので、予算枠が足らなくなったからといって打ち切るつもりはありません。11月補正以降必要額については補正をしていくと思います。ただ、そこに収まるかどうか、ちょっとなかなか私自身はもとも職員の方々に申し上げて、こんなんで足りるのと言っていた方でありまして、それはまた増えてくれば、鳥取のやり方ですけども、従来からやっているように必要額があれば補正をしていくというやり方をしていきたいと思っています。それで、財源がそういうふうにあてられているのは、これは大分県を参考にしているわけでありまして、大分県が今回の熊本地震にあたって、住宅の一部損壊、私どもは20%~10%の幅のところは30万円というきちんとした支援に乗せるわけでありまして、大分県はそここのところも含めて一部損壊について5万円の支援金を出すということを発表されました。この財源が義援金になっていくということでありまして、恐らくある程度義援金が集まった状況もあったらうと思います。それで、我々として、そこの義援金が届かなかったら、それやらないということにはならないと思っています。

ですから、そこは、もし足りないということであれば、それはまた当然ながら一般財源等で財源を振り替えまして最終的には決算を打つということになると思います。ただ、今回私どもとしては、全国からの応援も呼びかけてできるだけ多くのふるさと納税や義援金を集めさせていただければなと思っています。そこでもちろん義援金のところは、共同募金会等との話し合いで決めていくわけでありまして、使途については、ですから、住宅だけに充てるというものでも多分ないと思います。そういうものをいろいろとやりながら、全体として工夫をしながら、大分県は多分、要は5万円、住宅に配りますよというところを補償されたんだと思うんですね。それで、そここのところの補償としては、私どもは5万円の補償をしましよということでありまして、義援金の如何にかかわらず最終的には調整をさせていただきたいと思っています。

4 被災者住宅修繕支援金の制度設計

○記者

支援金、義援金を使った方のいわゆるお見舞い金とか、支援金については、今1~5万円というスキームでやっておられまして、損壊割合が1%違っただけで1万円違ってきたりしている。そ

れで、そのことに対して市町村さんとしては、一律にしてもらった方がやりやすいのではないかといい、昨日意見とかもあつたとは思いますが、その点については、今のスキームのまま、それで手法について、少しこう、基準を設けて、早めに行けるようにしていくということよろしいでしょうか。

●知事

我々もいろいろとシミュレーションしているんですけども、現実計算してみると分かるんですが、例えば1%とか2%とか、多分そういう刻みあんまり入って来ないと思います。正直申し上げて、どちらかというところ、どこの県も悩むところなんですね、一部損壊もいろんな程度がありまして、とにかく瓦1枚落ちても義援金出すんですかということですよ、どこかで言えば基準を設けて、ここまでは助成対象というようなことを考えなきゃいけないわけですね。それで、それをしてもいいんですけども、ただ、一部損壊、仮に一部損壊ということになるのであれば、それはすべからず対象にした方がよいのではないかといい配慮です。だから、そうでなければ、どこかでポンと切ってしまうということも考えるんだらうと思うんです。現実の被害程度をご覧いただければお分かりいただけると思うんですが、1%とか、2%とかそういうようなことで、例えば2万円、3万円位がせいぜいだらうと思うんですね。それで、たぶん市町村がなんか心配しておられるような1万円だとか、そういうのに集中するわけではなくて、どちらかというところ5万円のレベルで現実には揃ってくる。ただ、本当に極少被害についてはそうしたものに合わせた支援というかたちになるというのが実相ではないかというふうにシミュレーションをしているところでございまして。

ですから、その辺は今後、実際にり災証明の、回りながら答えはいろいろと出てくるんだらうと思いますけども、ご相談いただければと思います。大変な被害を負っているところで、2万円なのか3万円なのかということ、それほどこがなれば県民性だらうかということですよ。ですから、どちらかというところ、そこはなんらか支援として地域で住み続けませんかという、そういうレベルでの5万円の助成、若干割落としい一部ありますよという程度の話だらうと思います。ですから、そういう意味では機能し得るのではないかなというふうに思っています。

むしろ心配すべきはもっと上の方ですよ。熊本の地震等々でもいろいろとり災証明の難しさが言われるのは、熊本の場合は国の制度が適用されましたので、半壊ですね、半壊は20%損壊というんです。半壊の20%損壊にあたるかどうか、19%か21%かで助成があるかなしやになってしまうわけですね。それで、こういうところを巡って非常に難しい判断になってくるということですね。本当に壊れてしまった家は全壊、これ皆、当たり前のように思うんですけども、20%前後のところを線と引くというのは正直難しいことですね。私どもは、ですからその下のレベルのところにもあえて30万円以下という別のこともつけまして、そういうかたがたもこうした支援がありますよというかたちで、ご納得いただきながら作業に入っていくというふうな工夫のつもりでもつくっているところでもあります。それで、例えちょっとした損害であっても最低1万円は出ますよという、そういうようなことで、どういった被災者にもある程度、要は地域の気持ちが伝わるとい

知事記者会見録

ようなタイプのものでございます。そういうようなことでご理解いただければ、1つの整合性のある事務の運用ということができるとは思いますが、もちろん今日〔11月1日〕午後、市町村とも話し合っていきたいと思っております。

知事定例記者会見(平成28年11月18日)

1 鳥取県中部地震から一カ月

●知事

皆さま、おはようございます。だいたいひと月が経とうという時になりました。あの10月21日の大地震から時が経過をしまりました。これまで県民の皆さま、市町村、そして関係団体、いろんなかたがたと力を合わせて災害の対策に追われるようなひと月であったかというふうに思いますが、この間さまざまなかたにもお世話になりましたことに感謝を申し上げたいと思っておりますし、まだまだ道半ばでございまして、多くのかたがたのご支援とご協力を仰ぎながら1日も早く平常の暮らしを取り戻せるように全力を挙げていかなければならないと考えております。11月21日にちょうどひと月という節目になるわけですが、その時に鳥取県として災害復興本部を立ち上げることにしようと思っております。この鳥取県中部地震復興本部におきまして、今までのマイナスを何とか止めようとする、そういう災害の応急対応からそれをゼロ、さらにはプラスへというふうに変えていく局面の転換を図っていくような、復興対策に向かわなければならぬと考えております。今まで応急復旧を道路等でやってきたり、また、家屋について被害状況の調査を進めてきたり、そうした災害対応を精力的に進めてまいりました。これまでの、従来の大規模災害に比べますと、これまでの進展は比較早く展開できていると思っております。

その背景には各方面から多大なご協力をいただいたこととでございます。昨日〔11月17日〕は関西広域連合議会に出席をさせていただきまして、関西広域連合議会で衆議一決して鳥取県の風評被害防止等政府の対策を求める緊急決議をしていただきました。また、その前の日〔11月16日〕には中国地方知事会におきまして、こうした風評被害のみならず災害復旧にかかる財源の手当てであるとか、また、各方面にわたる被害対策、それを求める緊急アピールを中国地方知事会としていただき、経済界とともにございました中国地域発展推進会議におきまして、こうした風評被害を打開するための鳥取を応援しようという、そういうアピールをまとめていただいたところでございます。現実にも震災以来、初日から始まって次々に各方面からの応援にも来ていただきまして、比較早く対策を進めることができたと思っております。

ただ、現状におきましていろいろとその課題は大きいのしかかっているわけでありまして。例えば、その風評被害で言いますと、11月15日の段階で2万8,967件のキャンセルがあったと集計をされました。2万9,000件近い数となりました。これだけでなく、例えばエアソウルで言いますと43.9%という搭乗率でございまして、予想していた、すなわちエアソウル導入時には8割ほどの予約率があったものでありますから、それが急激なキャンセルに見舞われているというような壁にもぶち当たっているところであります。バスあるいは旅館、そうしたところで従来にはない閑古鳥が

鳴くような状態がきておりました。

今、私どもで10月25日に緊急の補正予算を専決というかたちでまとめまして、また、市町村でも三朝町が特別対策を打つなど次々に策を繰り出してしております。私自身もキャラバンに向かいましたけれども、大手の旅行会社、さらには今、JRの方でも京阪神地区で、中吊広告で鳥取の応援をしていただいていたたり、また、全日本空輸株式会社さんにも特別の料金割引などお願いしたいというふうに働きかけておりまして、先方としても、今、真剣に検討していただいているという状況になってきていたり、いろいろと応援して下さる向きも増えてきたと思います。そういうような効果もありまして、三朝町ではクーポンを出しましたが、即日なくなるぐらいな人気でございましたし、鳥取県としてもバスツアーの造成しようということで、特別なバス支援を始めたところですが、宿泊関係では600台、日帰り関係では500台、合計1,100台のお申し込みが来るという大変な盛況になってきております。もちろんバスツアーというのは催行人員がまとまらないと発車しないわけでありまして、経験則からすると1,100台そのままこちらに入ってくるというよりはその何割掛かというふうなかたちでたぶん実現することかと思っておりますが、そういうような申し込みもいただいているところになってまいりました。

キャンセルは止まってきた状況ではありますけれども、新しい予約にまだ十分向いてきていないと、少なくとも地震からあとの穴が開いたマイナスの状況は埋め合わせるということに至っておりません。政府の方には我々も繰り返し働きかけをしてきておりますが、先の15日の谷合正明参議院議員の安倍晋三内閣総理大臣に対する質問に答えまして、総理の方からは鳥取応援プログラムというのを考えてみたいという言葉が出てきております。私どもも、今、事務的にいろいろと調整、要請活動を進めて、私自身も行っておりますけれども、そういう中で具体化してくるのではないかなというふうに考えております。例えばこのことと言えば、来週以降そうした政府も含めたいろんな応援がいろいろは出てくると思っておりますし、年末とは言わず、多分1月、2月、3月、普通ですと閑散期の時にもお客様を呼び込むような、そういう復興へ向けた、むしろ前向きな動きを作り出していければというふうに考えております。厳しいところでは、住宅がそうございまして、昨日現在では1万3,088棟の家屋被害があるということになりました。たぶん数字は今調査に従って増えてきておりますので、家屋被害調査が進むと数字が変わってくるだろうと思っております。

この被害対策については、昨日〔11月17日〕、一昨日〔11月16日〕中国地方知事会や関西の知事さんたちにも直接お願いもさせていただきまして、おそらく11月28日以降くらいになると思うんですが、今度は二次の住家被害認定調査が始まると思っております。それに向けて、また他県からの応援も仰ぎながら、二次の家屋被害調査、これに向かわれるという世帯に対する対策としてやっていきたいと思っております。ただ、私ども住宅については住宅再建に向けた改修、一部損壊につきましても県独自の助成制度を作らせていただきました。これが、熊本等と展開が違うところでありまして早めにこういうような対策を打ち出していることなどで、一次の審査が妥当と考えられる方が多ければ、二次審査の方に向かわれるかたは熊本ほど

には増えないのかもしれませんが、ただ、いずれにせよ、これからちょっとまだ見込みにくいところとございまして、役場の方も貴重な、人員ということになりまして多くの人手をなかなか割きにくい状況でありますので、県外からの応援も引き続き求めていく必要があるかなというふうに考えております。

こうしたこととあわせて災害復旧の歩みということで言いますと、応急復旧はとりあえず済ませて、今、簡易の災害復旧に向けた申請を国に向けても始めることになりました。国土交通省も1,500万円までそうした簡易型の復旧ということを確認するように方針を改めましたので、市町村含めて、私どもとしても対処しやすい状況にはなっていると思っております。さらに来月〔12月〕の上旬には、国土交通省で言えば本査定と言いますが、本格的な災害復旧に向けた査定を従来の災害よりも前倒しをして、来月〔12月〕上旬には行うということになってきております。そうしますと、市町村にそのための必要な人材を送り込むことも含めまして、我々としてできるだけ早く雪が降る前にも片付けられるところは片付けていきたいというふうに考えております。

商工関係につきましては、これは地震の直接の揺れで被害が出ました。それで、その被害によりましてこれを直さなければなかなか操業が完全にはやれないということなど、そういう事業への影響があると言っておられる会社さんが少なからずいらっしゃいます。それで、私ども商工団体と一緒に1,100社ほど調査を進めておりますけれども、180社が何らかのかたちでサポートを必要としている。例えば無利子融資であるとか、それから補助制度であるとか、そういう回答状況になってきております。また、風評被害的なことが手伝いまして売り上げが立たない、立ちにくいという状況で、そうした意味でも経営面での対策も必要ではないかということです。すでに無利子無保証によります融資制度を適応しておりますが、これを採択された事業者さんも出てきております。

また、今週から経営革新制度の復旧復興枠というものを設けまして、最高200万円まで県費を助成をする、そういう制度も動かし始めたところでございます。こういうことなど通じて、一つ一つの会社ごとに柔軟にいかなければならぬこととありますが、柔軟に諸制度を適用して復興への道筋をつけていかなければならない状況だと考えております。こういう中で、非常に頑張っておられるかたがたが1ターン、2ターンの方々にも出てきています。例えば湯梨浜町の松崎地区であるとか、倉吉市の明倫地区であるとかそういうところで移住されてきた若いかたがたが、なかなか若者が少なくなってきている中で、被災者対応、避難所お世話等々されているというような話もございまして。こういう鳥取らしい絆というものが生きた中で私たちは暮らしているんだ。そういうポジティブな情報もこれから発信をして移住対策や観光等風評被害を払拭するように進めていけないだろうかというふうに考えているところでございます。

農業についてでございますけれども、1つは落下した梨については一通り販売を終えました。それで、樹上に残った梨については特別価格での販売も始めたわけでございます。ぜひそうした展開を今後図って少しでも落下被害の損失の穴埋めになればというふうに考えております。また、この

度の被災によりまして共同の選果場が被災をするなどして、共同利用施設にたいへんな影響が出てきております。この共同利用施設について、私どもの方でもできるだけこう受益者である農業者の負担を減らすべきではないだろうか。そのための措置を検討してまいりました。それで、国の方では災害復旧で10分の2の国助成ということになります。ただ、これでは十分ではありません。先般、山本有二農林水産大臣とご相談させていただきましても、生産力を増強するための他の補助制度を使って、5割程度の国助成は可能であるということでご相談もできたわけですが、いろいろと市町とも相談をさせていただきまして、特別のやり方として10分の2の国の補助の制度の上に10の7の部分は、これは県と地元自治体とで折半をして負担をしようではないだろうか。それで残り1割になりますが、残りの1割が農業者負担というふうに、小さい負担で復旧に臨めるように、特別の対策を組ませていただくことと思います。

それで、この10分の7の部分につきましては、県と地元とで自治体独自の災害復旧対策のスキームを活用して、10分の8の負担のところを10分の1に縮める、そういう対策を取らせていただくというふうに考えております。こういうことなど、今回これから予算の計上をするわけでございますが、11月定例県議会、来週開会する議会に関連の予算を上程をしたいと思っております。それで、先ほど申しました住宅の支援でございますが、一部損壊も含めた支援ということでございまして、取りあえず専決で予算のスキームは作らせていただきましたけれども、現状の被害状況を考慮しまして、12億円上積みをして17億円の枠で今年度〔平成28年度〕やってみようと思っております。おそらく修理にかさむところの世帯などは、来年度〔平成29年度〕というような対応もあろうかと思っております。ですから今年度〔平成28年度〕の計上額としては17億円の計上で臨みたい、臨めるのではないかと積算をしておるところでございます。

また、商工業につきましても厳しい被害がございます。それで、当初私どもで西部地震の時のような無利子融資での対応を考えておりましたが、私自身も避難所に参りまじりますと、お年寄りのお店の経営者が手を握り締めて、もう一度だけやってみたいというようなお話がきます。とてもお歳で借金をするというにはならないわけでありまして、小さなお店であれば私どもの経営革新の制度を活用してできるかな、そんな意味で柔軟な流用枠を作らせていただいてやろうということになってきたわけでありまして、ただ、そうすると枠が足らなくなりますので、この枠として3億円さらに経営革新の枠に乗せさせていただいて、全体のプールの中で、従来の経営革新制度を活用されるかたもいらっしゃるでしょうし、新枠を使われるかたもいらっしゃると思います。それで、そういう意味で3億円の増枠を11月議会に提案をしたいと思っております。

この2つにつきましては、予算がないと執行がしにくいということになりますので、現場の方が委縮しないように、議会側の方にあえて予算を分けて提出をさせていただき、先議をお願いしたいと思います。先議にご同意いただければ、これについて12月の早い段階、11月中にこの部分を動かすことができるようになります。また、その他にも先ほどの農林関係のこと等々いろいろと対策がございます。

2 災害復興本部の立ち上げ

○記者

災害復興本部のことでお伺いしたいんですけど、これ、具体的に例えばどれくらいの頻度で会合を開いて、それからどういうことをやっていくのかっていうのを少し、これまでどう変わっていくのか見えてこないんですが。

●知事

今までは災害復旧対策、災害対策本部でございました。ここでは例えば被害状況情報を共有して、今こういう家屋の被害、あるいは避難者が今言うところと20名強おられるとか、そういうことを、日々共有をしながら、必要な対策を進めていくわけです。例えば物資が必要であるとか、それから人材が足りないとか、そうした不具合を調整しながら、だんだんとこの復旧の進度を上げていくことでもあります。いわば災害で受けたダメージを、それを何とか止めようというマイナスに歯止めをかけるということが1つの中心であります。しかし、現地の方に入ればお分かりいただけると思いますが、もっと前を向いて仕事をしていかなければならないことがたくさんあります。それで、今もう余震も大分治まってきて、実は避難所の方もたぶん倉吉市以外はこの週末ぐらいに終息となってくるのではないかと思います。そういうように、だんだんと落ち着きを取り戻す中で、じゃあもう一度直していくにはどうしたらいいんだろうか、こちらに焦点が移ってくると思います。

ですから、農業の課題であるとか、産業の課題であるとか、また、住宅を直すにも具体的に今度り災証明が出てき始めまして今700通以上出たところでありますが、そのり災証明に基づきながら住宅の支援も一部受けながらそれぞれ皆さんが頑張らなくて工夫をして家を直されるというところに行くわけでありまして。そうしたことで、それが円滑に進むように地域ぐるみでサポートをしていかなければならないと思います。例えば明後日の日曜日〔11月20日〕から、県の方でよろず相談窓口、総合相談窓口を中部の総合事務所の中に開設をしようと考えております。走りながらではありますが、住民のニーズに答えるような、そういういろんなカウンセリングをしたり、それから具体的な施策がいろいろ出てきましたので、こういうことを組み合わせようですか、やってみましょうというようなことであるとか、また、専門家のかたにも入っていただいてということもあろうかと思っております。

11月24日には県と土業の皆さま、さまざまな専門家のかたがた土業の皆さまと一緒に協定がございまして、その協定に基づいて11月24日には倉吉のエキパルで合同相談会をやることになりました。こうしたことなどで次のステップ、地震から逃れるところから地震から立ち直るところ、そちらの方をやっていければというのが災害復興本部を設ける趣旨になります。それで具体的には、これから、言わばその元気づくりの方に重点がいくべきではないかと思っております。そこで、本部長は災害対策本部と同じように平井あるいは副本部長が副知事といったようなそういう体制になると思っておりますが、事務局長は森川泰敬元気づくり推進局長を充てまして、ここに総合調整をしてもらおうと思っております。

それで、戦略的に復興への道筋を描きながらやっていくということになるかと思っております。住宅については、今、住宅対策の支援本部ができていまして、これを中心に対策に取り組んでもらうことになると思っておりますし、それから商工団体と言わばコーディネーターしながら、個々のお店の再開を目指そうという方々への対策を進めるとか、また、それから学校の方では給食等々まだまだ課題もあるわけでありまして、そうしたことへの子供たちの対策であるとか、いろんな政策課題の固まりがあると思っております。観光も少し息の長い取り組みにならざるを得ないと思うんです。既にお客さまが減ってしまっただけでなく、入りにくくなってしまったところはどうしても残るわけでありまして、じゃ、年明けからどうやって反転攻勢をかけていくのか、年末年始からですね、その辺を目指してまた戦略的に動いていかなければなりません。

ですから、各部署の横断型でそこに元気づくりの推進局と言わば事務局をしながら、戦略的に向かっていこうと、そのための体制をまず来週〔11月20日の週〕早々に設けたいという趣旨であります。いつまでということにはちょっとまだ周期は決めておりませんが、当分の間こういう体制を作ってまいりたいと思っております。

○記者

災害対策本部はそのまま置きつつ、それも作るのかということと、それからこれも災害対策本部で市町村とテレビ会議で結んで生の現場の声を挙げてもらうことで速やかな対策に繋がってきた側面があると思うんですが、こういった体制は復興という場面でも市町村長さんですとか、そういったかたがたと繋いで、生のご意見をいただいたりということなんかも想定されていらっしゃるのでしょうか。

●知事

当然そうしたことでやっていきたいと思っております。ですから、11月21日はちょっとまだ今、急に言い始めた話で事務局がばたばたしていますけれども、おそらく災害対策本部の会議と災害復興本部の会議ですね、中部地震復興本部の会議と両方続けて開くような会議になると思っております。それで、テレビ会議形式で市町村等も結びながら、これまでのちょうど1月でありまして災害対策的なことでまだやらなきゃいけないこと当然ありますので、その状況をお互いに確認共有して対策を話し合い、さらに、災害復興に向けた方策や方向性を話し合う。それで、県庁の中に〔担当の〕事務局を設置する、そんな道筋で今、準備を始めていくところです。

3 住宅被害への支援、り災証明の発行状況

○記者

住宅被害のことで質問なんですけど、震災から1ヵ月が経って1万3,000棟という数字が出てきたんですけど、当所の想定と地震発生当所の想定と比べて、これが多いのか少ないのかということのを単純にどのように思っているのかということと、それからり災証明の発行について、知事は2、3週間が頑張っているんだっていう話をされていらっしゃるかと思うんですが、確かに一次調査は県の支援も受けて非常に進んできたとは思いますが、発行というところのいうと、まだ湯梨浜町さんだけだったりとか、少しこう相違があるのかなと思うんですが、この辺はどのよ

知事記者会見録

うに分析をされていらっしゃいますでしょうか

●知事

まず、被害家屋だとか被害状況についてでありますけども、これ、ちょっと微妙な問題が入っているかもしれません。というのは、我々は現場に出て行っていますので、現に私も政府の大臣なんかにも申し上げたんですけど、我々は小さな自治体ですから、被害状況の数を確認する人が割けるような自治体ではないんですね。ただ、やるべきことはむしろスピーディーにやろうと、そっちが住民の皆さまのために被災者の皆さまのためになんです。それで対策の方を統計よりは優先して進めてまいりました。ただ、現場に出てみれば分かるわけですよね、とにかくいっぱいあると、それで当初から石田耕太郎倉吉市長とか、首長さんたちと話した感じで我々は、これ1万棟ぐらいいくなというふうに思いながら対策を進めていました。だからこそ、3万3,000枚のブルーシートを集めたりしているわけでありまして。ですから、それがはけるくらいいくわけでありまして、それだけ規模の大きな災害だったと思います。確かに今、おっしゃるように、当初の数字の出方からすると、被害家屋が200棟とか、300棟だとか、そういうように数字が出ていた時期もありますけれども、今ようやくやりとり災証明に向けて家屋調査が進んで、これで数字が修正されて積み上がってきているという段階であります。

私もちょっとその数字のギャップについては、正直国の方のパーセプションギャップ〔認識のずれ〕が大きすぎたもんですから、政府の方はどうもその数字だけで仕事をする人たちがいっぱいいるもんで、その意味でちょっと数字の訂正を早めにしなきゃいけないかなと思って、部局内で相談した時期もあるんですけども、職員からすれば当然ながらそれよりも大事なことはいっぱいあるということもありますし、また、効率的なやり方を進めるのであれば、災証明をする時に家屋調査が入りますので、その家屋調査の段階で全壊、半壊、一部損壊というのを確定して、いわば統計数字を作った方が1回で済みますからそれでいいんじゃないかというような意見がありまして、私もそれでいいというふうにその時思いました。ですから、ちょっと数字上のものと我々が対策の時に念頭に置いていた1万棟規模の災害ということとはずれば当初からありながら対策を進めていたということをご理解いただければと思います。

災証明は市町村が発行するものでありまして、災証明の出方が市町村ごとで違ったりいろいろすることは、それはある意味制度上やむを得ないところがあります。今、災証明が出ていないのは、いわば湯梨浜町と、あともう1つ琴浦町が開始してまして両方で760件ぐらいですかね、今800件に向かうぐらいに行っているわけでございます。ただ、北栄町のように全部固めた上で全部出そうというように、そういう方針で最初から臨まれているところは全部固めた上でない出てこないという町もありまして、それが我々県の立場で否定できるかという否定できるものでもないということもありますし、倉吉市の場合は、最初に家屋調査、被害調査を出してらうって、その後で災証明の申請書を郵送するというかたちで今それが返ってきているという段階でございます。それぞれの市町村の規模だとか、それから災害対策の考え方に応じて取られているところがありまして、若干そこで差があるのは、これは地方自治なんでやむを得ないところがあるのかなと思

います。それで、我々でできることはその災証明の前提となる家屋調査、これが速やかに終わること、これができないと災証明に進めませんので、それで私どもとしては2、3週間で一次調査が終えられるぐらい頑張ろうと。それで11月に入りましてねじを巻いたわけでありまして。

今、一次調査については恐らく大方けりがついてきて、残っているのは、今、倉吉市なんですけども、それで、倉吉市についても今日中に他県からの応援が止まるんですね、それでその後どうするかということも倉吉市とも今日まで相談もしてきていますけども、当面一次調査については、自分たちで対応すると。それで、それプラス非木造住宅だとか、コンクリートだとかそういう建物などは県職員の方が有利な面があったりしますし、それから他の市町村の応援等もありまして、それで一次調査を片付けようかというのが今倉吉市の状況でございます、用途が、今、震災月と月を来週迎えるところで大体立ち始めているということでありまして、11月の頭に2、3週間でできるだけ決着しましようといった、その目論見どおりに最終的にはなりかけているかなというふうに判断をしております。

この一次調査に基づき災証明を申請する人は、今、一次調査が終われば出せるわけですね、それであえて二次調査を選ばれることとなりますと、そうするとその二次調査の後でないと出なくなりますから、二次判定を望まれるかはその選択に従って発行時期が遅れてくるということになります。いずれにせよ、早めにその二次調査も二次判定もできるようにしなきゃいけないので、昨日、一昨日と中国地方や近畿の知事さんたちにもお願いをしてきたところです。

○記者

今後その災証明の発行が進めば、本格的な住宅の修繕に入っていくかと思うんですけども、例えば修繕するにも業者が不足しているとか、またこう新たな課題のものも出てくると思うんですけども、民間のことなんですけども、民間の支援助というのは考えられるのでしょうか。

●知事

この度、日曜日〔11月20日〕に総合相談窓口をつくりませんが、そこでもそういうご相談も受けることにしようと言っています。実は、大半は今回の場合、瓦屋根のことが多いのかなと思います。それで、その瓦であると瓦工業の組合の皆さんとも実は発災直後から話し合いをしてきておりまして、できるだけ早く対策が進むように組合の方でも何とか配慮をしてもらいたいということを申し上げています。それで、今、市町村にもその話し合いの結果を周知をして、災証明発行と同時に今、たぶんチラシなどを配っていると思うんですが、県内の瓦屋さんの方で組合がございまして、そちらの方に申し込まれるのも当然受け付けられるわけですが、多少こう出張代がついて高くなりますけども、早めに見える県外の事業者をあっせんするというのであれば、その瓦の組合の方で他の県の組合とも協議をされまして、それで、その他の県の組合の方からやってもらうということのあっせんをするということになっております。

こういって、できるだけ早く皆さんがいい

具合に家を直せるようにしよう。これ、業者の方も協力したいというお話でございます。ただ、これから多分ワーツと数が増えてくるでしょうから、その状況を見て、また関係の事業者とも話し合いをしていかなきゃいけないと思います。実はブルーシート張る時も大変でして、建設業者の組合等ともいろいろと何度も何度も話し合いを重ねながら、できるだけ早く張ろうということで現状ここまでできたわけでございます、これから先の本格的な住宅復旧はさらにそうしたいろんな試行錯誤が必要ではないかと思っています。

4 中部地震をから見た今後の課題

○記者

地震から1カ月経ちまして住宅の復興の、復旧の支援メニューなど素早く出された点多々あったと思いますけども、あえて1カ月経ったところで、こういう災害が次に起きた時のための今回の課題というところを挙げるとすると、どういうところがありますでしょうか。

●知事

今、復興対策に切り替えながら落ち着いてきたところで最終的なそういう反省点、改善点というものを考えていかなければならないと思いますが、今回のことと言えば、やっぱりちょっと想定とは外れたことが起きたわけですね、それで1つは、例えば倉吉の市役所が使えなかった。それで、その時に行こうと思った災害対策本部も通信機能がうまくなかった。これは、結果はそうだったということでありまして、その後市長と直接話をしてすぐに災害復旧本部の機能は県の中で確保できましたんで、実質的な機能低下ではなかったんですけども、そういうようなことがあったわけありますから、やはりいざという時のヘッドクォーター〔本部機能〕等々ですね、その辺は初動で、今回はある意味カバーできましたけれども、初動で大事な部分でありますから、そういう一番大切なキーポイントのところは重点的にやっぱり検証する必要があるのかなということを感じました。

あと、今回、倉吉未来中心の屋根が、天井が落ちたわけでございます。実はあそこも耐震の対策は取っていたわけです。しかし、耐震対策は実は最近こう、猫の目のように変わってきてまして、平成26年の建築基準法の一部改正前の安全基準までの対策はできていたんですけども、その後の改正後の安全基準のところはまだ追いついてなかったところがございました。ただ、それでも一応の安全性ということになっていたんですけども、だからこそ大ホールの屋根が落ちていませんよね、あれはだからそういう意味で対策は取れているので、落ちてないんですけど、入り口の天井のところについて、ああいうふうにやっぱり弱い部分が残ってしまったということでありまして。それで、これについては今回、11月議会にも関連予算を計上させていただいて、2億5,000万円ですね、県のそういう天井等の非構造部分ですね、天井とか、そうしたものを重点的に、要は今平成26年改正前の安全基準対策までとかできていますんですけども、だから平成26年以後の安全基準のところの部分ですね。そここのところに対応していないところを中心に緊急点検しよう、それでその時に、今回地震があって、現実こういうことになりましたから、何らかの対策を取らなきゃいけないと思っています。

それで、これはやり方によってはかなりの規模になってしまうんですね。ただ、それをある程度

その構造等に応じて、効率的に効果的に対策が打てるように、その調査も含めて2億5,000万円というふうにさせていただいてまして、来年度以降、そこで考えた対策に基づいて手を打っているということでもあります。事程左様に、本来であれば耐震対策をしていたはずだけれども、それでもやはり今回被害が出ているという現実に対しては見直しはやはり必要かなと思います。

あと、今回私どものところで事前に用意していた災害対応に則って、福祉避難所が設置をされて、実際に福祉避難所等が機能したんですけども、ただ、まだ周知が十分ではなかったんではないかというふうに現場で指摘はされているとか、それから障がい者の皆さん、特にコミュニケーションに障がいのあるかたがたへの情報伝達には、やはり改善の余地があるのではないかと、こういうことも今回ございまして、個人情報保護との関係で非常に難しい部分はあるんですけど、そうした対策が、なお前に進めなきゃいけないところがあるというふうに思っています。ですから、今回あいサポート条例等も検討に入れるなかで、そういう恒久的な障がい者だとか、福祉的ケアが必要な方たちへの対策、この辺も深掘りをしていかなければいけないのではないかなと思っています。

知事定例記者会見(平成29年1月4日)

1 復興元年

●知事

皆さま、明けましておめでとうございます。県政記者クラブの皆さま、そして県民の皆さまには健やかに輝かしい新春をお迎えのこととお喜びを申し上げます。ただ、まずもってこのたび10月21日に鳥取県中部地震により被災された皆さま、さらには大福丸の事故の関係の皆さまに対しまして、お見舞い、お悔やみを申し上げます。この年は復興元年ということになるかと思えます。酉年をぜひ鳥取の年にすべく、復興といっても福を興すような復興、そういうプラスになる復興という、その道筋をつけていきたいと思います。一つにはハード面の整備は今年(平成29年)中に大方目処をつけなければなりません。通常の災害ですと何年もかかるということになりまして、今回も難しい箇所もございますが、例えば土木工事であれば、2月中には契約を済ませるなど、前倒し、前倒しで物事を進めていきまして、早めに決着をつけることができればと思います。

この関係では倉吉未来中心であります。1月中の小ホールオープン、さらには2月中には大ホールの改修・修繕も終えまして、2月中の大ホールオープンということも視野に入れていきたいと思います。幸い倉吉の県立の体育文化会館の方は年末までに決着がつきまして倉吉市の成人式がそこで行われたところでもあります。その際、谷本さんという岡山の大学に通う女性のかたが倉吉の役に立ちたいと復興のことに気がかりな様子で、地震のことを心配をしていたというようなお話がございました。こういうように多くのかたがたが鳥取県の復興に役に立ちたい、それは、県民はもとよりのこと県外のかたも含めて一つのエネルギーが生まれつつあると思います。これを集結していくことで復興といってもプラスになるような復興は必ずしも不可能ではないというふうに考えております。そのためのいろんな仕掛けづくり

が必要でございまして、年明け早々から本格化させていくこととなります。

1月13日に官民の共同組織として鳥取県中部地震復興会議を設立をしたいと思えます。これにつきまして、商工団体や農業団体、また市町村、それから大切なのは建設、建築関係の団体、そうしたさまざまなところにNPO等の住民団体も含めて呼びかけをさせていただき、これからいわば一つになって官民挙げた復興が進む、その土俵を作っていかなければいけないと思えます。率直に言って、一生懸命やれば前に進むこともありますが、なかなかボトルネック[隘路]があって解消しがたい問題もいくつも出てくるだろうと思えます。住宅等がその大きなものになろうかと思えますが、単に指をくわえて見ているのではなくて、知恵を出し、企業の方でもご努力をいただき、また、行政サービスとしても対応できることもあるかもしれません。その辺を、力を集結しながらできるだけ早く被災地の全体の復興が進んでいくようにしなければなりません。復興元年のうちにハード面、行政的な整備は終え、次年以降に民間の住宅等が残ると思われませんが、それをできるだけ極小化していきけるようにこの1年奮闘していかなければならないと思えます。

2 とっとりで待っとなりますキャンペーン

●知事

観光につきましては、残念ながら震災後急速にキャンセルが出ました。それを取り戻すべくその地域の観光関係者と一緒にキャンペーンをはらせていただきまして、キャンセルは止まりつつありますが、このお正月休みも含めまして、これ、日付の並びが曜日あまり思わしくないということもあったと思えますが、まだ苦労は続いているところではありますけども、新規の予約も入り始めている、お正月の1日などはいっぱいだったというような状況には持って来れたところでもあります。これから取り戻していかなければならない段階に入ります。

実は年末12月27日までとっとりで待っとなりますキャンペーンの応募を集めておりました。観光事業者から大変な応募がございまして、想定を大幅に上回るということになりました。ただ、熊本県の方でもふっこう割をやりましたとき、10倍とかそういうレベルでの応募があったそうでありまして、これはこうしたふっこう割の特需的な要素があるのだらうと思えます。そうはいつても、ある程度はその応募を取り込んで地元での復旧復興に向けて観光風評被害対策を進めなければなりません。1億円は国の助成が出るということになり、5千万円につきまして12月で補正予算を組みました。さらに今10月25日の先決予算で調整費というものを、災害調整費を作っておりますが、そこからも執行させて追加いただければと思えます。これで合計5千万円足して2億円ベースでのとっとりで待っとなりますキャンペーンの観光事業支援を行い、これにより2万泊の宿泊が創造できる、作れるということになります。

あわせて、今、提供しておりますバスの支援、このバス支援につきまして、今、宿泊関係を伴うもので1,000台、さらに日帰りで800台の申し込みがございまして、もちろん歩留まりということは当然ながらこの世界ではあるというふうに思いますが、1,000台の宿泊について大体平均で30人くらい乗ってきます。ですから、3万泊分という

こととなります。それで、先ほどの2万泊のとっとなりで待っとなりますキャンペーンとこのバス支援の3万泊分、これ合すると5万泊分となります。今回の鳥取県中部地震で4万4,000泊のキャンセルがございました。従いまして、これを埋め合わせるだけのキャンペーンとして、昨年[平成28年]末よりも少し規模を膨らまして執行させていただきたいと思えます。こうしたキャンペーンを1月10日からとっとりで待っとなりますキャンペーンをやるのとあわせて、全日[本]空[輪]の誘客キャンペーン、とっとり鳥取キャンペーンも1月10日からスタートし、2月いっぱいしようということにいたしておりますし、そのほかさまざまなメディア戦略も打ち、海外も含めて誘客をしていこうということでもあります。

これによりまして年明け早々から、プラス1歩前をいくような復興元年、これの内実を作るべく観光振興に注力をしてまいりたいと思えます。この酉年があげまして県内あちこちで参拝客帰省客で賑わったところでもあります。特に鳥取空港の方は去年[平成28年]よりも伸びる傾向がございました。また、特徴的なところでは天日名鳥命神社(あめのひなだりのみことじんじや)、これ鳥取市内にある神社であります。こちらの方では通常ですと近所の人だけですが、1,000人の参拝客が県外ナンバーも含めてあったということでありまして、酉年の新名所の予感がするところでもあります。酉年でありますから、鳥取県で酉年をと、とっとり年は鳥取へというそういうプロモーションを今年いっぱいかけていきたいと思います。従来の蟹取県ウエルカニキャンペーンなどに加えまして、とっとり年は鳥取へというそういうプロモーションをかけることによりまして、復興元年の中身を作っていければと思えます。

3 鳥取県中部地震復興会議

○記者

今年、おっしゃった復興総合会議でしょうか、これを開く目的、ここでどういうことを決めていきたいかというところ、これについてもうちょっと詳しく教えてください。

●知事

鳥取県中部地震復興会議で、もちろん行政としてこういうような復興を進めていきますよということと皆さんと情報共有することは一つありますが、たぶん大切なのは一つは住宅復興をどうやって進めるかだと思います。それで平成28年12月9日から私どもの方で中部に住宅修繕支援センターを作りましたけれども、現に今100件以上相談が来ていてということではありますけれども、なんせ1万5千件り災証明の届け出が来ていますので、それぐらいを考えますと、とつてもつても道のりは遠いと思われまして。それで実際の現場で聞こえてくる場所では、なかなかやはり職人さん、業者さんのやりくりがつかないということでありまして、何かこう工夫はできないのかなというのを改めて皆さんとも話し合う必要があるかなと思います。それでその中で例えば役割分担をしながら、企業さんではこういうようなことをやる、さらに市町村なり県なりこういうかたちでそうした住宅修繕をサポートしていく、そういう話し合いを一つにはやるのかなと思います。

あと、大切なのは先ほど申しましたけれども、いろんなまちづくりとか、産業創造に今回のことをバネにつなげていかなければなりません。例え

知事記者会見録

ば被災をした大山乳業さんでありますけども、大山乳業の質のアップを図りTPPというお話があってもそれを打ち消そうということで、今プランを若い人中心に練っているんですね。それでそういうものを推進をしていこうとか、また産地の努力ですね、今回、梨農家が被災をしましたが、それを乗り越えていくようなブランド化やまたジョイント整枝と言われるような新しい農業のやり方、こういうものを普及させていこうとか、商工業の関係でも実はいろんなアイデアがそれぞれの企業さん、お店の方で出てきております。そうした中で、まちづくりの一つの契機になる可能性もあるわけです。

これまで被災した神戸とかあるいは東北もそうありますけども、新しい商店街としての輝きをその震災というものを契機に再構築しようということになります。それでそういう芽が、機運が出てきていると思うんですね。それでそこを我々としてもこれは地域の商工団体だとか、NPOとか、そうしたところと一体となってこれを応援していくという必要があります。思いきってトトリズム推進補助金という助成制度があるんですけども、これで震災復興枠というのを確保して、こうした民間ベースによるまちづくりの支援をできないだろうか、また経営革新の中でもバージョンアップしていくような経営革新であれば1,000万円まで県も支援するという制度を積極的に適用していく、こういうことで200万円までの復興復興旧枠とはまた違ったプラス志向の復興もあり得るだろうと思えます。それでこうしたようなことをみんなで話し合い、同じような座標軸の中で一緒に動いていく、そういうパートナーシップを築けるような会議を作る必要があるのではないだろうか、これが鳥取県中部地震復興会議の趣旨でございます。

○記者

今のこの会議を定期的に開催するイメージでしょうか。それで、初会合の開催地なんかは決めていらっしゃるでしょうか。

●知事

今、初会合は〔平成29年〕1月13日で調整中でございます。そこでまず集まってということになります。もちろんこの復興を進めていく過程で復興元年である今年〔平成29年〕は非常に焦点の年になると思っておりますので、何度が集まる、さらに幹事会のようなことをやって意見調整をしっかりフォローアップしていく、こうしたことが必要だと思います。

○記者

開催地は中部でしょうか。

●知事

中部ですね。

知事定例記者会見(平成29年1月20日)

1 鳥取県中部地震の検証と今後の取組

●知事

そこで市町村長さんとも話し合ったその方向性を考えてみますと、鳥取県中部地震を乗り越える防災対策会議を設置をして、市町村あるいは産業界、事業者、また福祉関係者など含めて今後の防災対策を話し合うこと、検証作業を進めること、

これを舵を切らせていただければと思います。2月〔定例〕県議会が始まりますので、2月県議会の前に、この鳥取県中部地震を乗り越える防災対策会議を設置をしまして、話し合い、検証作業をそうした大所高所のレベルでも始めたいと思います。そういう中で、議論の中で出てきました、例えば外国人の避難対策であるとか、情報提供、また、障がい者等災害弱者に対する対応策、あるいはさまざまな防災の基盤づくり、こうしたことなどがあろうかと思えます。

そういうことと実は、今、連動しまして鳥取県としてあいサポート条例、障がい者を知り、共に生きるという考え方を基にしまして、障がい者が暮らしやすい地域づくりの基本条例を作ろうとしていますが、これがかなりその災害弱者対策とオーバーラップしてくると思われれます。従いまして、この検討と合わせて鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例、こちらの改正作業も始める必要があるだろうと思えます。これらをセットにして2月県議会でも早ければと思っておりましたが、そういう防災の根本問題と連動してくるようになってきましたので、6月県議会以降の提出を目指して、防災危機管理基本条例とあいサポート条例とそれをセットで提案することを目指したいと思えます。この作業でございますが、アンケート調査なども進めながら、今、実務上浮かび上がった課題も実務レベルの会議であぶりだしていく、その中でまずそうした基本条例に書いていくべきこと、これを検証していく必要がある。年度の頭ぐらいですね、新年度〔平成29年度〕にその辺を頂く議論をしまして、できれば6月定例県議会に、まずはその条例の提案をする。

それで、そのことと並行して出水期までに防災のマニュアルの一部を直していかなければいけないと思えます。その防災マニュアルの一部の改正、そうした一つの塊を梅雨時くらいには共通理解を得て、市町村と一緒にまとめていければと思えます。それで、最終的にはこうした鳥取県中部地震を乗り越える防災対策会議との検討を進めながら地域防災計画の練り直しに進んでいくわけでありまして、この地域防災計画は、秋以降、年度末〔平成29年度〕までに改定していけるように準備をしていきたいと考えております。こうしたことをいろいろと今後スケジュールを組みまして、この間の市町村長との行政懇談会を踏まえて検証作業に直ちに入らせていただきたいと思います。

2 鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の改正

○記者

防災危機管理基本条例の改正ということも言われましたけど、現時点でどういった視点での改正が必要と見込まれるかということと、それから最終的にこういった条例、それから県の地域防災計画に結びつけていくわけですけども、こういったことを重視して検証作業をこれから進めて、どういう計画、実効性のある計画にしたいかという、その思いを改めて聞かせてください。

●知事

これについては災害対策基本法など国の法律もあるわけですが、他方で個別の個人情報保護条例などもございます。先般の市町村長との行政懇談会で石田市長の方から問題意識が出されたのは、例えば障がい者団体からのご意見があったことなども踏まえてだと思っております、ど

ういうふうには個人情報の課題と整合性をとりながら、速やかに避難を進めたり、あるいは避難所やあるいは在宅で避難生活をされるかたもいらっしゃいますけども、情報伝達を図ったらいかが等々という意味で、要支援者の名簿を活用することは必要になるわけですね。それで、ここに個人情報も含まれております。それで、これをどう扱うかっていうのが今回現実に発災したあと倉吉で悩みだったと思われれます。倉吉市さんは実は何もしなかったわけではなくて、市の職員などでそういう被災されたかたがたを現実に回っておられますし、ただ、そこに障がい者団体が協力してもらおうとか、いろんなやり方があるもったいもありません。得たのではないかとということだと思っております。

これは倉吉さんに限らず余所でもそうありますし、実は全国通じて非常に難しい課題になってきています。この辺も、例えば防災危機管理基本条例中で可能な措置を市町村の方でとれるようにしてもらおう、そういう促進策などを条例上盛り込むこと等も考えられようかと思えます。それで、条例の書きかたによっては防災対策基本法などの絡みで、そうした個人情報の開示などもやりやすくなる可能性もございます。この辺、非常にセンシティブ〔慎重を要する〕な 이슈〔問題〕なものですから、いろんなアンケートのご意見なども参考にしながら皆で話し合っただけの本県全体としての方向性を出していくのかなと思えます。やはり理想申し上げれば、今も実は本県の防災危機管理基本条例に書いてあるんですけども、そうした要支援の人たちに対して個別にこう避難誘導などができるような体制を作りたいわけですが、現実問題まだ個別支援計画というのができたところは4つしかなかったり、そういうように現場で非常に苦勞もあるのも事実であります。ただせっかくこういう貴重な経験を県全体でやったわけですから、本県は全国をリードするようなかたちでそういう個別支援計画を全市町村で作るとか、そういうところにいけるような、何かこう手立てを、これは法的な問題があるものですが、条例ということでもアプローチする必要があるのではないかなと思えます。

それで、また外国人であるとか、障がい者のかたへの情報提供のあり方、これは一部あいサポート条例にも書かなきゃいけないこともありますし、防災の基本条例の方にも書かなければいけないと思えます。そういうようなこと等々いろいろと今回のことを踏まえれば、避難所の設備のあり方等、条例事項も出てきようかと思っております。

3 地域防災計画の具体化に向けた取組

○記者

地域防災計画全体は最終的に、そこからさまざまな対策も進めていくわけですけども、文字だけではなくて実効性の担保というのが重要になると思いますが、どういった中身に変えて、中身と言いますが、思いのあるものに変えていきたいですか。

●知事

これは、地域防災計画はかなり詳細に書かれますのでそれはマニュアル的になってまいりますから、市町村や現場ともよく詰めて、できるだけ実行可能なプラクティカル〔実用的〕な内容にしなければいけません。今までも書いてあることに基づいて対策は今回も一定程度は取れていると思えますが、さらにそのバージョン、レベルを上げていくことが大事だと思っております。それで、先般の

市町村長さんのご意見でも多く出されましたが、併せて訓練とか、そうしたことを関係者、住民の皆さんも入っていただけてやるのが大切だという声も多かったです。この辺の言わば防災文化というのを本県で作り上げていく。それとマニュアル的なものの中身作り、この両者がないと本当の意味で役に立つ防災対策にならないと思います。この辺は県民の皆さまのご理解を得ながら進めていければと思っています。

知事定例記者会見（平成29年4月19日）

1 鳥取県中部地震から半年

●知事

皆さま、おはようございます。この4月21日で私どもが被災しました鳥取県中部地震から半年ということになります。この間、県民の皆さまが力を合わせ、さまざまな支援を被災地にも実施していただき、地元のかたがたも立ち上がりいろいろと計画を組み行動を起こして半年の節目を迎えることとなりました。一步一步ではありますが、その復旧・復興は進みつつあります。つい昨日〔4月18日〕は、三徳山三仏寺におきまして、文殊堂の下の岩盤に亀裂が入りましたこと、これに対処するために新たな迂回路を設けまして、このオープニングが祝われたところでございます。半年にわたりまして三仏寺投入堂まで行けずに待ちわびていた、そうした登山客、また、観光客の皆さまが列を成して投入堂を目指し、また登り、その喜び、感激を味わっておられました。大変にすばらしいことですが、これも800万円を超える浄財がインターネットで集められたからであります。

実は住宅の復旧が住民の皆さまの一番の関心事でもあります。ヘリコプターを飛ばしまして上空から見ているが、ラフな話で申し上げればだいたい3割程度ブルーシートが取れてきているのが現状かなというように、数を勘定して判断をしているところでもあります。ただ、まだそういう意味では、今までの倍以上の家屋の復旧を進めていかなければなりません。これに公的支援として住宅復旧の支援〔被災者住宅再建支援補助金〕を組ませていただきました。1つは基金〔鳥取県被災者住宅再建支援基金〕を活用しまして、住宅の半壊以上の規模のもの、これに対する復旧支援を行うこととし、一部は国の方で倉吉市また北栄町については制度適用があったところでございます。これにつきましては、だいたい大方半分ほど使うこととなりますので、今後どういふふうにするのか、少し時間をかけながら市町村と話をしていく必要があります。

また、一部損壊につきましては、いろんな財源上の工夫をしながら県の事業として支援を行おうということにいたしました。5万円を原則として支援をするという制度を立ち上げたわけでありませう。これにつきましては各地から寄せられる浄財をその財源としても活用しようというように制度設計上考えてきました。もちろんそれが足らなければ県として責任を持って予算を執行していきますと、こういう仕立てをさせていただきまして。3月いっぱいぐらいで状況が見えてきたところではありますが、だいたい集まった義援金が全県で2億7,000万円でございます。それで、この義援金のうち、2億3,000万円は住宅支援〔被災者住宅修繕支援金〕の方に回すということで、これは

関係者の意思決定がなされたところでもあります。また、県としてふるさと納税を、別途募集をしております。本来のふるさと納税もあるわけでありませうけれども、緊急時でありますので、こうした災害対応ということにならざるを得ないかなと思っておりますが、ふるさと納税でいただいた今ところ2億5,000万円ほど集まってきております。それで、これを合わせますと4億8,000万円ぐらいですか、そのぐらいになります。現在、一部損壊で見込まれております支援、需要につきましては4億7,000万円程度でございます、ほぼ現状、まだちょっと見込みでありますのでこれから数字は動いていきますけれども、ほぼ現状では制度設計のとおりいかなうような見通しも出てきたところであります。このうち、既にかかなりの額が執行されてきておりまして、3億円以上執行されております。それで、この一部損壊の支援を受けた、交付決定が出て支援を受けたのはもう既に7,700棟ぐらいになっております。かなり速いペースでこちらの方も支援要請の方が住民の皆さまからいただいているかなと思っておりますが、決してまだ締切のものでもありませんので、今、当面こうした支援募集は続けていくことにならうかと思っております。

また、今回、この半年の間に徐々に進化をさせてきて、地元でも大変評判よく支援制度〔鳥取県版経営革新総合支援事業（復旧・復興型）〕を評価していただいておりますのは、商工関係の支援でございます。鳥取県版経営革新総合支援事業を活用しながら、壊れたお店を復旧するなど中小企業向けでありますけれども、こういうことをさせていただいております。既に310件程度、この交付が決まっております。4億円ほど既にこの補助が固まっております。また、融資の方は550件程度ございまして132億円にも上ることになりました。かなり大きな無利子融資の支援ということにならうかと思っております。財政的には非常に我々行政サイドには重い負担ではありますが、しっかりと、こういう緊急事態でありますので、復興のために立ち上がった市民、県民、町民また商工関係の事業者の皆さま、これを、支えをしていかなければならないと思っております。

農業関係でも現在のところ選果場、スイカですとか、梨ですとか、収穫のシーズンには間に合うスケジュールで今復旧の整備事業も進められてきております。そういう意味でできるだけ早く元の暮らしが取り戻せるように、私どもの方でも十分配慮をしてサポートしてまいりたいと思っております。

2 鳥取県中部地震から半年を迎える課題

○記者

震災からの復興については、新年度〔平成29年度〕予算に柱として盛り込まれて、多方面で進められていると思います。震災から半年という節目ということになりますが、今、最も重点を置くべき分野はどこだとお考えでしょうか。

●知事

私ども鳥取県だけでも、昨年、今年と2カ年度にまたがって、103億円の予算を措置をさせていただき、商工、農林、住宅また教育、さまざまな局面について復旧・復興活動を進めてまいりました。そのなかでインフラストラクチャー〔社会基盤〕の復旧・復興につきましては、かなり目途がたってきたと思うんですね。道路の復旧はもちろんのこと、本復旧も着手してきております

ので、出水期までに片付けたいことは出水期までに、そして夏秋ぐらいいまでに片付けられること、これをどんどん深めていきたいと思っております。こんな意味でインフラの方も目途は立ちつつあると思うんですが、やはり住宅のところが残された大きな課題になってくるのかなと思っております。それでこの住宅につきましては、現在4つの町内会で共同で屋根の修理など発注しようというところが出てきて、いろいろと加速するような要素も出てきておりますし、他県、他地域からの救援的に入ってきていただいている職人さんも増えてきております。何とか、平成29年内に目途がつけられればなというのが正直なところでありまして、住民の皆さんの関心からはブルーシートが取れた町に戻すこと、これが今一番大きく見えている課題ではないかなと思っております。その他、例えば産業活動ですね、農業がちゃんと元通りのかたちで行われるかどうか、これからシーズンが始まりますので、それをきちんとフォローしていったり、また、お店などあるいは観光の活力などカンフル剤的なものは機能しましたけれども、これから現実成長軌道に乗せていく、その辺の橋渡しの時期になると思うんですね。こうしたことのフォローアップも十分やってまいりたいと思っております。

○記者

今の住宅のブルーシートを取ることが最大の課題だということでしたが、先ほど冒頭で3割程度がだいたい取れてきているということで、逆に7割ぐらいいはまだ残っているということだと思いますが、これは前後のヘリからの比較で、だいたい目視した感じということでしょうか。それとこのブルーシートを取る、復興がまだ遅れている要因ということはどういふふうに分かっているかということですね、それに向けて年内に目途をつけるために、より県として力を入れることはどういふことがあるのでしょうか。

●知事

やはり屋根の状況というのは、今回、地震の揺れの加速度が強かったものですから、広範に破損が発生しております。実は壁であるとか、いろいろとその他にも住宅のなかの損傷も見られるわけでありませう。ヘリコプターから目視をしまして、もちろん写真も撮っているわけでありませうけれども、そういうもので、これぞとした話でありますから、厳密な数値ではありませんが、だいたい3割ぐらいいは、ブルーシートは外れたかなというぐらいいだというのが、先ほど申し上げたお話でございます。それで、なぜ進まないかということは、私ども鳥取県の特に中部は人口減少が続いた地域でありまして、そういう施工事業者の数が限りがあったということでもあります。また、併せて、今こそ暖かくなりましたが、大雪が度重なってあることなど、気象条件もそれを阻んできた面がございました。実は施工事業者のかたがたともお話をしておりますけれども、大分天候も回復してきたので、これからはピッチが上がるんじゃないかという話が聞こえるようになってきました。

それから、私どもの方で災害復興会議を通じまして話し合ってきたなかで、やっぱり1戸1戸がそれぞれに注文を出していきますと、事業者は東へ行ったり南へ行ったり、北へ行ったり動き回ってやることとなりますので、その分ロスタイムが生じます。ですから、一括してまとめて屋根修理を続けた方がこれは早くあがることとなりますので、そういう町内会での連帯した発注ということもやろうと。これはだんだんとこの呼び掛けが

知事記者会見録

広まってきていて、今4つの地域に広がってききましたけども、こういうことが1つ処方箋かなと思います。あと、これ組合側とも話し合っていてまいりましたが、域外、これ県の外も含めて応援に来てもらうこと、これに日常的な助成を私ども県の方でさせていただく。これによりまして悪徳事業者が入り込むということにはならないようにしながら、そのなかでリーズナブルなかたちで県外の事業者にも手伝ってもらって屋根の修理が進むよという対策を始めたわけでありまして、これは現実には県外の職人さんも入って来られておりまして、これも加速していく要因になるんではないかなと思います。これ結局は1万4,000戸ぐらいう家屋被害があったなかで、今7,700戸まで補助ベースはいきましたけども、こういうようなことを1つ1つ通常積み上げていかないと解消にはいたしませんので、地道ではありますが、少しでも早くなるようにこうした職人さんの確保とか、それから発注の仕方の工夫とか、この辺も含めて投入をして推進を図っていただければと考えております。

3 鳥取県中部地震からの復興に向けて

○記者

震災絡みはマイナスをプラスにということで、幸福の復興という言葉を出しておられるかと思うんですけど、1年目に向けた意気込みをちょっと改めて一言いただければと。

●知事

はい。今回、先週末〔4月16日〕に倉吉銀座の商店街が新しいフェスタ〔倉吉銀座商店街復興組合復興イベント 銀座春まつり〕をされたわけでありまして。これはちょっとその倉吉の古い店舗を壊して、それで出来た空きスペースに所有企業さんがこれ具体的に株式会社チュウブさんなんですけども、チュウブさんが協力されてそこで初めてのお祭りをしたわけですね。それで、これは実は私どもの復興活動支援事業としてサポートしておいたものであります。それで、これはまち自身が地震で傷つきましたし、あそこの場合は大正町の火災〔平成27年3月11日に発生した大規模な建物火災〕が2年前にございまして、それでこの火災からの復興ということもあるわけでありまして。そこで新しいまちの活力を作ろうと地域のかたがたがお店を出し合ったりして賑わいを取り戻そうというかたちで立ち上がったのが今回のフェスタでありました。こんなようなかたちで、地震とかいろんな災害のなかで地域の結びつきがもう一度強まってくるモーメント〔きっかけ〕にもなるわけですね。そこを上手に育てながら単にリストラクション〔再興〕として同じものをもう1回作るのではなくて、同じまちが別のまちに生まれ変わる、そうしたことを企業ベースや地域ベースでできるのではないだろうかということです。

今回、農業のなかでも現場と話し合いながら新規軸も出てきているんですけども、王秋という梨が落果被害を起きました。それで、この落果被害を起こしてそれを何とか落ちた梨も売ろうというふうには私自身もセールスに行きましたけれども、あちらこちらに販売促進をしました。何とか収益減を少し緩和することができたわけでありまして、そういうなかで、実は王秋梨の魅力の発信にもつながった面があるんですね。それで、王秋梨は大きくて見栄えもいいし、日持ちもしますし、甘みもしっかりしていて、そういう意味で新甘泉などの新品種と並んで結構有望品種でないかとい

うことになってきたんですね。ですから、幸福を作る復興の事業として、こういう王秋梨を新しい奨励品種としてやってみようかと。それで地震の思い出の品種がむしろこれからの農業を元気にする、そういう品種になってくると、こんなようなことで単に元に戻す、壊れた選果場を元に戻すことだけでない、将来の収益増にもつながっていくようなそういう復興をぜひかたち作っていただければと思っております。

知事定例記者会見(平成29年10月17日)

1 鳥取県中部地震から一年、復興・復興に向けた歩み

●知事

また、その投票の前日10月21日は、鳥取県中部地震が起こりまして1年目の節目の日となります。これまでの1年間、県民の皆さま、そして地域の皆さま、NPOであるとかボランティアの皆さま、また、企業の皆さま、あるいは鳥取看護大学を初め大学関係者、さまざまなかたがたが力を合わせていただきまして、私どものふるさとの復興に向けて大きな動きを作っていただきました。本当に感謝を申し上げたいと思います。その当日〔10月21日〕には倉吉市におきまして鳥取県中部地震1年復興セレモニーを行うことになり、鳥取県中部復興祭を地元のかたがたが中心になって行われることとなります。翌日〔10月22日〕の第7回倉吉ばえん祭でありますとか、いろんな行事がこれに関連して行われることとなります。ぜひ、この日をまた一つのステップアップの土台といたしまして、復興を確かなものにし、幸福を興す復興につなげていく、そういう誓い合う日となればと思っております。

この10月21日には石原良純さん、あるいは岡村和美消費者庁長官も来られる中、米子市におきましてエシカル消費のカンファレンス〔エシカル・ラポinとっとり〕も行われることとなります。エシカル消費はこうした震災など災害からの復興を支援することを消費活動を通じて行うこと、あるいは環境問題や貧困問題、これに対しまして消費活動を通じて貢献をしていくこと、そういう新しい消費者像や消費の姿を作っていくということでありまして、そのイベントも10月21日土曜日に開催をされることとなります。いろんなそうした動きがあるわけですが、先般は今後の復興のあり方につきまして第3回鳥取県中部地震復興会議において民間の皆さま、また行政関係の首長さんたちなどと話し合う機会を持ちました。そこでの議論を踏まえまして、1つはこの中部地震でかなり一部損壊が多かったことなど、特徴ある被災もございました。そういうようなことで、住宅復興のための支援制度を急ぎ整備をしたわけでありまして、具体的には鳥取県被災者住宅再建支援基金という制度がございまして、これに基づきまして再建支援金をお出しをする、この対象を鳥取県独自に半壊にも行ってたところをさらに一部損壊のうちの10%被災以上のところにつきましても対象とすることにし、30万円を給付する制度を作りました。また、原則5万円のこうした被災に対する支援制度を、県独自で設けさせていただいたところでございました。

現在のこの申請状況からしますと、今現在で再建支援金、基金制度に基づくものにつきましては7割5分の申請でございまして、また県の方の単

独事業でやっております被災支援の方、こちらについても9割超の申請状況ということであります。そういうようななかで10月21日が申請期限を迎えることになっております。ただ、これこの状態のまま単純に打ち切っているかどうか、私自身もそれについて懸念もございまして、中部復興会議のなかで問題提起をさせていただきまして。それで、また首長さんたちの方からも、これについて弾力的な措置が必要ではないかというお話がございました。今、細部を、最終調整をしておりますけども、10月19日木曜日にこの再建支援基金につきましての、基金制度の協議会を開催をさせていただき、そこで最終的に結論を出すことにしたいと思っておりますが、方針を今までのところ中部の市町村中心にしまして関係者と話し合っていてまいりまして、固めさせていただいたところでございます。

具体的には期限を今年度〔平成29年度〕末3月31日まで延長するという申請を受け付けることにさせていただこうと、今10月21日が期限であります。これを3月31日まで延長することで10月19日最終的に協議会での議決を経たいと考えております。また、これと併せまして県の方の支援金、原則5万円の支援金につきましても同じく今年度〔平成29年度〕末まで申請期限を延長する取り扱いに変更させていただきたいと思っております。具体的なやりかたとしては、県の条例で定まっているものではございますが、それについて協議で決められるセービング・クローズ〔但書き〕の部分がございまして、それで、その市町村と県との協議で定めるスキームのなかで1年を経過した10%~20%の世帯、半壊世帯、こうしたところを年度末まで延長するというようなことを定める。また、併せまして、要は10%未満のところですね、これについては県の方の要項を改めることにいたしまして、これは協議会直接ではありませんが、県サイドでそれに同調させていただく、こういう考えかたでございまして。

これによりまして従来の条例との整合性も保ちながら、事実上取り扱いを半壊あるいは10%以上20%未満の一部損壊、また10%未満のところの一部損壊、そういうのにつきまして年度末まで申請を受け付けることが可能になるかと思っております。こうした取り扱いと併せて10月19日には、今後、じゃあ今回中部地震でできあがりまして、新しいやりかた、これをどうしように継承していくのか、これについても最終的な方針を定めさせていただきたいと思っております。今、方針の案として相談を各市町村とまとめてまいりましたところは、これは市町村の意見の最大公約数に基づいてまとめてまいったわけでありまして、今回、この基金制度に基づきます10%以上の一部損壊30万円の制度については恒久化をするということ、それから一部損壊で10%未満のところ、これにつきましては市町村側の方から、もう少し額を抑えた上で検討すべきではないかとか、また、簡易な認定手続きを考えるべきではないかというようなご意見が出されてきたところであります。

それによりまして基金制度としては2万円の支給額ということで、この10%未満のところを作ってはどうか。もちろん市町村レベルでこれに上乗せをしたり、そのときの状況によってまた別途支給ということもあり得るかもしれませんが、恒久的な制度として、コアの部分として2万円の支給というものを10%未満の一部損壊についても基金制度で盛り込む、これによりまして今

は緊急避難的にやった措置がこれからも生き続けていくことになるかと思えます。それで、併せて今回の中部地震の経験で見えてきたいいろんな不都合な点もございました。例えば半壊世帯で、いっそのこと家を買ってしまおうというかたとか、建て替えてしまおうというかたももちろん出るわけですが、修繕以外は対象としないという従来の制度になっていました。それも不都合なので、これは修繕以外でも建て替え、買い替えというものが対象にして半壊住宅に対する助成金を出ししようというように付け加えさせていただいたり、また、中小規模の賃貸の住宅、大規模な全国的なアパートのチェーンだとかいろいろありますけども、それは別といたしまして個人経営でやっておられる住宅とほぼ同じように考えられるようなところ、個人住宅とですね、そういうところにつきましてはこの基金制度の対象とする。

さらには住宅に重大な影響を与え得る擁壁、石垣といったものです。それで、これも対象としてはどうだろうか。具体的には150万円まで補助率3分の2で支給限度額100万円の制度を基金制度として付け加えてはどうだろうか。こういうようなことなど、今回の中部地震で現実基金制度による助成制度を運用して、いろいろ不都合があるのではないかと、関係先から指摘をされて、今回も地域と共同してやり方を事実上改め始めたところにつきまして、恒久制度とさせていただきたいと考えております。こうした方針に基づきまして10月19日、基金制度の運用を行います鳥取県被災者住宅再建支援制度運営協議会に諮りまして、そこで了承が得られれば、今後、これ県条例〔鳥取県被災者住宅再建支援条例〕で最終的には書かなければなりませんので、県議会に最終的には条例案を提出をしていく。これによりまして市町村も次年度〔平成30年度〕以降の予算を考えるとということになるかと思えます。

市町村の方で懸念をしておりましたのは、基金の積み戻し方です。現在までのところ約10億円執行していますが、申請期限を延長するなどして、さらに基金が目減りすることも考えられます。それで、これについては当面20億円を目標に積み増すことで協議会に諮りたいと思います。それで、その積み方でありますが、積み額の大きな市を中心にましてペースを考えてもらいたいという声もありましたので、年間2億円積み、あるいは1億円積むで大分ペースは変わってきますが、そのいずれかのペースで積むことを選択できるようにして、県の方は毎年2億円積みペースで、できるだけ早く積み戻す格好を目指していきたいと思えますが、市町村の台所事情などもございますので、毎年1億円積みペースで案分していく、それによる市町村の負担部分を積んでもらうわけですが、総額1億円ペースのところでも積んでも可だというように、そこはフレキシビリティ〔柔軟性〕を与えて積んでもらうということで、市町村と折り合ってまいりました。こうした方針をこの10月19日木曜日にかけさせていただきたいと思えます。

また、被災地における企業の復興、さらには今後に向けて事業拡張もこの際やってしまおうというところがありますが、これまでも宝製菓株式会社さん、あるいは尾池グループさん、さらには株式会社明治製作所さんがございましたけれども、新たに学生服の株式会社トンボさんも西倉吉の工業団地における事業拡張に向けて動いていただけ

る方向となりました。具体的にはこれから企業さんとまた相談させていただくことになりますけども、新年度〔平成30年度〕のいずれかの時期に拡張部分の開業を目指して動いていくということになるようであります。こうやって1歩、1歩ではあります、復興から復興へ、幸福づくりの復興へ私どもとしても歩みを進めていく、そういうターニングポイントを迎えることとなりました。

2 鳥取県中部地震から一年

○記者

今月21日のその地震から1年に向けてなんですけども、1年経ったことについて今の復興状況とか、今後の復興に向けた意気込みということを改めてお聞かせください。

●知事

発災当初から、鳥取県は小さな県ではありますが、総力を挙げてこの鳥取県中部地震の復旧・復興、災害避難支援等に回ってまいりました。関係するいろんな他府県のご協力もいただきながら、政府からも観光面での支援をしてもらったり、そういうことを仰ぎながら進めてきたところでございます。前の西部地震や他の地震と比べますと比較的早く事態が進展しているのは、そういう関係者、県民の皆さまのがんばりのおかげだと感謝を申し上げたいと思えます。具体的には鳥取県関係の公共施設、あるいは土木関係の復旧は、大体年内には終わる目途が立ち始めています。また、市町村の方もそうしたとんかちの部分は年度末までには終わるのではないかと、いうようになってまいりました。産業面でも先般、商工関係者のご意見がありました、県が、全国にない制度でありますけども、災害に遭われた企業さんが復興される、さらにはもう一歩進んでこの際業態を変えたり、拡張したりということも支援する、経営革新制度や特別な融資制度、この執行状況が非常にいいというお話がございまして、商工関係者のお話では、今、その期限も、平成29年度末まで延長しているんですけども、恐らく今年度〔平成29年度〕いっぱい大体落ちていくのではないだろうか、というお話が出始めました。また、先般の復興会議の中でも住宅につきましては一番心配な屋根の部分、この修理については、ほぼ、雪の季節の前に片が付くのではないだろうか、そういう言葉が業者の組合などから出ておりまして、我々が目指しておりました、できるだけ早く復旧・復興を進めるというルールの上を、今、私たち、ふるさと挙げて進んでいるというふうに考えております。

ただ、残される課題はいろいろとあるかと思えます。やはり地震、これはもう東日本大震災でも熊本地震でもそうありますが、地方はただでさえ、今、地方創生という言葉があるぐらい人口減少であるとか、高齢化であるとか、いろんな課題を抱えてコミュニティの維持が難しい時代に入ってきております。それが、災害がありますと顕在化するということも言われているわけでありまして、我々としては住宅復興の支援制度などを作りまして、早めには手は打っているんですけど、それでもやはり空き家が目立つ状況が顕在化してきたとか、そういう課題が生まれてきていたり、また、特に生活の困窮というのがここ10年ぐらいでその質が変わってきています。そこで住宅とか、基本的な生きていくための資産の維持・保守、その辺に困難のあるご世帯も見えてきています。ですから、これは普段からやっている、最終

的には生活保護も含めてそういう社会援護といいますが、コミュニティ対策といいますが、そうしたことを市町村がやはり第一線現場でもう一度腰を入れてやっていただく必要のある段階に入ってきたのかなと思っています。

今まではとにかく大方、もう街を元に戻す、それから暮らしを概ね取り戻すところを集中してやってきましたが、最後にこう、駄目を詰めていくといいますが、最後の詰めをしていく、仕上げをしていく、それが必要な段階ではないかなというふうにも思っております。私どもでも平成30年度当初予算に向けてまして、新年度の編成会議を今週〔10月19日〕持ちたいと考えておりますが、大きなテーマの1つは、今、申し上げた中部地震など、そうした災害復興の仕上げをすること、これ、大きなテーマだと思っております。あと2つ目には、そうした当初予算の編成にあたりまして、我々の方では財政誘導目標というのをやってやってきました。これを仕上げるのがたまたま来年度になるわけですね。ただ、片方でこういう地震などで今、財源に疲弊、枯渇が見えてきました。それで、そこをどういうふうにやりくりするかという工夫、がんばりが2つ目の焦点になると思っています。

こうしたことに新年度〔平成30年度〕も継続して取り組んでいくこと、そのための予算編成も含めた準備を整えていくこと、こうしたことも中部地震から一周年となる平成29年10月21日以降の課題ではないかなというふうにも考えております。テーマとしては、リストラクション、元に戻す復興の時代からハビネスメイキングといいますが、幸福を作っていく、そういう復興の時期へ移っていく、そういう転換点は今ではないかなというふうにも考えております。

3 住宅再建支援金制度の期限延長

○記者

住宅再建支援金の制度の申請期限を今年度末まで延長される方針だということだったんですけども、ただ単に延長されても、先ほど言われたような高齢化だとか、それから経済的な困窮のかたっているのはなかなか申請ができないという可能性もあるんですけども、そのかたがたについては、先ほどのお話と少し関連があるのかも知れませんが、具体的にどのようなように申請をしてもらえるように働きかけをしていったりとか、されるのでしょうか。

●知事

これ、実際事業者のかたと話をしてみますと、やっぱり被災の程度にもよるんだと思えますが、「自分の代ではもうええわ」という選択をされることもあるんですね。それで、それを無理にこう補修する必要が、危険でなければ、あるのかどうかっていうのも実はもう出てきていると。これ、実際に家の中に入られる業者さんなどのお話であります。ですから、もう今、ラストワンマイル、最後の段階に入ってきているんだと思うんですよ。ただ、そういう中で厄介といいますが、非常に問題、課題があるのは生活困窮などと絡んでいる場合でありまして、これは県と市町村で、共同で今、運営していますこうした住宅修繕の支援事業以外のものもやはりあるわけですね。それで、その辺はやはり市町村に現場で回ってもらって、それぞれのご家庭と今後の対策というのを考えていく、それがやはり必要なことでもあります。それ

知事記者会見録

で、今までも市町村もそういうことも進めておられて、アンケート調査であるとか、そういうことも既に始められていて、こうしたことを最後は1軒、1軒仕上げていく段階に入ってくるのかなということですよ。

今まではとにかくある程度、住家が大量に1万5,383棟損傷しましたので、大量にこう住宅補修を進めるために申請を受け付けるということに、どちらかというと終始していたのかもしれませんが、そちらの方の手間が一段落してくれば、補助金・支援金の申請期限も延ばしてありますので、その間に1軒、1軒とお話をしていく時間をぜひ市町村の方でも取っていただき、そこで何か課題が見えてきて、新たな何らかの対策が必要ということになれば、県の方でももちろん協議をさせていただき、真摯に対応してまいりたいと思います。

ただ、いろんな支援手段というのがあったり、例えば住宅のことであれば恒久的に公営住宅等でお住いになるという選択肢を取られるかとも今出始めていて、そういういろんなやり方がありますのでこれから一応年度末まで期限を延ばしたなかで、丁寧に対応していくことが肝要だと思っております。

4 住宅再建支援基金制度の検討

○記者

住宅再建の基金のことでちょっと確認も含めてお尋ねしたいのですが、10%未満の一部損壊の住宅について、県は独自で今回の地震については制度を設けたんですが、これを恒久的な制度として2万円ということで折り合ったということですが、これは確認としては、まず基金事業としてこれを行うということでしょうか。市町村の方には一部慎重な意見もそれについてあったように思うんですが、そこは理解が得られたという話でよろしいのでしょうか。

●知事

これにつきましては市町村長との行政懇談会、そこでも大分率直な意見交換をさせていただきました。それでまた、被災者住宅再建支援基金の協議会、運営協議会の場におきましても議論をさせていただきました。その後、実は市町村を事務局ペースで話し合っていてあります。それで、元々行政懇談会に出てきた意見があるわけでありまして、それ、市町村長の意見をベースにして折り合える最大公約数のところを、模索してきた結果が2万円、基金制度、基金でありますので市町村と県とそれぞれでお金を出し合いながら運用する制度であります。基金制度2万円ということで折り合ったところでございます。それで、後は大分強烈な意見があったのは簡便なやり方での認定制度などでございまして、民間の認定を援用させてもらうとか、いろいろやり方が工夫できるのではないかと思います。

そういうようなことも含めて、市町村レベルでもご理解を今得るに至ったと判断しております。最終的には、この木曜日[10月19日]に運営協議会を開催してそこで改めて確認をすることにいたしております。ここで方針が出れば、ただ、これは県条例でやっている制度になっていて、県議会と今後協議をしていくという段階に入ります。それで2万円というのはどうなのかというご意見は当然あるかなと思うんですけど、こ

れは県市町村の共同事業でやっている、いわばベースの部分です。それでここまでは制度的に今後保障されてくるという部分です。それでそれに付け加えて何かということは今までも、それぞれの市町村でされておられます。もちろん県も被災の状況によって何かその場で考えることもあるかもしれませんが、それで、そういうもの以外の、そういうもののベースになるところで2万円の制度を恒久化することの意味は非常に大きいと思えますし、基金制度を活用することで持続可能なかたちになってくるだろうと期待しております。

○記者

今回はふるさと納税など募金を財源に充てましたけども、今後はこの2万円というのは少なくとも財源この基金を財源として拠出するという理解でよろしいでしょうか。それから積み戻しのペースのことで2年、1年という話がありましたけど、結局これは10年かけて1億ずつ積み戻していくことなんでしょうか。

●知事

今現在は大体10億円くらい使ったんですけども、ただ、今後まだ申請が中部地震でも出てくる可能性がありますし、実はまだ執行残があります。申請は受付けていますけども、まだ交付がされていない。ですから、14、15億円くらいなるかもしれませんがね、最終的には。そうした場合、例えば仮に14億円使ったとすれば2億円であれば7年間かかると、16億円使ったとすれば8年かかると、今のまま額が増えなければ5年程度で終わってしまうというようなペースです。その辺はただ積む方にはやっぱり予算がありますので、ある程度決めしておく必要がありますから、2億円ないし1億円のペース、どちらかを選択してもらうというよなことで今、市町村側と話をまとめてきたところでありまして。

○記者

2億ないし1億っていうのは最終的に次の協議会で決めるということでしょうか。

●知事

いや、選択制を決めるということですよ。ちょっとわかりづらいんですけども、2億円としますとそのうちの半分1億円は県が出す、それで残りの1億円を地域の市町村で案分等によって額の算定方法がありまして、それで決めていく。その決まってきた市町村の額を出してもらうか、あるいは総額1億円を市町村の割当額、これはその半分の額になります2億円ペースと。その半分の額で拠出するけれども、倍の期間かけて拠出しますということを認めるということですね。ですから、どちらかの方式を市町村の実情に応じて選択していただくということを10月19日に確定したいということですね。

○記者

確か中部地震の発生の前に20億、この基金は積んでいたかと思うんですけども、今回一部損壊の10%以上のところとか、それから10%未満についても2万円というものを新たに加えるということでもかなり、今後地震がまた発生したときに取り崩す額っていうのが増える可能性があるかなと思うんですけども、また積み戻す額っていうのは、その中部地震の前のときと同じ20億っていうところでもう了解が取られているということではないでしょうか。

●知事

これは20億円を目指して基金を積み戻すということですよ。20億円基金積んだ後、その後どうするかはまたそのときに運営協議会などで議論することになるかなと思います。また、今回どう頑張っても20億円までいかないと思うんですけど、中部地震のは。ですから、20億円はそこそこの線であったのかもしれませんが、ただ、これはそのときの被災の状況にもよるわけですよ。実は私どものこの基金制度というのは、いわば年度間の平準化でありまして、ですから基金が積み上がったなくても、やっぱりそれを執行していくわけですね。足りない額があったとすると、そのとき、また話し合わなきゃいけないと、一時的に県と市町村で支出をするのか等々、要は制度、基金の額というのは、これは積んであればそれは使えますけど、積んでなければ使えないということでありまして、その辺はですからそのときの被災時の基金の残高状況によって、実はやり方が変わるということには内在されています。

ですから、じゃあ何が基金なのかということ、多分これ年度間の平準化ということだと思えますね、これで半年度でものすごい額の支出が出てくる。それをかなり抑えることができ、要は保険をかけているような形になっているというふうにご理解いただければと思います。ですから、実は基金の額の設定に多分絶対の額ということではなくて、積み続けてもいいんですけど、ただ現実には私どもも20億円でいまままで止めたんですけど、それ以後も積む予定があったんですけど、20億円で止めたっていう過去の経緯もございまして、今回まずは20億円を目標にして積んで、そのときにまたどうするかはまた協議するということになるかなと思っております。

知事定例記者会見(平成30年1月18日)

1 鳥取県中部地震からの復興への対応

●知事

そういう平成30年度当初予算も含めたさまざまな、部内協議をしているなかでも1つ焦点になりますのは、鳥取県中部地震からの復興をどういうふうに進めていくかということだと思えます。これにつきましては、今、住宅の再建に向けまして支援制度を県独自で設けてきております。本県では全国でも初めてになりますけども、一部損壊も対象にした事業を組もうと、それでこれについては事業の恒久化ということも先般の議会でも条例[鳥取県被災者住宅再建等支援条例]制定したところでございまして、こうした事業をどうするか、それからまた、まだ修復がなかなか手つかないというそうしたご事情に寄り添っていくのにはどうしたらいいか、この辺があるかなと思えます。これから今日にでも庁内で話し合いもさせていただき、2月に入りまして、地元の中部の市町村、首長さんであるとか、関係者のかたと会議ももって対策を決めていきたいと考えているところでございますが、具体的には、一つ焦点になるのは3月いっぱい住宅再建支援助成制度[被災者住宅再建等総合支援事業]の方がございますけど、これが申請締め切りということになっています。この取り扱いをどうするかについて、市、町の方に意見を改めてお聞きすることにしようと思えます。

これについては県としては柔軟に対応すべきかなと思えます。大分申請も済みまして琴浦町のよ

うに100%いったところもあり、終わって卒業していくということもあるんですが、被災の厳しかった地域では3月いっぱいでは終了するかどうかというのは、まだよく分らないところがあります。それで、今、市長さんや町長さん等とも話をして状況を調べていただいているところでございますけれども、そうしたなかで我々もこの期限を再延長するかどうか判断をしなければならぬところがございます。市町村のご意見を聞いていく必要があると思っております。それから、なかなか思うように家の修理等が進まない等の課題を抱えているご世帯もございまして、その辺が申請が終わらない理由の1つになっているのかなと思っております。

そこでアメリカのハリケーンカトリーナ、平成17年に襲った大災害でありますけれども、そのときにアメリカ合衆国連邦緊急事態管理庁FEMAと言われる組織の方であみだした手法と言われていますが、災害ケースマネジメントというそうしたやりかたを本県としても制度化してはどうだろうかと思っております。これは、具体的にには関係機関が一緒になりまして、1つ1つのそうした世帯の事情に寄り添って解決策と一緒に考えて提示をしていくということでもあります。もちろんすべて行政がおんぶに抱っこでできるというものではないわけでありまして、それぞれの世帯が生活を復興していく、それを支援していくというものでありまして、生活復興支援チームをそうした関係機関と一緒に組織をしながら対処していく、こうしたことで丁寧寄り添って、今、残された世帯、ご家庭に対しまして我々も具体的に動いていくと、そんなことを市町村や関係機関とこれから話し合っ合意ができれば制度化をしまいたいと思っております。

具体的には県はもちろんでありますけれども、市や町、さらには私どもの方で震災復興活動支援センターというのを倉吉で作っております。こうした災害復興支援センター、あるいはそれを今後発展的に改組しながらサポートするようなセンターにしていきたい、そんなところも協議させていただきとか、あるいは社会福祉協議会さんであるとか、いろんな関係団体がございます。そうしたところといわばチームを組んで各世帯の事情を聞き取りをし、それにはこういう解決策があるんじゃないでしょうかというようなことを話し合う、そういうなかでやっていく。それで、なかには例えば家の直し方についても技術者のご意見が必要だということもあるでしょうし、そんな場合、建築家をお世話をする、もちろん庁内にも建築家もいますし、また、あるいは法律相談等がやはりいろんな権利関係などで必要だということになれば、そうしたリーガルサポートということも考えていく、こんな意味である程度きめ細かくに対応していかないと、ここから先はなかなか前に進みにくいくところも出てきていると思っております。

そういう意味で災害復興支援チームを組織をして、アメリカでやっていたようなそういう災害ケースマネジメントの手法、こういうものを本県としても制度化して導入をしていくことを検討してみたいと思っております。こんなアイデアも含めて市町村や関係者とこれから2月にかけまして協議をし、具体的にそれぞれの議会なり予算なり、あるいは運用、組織編成なりに活かしていきたいというふうに考えております。

2 生活復興支援チームの今後の予定等

○記者

生活復興支援チームというお話が出ていますけれども、このチームについてもう少し具体的にお伺いしたいんですが、関係機関、市や町や震災復興支援センターを積極的に改組といったことですが、どんな関係機関が集まってどのようなプロセスを踏んでいこう形にしていけるのか、あと、アメリカの政府に学んだというか、参考にしたということですが、その制度をもう少しどんなものなのか、詳しくお聞きできればと思います。お願いします。

●知事

結局、あの平成17年に発生したハリケーンカトリーナ災害のときもそうなんですけど、やっぱり生活を再建をしていくためにはいろんなアプローチが必要になります。アメリカのFEMAというのは災害専門の緊急対策ができる危機管理庁でございます。だから、私どもも、今、実はローラーをかけるように鳥取県独自の住宅再建支援、それから復旧支援ということを進めて、かなりスピード感をもって進んできたのは事実であり、ご覧いただくとお分かりいただけるように大分ブルーシートがこの1年でとれてきているわけでございます。ただ、どうしてもそれがここから先になりますと今まではローラーをかけて皆さまも、じゃあ、この支援金も活用し、事業も活用しやってみましょうとってどんどん進んできたんですけども、ここにくると結構いろんな政策アプローチを含めて考えないと対応できないケースが見えてきているということです。だから、前に進んだためにその辺がクローズアップされてきたということだと思っております。ですから、単に住宅の復興支援の補助制度があればいいということだけでなく、例えば住宅の直しかたのアドバイスであるとか、それから生活困窮ということであれば福祉的なアプローチであるとか、それから法律問題が実は係わっているとか、その辺をやはり解いていかなければならないケースが残ってきているという認識です。ですから、これを例えば市の方の住宅担当だとか、福祉保健担当だとか、それで私どもも建築の専門の職員だとか、それからさまざまな支援策、公営住宅も含めてそういうものがありますし、社会福祉協議会には社会福祉協議会の資源もありますし、実は復興支援センターというのはNPOや地域活動を支えるセンターでございます。そうしたところでの民間のがんばりというものを活用しながらやっていく、今、もう復興支援隊縁(えにし)っていうボランティア組織ができていますけど、そうしたところなどの応援などもあり得ようかと思っておりますけども、そういういろんなかたがたに係わっていただきながら、1つ1つ最終的には解決していかねばならない。

あるいはもういっそ考えかたを変えて別の展開を図るということもあるかもしれませんし、ただ、それは個別の事情に即していかねばいけないですね。ですから、それを丁寧にここから先はやっていく必要があるだろうということでもあります。まだ市町村とこれから話し合っ合意がなければなりませんので、今はまだ構想段階とご理解をいただきたいと思っております。それで、今日〔1月18日〕まずは、鳥取県の県庁のなかのいろんな政策資源をどうやって総合していくかということ、あるいは今後の復興の進めかた、これはまちづくりの問

題もあると思うんです。それで、例えば商店街の補助制度なども活用しながらまちづくりをやっていくとか、CCRCという手法もありますし、そういうようなことをいろいろと今後どうやって進めていかず今日はちょっと庁内でも話をした上で、2月の早めの段階で、市町村長や産業関係、まちづくり関係の皆さんと一緒に今後の進めかたを話し合っ合意したい。そのなかでそういう災害ケースマネジメントといった手法、これも議論させていただき、関係者のご理解とご協力が得られるということになれば、それを今度制度化していく、スタートしていく、特に新年度に向けては予算対策も必要であれば、予算なども計上していくということになるかと思っております。今、各市町村も県もそういう予算編成などの佳境に入っていますので、ある程度のタイミングで話をすり合わせていきたいと思っております。

○記者

今、関係でチームを組んで、チームも組んでということ組織していくというような言葉がございましたけれども、今、中部総合事務所に復興本部というのがございますが、この組織のなかにそういうチームを作るといったことなのか、それともある程度概成したということで、本部は解散してそのチーム形式で市町村とも一緒になってフォローしていくというのか、その組織的な部分でのお考えをお聞かせください。

●知事

例えば病院でいったらチーム医療といいますね、お医者さんや看護師あるいはリハビリや、そういうかたがたがいわば1つのチームとなって患者さんと向き合っていく、それと一緒に考えかたのチームでありまして、県庁の組織のチームではありません。むしろそういう関係者のかたがたと垣根を越えて協力していくチームを形成していくということでもあります。やはり一義的にはどうしても本当に個別のことになりますので市町村が前に出たいただかなければならないことはあると思っております。ただ、それだけで解決できないことが多いわけでありまして、私どももパートナーとして一緒に向き合っ合意していかないと、そういうことでもあります。ですから、復興本部の中に何かそうした支援チームを作ることではなくて、バーチャルでもないんですけども、現実には何名かが一人ひとりに係わっていくという、そうしたチームというイメージですね。はい。



平成28年10月21日 鳥取県中部地震記録誌
平成31年3月発行

発行 鳥取県危機管理局危機管理政策課
編集 株式会社新日本海新聞社



資料提供（五十音順）
一般社団法人共同通信社
株式会社朝日新聞社
株式会社産業経済新聞社
株式会社新日本海新聞社
株式会社毎日新聞社
株式会社読売新聞大阪本社



鳥取県中部地震 住民避難関係状況一覧

住民避難状況の推移

上段：避難者数（人） 下段：避難所数（箇所）

市町村名	10月21日						22日						23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	21:00	7:00	11:00	13:00	16:00	20:00															
鳥取市	3 [2]	3 [1]	0 [1]	0 [0]																	
倉吉市	1,921 [18]	1,921 [18]	1,921 [18]	1,039 [18]	979 [18]	1,163 [18]	1,163 [18]	505 [19]	448 [19]	413 [18]	386 [18]	386 [18]	253 [18]	248 [17]	238 [17]						
三朝町	360 [7]	369 [9]	363 [10]	284 [10]	199 [10]	199 [10]	187 [10]	54 [9]	42 [2]	29 [3]	16 [3]	14 [3]	9 [2]	22 [2]	12 [2]						
湯梨浜町	384 [11]	345 [11]	61 [11]	61 [11]	74 [11]	118 [11]	131 [11]	56 [10]	57 [3]	38 [3]	38 [2]	24 [2]	15 [2]	16 [2]	5 [2]						
琴浦町	70 [4]	37 [4]	9 [4]	5 [4]	7 [4]	7 [4]	6 [4]	4 [4]	0 [0]												
北栄町	242 [4]	187 [4]	84 [4]	72 [3]	65 [3]	91 [3]	102 [3]	37 [3]	34 [3]	36 [3]	30 [3]	28 [3]	28 [3]	29 [3]	27 [3]						
伯耆町	0 [4]	0 [4]	0 [0]																		
合計	2,980 [50]	2,862 [51]	2,438 [48]	1,461 [46]	1,324 [46]	1,578 [46]	1,589 [46]	656 [45]	581 [27]	516 [27]	470 [26]	452 [26]	305 [25]	315 [24]	282 [24]						

市町村名	11月1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
倉吉市	192 [17]	191 [17]	169 [17]	147 [17]	132 [17]	114 [17]	102 [17]	91 [17]	61 [7]	51 [8]	41 [7]	37 [7]	31 [7]	28 [7]	28 [7]	27 [7]	19 [7]	15 [1]	15 [1]	15 [1]	15 [1]	15 [1]	0 [1]	14 [1]	12 [1]	0 [1]	0 [1]	4 [1]	0 [1]	3 [1]
三朝町	8 [2]	4 [2]	4 [2]	0 [1]	0 [1]	0 [1]	0 [1]	0 [0]																						
北栄町	24 [3]	22 [2]	21 [2]	18 [1]	17 [1]	17 [1]	12 [1]	12 [1]	9 [1]	9 [1]	6 [1]	6 [1]	6 [1]	6 [1]	6 [1]	3 [1]	3 [1]	3 [1]	0 [1]	0 [0]										
合計	224 [22]	217 [21]	194 [21]	165 [19]	149 [19]	131 [19]	114 [19]	103 [19]	73 [8]	63 [9]	50 [8]	46 [8]	37 [8]	34 [8]	34 [8]	33 [8]	25 [8]	18 [2]	18 [2]	18 [2]	15 [2]	15 [1]	0 [1]	14 [1]	12 [1]	0 [1]	0 [1]	4 [1]	0 [1]	3 [1]

市町村名	12月1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日
倉吉市	2 [1]	2 [1]	0 [1]	0 [1]	2 [1]	2 [1]	2 [1]	2 [1]	2 [1]	0 [1]	0 [1]	2 [1]	2 [1]	2 [1]	2 [1]	0 [1]	0 [1]	0 [1]	0 [1]	0 [1]	0 [1]	0 [0]

※ 1日に複数回の集計を行っている場合は、基本的にその日の最大の数値を計上した。

避難勧告等の発令状況

市町村名	区分	発令対象	発令日時	解除日時	発令事由
倉吉市	避難勧告	生竹地区 3世帯11名	10月26日 15:00	12月1日 9:00	今後、強い地震が発生した際に配水塔が倒壊する恐れがあるため。
三朝町	避難勧告	三朝地区 1世帯2名	10月28日 9:00	12月27日 11:00	地震により地盤が極めて不安定であること。また、対象地域に接する斜面に亀裂が入っており、降雨・余震による地滑りで家屋崩壊の危険性があるため。
	避難勧告	牧地区 1世帯1名	10月28日 9:00	12月27日 15:00	地震により地盤が極めて不安定であること。また、対象地域に接する斜面に亀裂が入っており、降雨・余震による地滑りで家屋崩壊の危険性があるため。
合計			5世帯14名		

被災建築物の応急危険度判定結果

	判定 件数	危険			参加 判定士数
		危険	要注意	調査済	
倉吉市	510	100	295	115	90
三朝町	1,748	67	315	1,366	107
湯梨浜町	720	20	98	602	57
北栄町	4,333	106	501	3,726	196
計	7,311	293	1,209	5,809	450

被災宅地の応急危険度判定結果

	判定 件数	危険			
		赤 (危険宅地)	黄 (要注意宅地)	青 (調査済宅地)	青 (簡易判定※)
倉吉市	553	113	158	88	194
北栄町	2,000	22	104	127	1,747
湯梨浜町	724	10	27	17	670
三朝町	1,603	83	99	86	1,335
小計	4,880	228	388	318	3,946
農漁業施設	18	0	1	4	13
合計	4,898	228	389	322	3,959

※簡易判定＝目視により安全であると確認できる宅地に適用する判定

り災証明に関する発行状況調（鳥取県中部地震に係るもの）

市町村名	交付対象数	住家被害に係るもの				住家被害以外のもの				交付数合計
		全壊	半壊	一部破損	小計	全壊	半壊	一部破損	小計	
鳥取市	226	1	3	243	247			10	10	257
米子市	46			43	43			3	3	46
倉吉市	11,461	5	322	9,971	10,298	42	108	1,989	2,139	12,437
境港市	12			12	12					12
岩美町	1			1	1					1
三朝町	1,334		7	1,154	1,161		3	170	173	1,334
湯梨浜町	1,892		11	1,759	1,770			122	122	1,892
琴浦町	456		1	455	456					456
北栄町	2,779	13	40	2,236	2,289	57	51	382	490	2,779
日吉津村	6			6	6					6
大山町	10			10	10					10
南部町	1			1	1					1
伯耆町	13			10	10			3	3	13
合計	18,237	19	384	15,901	16,304	99	162	2,679	2,940	19,244

※「交付対象数」は、り災証明書を交付した対象の数を記載している。

（1つの建物について、提出先が異なる等の理由で3枚のり災証明書を交付した場合、交付対象数は「1」、交付数は「3」）

※上記に無被害の発行数は含まない。

→無被害166件：倉吉市（131件）、北栄町（35件（住家12件、非住家23件））

